今後の保育政策を考える会	参考資料１
令和８年７月14日（火）	

こどもまんなか
こども家庭庁

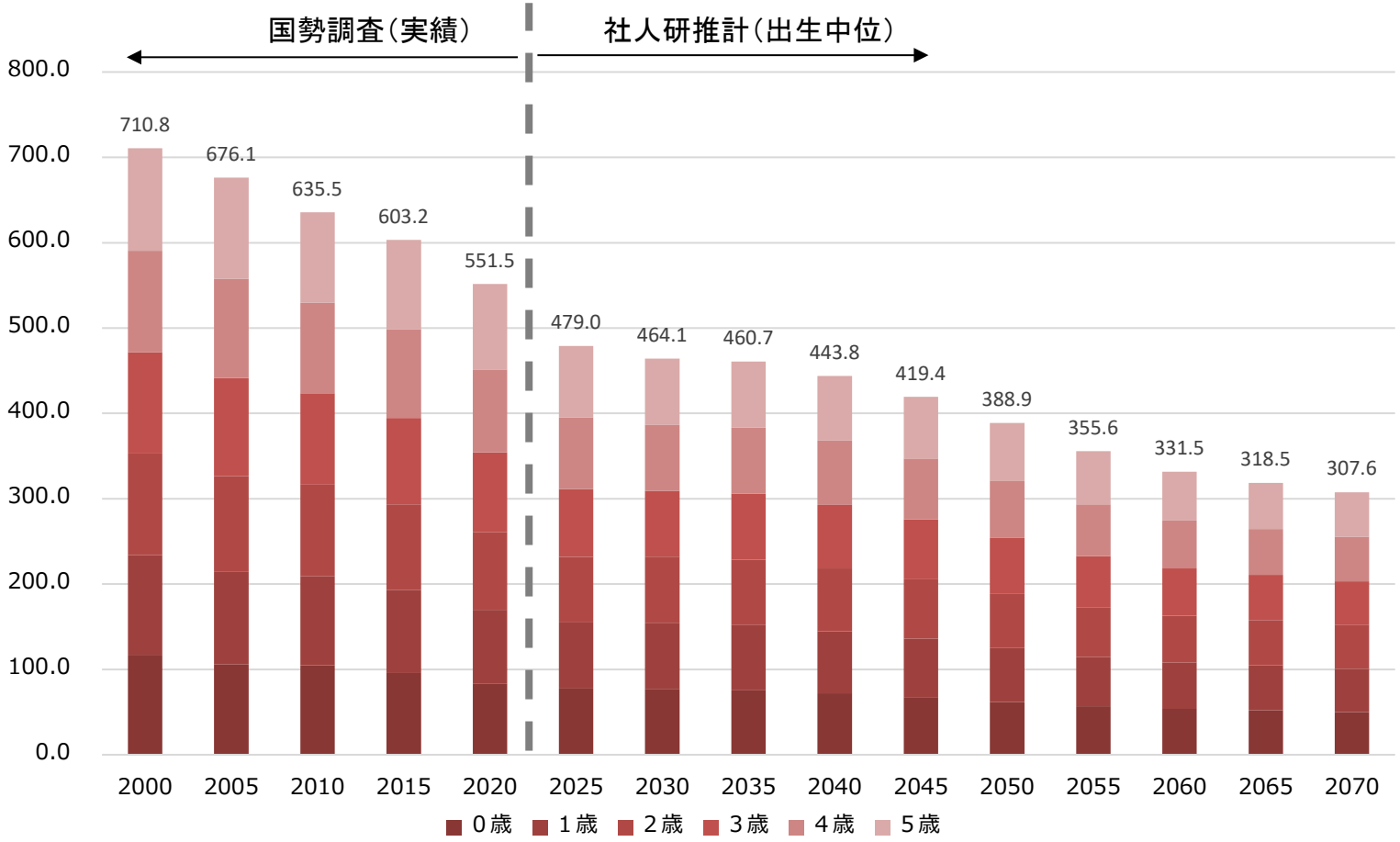
基本資料集

０－１．現状について

０～５歳人口の推移（将来推計）

○　０～５歳人口については、2000年以降、減少し続けており、今後も減少し続ける見込み。

○　2040年における０～５歳人口については、2020年に対して約80%程度と見込まれている。

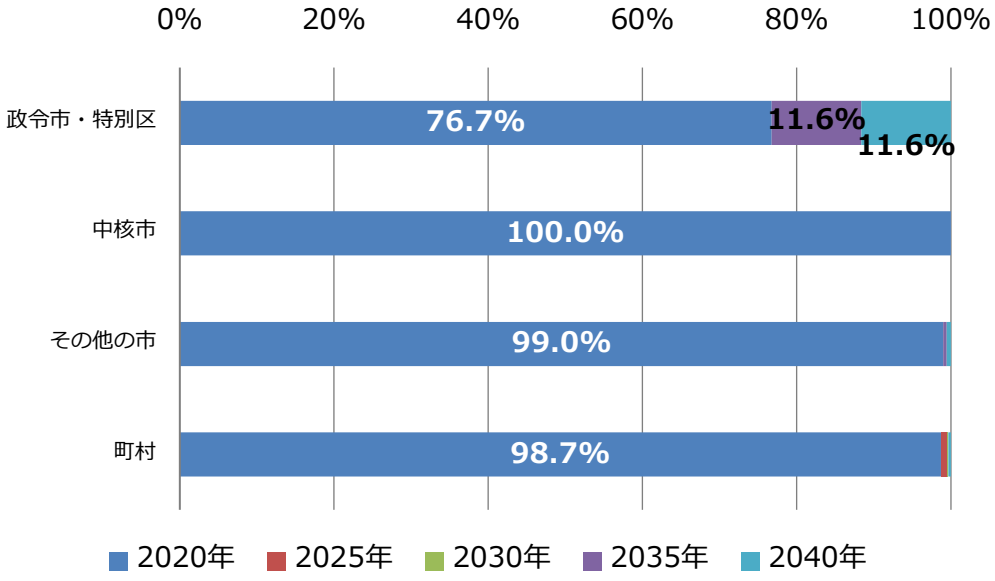


０～５歳人口の推移（将来推計）

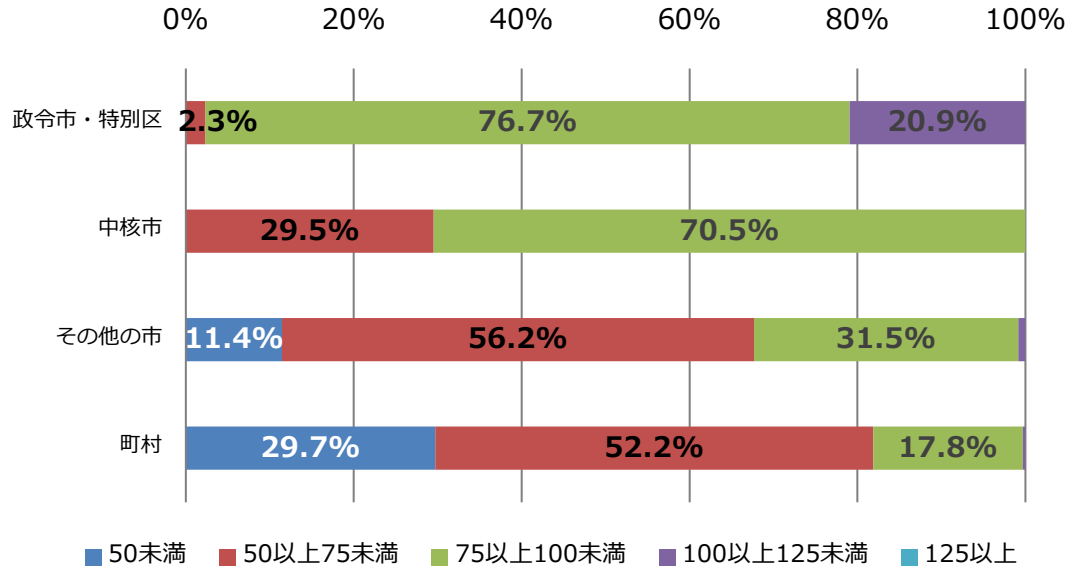
○　０～５歳人口については、一部の政令市・特別区を除き、ほとんどの自治体において2020年にピークを迎えており、今後は減少し続ける見込み。

○　また2040年における０～５歳人口の2020年に対する増減割合は、政令市・特別区については２割以上が現在より増加する見込みであるが、その他の地域ではほとんどが減少する見込みであり、特に町村においては約３割が現在の半数未満となる見込み。

０～５歳人口が最大となる年



増減率：2020を100としたときに2040どうなるか。



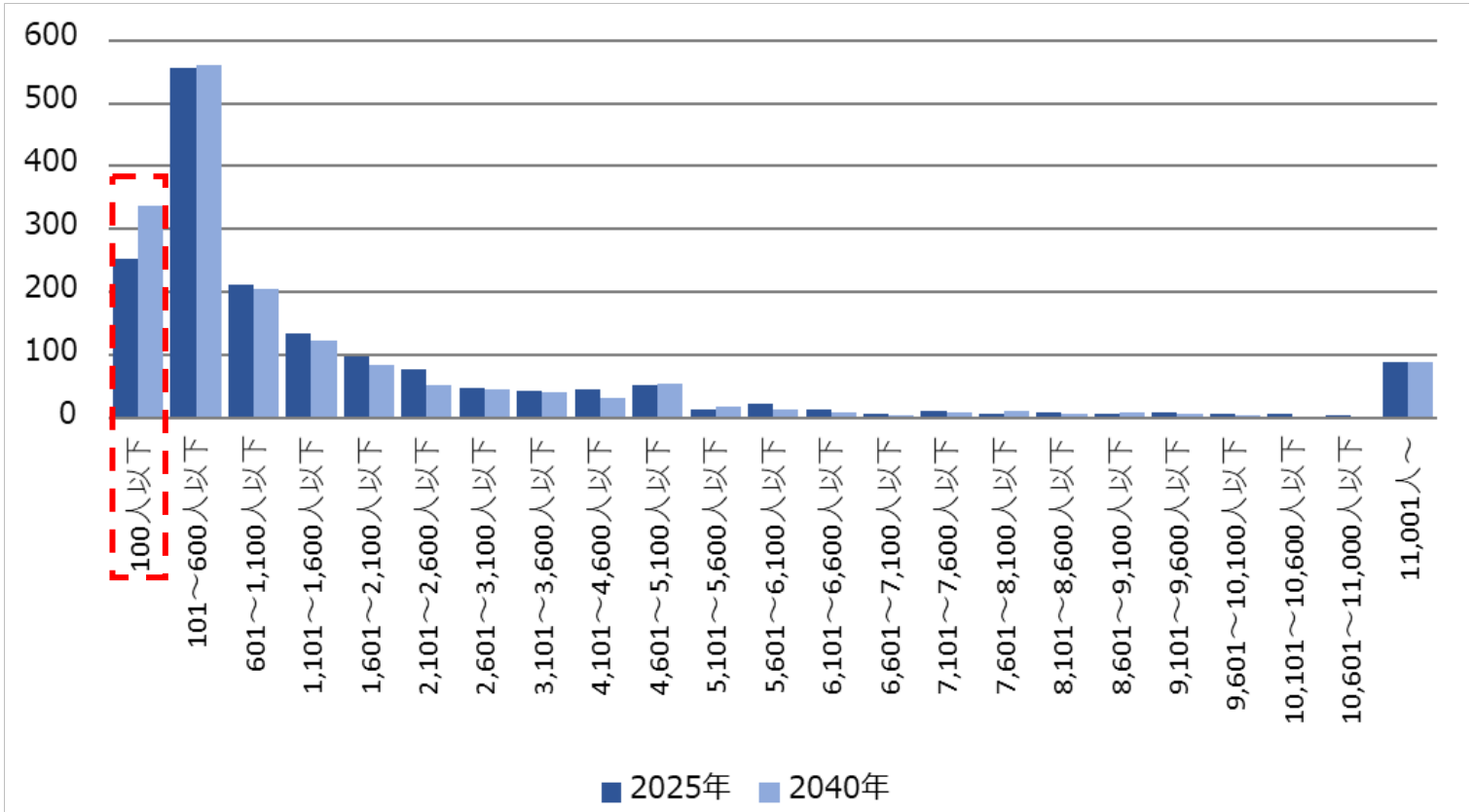
※社人研推計をもとに保育政策課で推計

※福島県浜通り地域の13市町村については、東日本大震災の影響により将来推計がないため2020年含め除いている。

0～5歳人口ごとの自治体数の分布（2025年・2040年比較）

○　2025年と2040年ともに0～5歳人口が101～600人以下の自治体が最も多くなっている。

○　2040年における0～5歳人口が100人以下の自治体については、2025年と比較して34%程度増加する見込み。



（100人以下の自治体数の内訳）

	2025年	2040年
0～9人	8	15
10～49人	101	143
50人～100人	143	180
計	252	338

※2025年はR7保育提供体制の確保のための実施計画より作成。2040年は社人研推計をもとに保育政策課で推計。

※福島県浜通り地域の13市町村については、東日本大震災の影響により将来推計がないため2025年含め除いている。

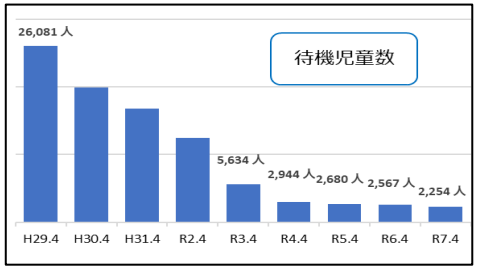
令和７年４月の待機児童数のポイント

①待機児童の状況

待機児童数：2,254人（対前年▲313人）

・**約87.9%**の市区町村（1,530自治体）で**待機児童なし**

・待機児童数が**５０人以上**の自治体は**５自治体**に減少。
（**100人以上**の自治体は**１自治体**）



待機児童数別の自治体数の内訳

		0人	1～49人	50～99人	100人以上
R７年度		1,530	206	4	1
		87.9%	11.8%	0.2%	0.1%
	対前年	6	▲ 5	0	▲ 1
R６年度		1,524	211	4	2

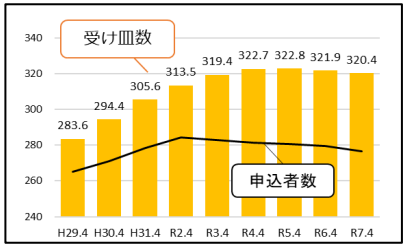
②待機児童数について

令和７年４月の待機児童数については、

・**保育の受け皿拡大**

・**就学前人口の減少**

などの要因により減少した地域がある一方で、



・**保育士を確保できなかったことによる利用定員の減**

・**申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足**

などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もある。

③今後の見込み

全体的な保育ニーズ（申込者数）は減少傾向にあるが、

・**女性就業率**（25～44歳）の**上昇傾向**（R5:80.8%→R6:81.9%※）

・**共働き世帯割合の増加**（R5:75.6%→R6:77.3%※）

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要。

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加などの**地域の事情**についても注視が必要。

一方、定員充足率は全国的に逓減傾向にあることから、持続可能な保育機能の確保について検討が必要。

※ 総務省「労働力調査」

今後の取組方針

○　令和７年度以降は、**「保育政策の新たな方向性」**に基づき、地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保していけるよう、取組を進めていく。

○　待機児童が多い自治体等に対しては、**丁寧にヒアリング等を行い、**各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて**自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む。

○　また、各年度ごとに、**人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るための支援**や**手厚い支援が必要な児童の受け入れにかかる支援**を行うとともに、**保育士の一層の業務負担軽減**及び**保育人材の確保**を図っていく。

○　また、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっていることから、今後は、地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における**持続可能な保育機能の確保**を進めていく。

令和７年４月１日時点の待機児童数について

○ 令和７年４月１日時点の待機児童数は2,254人（対前年▲313人）。

○ 待機児童数がピークであった平成29年の26,081人から８年連続で減少しており、平成29年の10分の１以下となっている。

	待機児童数	
	４月１日時点	増減数
2013(平成25)年	22,741人	▲2,084人
2014(平成26)年	21,371人	▲1,370人
2015(平成27)年	23,167人	1,796人
2016(平成28)年	23,553人	386人
2017(平成29)年	26,081人	2,528人
2018(平成30)年	19,895人	▲6,186人
2019(平成31)年	16,772人	▲3,123人
2020(令和２)年	12,439人	▲4,333人
2021(令和3)年	5,634人	▲6,805人
2022(令和4)年	2,944人	▲2,690人
2023(令和5)年	2,680人	▲264人
2024(令和6)年	2,567人	▲113人
2025(令和7)年	**2,254人**	**▲313人**

都道府県別保育所等利用状況（令和７年４月１日）

○　全国の保育所等利用定員は3,029,282人であり、定員充足率（利用児童数／保育所等利用定員）は88.4%。

令和7年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
全国	3,029,282人	2,765,235人	2,678,417人	2,254人	88.4%
(参考)令和6年度	3,044,678人	2,797,199人	2,705,058人	2,567人	88.8%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
北海道	92,954人	85,729人	82,689人	34人	89.0%
青森県	30,536人	26,105人	25,731人	0人	84.3%
岩手県	30,242人	25,930人	25,404人	5人	84.0%
宮城県	46,914人	44,058人	43,319人	17人	92.3%
秋田県	22,827人	18,803人	18,483人	5人	81.0%
山形県	28,396人	23,773人	23,498人	0人	82.8%
福島県	38,905人	33,368人	32,842人	5人	84.4%
茨城県	66,826人	60,143人	58,370人	1人	87.3%
栃木県	45,270人	39,718人	38,825人	3人	85.8%
群馬県	50,074人	44,187人	43,604人	0人	87.1%
埼玉県	147,829人	144,345人	137,664人	208人	93.1%
千葉県	138,581人	128,851人	124,687人	91人	90.0%
東京都	339,515人	320,062人	306,883人	339人	90.4%
神奈川県	182,465人	182,555人	174,600人	138人	95.7%
新潟県	63,710人	52,156人	51,848人	0人	81.4%
富山県	31,713人	26,271人	25,933人	0人	81.8%
石川県	37,313人	30,848人	30,734人	0人	82.4%
福井県	27,471人	22,460人	22,280人	0人	81.1%
山梨県	23,920人	18,820人	18,143人	0人	75.8%
長野県	60,634人	46,636人	46,242人	10人	76.3%
岐阜県	43,757人	35,106人	34,884人	0人	79.7%
静岡県	76,873人	67,727人	65,887人	0人	85.7%
愛知県	191,061人	162,433人	158,254人	51人	82.8%
三重県	44,049人	37,776人	36,635人	84人	83.2%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
滋賀県	39,632人	38,429人	36,128人	335人	91.2%
京都府	59,845人	54,400人	53,368人	15人	89.2%
大阪府	195,882人	197,972人	186,997人	194人	95.5%
兵庫県	119,061人	118,453人	112,693人	199人	94.7%
奈良県	29,341人	26,918人	25,325人	186人	86.3%
和歌山県	21,440人	18,588人	18,282人	53人	85.3%
鳥取県	18,895人	14,872人	14,811人	0人	78.4%
島根県	21,905人	19,286人	19,205人	0人	87.7%
岡山県	50,338人	46,141人	45,145人	22人	89.7%
広島県	73,524人	63,530人	61,999人	0人	84.3%
山口県	28,837人	26,653人	25,921人	9人	89.9%
徳島県	17,697人	15,413人	15,002人	0人	84.8%
香川県	26,144人	21,627人	21,371人	1人	81.7%
愛媛県	29,484人	24,967人	24,470人	13人	83.0%
高知県	22,564人	17,623人	17,563人	10人	77.8%
福岡県	130,420人	124,315人	119,758人	29人	91.8%
佐賀県	25,891人	22,824人	22,446人	8人	86.7%
長崎県	36,976人	33,340人	33,073人	0人	89.4%
熊本県	54,928人	50,360人	49,585人	4人	90.3%
大分県	28,300人	25,790人	24,860人	0人	87.8%
宮崎県	32,443人	29,169人	28,985人	0人	89.3%
鹿児島県	40,573人	37,428人	36,381人	14人	89.7%
沖縄県	63,327人	59,277人	57,610人	171人	91.0%

保育所等における都道府県別の定員充足率（５ヶ年）①

○ 定員充足率は全国的に逓減傾向にある。
○ ただし、自治体内でも地域差があることや、年度途中の入所に対応できるように４月時点では、空きを設けている保育所もあるなど、数値だけでは各保育所の状況を判断できない等の留意が必要。

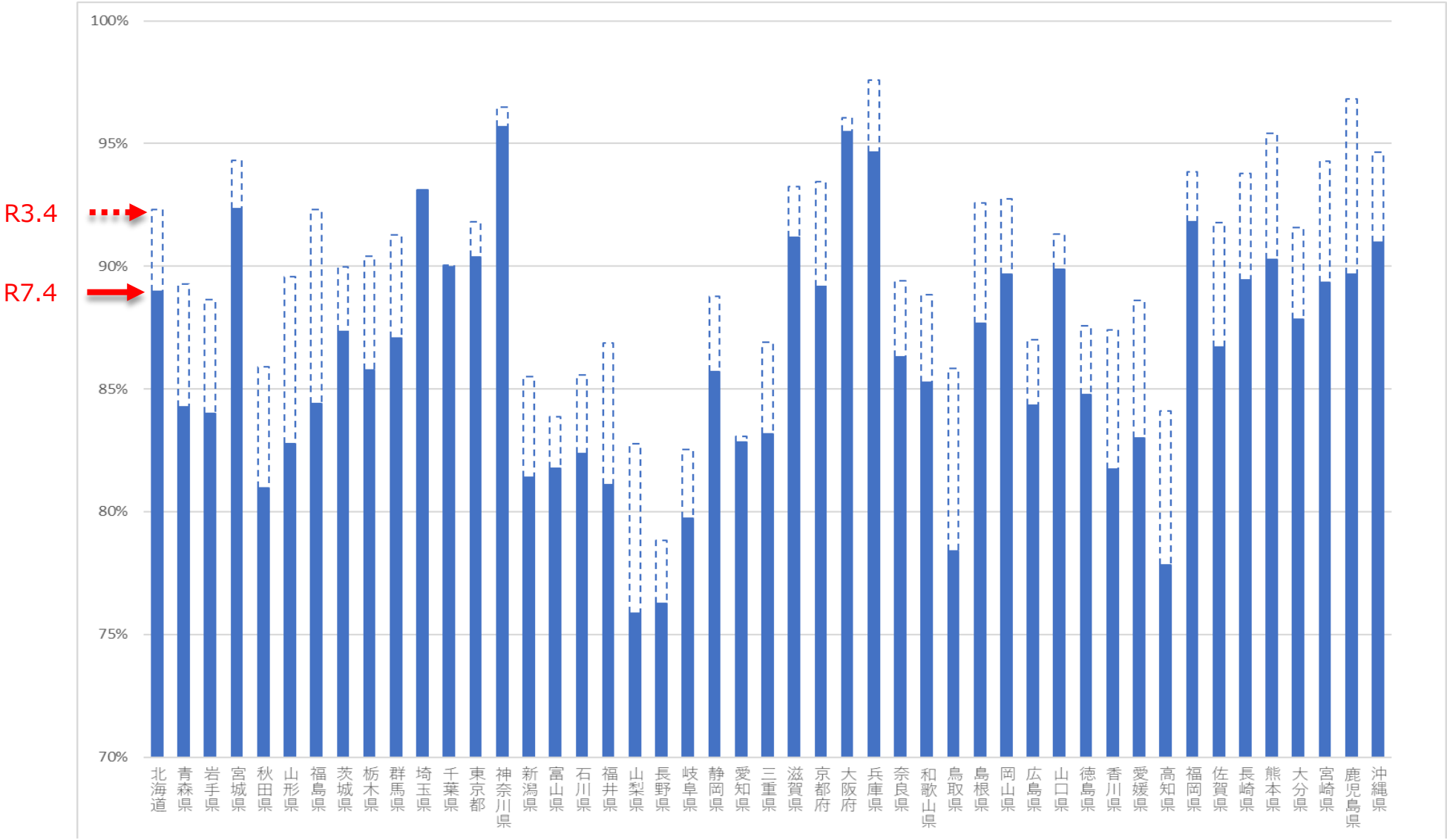
	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月
全国	90.9%	89.7%	89.1%	88.8%	88.4%

都道府県	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月
北海道	92.3%	90.6%	89.5%	89.2%	89.0%
青森県	89.3%	87.9%	85.9%	84.7%	84.3%
岩手県	88.6%	86.7%	86.1%	85.7%	84.0%
宮城県	94.3%	93.1%	92.5%	92.9%	92.3%
秋田県	85.9%	84.1%	82.7%	82.0%	81.0%
山形県	89.6%	87.4%	85.3%	83.7%	82.8%
福島県	92.3%	91.3%	89.1%	86.7%	84.4%
茨城県	90.0%	89.1%	88.5%	88.1%	87.3%
栃木県	90.4%	88.6%	87.1%	86.8%	85.8%
群馬県	91.3%	90.5%	88.9%	88.2%	87.1%
埼玉県	93.0%	92.0%	92.2%	92.5%	93.1%
千葉県	90.1%	89.1%	89.4%	90.2%	90.0%
東京都	91.8%	90.5%	90.2%	90.4%	90.4%
神奈川県	96.5%	96.0%	96.1%	96.3%	95.7%
新潟県	85.5%	83.9%	83.7%	83.4%	81.4%
富山県	83.9%	82.6%	82.5%	81.9%	81.8%
石川県	85.6%	84.7%	83.8%	82.7%	82.4%
福井県	86.9%	84.3%	82.6%	81.9%	81.1%
山梨県	82.8%	78.5%	77.7%	76.6%	75.8%
長野県	78.8%	77.7%	76.5%	76.3%	76.3%
岐阜県	82.5%	80.6%	80.4%	80.3%	79.7%
静岡県	88.8%	87.3%	86.8%	86.7%	85.7%
愛知県	83.1%	82.0%	81.7%	81.3%	82.8%
三重県	86.9%	85.3%	85.9%	84.8%	83.2%

都道府県	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月
滋賀県	93.3%	92.1%	92.1%	92.1%	91.2%
京都府	93.4%	92.2%	91.3%	90.1%	89.2%
大阪府	96.0%	95.5%	94.9%	95.2%	95.5%
兵庫県	97.6%	96.5%	95.2%	95.2%	94.7%
奈良県	89.4%	88.1%	86.8%	87.1%	86.3%
和歌山県	88.8%	88.1%	87.7%	86.7%	85.3%
鳥取県	85.8%	83.5%	82.2%	81.1%	78.4%
島根県	92.6%	91.4%	89.7%	89.2%	87.7%
岡山県	92.8%	92.4%	91.1%	90.7%	89.7%
広島県	87.0%	85.9%	84.8%	84.1%	84.3%
山口県	91.3%	90.1%	89.1%	88.9%	89.9%
徳島県	87.6%	85.9%	85.3%	83.8%	84.8%
香川県	87.4%	85.8%	84.2%	83.3%	81.7%
愛媛県	88.6%	87.4%	86.1%	84.2%	83.0%
高知県	84.1%	82.4%	81.4%	79.9%	77.8%
福岡県	93.8%	92.7%	92.4%	92.5%	91.8%
佐賀県	91.8%	90.4%	89.9%	88.8%	86.7%
長崎県	93.8%	92.0%	90.6%	90.3%	89.4%
熊本県	95.4%	93.7%	92.7%	91.8%	90.3%
大分県	91.6%	90.3%	89.6%	89.4%	87.8%
宮崎県	94.3%	92.9%	92.0%	91.4%	89.3%
鹿児島県	96.8%	94.4%	93.1%	91.1%	89.7%
沖縄県	94.6%	92.7%	91.8%	92.3%	91.0%

保育所等における都道府県別の定員充足率（５ヶ年）②

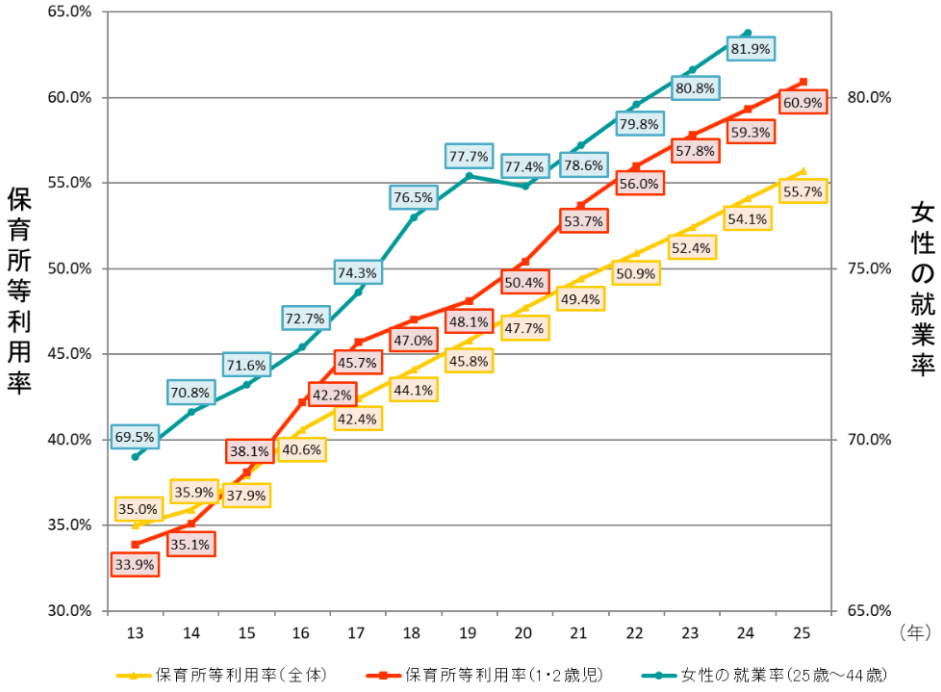
○ 令和７年４月時点の定員充足率を令和３年４月時点と比較すると、ほとんどの都道府県で減少しているが、減少幅については地域差がある。



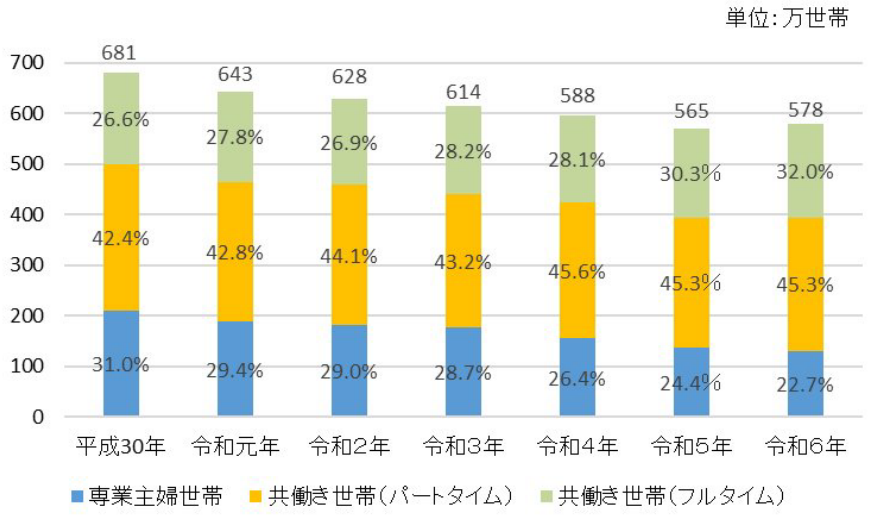
女性就業率と共働き世帯数の推移

○女性の就業率（25～44歳）は2000年以降上昇傾向にあり、保育園等利用率も上昇している。
○共働き世帯について、平成30年の69.0%から令和6年度は77.3%まで割合が増加している。

女性の就業率と保育所利用率の推移



共働き世帯数の推移

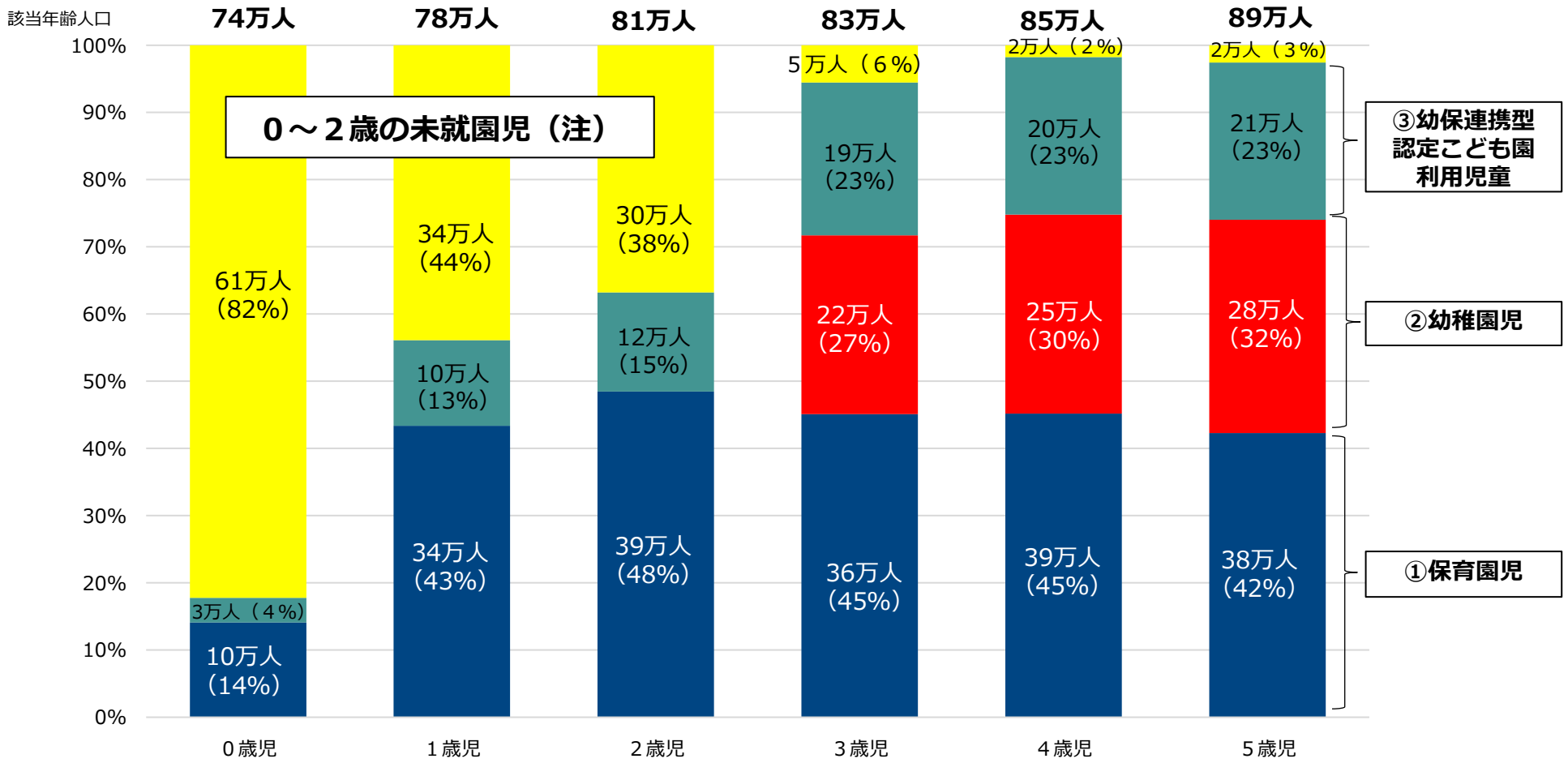


出典：総務省「労働力調査」等を基にこども家庭庁保育政策課で作成

こどもまんなか
こども家庭庁

年齢別の未就園児の割合（令和６年度）

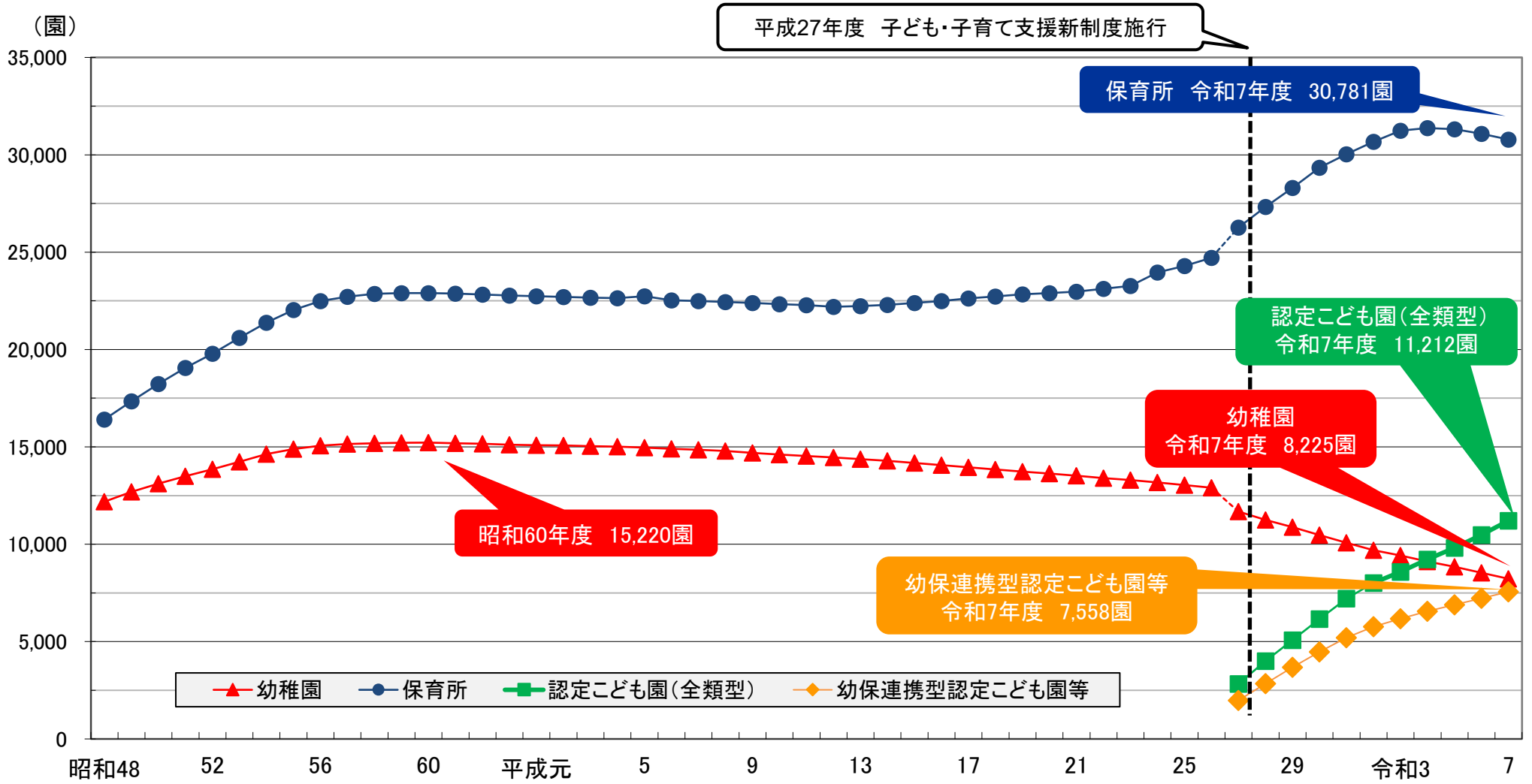
○ 年齢人口から推計される未就園児は、０～２歳児の約５割（約53.5%：約125万人）、３～５歳児の約３%（約８万人）となっている。



（注）各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

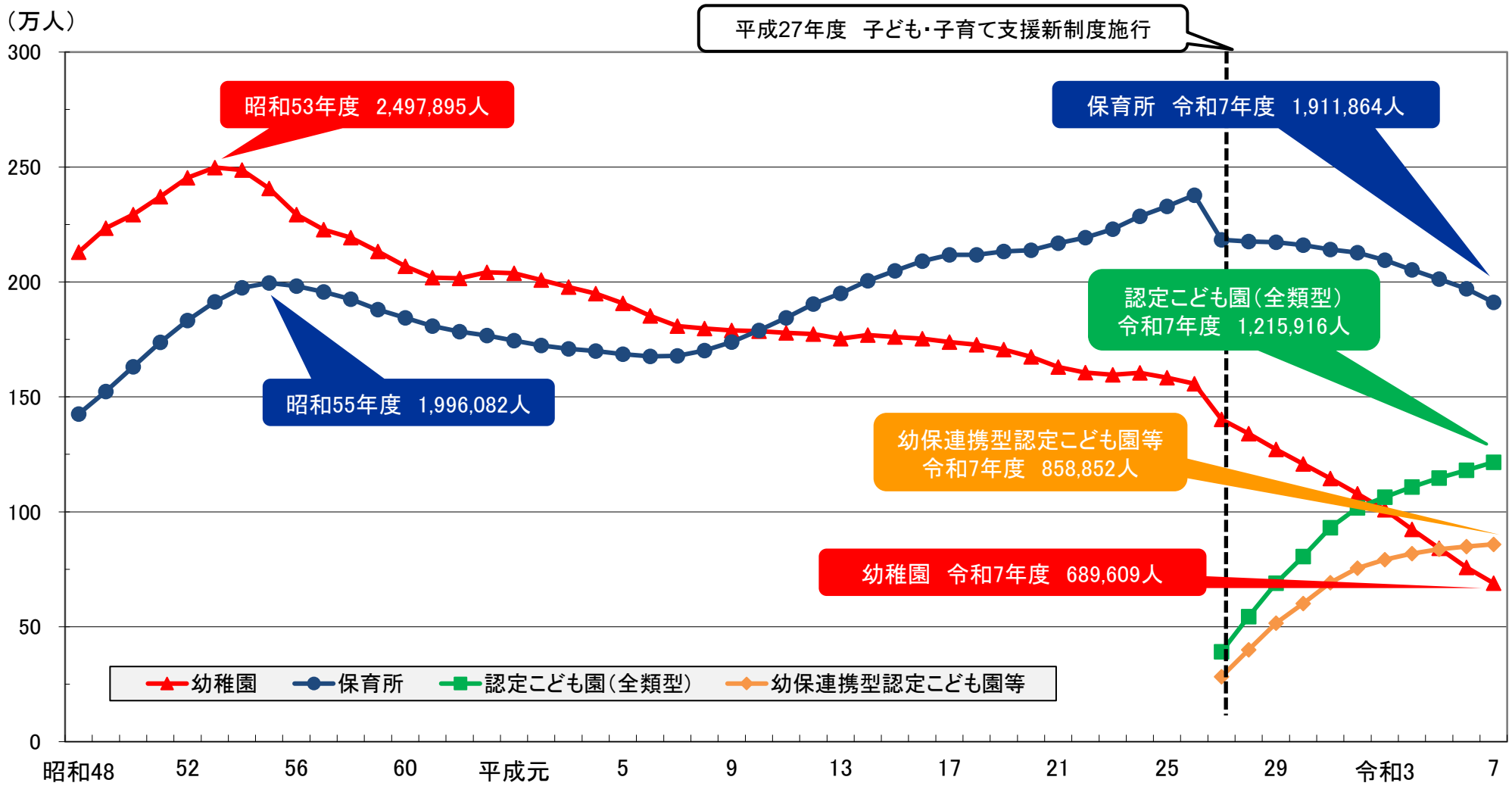
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和６年10月１日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より１歳上の年齢の数値を合計し、２で除して算出したもの。
※幼保連携型認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況調査」（令和６年4月1日現在）より。
※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和６年度「学校基本調査」（確定値、令和６年５月１日現在）より。
※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和６年４月１日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。４歳と５歳の数値については、「待機児童数調査」の４歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和６年10月１日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

幼稚園・認定こども園・保育所　施設数年次比較



（注）・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。
・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より。
※平成26年度以前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。

幼稚園・認定こども園・保育所　在園者数年次比較



（注）・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年５月1日現在）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。
・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より。
※平成26年度以前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。

０－２．保育政策の新たな方向性について

こどもまんなか
こども家庭庁

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化　等】
2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実　等】
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援ｾﾝﾀｰの機能強化、保育DX　等】

☞*全国どこでも質の高い保育が受けられる*

☞*地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援される*

☞*人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保*

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度	平成30年度	令和３年度	令和７年度	令和10年度末
待機児童解消加速化プラン（目標：５年間で約50万人）	子育て安心プラン（目標：３年間で約32万人）	新子育て安心プラン（目標：４年間で約14万人）	保育政策の新たな方向性	

・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数　H29:26,081人→R6:2,567人】

・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率　R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】

→　待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換

・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立（R5.4.1施行）

→　保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

こどもまんなか
こども家庭庁

保育政策の新たな方向性
～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

令和６年12月20日
公表

○　人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
○　全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

１．地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進　等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化
・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進　・多機能化の取組の促進　等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）
・４・5歳児、３歳児の配置改善の促進、１歳児の配置改善
・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究　等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保
・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化　等

２．全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。
【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進
・制度の創設と実施体制の整備　・円滑な運用や利用の促進　等

○多様なニーズに対応した保育の充実
・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
・病児保育、延長保育、一時預かりの充実　等

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進
・相談支援や居場所づくり等の推進
・要支援児童への対応強化
・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進　等

３．保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善　【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善
・民間給与動向等を踏まえた改善　・経営情報の見える化の推進　等

○保育ＤＸの推進による業務改善
・保育所・幼稚園等におけるＩＣＴ化の推進　・給付・監査業務や保活の基盤整備　等

○働きやすい職場環境づくり　・保育補助者等の活用促進　等
○新規資格取得と就労の促進　・資格取得や就業継続の支援の充実　等
○離職者の再就職・職場復帰の促進　・保育士・保育所支援ｾﾝﾀｰの機能強化　等

○保育の現場・職業の魅力発信　・多様な関係者による検討・発信　等

※「こども大綱」や「こども未来戦略」（加速化プラン）の対象期間（令和５年12月閣議決定・概ね５年等）を踏まえつつ、政策の方向性と具体的な施策を整理

こどもまんなか
こども家庭庁

保育政策の新たな方向性
～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

1．地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実　※は令和６年度補正予算又は令和７年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める　【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

主な施策	具体的な取組
（１）市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保	①地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策 ○地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保する。 ・各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備や取組への支援 （施設整備の補助率の嵩上げ、年度途中入所の調整に必要な職員の配置支援等）※ ・待機児童発生自治体に対する国による個別のヒアリング・対策に係る助言援助 ・待機児童対策協議会を活用した支援　等
	②人口減少地域における保育機能の確保・強化 ○地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める。 ・各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な統廃合や多機能化等の取組への支援（施設整備の補助率の嵩上げ）※ ・人口減少に対応した公定価格　※ ・地域の実情に応じた多機能化等の取組の促進　※ ・必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備　　等
	③公定価格における地域区分の見直し（令和６年人事院勧告を踏まえた対応について、他の社会保障分野の動向等も踏まえながら検討）
（２）保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）	○保育の安全性と保育の質の確保・向上のため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育の提供体制の強化を進める。 ・４・５歳児、３歳児の職員配置の改善の促進 ・１歳児の職員配置の改善　※ ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究　　等
（３）保育の質の確保・向上、安全性の確保	○保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進めるとともに、虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の質の確保・向上と安全性の確保を図る。 【保育の質の確保・向上】 ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進　※ ・巡回支援の推進　※ ・保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進 ・保育士等の養成や研修の充実　※ ・第三者評価等による質の評価・改善の推進　　・効率的・効果的な指導監査の推進　※　等 【安全性の確保】 ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化（法整備、調査研究や事案分析を通じたガイドラインの充実等） ・性暴力防止の対策推進（こども性暴力防止法施行に向けた対応の推進、研修の充実等）※ ・事故等の防止・対応の強化（安全計画の作成・運用の徹底、研修や啓発の充実、テクノロジーの活用推進等） ・保育所等における防災機能・対策の強化　※　等

保育政策の新たな方向性
～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

2．全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※は令和６年度補正予算又は令和７年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

主な施策	具体的な取組
（１）こども誰でも通園制度の推進	○「こども誰でも通園制度」について、令和７年度に制度化（地域子ども・子育て支援事業として各自治体の判断で実施）、令和８年度に給付化（全自治体で実施）し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する。 ・令和８年度の給付化に向けた制度の構築、自治体支援等 ・実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援　※ ・新たな研修内容・研修ツールを構築・作成し、人材育成を推進 ・障害児・医療的ケア児、要支援児童への対応 ・制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及 ・制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用　※　等
（２）多様なニーズに対応した保育の充実	○障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化や病児保育等の充実を図り、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保する。 ・専門職の活用や児童発達支援センター等との連携等により保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進 ・併行通園の場合の障害児支援（児童発達支援事業所等）との連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進 ・医療的ケア児の受入れや保育の充実　※ ・異なる文化的背景を持つこどもへの支援 ・病児保育、延長保育、一時預かり等の支援等の充実　※　等
（３）家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進	○関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等の利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策等を進め、地域全体でこども・子育て家庭を応援・支援していく環境を整備する。 【家族支援や地域のこども・子育て支援】 ・利用児童の家族への養育支援や相談支援の推進 ・地域のこどもや子育て家庭への支援の推進 ・要支援児童への対応強化 ・こどもの居場所づくりの推進　※　等 【「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進】 ・「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・普及啓発、地域コーディネーター養成　※ ・「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究の推進　等

保育政策の新たな方向性
～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

3．保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

※は令和６年度補正予算又は令和７年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。
【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

主な施策	具体的な取組
（１）保育士・幼稚園教諭等の処遇改善	○民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所・幼稚園等におけるモデル賃金や人件費比率等の見える化を進め、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を進める。 ・民間給与動向等を踏まえた処遇改善　※　　・処遇改善等加算の一本化と活用促進　※ ・各保育所等の経営情報の継続的な見える化の推進　※　等
（２）保育人材の確保のための総合的な対策	①働きやすい職場環境づくり ○保育現場の体制やサポートを充実するとともに、テクノロジーも活用しながら業務改善を進め、人材の参入や就労継続、保育の質の確保・向上につながる、働きやすい職場環境を確保する。 ・保育補助者や保育支援者等の配置による体制の充実　※ ・巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートの充実　※ ・休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進　・テクノロジーの活用による業務改善の推進（後掲）　等 ②新規資格取得と就労の促進 ○保育士資格の新規取得や就業継続の支援の充実を図り、人材の参入や就労の継続を進める。 ・指定保育士養成施設への修学支援と保育所への就職促進　※ ・保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援　・地域限定保育士制度の一般制度化の検討 ・保育士養成課程の充実　　・保育士の登録に係るオンライン手続き化　　等 ③離職者の再就職・職場復帰の促進 ○離職者の再就職や職場復帰の支援の充実を図り、潜在保育士が再び保育現場で活躍できる環境整備を進める。 ・保育士・保育所支援センターの機能強化　※ ・再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等） ・潜在保育士の段階的な職場復帰支援　　・求人・求職の適切な環境の整備　等
（３）保育の現場・職業の魅力発信	○保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめ国民の理解を深め、保育人材の確保を図る。 ・魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信 ・多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会の開催等） ・自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援　　等
（４）保育DXの推進による業務改善	○各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の向上に取り組むことができる環境を整備する。 ・保育現場における保育ICT（計画/記録、保護者連絡、登降園管理、ｷｬｯｼｭﾚｽ決済）や、こどもの安全対策に資する設備等の導入推進　※ ・給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現（保育業務施設管理プラットフォームの構築と活用推進）※ ・保活ワンストップの実現（保活情報連携基盤の構築と活用推進/就労証明書のデジタル化）※ ・保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備（①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発、をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」の実施）※ ・こども誰でも通園制度の利用に係るシステムの構築・運用（再掲）　　等

こども基本法

目　的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○　国・地方公共団体の責務　○　事業主・国民の努力

白書・大綱

○　年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存３法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

○　**施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
○　支援の総合的・一体的提供の体制整備
○　関係者相互の有機的な連携の確保
○　この法律・児童の権利に関する条約の周知
○　こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

○　こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長**とする、**こども政策推進会議を設置**
①　**大綱の案を作成**
②　こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③　関係行政機関相互の調整　　等
○　会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和５年４月１日
国は、施行後５年を目途として、基本理念に則ったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討。

こども大綱（令和５年12月22日閣議決定）

第１　はじめに

「こどもまんなか社会」：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会　⇒**全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる**

第２　こども施策に関する基本的な方針

①こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤多様な価値観を大前提に、若い世代の視点に立って、結婚/子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路を打破する
⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第３　こども施策に関する重要事項

１　ライフステージを通した重要事項

こどもの貧困対策、障害児・医療的ケア児等への支援、児童虐待防止対策と社会的養護の推進、自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組　等

２　ライフステージ別の重要事項

【乳幼児期】　妊娠時からの保健医療、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実　等
【学童期・思春期】　公教育の再生、居場所づくり、小児医療体制、こころのケアの充実、いじめ防止、不登校こども支援、体罰や不適切指導の防止、等
【青年期】　高等教育の充実、就学支援、雇用と経済的基盤の安定、結婚支援、悩みを抱える若者支援　等

３　子育て当事者への支援に関する重要事項

子育てや教育に関する経済的負担軽減、地域子育て支援、共働き・共育ての推進、ひとり親家庭支援　等

第４　こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者の社会参画・意見反映、こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制　等

こどもまんなか実行計画2026　概要

こどもまんなか
こども家庭庁

〇こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の下、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、2026年度、特に力を入れて取り組むべき施策の基本的方向性や具体的施策等について示す。
〇こども家庭庁の発足以来３年間で、保育士等の処遇改善や待機児童の減少等の取組は着実に進展。一方、少子化に歯止めがかかっておらず、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数等は過去最多。
〇今を生きるこどもたちが自己肯定感を持つことができ、現在及び、将来にわたって自身にとって幸せな状態（ウェルビーイング）を実現するとともに個々人の結婚・出産・子育ての希望の実現等の少子化対策を推進する。こどものウェルビーイング向上は、少子化対策の基盤であり、社会構造・環境の様々な変化を踏まえた複合的な課題に対応しつつ、両者を車の両輪として総合的な施策を推進。

こどもまんなか実行計画2026において特に取り組むべき施策

1　基本的な方向性

（１）こどもと子育てに関わる者の幸せな状態（ウェルビーイング）の実現
（２）こどもの命と安全・安心を徹底的に守る
（３）こどもへの支援行政と成育行政の連携の一層の強化
（４）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と切れ目ない支援
（５）社会構造・環境の変化を踏まえた若者支援
（６）企業等と連携した社会・職場環境等の変革
（７）持続可能な提供体制と支援や学びの質の確保
（８）こども・若者や利用者の視点に立った施策再構築と提供体制の見直し
（９）地方公共団体との連携の強化
（10）さらなる省力化・簡素化・ＤＸによる地方公共団体等負担軽減

2　具体的施策

1 健やかで質の高い成育環境の提供

①青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備
②いつでもどこでも、安心してこどもが過ごせる環境づくり：犯罪・事故・虐待・災害等からこどもを守る安全基盤の整備、CDRの推進　等
③こども性暴力防止法の着実な施行等
④誰もが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備：交通費・宿泊費支援による医療資源のない地域の医療アクセス確保、新たな給付体系の導入に向けた議論、妊婦健診における経済的負担の軽減、産後ケアの充実、出産・妊婦健診・産後ケアのサービス内容や費用等の見える化、「こどもホスピス」の普及　等
⑤「はじめの100か月」の育ちの環境整備と幼児期の教育・保育の推進：母子保健と児童福祉、教育の連携推進、育ちを支える地域の連携体制の構築、「こども誰でも通園制度」の制度改善、地域に開かれた保育の推進、３要領・指針の告示改正に向けた一体的な検討、自然体験活動等の充実、全てのこどもに等しく質の高い育ちの環境を提供するための保育のあり方　等
⑥こどものための体験機会の提供：地域での体験活動の保障、児童福祉文化財の推進、自然・文化芸術等の体験機会の提供等の拡充　等
⑦子育てしやすく支えのある環境づくり・少子化対策：加速化プランに基づく少子化対策の着実な実施、「共育（トモイク）プロジェクト」を通じた社会的機運醸成、地域で子育てを支える住環境の整備、子育て期の経済的負担の軽減、病児保育の充実、地域働き方・職場改革の推進　等
⑧こどもや子育て家庭の居場所づくりの推進：肯定的体験（いわゆる"PCEs"）増加の取組充実、放課後児童クラブの受け皿確保、年齢層に応じた居場所づくり推進　等
⑨学童期・思春期の多様な学びと成長機会の保障：次期学習指導要領に向けた検討、豊かな学びや体験の充実、放課後の体験機会の支援、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組推進　等

2 困難な状況にあるこどもたちのニーズ発見と、地域一体の支援

①こどもの自殺対策の強化：「こどもの命と安全を徹底的に守る」大臣プロジェクト2026～こども・若者自殺防止総力戦略～を踏まえた地方公共団体と総力を挙げた対策推進、「こどもの自殺対策推進パッケージ」に基づく総合的な施策推進、協議会の設置促進、ICT・AI活用検討を含む自殺リスクの早期発見　等
②虐待防止対策体制の強化、社会的養護の充実：こども家庭センターの設置促進・機能強化、児童相談所等の相談支援体制強化、里親等委託・施設の小規模かつ地域分散化等の推進　等
③いじめ防止対策・不登校対策の強化：校内教育支援センター等の設置促進、地域全体での支援の推進　等
④こどもの貧困対策・ひとり親家庭等支援の強化：教育・生活・食・就労・相談支援の一体的強化、就学援助や高校授業料支援等の着実な実施、ひとり親家庭等の多面的・伴走型の支援推進　等
⑤こどもの最善の利益を確保するための離婚前後の家庭への支援：養育費・親子交流の取決めや履行確保の促進 等
⑥障害児支援体制の強化、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進等：医療的ケア児、聴覚障害児等の障害児や発達に特性のあるこどもへの早期からの切れ目ない支援
⑦多様な背景を持つこどもたちへの支援
⑧こどもの視点に立った切れ目のない政策の推進：こども家庭センターを中核とした多分野の機関等が連携した包括的・継続的な支援体制整備、個人情報に配慮したデータ連携基盤の検討、非常に大きなストレス（いわゆる"ACEs"）のリスク因子減少と肯定的体験（いわゆる"PCEs"）の増加を目指した分野横断的な施策展開　等

3 若者が希望を持ち選択できる環境の整備

①若者政策の基本設計（グランドデザイン）：自律性や自己肯定感、多様な他者との関係構築も含む基本設計、ユニバーサルな居場所づくり、包括的支援モデル事例構築　等
②若者たちの実情を知り、声を聴く取組の推進：若者10万人の総合調査、審議会・懇親会等への若者委員の登用促進　等
③困難に直面する若者支援の推進：子ども・若者総合相談センター等の関連機関の相互連携の強化、ヤングケアラー等の困難を抱える若者にアプローチできる体制づくり、体験・居住支援・就労支援と連携した切れ目ない支援　等
④若者政策の推進：いつでも再挑戦できる社会環境の構築、高校教育改革、プレコンセプションケアの推進　等

4 産・官・学の総力を挙げた「こどもまんなか社会」の実現

①国と地方の連携強化：こども政策に関する国と地方の協議の場、人口減少を踏まえた地方の子育て環境推進に向けた検討、子育ての地域間格差の解消、地方公共団体の負担軽減　等
②地方公共団体と民間団体との連携を通じた地域におけるこどもまんなかの推進等：地方公共団体と民間団体との連携、こどもまんなか社会実現プラットフォームの推進
③民間事業者等による質の高い子育て支援サービスの推進：認可外保育施設における保育の質の向上、ベビーシッターや家事支援の利用促進、小学生の居場所の多様化　等
④「こどもとともに成長する企業構想」の推進：民間企業が「こども若者まんなか」という社会的価値と企業価値の向上に一体的に取り組むための、金融機関等と連携した支援と環境の整備
⑤研究機関等と連携した、こども関連研究の推進：研究機関・研究者との連携強化を含む研究機能・体制の強化、長期調査の推進　等

5 「こどもまんなか」を支える基盤の確保

①こどもの権利の普及啓発、相談救済機関の活動推進：経済界と連携したこどもの権利とビジネス原則の普及啓発・実践を含む、広く社会に向けたこどもの権利の周知・啓発、地方公共団体によるこどもの相談救済機関等の設置促進 等
②こども・若者の社会参画・意見反映の取組推進：「こども若者★いけんぷらす」を通じた参加機会の拡大や環境整備等の充実、地域人材の養成や好事例の横展開等による地域の取組促進等
③こどもを支えるおとなたちへの支援：保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、公定価格の見直しや事業所の運営の支援等の検討、地域区分の見直し等の検討、学校の働き方改革の加速、新たな「定数改善計画」として公立中学校35人学級等の実現、こどもに関わる専門職の育成・確保の推進　等
④こども政策ＤＸの推進
⑤こども施策や子育て支援策等の広報啓発の推進：「伝える」広報から「伝わる」広報を目指したSNS内外のチャネルの積極的活用、誤情報拡大防止　等
⑥こども施策の検証・評価とこども予算の「全部見える化」：こども家庭審議会等の司令塔機能強化の方向性についての研究　等

中長期的課題となる取組「こども家庭庁の司令塔機能の在り方について、継続的に検討。また、調査研究機能・体制の構築に向けて検討する。」

１．地域のニーズに対応した質の高い保育の提供・充実

１－１．計画的な提供体制整備

こどもまんなか こども家庭庁

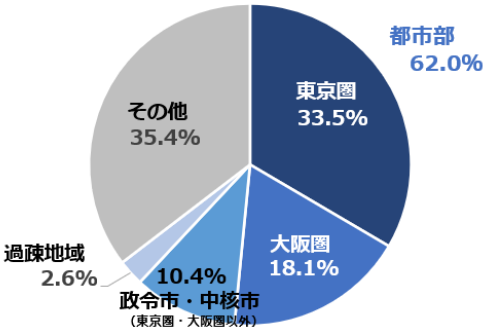
1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：待機児童対策

現状・課題等

○ 「新子育て安心プラン」（令和３年度～令和６年度末）等による保育の受け皿整備等の待機児童対策を進め、待機児童数はピークであった平成29年の26,081人から令和６年は2,567人まで減少（各４月１日時点）※令和７年は2,254人

○待機児童は都市部を中心に生じているが、保育の受け皿不足や保育人材の確保困難、保護者とのマッチングなど待機児童が生じる要因は様々であり、地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、より待機児童を減少させるためには自治体及び国において地域の現状や課題を丁寧に分析し対応していくことが重要

○待機児童の６割以上が都市部で発生

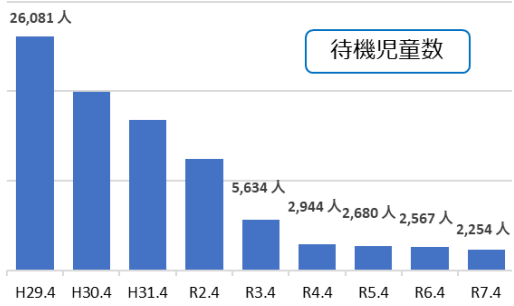


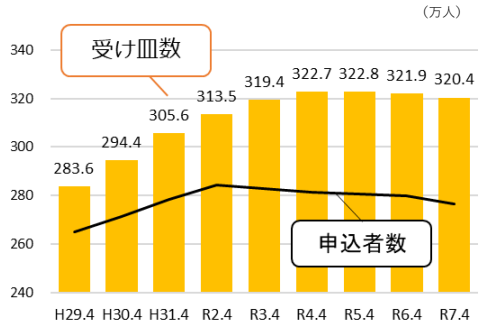
※東京圏、大阪圏に所在する過疎市町村は過疎地域に計上

○待機児童数別の自治体数の内訳

		0人	1～49人	50～99人	100人以上
R７年度		1,530	206	4	1
		87.9%	11.8%	0.2%	0.1%
	対前年	6	▲５	0	▲１
R６年度		1,524	211	4	2

○待機児童数・保育の受け皿数等の推移





※出典：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保

✓対応のポイント

- □ 地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
- □ 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

○地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援例）※財政支援を受けるには計画の採択が必要
- ・整備費・改修費の国庫補助率の嵩上げ
- ・年度途中入所の調整に必要な職員の配置の支援（入園予約制）
- ・入所先が決まるまで待機児童を緊急的に預かる取組の支援　　等

○地域分析の手法の研究を進めるとともに、自治体におけるモデル構築を支援【R7】

【国による個別ヒアリング・対策に係る助言援助】

○引き続き、４月１日時点の自治体ごとの待機児童の状況を調査するとともに、地域の課題を丁寧に把握するため、待機児童の多い自治体等へのヒアリングを実施し、対策について助言援助
（参考）令和７年度ヒアリング実施：17自治体

【待機児童対策協議会を活用した支援】

○協議会において受け皿整備や保育人材の確保等に関するKPIを設定し、見える化をすることでより強力に待機児童対策に取り組む自治体に対して、引き続き広域利用調整などの協議会の取組や先駆的取組等を支援

○待機児童問題を早期に解消する
【待機児童数50名以上の自治体数：０自治体（令和８年度）】
※令和７年度実績　５自治体

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策

現状・課題等

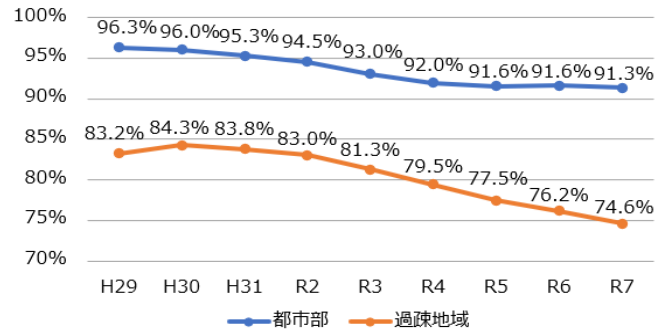
○受け皿整備等により待機児童が減少する一方で、過疎地域などの待機児童が少ない地域では定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況

○定員充足率が下がることで、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性がある

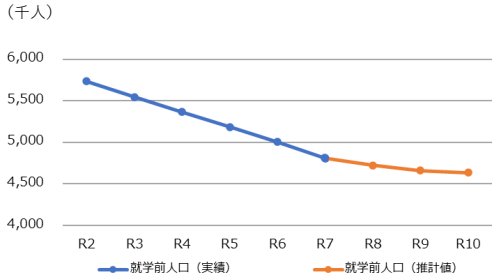
○人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要

○また、持続的な保育提供のため、必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要

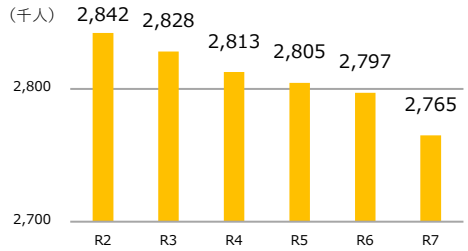
○過疎地域においては定員充足率の低下は顕著



○就学前人口の推移（全国計）



○保育の申込者数（保育ニーズ）の推移（全国計）



※定員充足率、保育ニーズ：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）
就学前人口（実績）：人口推計（総務省統計局）
就学前人口（推計値）：将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める

✓対応のポイント

- □ 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援
- □ 多機能化や合併・事業譲渡等の環境整備

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

○地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援内容） ※財政支援を受けるには計画の採択が必要
・過疎地域における多機能化や統廃合にかかる整備・改修費用の国庫補助率の嵩上げ

○地域分析の手法の研究を進めるとともに、自治体におけるモデル構築を支援【R7】

【人口減少に対応した公定価格】

○定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組む（定員区分の見直し【R7～】、特別地域保育体制確保対応加算（仮称）【R8～】）

【地域の実情に応じた多機能化等の取組の推進】

○過疎地域にある保育所等における多機能的な取組について支援するとともに、多機能化に向けた効果や課題を検証するモデル事業を実施【R6補正～】

○先行事例を踏まえた、各地域の現状や課題に応じた取組の推進

【小規模保育の充実】

○国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開し、全国において、３～５歳児のみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする【法律改正・R8.4～】

【必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備】

○「規制改革実施計画」（令和６年６月21日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成【R7】

○人口減少に対する自治体の計画的な取組を国が支援する体制の構築
【計画的に多機能化等に取り組む自治体数：100自治体（令和８年度）】
※令和７年度実績 104自治体

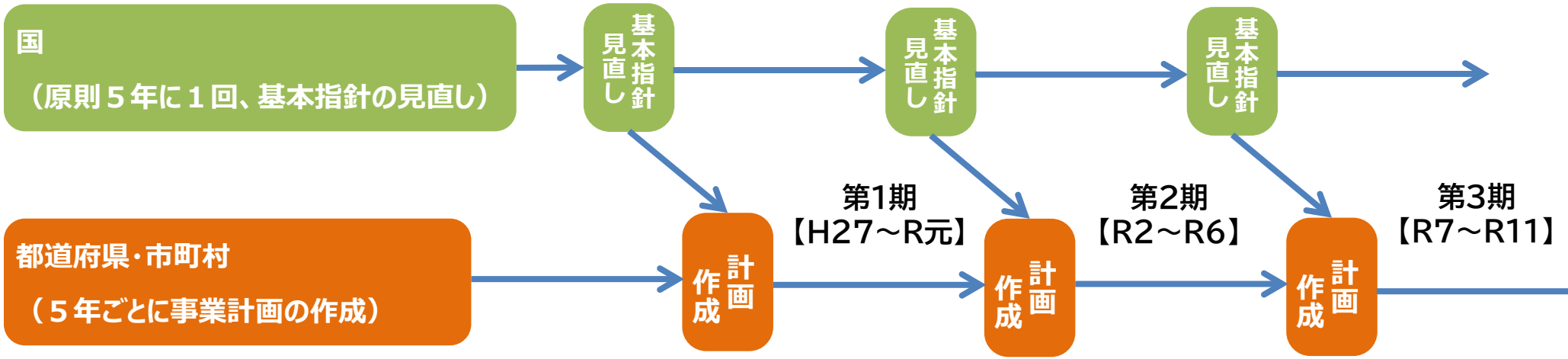
子ども・子育て支援事業計画について

○ **市町村子ども・子育て支援事業計画・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画**は、国が示す基本指針（※）に即して、**５年間の計画期間**における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の**「量の見込み」**及びそれに対応する**「提供体制の確保の内容」「実施時期」**等を定めるもの。

注）子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画、障害者計画、障害児福祉計画などの計画と調和が保たれたものとすることが必要。

※　地方自治体の事業計画の作成指針として、国が策定するもの。子ども・子育て支援の意義や、市町村子ども・子育て支援事業計画・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項などを定めている。

【計画策定に係る工程】



※　子ども・子育て支援事業計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合等は、地域の実情に応じ中間年を目安として、計画を見直す（中間年見直し）。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○ 市町村子ども・子育て支援事業計画は、５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）

子ども・子育て家庭の状況及び需要

- 満３歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
 （子ども・子育ての利用希望）
 学校教育＋子育て支援
- 満３歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭
 （子ども・子育ての利用希望）
 学校教育＋保育＋放課後児童クラブ＋子育て支援
- 満３歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭
 （子ども・子育ての利用希望）
 保育＋子育て支援
- 満３歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
 （子ども・子育ての利用希望）
 子育て支援

需要の調査・把握（現在の利用状況＋利用希望）

市町村子ども・子育て支援事業計画（５か年計画）

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

- **認定こども園、幼稚園、保育所 ＝ 施設型給付の対象※**
 ＊私立保育所については、委託費を支弁
- **小規模保育事業者**
 家庭的保育事業者
 居宅訪問型保育事業者
 事業所内保育事業者
 ＝ 地域型保育給付の対象※

（施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応）

地域子ども・子育て支援事業　※対象事業の範囲は法定

- **・地域子育て支援拠点事業**
 ・一時預かり事業
 ・乳児家庭全戸訪問事業等
- **・延長保育事業**
 ・病児保育事業
- **放課後児童クラブ**

※　施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○ **市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント　－「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」**

＜量の見込み＞

・幼児期の学校教育・保育、こども誰でも通園制度、地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。

→　住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）

＜確保の内容・実施時期＞

・幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

（例）　令和７年度に地域型保育事業（５０人分）を整備、令和８年度に施設（１００人分）を整備

・こども誰でも通園制度、地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業の整備が必要。

○提供区域の設定（学校教育・保育の提供区域を基本としつつ、こども誰でも通園制度等について独自の設定も可能）

※下記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり（３－５歳）＜２号＞」→地域型保育事業で確保

○幼児期の学校教育・保育

＜量の見込み＞		＜確保の内容・実施時期＞	
○教育のみ　＜１号＞	⇔	○施設（認定こども園、幼稚園）で確保	不足がある場合は整備
○保育の必要性あり（３－５歳）　＜２号＞	⇔	○施設（認定こども園、保育所）、小規模保育事業で確保	
○保育の必要性あり（０－２歳）　＜３号＞	⇔	○施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保	

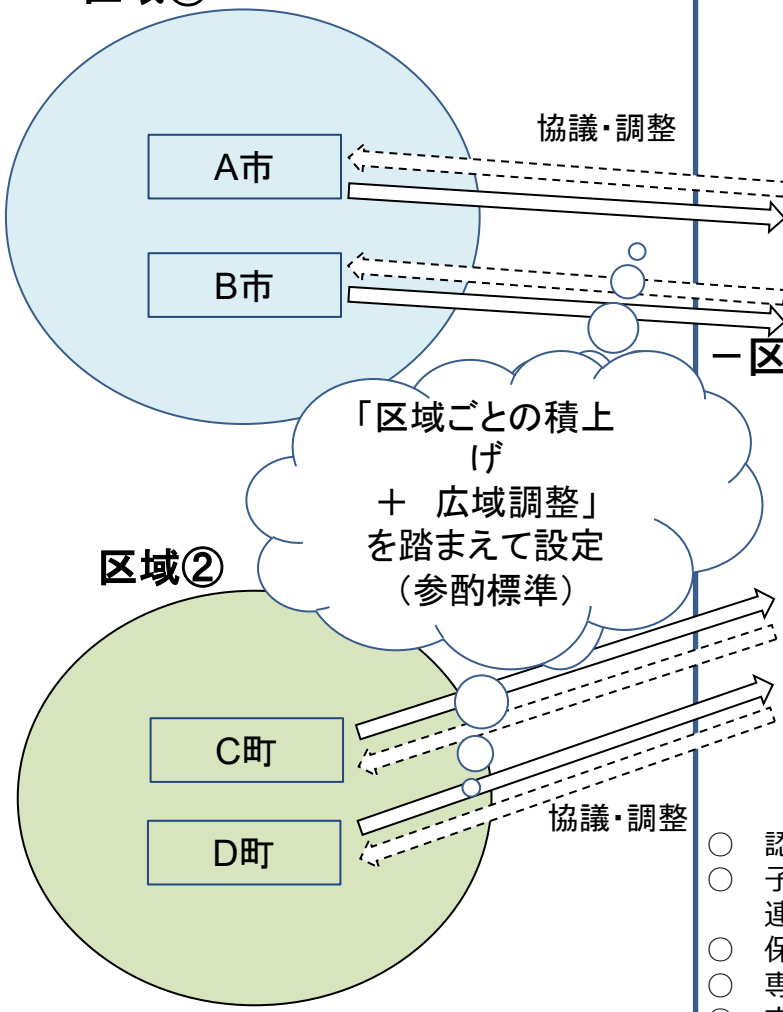
○こども誰でも通園制度
○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

→ 制度・事業ごとの量の見込み ⇔ 確保の内容、実施時期 → 不足がある場合は整備 → （○年度に○人分）

○　認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
○　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項
○　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
○　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
○　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
○　子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ



○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

－区域①－

＜量の見込み＞

○教育のみ＜1号＞

○保育の必要性あり
（3－5歳）　＜2号＞

○保育の必要性あり
（0－2歳）　＜3号＞

＜確保の内容・実施時期＞

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設（認定こども園、保育所）、小規模保育事業で確保

○施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備
(○年度に○人分)

－区域②－

＜量の見込み＞

○教育のみ＜1号＞

○保育の必要性あり
（3－5歳）　＜2号＞

○保育の必要性あり
（0－2歳）　＜3号＞

＜確保の内容・実施時期＞

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設（認定こども園、保育所）、小規模保育事業で確保

○施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備
(○年度に○人分)

○　認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
○　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
○　保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の確保、質の向上のために講ずる措置
○　専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援、市町村との連携
○　市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
○　幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
○　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

（※）都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定の可否(需給調整）を、都道府県計画に基づいて判断。

市町村子ども・子育て支援事業計画について

○市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、国が示す基本指針に即して、５年を１期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を作成することとされている。

○令和２年度から令和６年度までを計画期間とする第二期事業計画が終期を迎えたことに伴い、 令和７年度から令和11年度までを計画期間とする第三期事業計画を市町村が作成。

○今般、令和７年度上半期に、都道府県を通じて、各市町村の第三期事業計画における
・「量の見込み」・・・潜在ニーズも含めた住民ニーズの見込み（需要）
・「確保方策」・・・住民ニーズに対応した、市町村による提供体制の確保の予定（供給）
等の調査を実施した。

［調査対象範囲］
○教育・保育（１号認定、２号認定、３号認定）
○地域子ども・子育て支援事業

［数値に関する留意事項］
○自治体から報告があった数値の合計を全国集計値として記載。
○地域子ども・子育て支援事業における令和６年度実績については、未確定の市町村の分など、一部見込みや令和５年度実績等を基に集計の上、「量の見込み」、「確保方策」のいずれにも該当しないが、便宜上同一表内に記載。
○令和７年度から令和11年度までの「量の見込み」及び「確保方策」に関する数値は、事業計画上の算出方法が調査票と異なる一部の市町村があることから、推計値等を含む場合がある。

(1) 幼児期の学校教育、保育

① 1号認定、2号認定

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	246.9万人	238.9万人	230.3万人	224.4万人	221.1万人
1号認定	74.9万人	71.0万人	67.0万人	64.4万人	62.5万人
2号認定	172.0万人	167.9万人	163.3万人	160.0万人	158.6万人
幼児期の学校教育の利用希望が強い者 ※1	35.2万人	33.6万人	33.4万人	31.8万人	32.0万人
その他 ※1	136.8万人	134.3万人	129.9万人	128.2万人	126.7万人
確保方策	318.7万人	315.9万人	313.2万人	311.2万人	310.4万人
1号認定	134.0万人	131.4万人	129.6万人	128.2万人	127.6万人
幼稚園等 ※2	88.7万人	87.8万人	86.9万人	86.1万人	85.6万人
確認を受けない幼稚園 ※2	37.5万人	35.6万人	34.6万人	33.9万人	33.5万人
幼稚園及び預かり保育 ※2	7.8万人	8.0万人	8.1万人	8.1万人	8.5万人
2号認定	184.7万人	184.5万人	183.6万人	183.0万人	182.8万人
保育所等 ※3、4	175.7万人	175.3万人	174.9万人	174.4万人	174.1万人
幼稚園及び預かり保育 ※3	7.0万人	6.9万人	6.8万人	6.8万人	6.8万人
認可外保育施設 ※3、5	2.0万人	2.3万人	1.9万人	1.9万人	1.9万人

※1 事業計画上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」として整理
※2 事業計画上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「幼稚園等」として整理
※3 事業計画上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「保育所等」として整理
※4 企業主導型保育施設の地域枠について、確保方策に記載することを可能としている
※5 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている

(1) 幼児期の学校教育、保育
② ３号認定

			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み			120.2万人	119.7万人	120.6万人	120.2万人	119.8万人
確保方策			132.3万人	133.4万人	134.5万人	134.9万人	135.2万人
0歳	量の見込み		19.3万人	19.2万人	19.1万人	19.0万人	18.9万人
	確保方策		24.5万人	24.7万人	24.9万人	24.9万人	24.9万人
		特定教育・保育施設 ※1,3	21.7万人	21.8万人	21.9万人	21.9万人	21.9万人
		特定地域型保育事業所※１	2.2万人	2.2万人	2.3万人	2.3万人	2.3万人
		認可外保育施設 ※1	0.7万人	0.7万人	0.7万人	0.7万人	0.7万人
1・2歳	量の見込み		100.9万人	100.5万人	101.5万人	101.2万人	100.9万人
	確保方策		107.8万人	108.7万人	109.6万人	110.0万人	110.2万人
		特定教育・保育施設 ※2,3	96.7万人	97.3万人	98.0万人	98.3万人	98.4万人
		特定地域型保育事業所※2	8.5万人	8.7万人	9.0万人	9.1万人	9.2万人
		認可外保育施設※2,4	2.7万人	2.6万人	2.6万人	2.6万人	2.6万人

※１,2 事業計画上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「特定教育・保育施設」として整理
※３　企業主導型保育施設の地域枠について、確保方策に記載することを可能としている
※４　市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている

［参考］幼児期の学校教育、保育の実績

＜１号認定＞
○学校基本調査（令和７年５月１日時点）、
認定こども園に関する状況調査（令和７年４月１日時点）

	実績（推計）
在学者数 ※	97.3万人

＜２号認定＞
○保育提供体制の確保のための実施計画

	令和７年４月１日実績
申込者（保育ニーズ）	162.2万人
利用定員数（整備量）	183.6万人

＜３号認定＞
○保育提供体制の確保のための実施計画

		令和７年４月１日実績
申込者（保育ニーズ）		114.4万人
	０歳児	14.2万人
	１・２歳児	100.2万人
利用定員数（整備量）		135.1万人
	０歳児	28.3万人
	１・２歳児	106.8万人

※学校基本調査の幼稚園在学者数と、認定こども園に関する状況調査の認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）在籍園児数のうち
１号認定子どもの数を足し合わせたもの。

こども・子育て支援の地域分析に関する調査研究 「地域分析ツール」について

今後の自治体における保育提供体制の施策検討に向けて、地域の特性や現状及び将来想定される状況及び課題を把握し、地域分析を実施するための「地域分析ツール」を作成

「地域分析ツール」は、「地域分析の手引き」、「地域分析ワークシート」、「課題把握・分析シート」で成り立っており、自治体が子ども・子育て支援事業計画を策定する際に活用（※）することを想定

（※）次期子ども・子育て支援事業計画策定に向け、前期計画の評価（保育提供量の実績、計画の進捗等）を行ったうえで、保育提供体制の現状把握・将来の見込みを踏まえた課題を把握・整理し、短・中長期的な保育提供体制の施策の方向性や事業の検討を行う

地 域 分 析 ツ ー ル

地域分析の手引き

地域分析を行う意義や各シートの活用方法、今後の保育提供体制の検討に当たっての視点や留意点、対応策として考えられる施策の紹介、具体的な事例等を示している

地域分析ワークシート

以下のデータを中学校区別等で記入することで、今後10年間の保育ニーズ見込み量が算出できる

・需要情報　：　こどもの数、子どもの数の将来推計値、保育の申込数、待機児童数、施設種別の利用者数　等

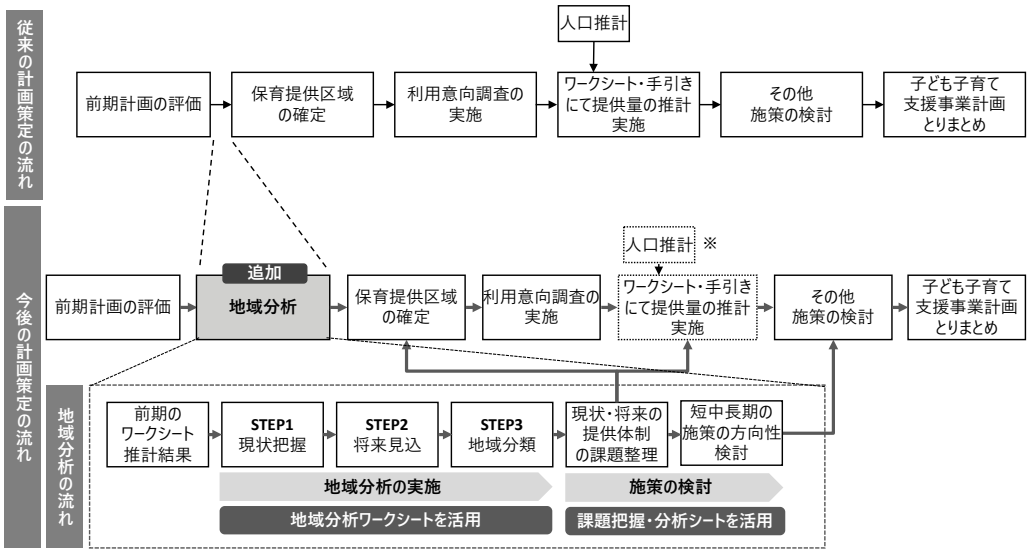
・供給情報　：　施設数、施設種別の利用定員数、施設種別の保育士数　等

また、地域の状況に関する情報を記入することで、地域分類（自治体を就学前人口数、自治体規模等から5つに分類）を確認できる

課題把握・分析シート

「地域分析ワークシート」の定量情報と各自治体が保有する定量及び定性情報を組み合わせて、「現状」と「将来」のギャップからからみえてくる課題を記入する

具体的には①地域の状況、②待機児童の状況、③保育ニーズと保育サービスの提供量の状況および④保育人材の状況の大きく4つの視点から自治体の抱える課題の整理と現在の保育提供体制・保育機能の把握・分析を進め、短・中長期的な施策の方向性を検討するものである



子ども・子育て支援事業計画の策定プロセスに「地域分析ツール」を活用した地域分析のステップを組み込むと…

○「地域分析ワークシート」に各種データを記入（STEP1～3）することで

・今後10年間の保育ニーズ見込み量の算出

・地域分類の確認

を自動計算で行うことができ、それらを踏まえ

○「課題把握・分析シート」を用いて（STEP4～5）４つの視点から

・自治体の抱える課題の把握・分析

・短・中長期的な施策の方向性の検討

等を行うことで、より実効的な計画策定に資すると考えられる

（参考）協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ

第７回デジタル行財政改革会議（令和６年６月18日）

○介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、１法人１拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営改善の取組**が必要。

○こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき**、**協働化・大規模化等に向けた検討**、**協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策**を講じる。

○すべての介護関係者に**協働化・大規模化等の必要性とその方策を認識してもらえるよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信**する。
（厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等）

①「経営課題への気づき」の段階における支援（選択肢の提示）

- **経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知**
- **社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知**
- **都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知**
- **各都道府県に順次**（R5～）**設置されるワンストップ窓口における相談対応**（生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援）
- **よろず支援拠点**（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）**における相談対応や（独）福祉医療機構の経営支援の周知徹底**

②「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援（手続き・留意点の明確化）

- **第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化**（※１）（合併手続きガイドライン等の改定・周知）
- **社会福祉法人の合併手続きの明確化**（合併手続きガイドライン等の周知）
- **社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化**（マニュアルの作成・周知）
- **役員の退職慰労金に関するルールの明確化**（※２）（事務連絡の発出）

※１　社会福祉法人において合理性を判断の上支出
※２　社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

③「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）

- **小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援**
- **事業者が協働して行う職場環境改善への支援**（人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援）
- **社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援**
- 社会福祉法人の**合併の際に必要な経営資金の優遇融資**（（独）福祉医療機構による融資）

社会福祉連携推進法人制度の概要

○　社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和４年４月に施行。
○　２以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）

理事会
（理事６名以上・監事２名以上）
※　代表理事１名を選出
※　理事及び監事の要件は、社会福祉法人と同水準

法人の業務を執行

社員総会
（法人運営に係る重要事項の議決機関）
※　原則１社員１議決権
※　議決権の過半数は、社会福祉法人である社員が持つ
※　不当に差別的な取扱いをしないなど、一定の要件を満たす場合であって、社員間の合意に基づき、定款に定める場合は、異なる取扱いも可能

事業計画等への意見具申や事業の評価
（社員総会・理事会は意見を尊重）

社会福祉連携推進評議会
（3名以上）
※　社会福祉連携推進区域の福祉の状況の声を反映できる者を必ず入れる
業務に応じて、福祉サービス利用者団体、経営者団体、学識有識者等から構成

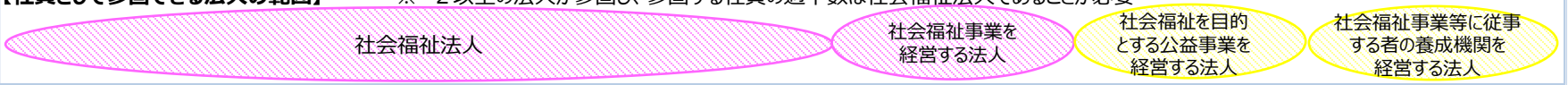
所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）
認定・指導監督

【法人運営のポイント】
○　**社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
○　**社会福祉連携推進業務**の実施（以下の６業務の中から全部又は一部を選択して実施）
○　上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可（社会福祉事業や同様の事業は実施不可）
○　社員からの会費、業務委託費等による業務運営（業務を遂行するための寄附の受付も可）
○　社員である法人の業務に支障が無い範囲で、職員の兼務や設備の兼用可（業務を遂行するための財産の保有も可）

①地域福祉支援業務	②災害時支援業務	③経営支援業務	④貸付業務	⑤人材確保等業務	⑥物資等供給業務
・地域貢献事業の企画・立案 ・地域ニーズ調査の実施 ・事業実施に向けたノウハウ提供　等	・応急物資の備蓄・提供 ・被災施設利用者の移送 ・避難訓練 ・BCP策定支援　等	・経営コンサルティング ・財務状況の分析・助言 ・事務処理代行　等	・社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け	・採用・募集の共同実施 ・人事交流の調整 ・研修の共同実施 ・現場実習等の調整　等	・紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・給食の供給　等

会費等の支払・社員総会での議決権行使
業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】　※　２以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

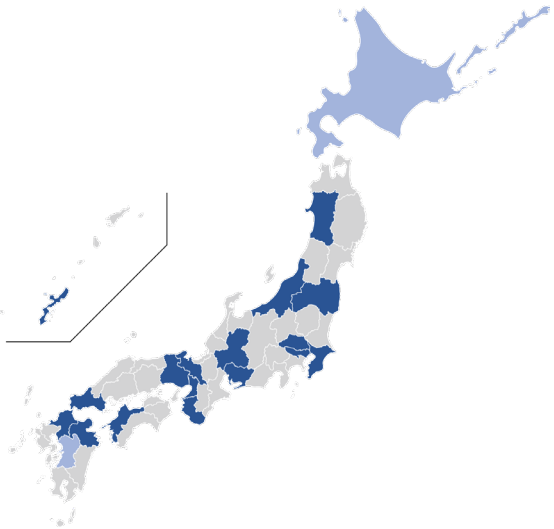


※　各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和８年６月現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**41法人※**。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



※認定所轄庁が都道府県の場合は青色着色、
認定所轄庁が市の場合は水色着色
（同一都道府県内に複数の社会福祉連携推進法人があり、認定所轄庁が都道府県及び都道府県管内市のいずれもある場合も青色着色）

	社会福祉連携推進法人名	認定所轄庁	認定年月日		社会福祉連携推進法人名	認定所轄庁	認定年月日
1	リガーレ	京都府	令和4年5月10日	22	人材育成振興会	大分県	令和6年9月30日
2	リゾムウェル	大阪府	令和4年6月17日	23	いーまーる	沖縄県	令和6年11月29日
3	日の出医療福祉グループ	兵庫県	令和4年8月1日	24	WTBASE	東京都	令和6年12月27日
4	光る福祉	千葉県	令和4年10月13日	25	ありがとう安心サポート協会	東京都	令和7年1月6日
5	一五戸共栄会	東京都	令和4年11月4日	26	ルピナス	北海道旭川市	令和7年1月9日
6	あたらしい保育イニシアチブ	和歌山県	令和4年11月11日	27	東日本介保支援協会	福島県	令和7年1月15日
7	青海波グループ	東京都	令和4年12月8日	28	神戸繋がりの会	兵庫県神戸市	令和7年2月20日
8	黎明	岐阜県	令和5年1月27日	29	カムカムこうべ	兵庫県神戸市	令和7年3月12日
9	園経営支援協会	東京都	令和5年1月30日	30	Mirai	大阪府	令和7年3月13日
10	福岡親和会	福岡県	令和5年2月3日	31	はあとライン	山口県	令和7年7月25日
11	きょうと福祉キャリアサポート	京都府	令和5年2月28日	32	RooT	大阪府大阪市	令和7年11月14日
12	さくらグループ	埼玉県	令和5年3月27日	33	More	福岡県	令和7年11月18日
13	幸輪ホールディングス	福岡県筑後市	令和5年4月1日	34	WAKUWAKU	千葉県柏市	令和8年2月5日
14	乳幼児教育ユニティ	新潟県	令和5年4月3日	35	Mazi BASE	京都府	令和8年2月25日
15	ジョイント＆リップル	熊本県熊本市	令和5年5月9日	36	おごおり福祉連合会	福岡県小郡市	令和8年3月4日
16	共創福祉ひだ	岐阜県飛騨市	令和5年6月29日	37	湯横圏域会	秋田県	令和8年3月11日
17	みらいグループ	福岡県	令和5年7月11日	38	日本医療福祉グループ	千葉県	令和8年3月27日
18	秋田圏域社会福祉連携推進会	秋田県	令和5年8月2日	39	Alfagiaグループ	東京都	令和8年4月1日
19	となりの	愛知県	令和5年9月19日	40	瀬戸内福祉グループ	愛媛県	令和8年5月15日
20	キッズファースト	千葉県千葉市	令和5年10月1日	41	MUBE	山口県	令和8年6月23日
21	大和会	東京都	令和6年3月26日				

3.（1） 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

少子高齢化や人口減少が進む中、小規模な社会福祉法人が単独で事業を継続していくことは、今後ますます難しくなることが見込まれます。

これまで社会福祉連携推進法人は、主に人材育成やバックオフィス業務の共同実施など参加法人への支援を中心に活用されてきましたが、**地域の福祉サービスを将来にわたり維持していくため、制度のさらなる活用が求められています。**



見直し内容

地域に必要な社会福祉事業等を維持し、連携・協働による効果的・効率的な事業を推進するため、制度の見直しを行います。

	現状・課題		法改正後のイメージ
社会福祉連携推進法人	社会福祉連携推進法人は、主に人材育成やバックオフィス業務の共同実施など、参加法人に対する支援を実施	→	社会福祉連携推進法人も、地域で必要とされる第二種社会福祉事業を実施可能に
	法人運営に係る事務負担が重い	→	代表理事再任時の認可を不要とし、事務負担を軽減
	既存の施設や不動産について、貸付条件の調整が難しく、有効活用が進みにくい	→	地域の福祉サービスの継続を目的に、土地・建物等の活用を支援
社会福祉法人	既存の施設等を有効活用する必要性	→	解散時の残余財産を地方公共団体に帰属可能とし、福祉目的で活用

社会福祉法人が連携・協働しながら、
地域に必要な福祉サービスを安定的に提供できる体制を強化します。

施行日：令和９年４月１日

保育所等の合併・事業譲渡等に関するガイドライン（概要）

○ **人口減少地域においても質の高い保育を持続的に提供**することができるよう、「保育政策の新たな方向性」（令和６年12月こども家庭庁公表）に基づき、「**必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備**」を図る必要がある。

○ このため、**令和７年度に実施した調査研究事業**において、**保育所等が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成**し、**令和８年３月31日に発出した事務連絡で自治体宛に周知**した。

（※）「規制改革実施計画」（令和６年６月21日閣議決定）においてもガイドラインを策定すべき旨が盛り込まれた。

【合併・事業譲渡のフロー】

事業譲渡：特定の事業を継続していくため、当該事業に関する組織的な財産を他の法人に譲渡・譲受すること
合　併　：２つ以上の法人が、契約によって１つの法人に統合すること

１．法人間調整
①調査・検討の準備
②事前調査（デューデリジェンス）
③事業譲渡（合併）の合意形成

２．法令手続
①保育所等の所轄行政庁による認可・認定手続
②事業に係る各種事務手続
③会計・税務処理

３．関係者調整等
①職員への説明 人事・労務関連
②保護者等への説明
③地域への説明

４．事業譲渡等の後に必要となる手続等
規程・マニュアル類、システムなどの整備

認可・確認の取扱いは、いずれも設置法人に帰属するため、主体が変わる場合には**原則として承継されない。**
そのため、事業譲渡において、**譲渡側の認可・確認は消滅**し、**譲受側は新規認可・新規確認を受ける**必要がある。
また、吸収合併においては、存続法人が消滅法人の権利義務を包括承継する一方で、認可変更の手続の中で**実質的な再審査**が行われる。
新設合併では全ての認可が消滅し、新法人として改めて**認可・確認を取得する必要**がある。

〈ガイドライン内で示している合併、事業譲渡を行う際の主な留意点〉
・**保育の継続性の確保を最優先**とし、在園児・保護者に不利益や不安が生じないよう、十分な引継ぎと丁寧な説明を行う。
・**自治体と連携**しつつ、法令上の手続、補助金、財産処分等の手続を早期に整理する。
・**保育理念、運営方針、事故対応、個人情報管理等の施設運営に係る事項**について、移行後も安定的に運営できるよう事前に調整する。
・土地・建物・設備・補助金財産等は、**法令および補助要件に適合**した取扱いとする。
・引継期間における質の低下を防ぐため、施設長や主任保育士を中心に、**実務レベルでの連携体制**を確立する。
・単なる制度手続にとどまらず、**地域における保育提供体制の維持・確保の観点**から検討する。

※上記のフローは運営法人の種別に関係なく必要となる手続を記載したものであり、社会福祉法人、学校法人、株式会社等については、それぞれ個別法に応じた手続を行う必要がある。

財産処分の要件の見直しについて

令和８年３月18日子ども・子育て支援等分科会
資料５（一部改変）

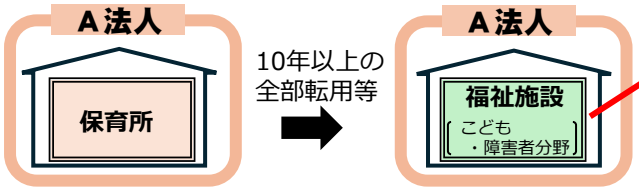
○　**「保育政策の新たな方向性」**（令和６年12月20日公表）においては、「人口減少地域における保育機能の確保・強化」として、**地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進**していくこととしている

○　また、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめ（令和７年７月25日）では、介護分野、障害福祉分野、保育分野の「福祉サービス共通課題への対応」の中で、「地域の実情に応じた既存施設の有効活用等」として、補助金等の交付を受けて取得等した施設等に係る財産処分について柔軟な対応の検討を行っていく必要があるとされたところ。

○　以下の財産処分の要件見直しについて、①は令和８年４月から実施。②③は厚生労働省と連携しながら詳細等検討

財産処分の要件見直し❶　「高齢者分野」等への全部転用、無償譲渡、無償貸付

○　**財産取得から10年以上**の施設等について、現行制度上は**「こども分野」及び「障害者分野」**への全部転用、無償譲渡、無償貸付を行う場合の国庫納付を不要とする特例が設けられているが、福祉施設共通の課題に対応する観点から**「高齢者分野」等の福祉施設**についても同様に**国庫納付を不要**とする。

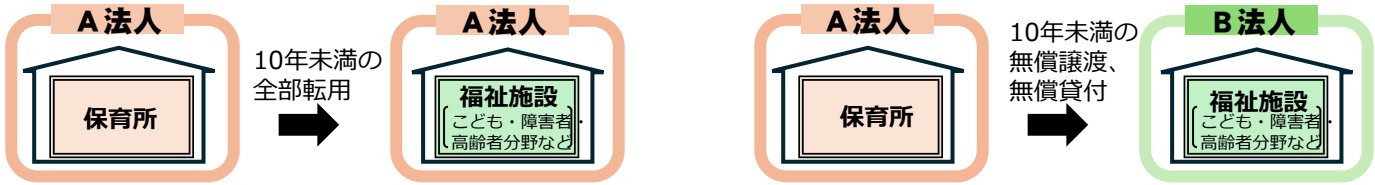


現行制度上は「こども分野」及び「障害者分野」に限定されているため、**「高齢者分野」等の福祉施設（老人福祉施設や介護保険施設、女性自立支援施設等）についても国庫納付不要の対象**にする。

厚生労働省では、財産取得から10年以上の場合の「高齢者分野」等から「こども分野」及び「障害者分野」への全部転用等は国庫納付不要とする取扱いが認められている。

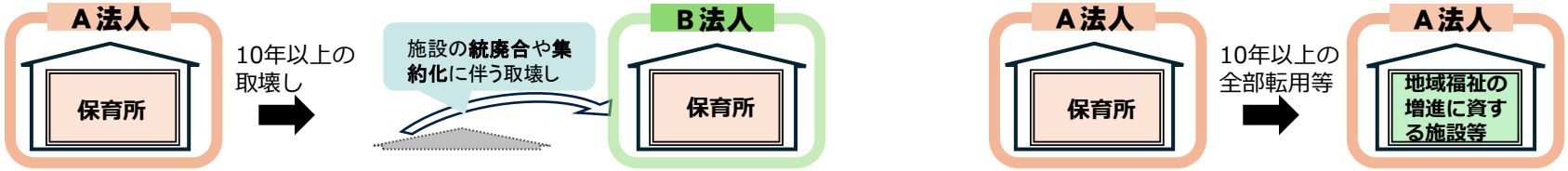
財産処分の要件見直し（案）❷　10年未満の全部転用、無償譲渡、無償貸付

○　人口減少地域において、**財産取得から10年未満**の施設等について、**（１）地方自治体と事業者、関係者、住民との合意形成**を図った上で、**（２）地方自治体の計画（子ども・子育て支援事業計画など）**に位置づけることを条件に、**他の福祉施設（こども・障害者・高齢者分野など）**への**全部転用、無償譲渡、無償貸付**を行う場合の**国庫納付を不要**とする。



財産処分の要件見直し（案）❸　10年以上の取壊し、地域福祉の増進に資する施設等への全部転用等

○　人口減少地域において、**財産取得から10年以上**の施設等について、上記の要件見直し（案）②の（１）及び（２）を条件に、**施設の統廃合や集約化に伴う取壊し**や、**地域福祉の増進に資する施設等への全部転用等**を行う場合の**国庫納付を不要**とする。



１－２．提供体制を維持・確保するための対応

こども家庭庁

人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和７年度補正予算　3億円

事業の目的

- 人口減少地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。
- また、人口減少が進む状況においては、地域ごとのデータ分析を進め、地域によって異なる課題や事情に応じた支援を行っていく必要があることから、市町村において今後の地域の保育所等についての課題や将来像をEBPM的な視点で検討していくことのできるよう地域分析に係る支援を行う。

事業の概要

（１）人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

穴水町（石川）、輪島市（石川）、京都市（京都）、伊予市（愛媛）、高知県、小林市（宮崎）、八代市（熊本）、東彼杵町（長崎）

【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】

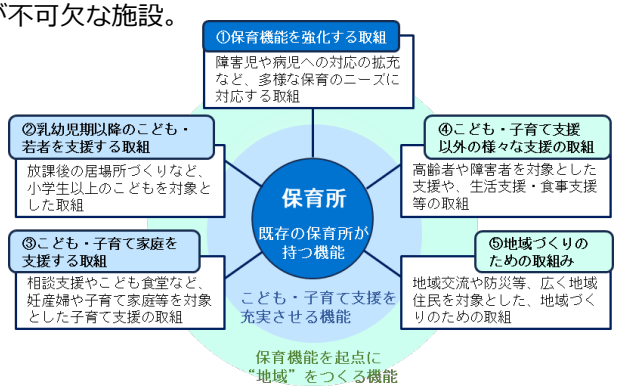
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体） 及び「一部過疎市町村」（158自治体）、過疎地域に準ずる市町村（※）又は過疎市町村若しくは過疎地域に準ずる市町村を有する都道府県
 ※　過疎地域に準ずる地域であると市町村において判断される地域を有する市町村

【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。
 ※　実施施設数は１施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象となる取組】

①保育機能を強化する取組　②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
③こども・子育て家庭を支援する取組　④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
⑤地域づくりのための取組



（２）こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業

【事業内容】

- 自治体において、将来的な保育ニーズや保育資源、近隣地域や同規模の他地域との比較などを踏まえた地域分析を行うための費用を一部補助し、自治体における地域分析のモデルを構築する。

【対象自治体】

- 都道府県、市区町村

北海道、垂井町（岐阜）、伊那市（長野）、三条市（新潟）
神戸市（兵庫）、糸田市（福岡）

実施主体等

【実施主体】　都道府県・市区町村（自治体が認めた者への委託可）　※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

【補助基準額】　（１）及び（２）の事業：（一般型）１自治体あたり　10,000千円　※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。
また、(1)の事業については、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

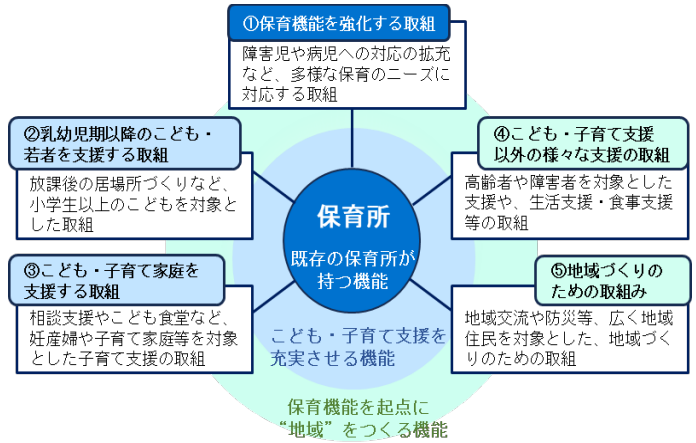
（１）の事業　　：（被災地型）１自治体あたり　15,000千円　※能登半島地震により被災した能登半島の３市３町で実施する場合。

【補助割合】　国：３／４、都道府県・市区町村：１／４

過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業の実施状況（R7年度）

事業の概要

認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。



R7 実施状況

【R7採択自治体】 ９自治体
（秋田県横手市、福島県南会津町、石川県穴水町、石川県輪島市、愛媛県伊予市、長崎県東彼杵町、熊本県球磨村、熊本県八代市、宮崎県小林市）

【取組内容】
① 保育機能を強化する取組 ：４自治体
② 乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組 ：４自治体
③ こども・子育て家庭を支援する取組 ：３自治体
④ こども・子育て支援以外の様々な支援の取組 ：１自治体
⑤ 地域づくりのための取組 ：８自治体

取組事例

①保育機能を強化する取組

○インクルーシブ保育コーディネーターによる連携体制の構築

豊富な現場経験を持つ保育士が「インクルーシブ保育コーディネーター」となり、対象児童にとって最も適した保育と発達支援の方針を協議し、方策等についての検討を行う。（愛媛県伊予市）

②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組

○卒園児を対象とした居場所づくり

自治体内での休日保育のニーズに応える施設として、宿題等の学習支援や在園児との触れ合い交流、卒園児の不登校支援等の見守りを行う。（長崎県東彼杵町）

③こども・子育て家庭を支援する取組

○こども・子育て家庭を支援するための居場所の提供

未就園児と保護者が一緒に利用できる保育園体験日を設け、未就園児の同年代との交流の場や保護者が保育士に子育て相談をできる機会を提供する。（福島県南会津町）

④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組

○地域の高齢者、ひとり暮らしの家庭見守り

地域の高齢者等を園に招待して園児との交流を図ったり、昔遊び等を学び、地域の文化等について学べる場を提供する。(熊本県球磨村)

⑤地域づくりのための取組

○安心あそび場・運動スペース確保事業

地域の身体を動かす場所として園庭を解放するとともに、「あそび場指導員（園の保育士）による遊び方教室を開催する。（石川県輪島市）

○耕作放棄地を活用した食育・食農

園児や保護者、地域住民とともに、耕作放棄地を活用し、小規模な畑を整備して野菜を育てる。（熊本県八代市）

○仮設住宅の居住者や地域の方々との交流

仮設住宅で一人暮らしをしている高齢者に対する昼食の提供や、仮設住宅居住者等とともに芸術や文化に触れる機会を提供する。（石川県穴水町）

○森林環境教育に係る学習会

地元森林事業者や森林インストラクター、地域住民などを招へいし、山間部ならではの地域資源を活かした「木」をテーマとした交流活動を実施する。（秋田県横手市）

○保育所を拠点とした防災講習事業

避難時における乳幼児世帯の居場所としての役割を果たすため、防災備品の充実を図るとともに、園児や保護者、地域住民等とともに防災講習を行い、地域全体で防災に対する意識の向上を図っていく。（宮崎県小林市）



← 園児と地域住民が木の工作に取り組んでいる様子（秋田県横手市）

未就園児が保育園を体験している様子 →（福島県南会津町）

※個人情報保護のため、各写真に加工をしています。



保育所の職員や設備の共用・兼用について

○ 人口減少社会において、**多様なニーズに効率的・効果的に応えていく**ためには、**保育所の職員・設備を有効に活用することが重要**であり、他の事業との一体的な実施を進めるため、必要な保育士や面積を確保することを前提としつつ、**令和５年４月１日から、こどもの保育に支障が生じない場合に、職員の兼務や設備の共用を可能としている。**

職員

○ 保育所を利用するこどもの年齢と人数に応じ、**保育士**を配置する。
（※）０歳児３：１、１・２歳児６：１、３歳児15：1、４・５歳児25：１

→ 保育所が他の社会福祉施設等と併設する場合には、保育所と当該他の社会福祉施設等とが、それぞれの基準を満たすことを前提に一体的に支援を行うことが可能（例えば、保育所の満３歳児40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合には、それぞれ、保育所として満３歳児 40 人の基準である保育士２人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士４人以上を満たしている必要がある。）

○ 保育士のほか、**嘱託医・調理員**を配置する。

→同一の嘱託医・調理員が、複数の施設・事業を兼務することが可能（「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの 提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和４年６月厚生労働省））

設備

○ 保育所を利用するこどもの年齢と人数に応じ、所定の面積基準を満たした上で、**乳児室**、**ほふく室**、**保育室**、**遊戯室**のほか、**医務室**、**調理室**、**便所**等を備える。
（満２歳未満）乳児室（1.65㎡×乳幼児数以上）、ほふく室（3.3㎡×乳幼児数以上）、医務室、調理室、便所
（満２歳以上）保育室・遊戯室（1.98㎡×幼児数以上）、屋外遊戯場（3.3㎡×幼児数以上）、調理室、便所
（児童の年齢にかかわらず必要）軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備

→**乳児室**、**ほふく室**、**保育室**、**遊戯室**については、保育所と当該他の社会福祉施設等とが、各施設・事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各施設・事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていることを前提に、共用（交流させること）が可能（例えば、交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、保育所として30㎡必要、児童発達支援事業所として20㎡必要な場合、保育室の面積は50㎡以上必要となる。））
→**医務室**、**調理室**、**便所**、**軽便消化器等の消火器具**、**非常口その他非常災害に必要な設備**については、他の社会福祉施設等との共用が可能（即ち、他の社会福祉施設等において備えている場合に、改めて保育所において備える必要はない。）

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）
第八条　児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。
２　前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

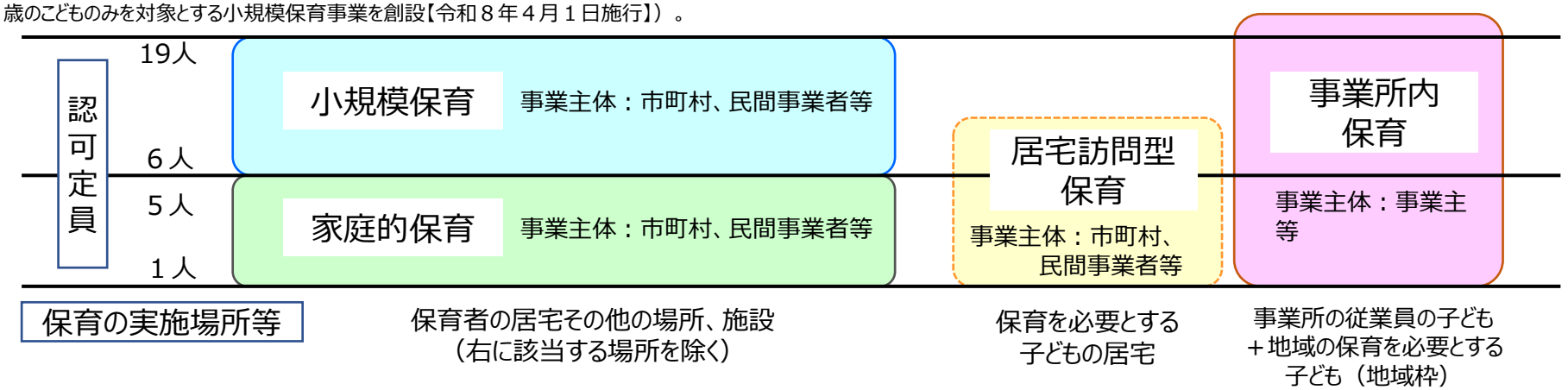
人口減少地域における地域型保育事業について

○ 地域型保育事業については、子ども・子育て支援新制度において、都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指して導入された事業類型である。

○ 保育所と比較して、定員が少ないことに加え、職員配置基準も緩和されている。

（参考）保育所		定員：20人以上 職員資格：保育士
地域型保育事業	小規模保育事業	定員：６～19人（C型は６～10人） 職員資格：A型 保育士、B型 ２分の１以上保育士、C型 家庭的保育者（保育士又は保育士と同等以上の知識経験を有すると市町村長が認める者）
	家庭的保育	定員：１～５人 職員資格：家庭的保育者
	居宅訪問型保育	職員資格：家庭的保育者 ※障害児や母子家庭のこども等に加え、離島その他の地域で、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認める場合に実施可。
	事業所内保育事業	定員：保育所型 20人以上、小規模型 19人以下 職員資格：保育所型 保育士、小規模型 ２分の１以上保育士
へき地保育所（特例地域型保育給付（特例保育））		基準なし ※交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、保育所等や地域型保育事業の確保が著しく困難な地域で実施された場合、特例的に給付。

※ 地域型保育事業は、原則、０～２歳のこどもが対象だが、３～５歳のこどもの保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、３～５歳児を受け入れることも可能（小規模保育事業A型については、３～５歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設【令和８年４月１日施行】）。



へき地保育所に対する財政支援について

特例地域型保育給付（特例保育）

1　事業の概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第１項第４号）

※小規模保育事業Ｂ型に係る公定価格を用いて算出した額を給付。

(参考)子ども・子育て支援法(抄)

第三十条　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四　特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2　実施主体

市町村

3　負担割合

国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

※ 0～２歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

4　創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

5　箇所数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所	202か所	185か所	167か所	147か所

公定価格について（単価の考え方と算定方法）

○　公定価格は、施設の種別や定員、所在する地域、子どもの認定区分（１～３号）、年齢に応じて、教育・保育に通常要する費用の額※を勘案して、子ども１人当たりの単価として、設定している。
※人件費・事業費・管理費について対象となる費目を積み上げ。

○　子ども１人当たりの単価は、共通して適用される「基本分単価」に加え、要件を満たした場合に適用される「加算」・「減算」の仕組みがある。

■基本的な算定方法

基本分単価　＋　加算　－　減算　×　月初日の在籍子ども数　＝　施設型給付費※や委託費として支払われる（月払い）

※施設で徴収する利用者負担額を除いた額

■基本分単価や加算のイメージ

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□／100地域	□□人～△△人	2号	4歳以上児（30:1）	円	円
			3歳児（20:1）	円	円
		3号	1・2歳児（6:1）	円	円
			0歳児（3:1）	円	円

＋

主な加算（例）		
職員配置加算（3歳児 等）		円
主任保育士専任加算		円
処遇改善等加算（区分1及び2）	円×	%
処遇改善等加算（区分3）		円
栄養管理加算		円

－

主な減算（例）	
定員を恒常的に超過する場合	α×□/100 円
土曜日に閉所する場合	β×□/100 円

※αやβは基本分単価や加算の合計額。

1.（2） 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

中山間・人口減少地域では、**「高齢者人口の減少」「生産年齢人口の減少による介護人材の確保の困難」**が進んでおり、必要なサービスを維持するため、**地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組み**を設けることが必要となっています。

特に、これらの地域における訪問介護については、「利用者の事情による突然のキャンセル」「利用者宅間の移動に係る負担」「季節による繁閑」などにより、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持が課題となっています。

見直し内容

中山間・人口減少地域（※1）の事業所の実情を踏まえて、**選択可能な新たな給付や事業を創設**します。

① 特定地域サービス（※2）

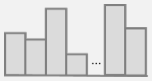
- **包括的な評価（月当たり定額報酬）の導入**
- **人員配置基準の弾力化**（※3）
 （管理者・専門職、夜勤職員の要件の緩和等）

② 特定地域居宅サービス等事業

- **市町村が、給付に代えて、介護保険財源を活用して（地域支援事業として）事業費で委託**

（※1）国において、高齢者の人口密度や高齢者人口の減少などに着目した一定の客観的な基準を設定
（※2）障害福祉分野においても同様の見直しを行う。
（※3）職員の負担や質の確保への配慮を前提。

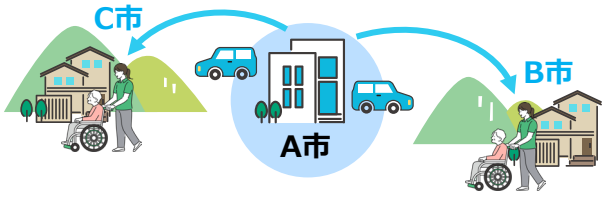
新たに創設

	現行（指定サービス）	特定地域サービス（介護（予防）給付）	特定地域居宅サービス等事業（地域支援事業）
地域	全国	中山間・人口減少地域	中山間・人口減少地域
人員配置基準	国の基準に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）をもとに市町村が決定
報酬等	全国一律の介護報酬	中山間・人口減少地域の事業所の実情を踏まえた介護報酬	事業費（市町村が委託）
報酬等イメージ	出来高  1回○○円	包括的な評価を選択可能  月○○○円/人 （包括的な評価）	特定地域サービス（介護給付）における報酬分に加えて、通常の圏域を超える移動経費等を含めて、事業費として支払い
類型	居宅・施設サービス等	居宅・施設サービス等	居宅サービス等
対象事業所の手続き	指定	市町村に登録	市町村から委託等

（※）省令等に規定する予定

特定地域居宅サービス等事業の活用が考えられるケース

通常の訪問エリアを超えて訪問

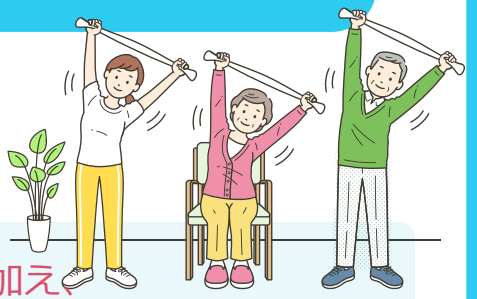


他のサービス事業所から訪問



施行日：令和９年４月１日

1.（2） 介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化



高齢化や人口減少が進む中、地域の支え合いを強化することが重要です。
「通いの場」を拠点として、介護予防と分野を超えた支援を一体的に進めます。

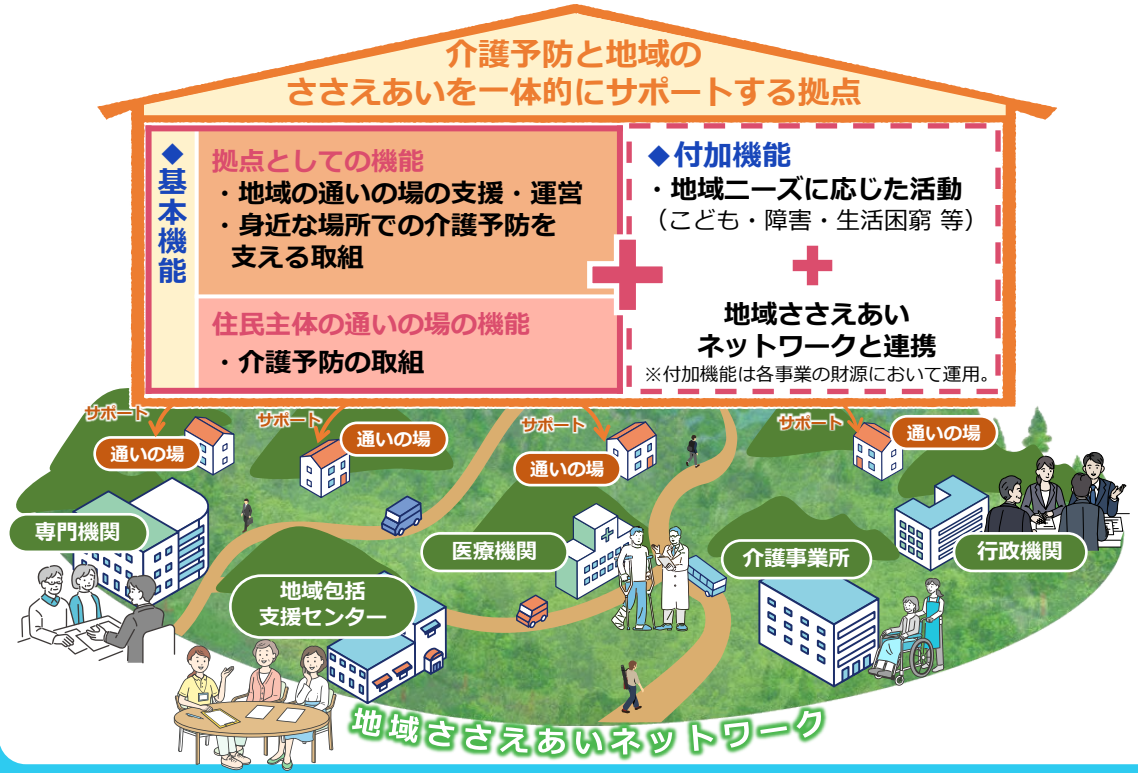
見直し内容

地域の介護予防の拠点として、 体操、会食、多世代交流 等の**多様な通いの場の取組**に加え、

- **地域にある通いの場の支援**（サテライト運営、移動手段の確保 等）
- **地域ニーズに応じて機能を拡充し**（子ども食堂、障害者支援、困窮者支援 等）、**こども・障害等の分野を超えた連携を促進**します。

これにより、地域の支え合いを効果的に下支えするネットワークの構築を進めます。

（注）この拠点を運営する事業を地域支援事業（総合事業）に位置付け、基本機能に関する事業については介護保険財源を充当する。



分野を超えた連携の事例

「通いの場」を拠点として、介護予防の取組に加え、
次のような取組を行います。

事例①

- **子育てサークルの活動支援**
- **障害・子育て・生活困窮に関する総合的な相談窓口の設置**

事例②

- **子ども食堂の開催**
- **専門職による生活困窮者向けの相談会の開催**



施行日：令和９年４月１日

1.（6） 介護保険事業(支援)計画の見直し

2040年頃には、高齢者人口がピークを迎えると見込まれています。地域ごとに高齢化の進み方やサービス需要には差があり、**将来を見据えた計画づくりがこれまで以上に重要**となっています。

見直し内容

① 中長期的なサービス見通しを必須化

市町村・都道府県が策定する介護保険事業（支援）計画において、
- **介護サービス量の中長期的な推計**
- **将来に向けたサービス提供体制の確保に関する施策**

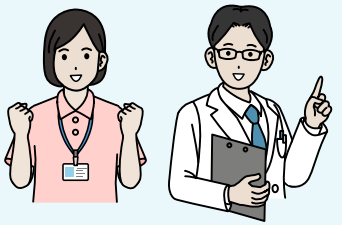
を必ず記載することとします。
2040年に向けて、介護サービス提供体制に関する地域課題の解決を図ります。



② 医療介護連携の状況等を勘案することを明確化

市町村が策定する介護保険事業計画において、
- **医療と介護の連携の状況**
- **有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの入居定員**

を勘案することとします。
介護サービス見込量について、地域全体の実態に即した見通しを立てます。



③ 人材確保・生産性向上・経営改善の取組を明確化（※）

都道府県が策定する介護保険事業支援計画において、介護現場における
- **人材確保**　● **生産性向上**　● **経営改善**

に向けた取組と目標を明記します。
将来にわたり安定的にサービスを提供できる体制を整えます。



※　障害福祉分野においても同様の見直しを行う。

将来のサービス需要の変化を見据え、地域ごとの状況に応じた介護サービス提供体制を計画的に整備します。

施行日：令和９年４月１日

１－３．保育所等の体制

1.(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

現状・課題等

○待機児童対策の推進により保育の量の拡大が進む中で、質の確保・向上が求められている。保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案なども発生。保育の質の確保・向上や安全安心な環境の確保のために、保育提供体制の強化を進める必要

○令和６年度には、「こども未来戦略」（加速化プラン）に基づき、制度創設以来76年ぶりに、**４・５歳児の職員配置基準**について、**30対1から25対1への改善**を図ったところ（３歳児の職員配置基準もあわせて20対１から15対１へ改善）。４・５歳児、３歳児の職員配置の改善を進めるとともに、１歳児の職員配置基準の改善についても早期に進めることが求められる

年齢	従前の基準	新たな基準
４・５歳児	３０：１	２５：１

○保育所等の職場環境の改善のため、保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進しているところ、テクノロジーの活用や保育士以外の人材の活躍も含めて保育所等の体制を考えていくことが重要

○なお、職員配置基準については、真に必要な配置基準はどうあるべきか、科学的検証が必要との指摘があり、検証の手法やエビデンスに関する知見の収集など、研究を進める必要

こども未来戦略（令和５年12月22日閣議決定）（抜粋）

○　2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）

○　2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

保育の安全性と質を確保・向上させるため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育提供体制の強化を進める

✓対応のポイント
- □ 加速化プランに基づいた配置改善の着実な実施
- □ エビデンスに基づいた配置基準の改善の検討

【４・５歳児、３歳児の職員配置の改善の促進】

○加算の取得等により改善を促進するとともに、改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」としている経過措置の取扱いを検討
（３歳児については令和９年度末までとする見直しを実施【R7】）

【１歳児の職員配置の改善】

○保育人材の確保等も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に改善を進めることとしており、職場環境を改善している事業所において１歳児の配置を５：１に改善した場合の加算（１歳児配置改善加算）を創設【R7～】

【保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究】

○職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める【R6～】

○保育士等の配置改善により保育の質の確保・向上、保育士等の業務負担の軽減を実現する
【４歳以上児配置改善加算等の取得施設の割合の増加（令和８年度）】
※令和７年度実績 93.9%

職員配置の改善

こども未来戦略（令和５年12月22日閣議決定）

○　2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。
また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
○　2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和６年度の対応：４・５歳児の配置基準の改善

【公定価格上の加算措置】※告示を改正

○ 新たに「４歳以上児配置改善加算」を措置する

○ 30：１の配置に要する経費と、25：１の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※　チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：１以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※　チーム保育推進加算は、主に３～５歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和５年度には、先んじて４・５歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（１人⇒２人）を行っている。

【最低基準等の改正】※内閣府令等を改正

○　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、４・５歳児の職員配置基準を改善する

○　人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける。

年齢	従前の基準	新たな基準
4･5歳児	30:1	25:1

※　３歳児については、平成27年度より「３歳児配置改善加算」を措置しているところ、４・５歳児と同様に最低基準等の改正（20：１→15：１）を行う。

令和７年度の対応：１歳児の職員配置の改善

○　１歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「１歳児配置改善加算」を措置する

○　具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、１歳児の職員配置を５：１以上に改善した場合に、加算する（令和７年４月～）

※6：1の配置に要する経費と、５：１の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所
（配置基準が既に５：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）
(1) 処遇改善等加算区分１～３の全てを取得している
(2) 業務においてＩＣＴの活用を進めている※１
(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上※２

※１　①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう１機能以上の機器を導入し活用している）
※２　処遇改善等加算区分１の「職員１人当たりの平均経験年数」と同様の計算による年数

加速化プランに基づいた配置改善を着実に実施するとともに、**エビデンスに基づいた配置基準の改善の検討**を進める

<令和８年度の取組>
● ３歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定（令和９年度末まで）　● 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実
● ３つの実証研究を実施し、エビデンスの収集を開始（①保育所等のﾀｲﾑｽﾀﾃﾞｨ調査　②位置測位ｼｽﾃﾑ等を活用した保育士等・こどもの行動記録の把握・分析　③ｳｪｱﾗﾌﾞﾙ端末等を活用した保育士等の業務負担・ｽﾄﾚｽ要因の把握・分析）　等

エビデンスに基づく職員配置の改善の検討

「保育政策の新たな方向性」（令和６年１２月こども家庭庁）
1.(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）
【保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究】
〇職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める【R6～】

令和６年度

①諸外国における職員配置に関する情報収集（★）
○　諸外国（イギリス・ドイツ・スウェーデン・アメリカ・シンガポール）における職員配置及び関連する仕組み（教育・保育の方針、資格等）に関する情報収集を実施

（例）［イギリス］
・保育士資格を９段階に細分化
・保育者と保育者でない者を組み合わせた職員配置基準の設定

［シンガポール］
・場面に応じた職員配置基準の設定（いかなる時にも守る必要がある基準、授業等の実施中の基準、屋外活動中の基準の３種類を設定）　等

②研究者ヒアリング（★）
○　令和８年度以降に実施を予定している実証研究に向け、実際に保育所における配置基準等に関する研究に取り組んでいる研究者に対し、ヒアリングを実施　（例）位置測位システムの活用　保育者の疲労度やストレスの測定

令和７年度

○今後の実証研究において以下を行うことを念頭に、研究の具体的な設計を検討

①保育所等のタイムスタディ調査
②位置測位システム等を活用した保育士等・こどもの行動記録の把握・分析
③ウェアラブル端末等を活用した保育士等の業務負担・ストレス要因の把握・分析

※①について、調査設計及び試行的調査を実施（★）。②③について、こども家庭科学研究費補助金において公募を実施

令和８年度　**実証研究を実施しエビデンスの収集を開始**

★は「保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究」（子ども・子育て支援調査研究事業：有限責任監査法人トーマツ）で実施

特定教育・保育施設における職員の配置改善実態調査の結果について（概要）

【目的】
昨年度に引き続き、３歳児、４・５歳児の配置改善状況の把握及び今年度から創設した１歳児配置改善加算の取得状況等の実態を把握するもの。

【調査対象】
・３歳児、４・５歳児に関する項目：公立・私立の全ての特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）
・１歳児に関する項目：公立・私立の全ての保育所、認定こども園、小規模保育事業所（A型及びB型）、事業所内保育事業所

【調査実施時期】
令和７年９月中旬～11月下旬

【調査方法】
市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）において管内施設の状況を取りまとめの上、都道府県に提出。都道府県において管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）を取りまとめの上、こども家庭庁に回答する。（全数調査）

【調査事項】

〈基本情報〉
・７月１日時点の施設・事業所全体の利用児童数
　うち３歳児、４・５歳児、１歳児の人数

〈３歳児、４・５歳児〉
・７月１日時点の３歳児配置改善（15：1）状況、４・５歳児童の配置改善（25：1）状況
・今後の改善の実施見込み

〈１歳児〉
・７月１日時点の１歳児配置改善加算の取得状況、当該加算の要件の充足状況（※１）
・今後の改善見込み（※１）
・７月１日時点の１歳児の配置改善（5：1）状況（※２）
　※１　私立の保育所、認定こども園並びに公立・私立の小規模保育事業所及び事業所内保育事業所
　※２　公立の保育所及び認定こども園

【回収状況】（括弧書きは令和６年７月１日の有効回答数）

〈３歳児〉
・有効回答数：34,514か所(28,781か所)

〈４・５歳児〉
・有効回答数：35,047か所(29,001か所)

〈１歳児〉
・有効回答数：36,612か所

特定教育・保育施設における職員の配置改善実態調査の結果について（概要）

○　３歳児の職員配置については、平成27年度より15:1による配置を行った場合に加算措置を講じ、令和６年度より経過措置を設けた上で最低基準を改正した。
　４・５歳児の職員配置については、令和６年度より25:1による配置を行った場合の加算を創設し、経過措置を設けた上で最低基準を改正した。
○　調査は全ての幼稚園・保育所・認定こども園を対象として全国の市区町村を通じて実施。
配置改善の状況等について、有効回答のあった約３万５千施設の状況についてとりまとめたもの（自治体数ベースでの回収率100%）。
○　令和７年７月１日時点の配置改善の実施状況は、３歳児は全体で97.2%、４・５歳児は全体で93.9%の実施率。
○　令和６年７月１日と比較すると、３歳児は１ポイント上昇（96.2%→97.2%）。４・５歳児は0.5ポイント下降（94.4%→93.9%）。
○　施設種別では３歳児は認定こども園、４・５歳児は保育所が最も高く、公私別では３歳児は私立施設、４・５歳児は公立施設の方が高かった。
○　未実施施設の今後の改善見込みについては、約６～７割が「未定」と回答しており、人材確保が課題と考えられる。

３歳児１５：１を満たしている施設の割合

【令和７年７月１日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	94.3%	94.2%	95.0%	94.3%
私立	98.7%	98.3%	97.7%	98.1%
全体	97.1%	97.1%	97.4%	97.2%

【参考：令和６年７月１日時点（昨年度調査結果）】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	90.8%	93.3%	94.0%	93.1%
私立	97.2%	97.1%	97.8%	97.4%
全体	94.3%	95.9%	97.3%	96.2%

【未実施施設の今後の改善見込施設（割合）】　（N=983）

	今年度内	８年度以降	未定
公立	0　(0.0%)	229　(46.7%)	261　(53.3%)
私立	40　(8.1%)	110　(22.3%)	343　(69.6%)
全体	40　(4.1%)	339　(34.5%)	604　(61.4%)

４・５歳児２５：１を満たしている施設の割合

【令和７年７月１日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	97.6%	95.1%	97.3%	95.9%
私立	92.4%	94.8%	90.9%	93.2%
全体	94.8%	94.9%	91.8%	93.9%

【参考：令和６年７月１日時点（昨年度調査結果）】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	96.2%	94.0%	95.9%	94.7%
私立	94.7%	94.0%	94.7%	94.3%
全体	95.5%	94.0%	94.9%	94.4%

【未実施施設の今後の改善見込施設（割合）】　（N=2,137）

	今年度内	８年度以降	未定
公立	0　(0.0%)	205　(54.2%)	173　(45.8%)
私立	45　(2.6%)	352　(20.0%)	1,362　(77.4%)
全体	45　(2.1%)	557　(26.1%)	1,535　(71.8%)

特定教育・保育施設における職員の配置改善実態調査の結果について（概要）

○　１歳児の職員配置については、３歳児や４・５歳児の配置改善より多くの保育人材が必要となるため、まずは基準の見直しではなく、保育の質の向上や職場環境・処遇改善等の観点から、一定の要件（※）を満たす事業所への「加算措置」により対応を進めたところ。
※以下３つの要件いずれも満たす施設が対象
①処遇改善等加算区分１～３を全て取得していること、②業務においてICTの活用を進めていること、③施設の職員の平均経験年数が10年以上であること

○　調査は全ての保育所・認定こども園・小規模保育事業所（A型及びB型）・事業所内保育事業所を対象として全国の市区町村を通じて実施。配置改善の状況等について、有効回答のあった約３万６千施設の状況についてとりまとめたもの（自治体数ベースでの回収率100%）。

○　１歳児を受け入れる施設・事業所のうち、職員配置を改善しているのは87.7%。

○　１歳児配置改善加算の令和７年７月１日時点の加算取得率（取得予定含む）は47.1%と対象施設・事業所の約半分。加算が未取得の施設・事業所のうち、最も満たしていない要件は業務におけるICT活用（未取得のうち、52.7%が要件を満たしていない）。

全体

施設数※ 29,421

※私立の保育所、認定こども園並びに公立・私立の小規模保育事業所（A型及びB型）及び事業所内保育事業所

◆令和７年７月１日時点で、１歳児配置改善加算を取得していますか。

取得済(取得予定含む) 13,865 (47.1%)

※申請中及び今後申請予定（全ての要件を満たしている）含む。

◆以前から加算の要件を満たしていましたか。

	以前から満たしていた	加算を取得するために満たした
i １歳児５：１	8,269 (59.6%)	5,596 (40.4%)
ii 処遇改善等加算区分１～３の全てを取得	9,349 (67.4%)	4,516 (32.6%)
iii 業務においてICTを活用	8,404 (60.6%)	5,461 (39.4%)
iv 職員の経験年数10年以上	9,452 (68.2%)	4,413 (31.8%)

◆全数のうち、要件を満たしている数 (N=29,421)

i １歳児５：１	25,586 (87.0%)
ii 処遇改善等加算区分１～３の全てを取得	26,040 (88.5%)
iii 業務においてICTを活用	21,221 (72.1%)
iv 職員の経験年数10年以上	21,729 (73.9%)

◆全数のうち、１歳児５：１を満たしている数 (N=36,612)

32,127 (87.7%)

未取得 15,556 (52.9%)

◆令和７年７月１日時点で１歳児配置改善加算のどの要件を満たしていますか。

	満たしている	満たしていない
i １歳児５：１	11,721 (75.3%)	3,835 (24.7%)
ii 処遇改善等加算区分１～３の全てを取得	12,175 (78.3%)	3,381 (21.7%)
iii 業務においてICTを活用	7,356 (47.3%)	8,200 (52.7%)
iv 職員の経験年数10年以上	7,864 (50.6%)	7,692 (49.4%)

◆要件の改善見込み

	今年度内	令和８年度以降	未定
i １歳児５：１	128 (3.3%)	829 (21.6%)	2,878 (75.0%)
ii 処遇改善等加算区分１～３の全てを取得	137 (4.1%)	432 (12.8%)	2,812 (83.2%)
iii 業務においてICTを活用	878 (10.7%)	1,023 (12.5%)	6,299 (76.8%)
iv 職員の経験年数10年以上	51 (0.7%)	972 (12.6%)	6,669 (86.7%)

施設数※ 7,191

※公立の保育所、認定こども園

◆令和７年７月１日時点で１歳児５：１を満たしていますか。

満たしている	満たしていない
6,541 (91.0%)	650 (9.0%)

保育士配置基準の変遷

	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳
1948～1951（S23～26）	1０：1	1０：1	3０：1	3０：1	3０：1
1952～1961（S27～36）	1０：1	1０：1	3０：1 （1０：1）	3０：1	3０：1
中央児童福祉審議会の意見具申（1962,S37）	6：1	6：1	6：1	2０：1	3０：1
1962・1963（S37・38）	1０：1 （9：1）	1０：1 （9：1）	1０：1 （9：1）	3０：1	3０：1
1964（S39）	8：1	8：1	9：1	3０：1	3０：1
1965（S40）	8：1	8：1	8：1	3０：1	3０：1
1966（S41）	8：1 （7：1）	8：1 （7：1）	8：1 （7：1）	3０：1	3０：1
1967（S42）	6：1	6：1	6：1	3０：1	3０：1
1968（S43）	6：1	6：1	6：1	3０：1 （2５：1）	3０：1
中央児童福祉審議会の意見具申（1968,S43）	3：1	—	—	—	—
1969～1997（S44～H9）	6：1 （3：1）	6：1	6：1	2０：1	3０：1
1998～2014（H10～26）	3：1	6：1	6：1	2０：1	3０：1
社会保障と税の一体改革（2012,H24）	—	5：1	—	1５：1	2５：1
2015～2023（H27～R5）	3：1	6：1	6：1	2０：1 （1５：1）	3０：1
2024（R6）	3：1	6：1	6：1	1５：1 （※3）	2５：1 （※4）
2025～（R7～）	3：1	6：1 （5：1）	6：1	1５：1 （※3）	2５：1 （※4）

※1　配置基準は、最低基準による。
※2　（　　）内は、公定価格上（運営費上）あるいは他の補助金による配置基準等である。
※3　経過措置として、令和９年度末までの間は従前の基準（２０：１）による運営を妨げない。
※4　経過措置として、当分の間は従前の基準（３０：１）による運営を妨げない。

諸外国の保育施設における保育者の配置基準

注：国によって保育者の資格保有の有無、資格の内容（必要な修学年数、行政機関等によって規定された養成課程の有無等）等が異なるため、単純な比較は困難であることに留意が必要である。

<table>
<tr><th>年齢区分</th><th>日本
（保育所における保育士の基準）</th><th colspan="2">イギリス
（主にイングランド・ウェールズ）（※１）</th><th colspan="3">シンガポール
※常時の配置基準は、保育士以外の者を含む基準
※プログラム中及び屋外活動中の配置基準は、保育士のみの基準</th></tr>
<tr><td>０歳</td><td>３：１</td><td colspan="2">３：１</td><td colspan="3">５：１（保育士のみ）
※18か月未満まで</td></tr>
<tr><td>１歳</td><td>６：１
（５：１（※加算措置））</td><td colspan="2">３：１</td><td rowspan="2">【常時】
12：1</td><td rowspan="2">【プログラム中】
8：1</td><td rowspan="2">【屋外活動中】
6：1</td></tr>
<tr><td>２歳</td><td>６：１</td><td colspan="2">５：１</td></tr>
<tr><td>３歳</td><td>15：1</td><td rowspan="3">【レベル６以上の者が直接従事<u>しない</u>場合】
８：１

※この場合には、<u>少なくとも１名はレベル３以上の者</u>とし、<u>その他のうち1/2以上はレベル２以上</u></td><td rowspan="3">【レベル６以上の者が直接従事<u>する</u>場合】
13：1

※年度中に５歳児になる者が多数を占める場合には
30：1</td><td>【常時】
18：1</td><td>【プログラム中】
12：1</td><td>【屋外活動中】
9：1</td></tr>
<tr><td>４歳</td><td>25：1</td><td>【常時】
20：1</td><td>【プログラム中】
15：1</td><td>【屋外活動中】
10：1</td></tr>
<tr><td>５歳</td><td>25：1</td><td>【常時】
25：1</td><td>【プログラム中】
20：1</td><td>【屋外活動中】
13：1</td></tr>
</table>

（参考１）イギリスの保育士資格のレベル：１～９の９段階
【レベル１～５】：英国資格試験規制庁によって認定されている資格
・レベル１～３：保育や社会福祉、医療分野における基本的役割に必要な知識とスキルを身につける資格である。
・レベル４・５：レベル3を保有し、既に保育士として勤務している者が、管理職や専門職へキャリアアップするために必要な知識とスキルを提供する資格
【レベル６～９】：学士号以上の学位を必要とし、保育施設でのリーダーや管理職、幼稚園や初等教育機関での教職に就くための基盤を築く資格
・レベル６・７：学位取得者に対し、保育や社会福祉、医療分野におけるトップレベルの専門職や上級管理職に就くために必要な高度な知識を提供する資格
・レベル８・９：更に高度な研究や専門職資格取得などを目的とした博士号取得者に付与される資格
（参考２）シンガポールの屋外活動中の基準については、表中の基準のほか、少なくとも２名の従事者を配置し、うち１名は保育者とすることとされている。

【出典】保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究報告書（令和７年３月有限責任監査法人トーマツ）

１－４．地域の質向上の体制

保育所保育指針等の見直し

○　**保育所における保育**は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、**その内容については、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）**に従う（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第３５条）

○　保育所保育指針については、各保育園の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定しており、平成30年４月より改定指針が施行　※幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も同日に改訂告示・施行

○　令和７年４月、保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について、こども家庭審議会に諮問

【現行の要領・指針の構成】※育みたい資質・能力、教育・保育に関するねらい及び内容等の整合性を図っている

幼稚園教育要領

前文
第１章　総則
第１　幼稚園教育の基本
第２　幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」
第３　教育課程の役割と編成等
第４　指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
第５　特別な配慮を必要とする幼児への指導
第６　幼稚園運営上の留意事項
第７　教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第２章　ねらい及び内容
健康　人間関係　環境　言葉　表現

第３章　教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第１章　総則
第１　幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
第２　教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
第３　幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
第２章　ねらい及び内容並びに配慮事項
第１　乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容
第２　満１歳以上満３歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容
第３　満３歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容
第４　教育及び保育の実施に関する配慮事項
第３章　健康及び安全
第１　健康支援　第２　食育の推進
第３　環境及び衛生管理並びに安全管理
第４　災害への備え
第４章　子育ての支援
第１　子育ての支援全般に関わる事項
第２　幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
第３　地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

保育所保育指針

第１章　総則
１　保育所保育に関する基本原則
２　養護に関する基本的事項
３　保育の計画及び評価
４　幼児教育を行う施設として共有すべき事項
第２章　保育の内容
１　乳児保育に関わるねらい及び内容
２　１歳以上３歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
３　３歳以上児の保育に関するねらい及び内容
４　保育の実施に関して留意すべき事項
第３章　健康及び安全
１　子どもの健康支援　２　食育の推進
３　環境及び衛生管理並びに安全管理
４　災害への備え
第４章　子育て支援
１　保育所における子育て支援に関する基本的事項
２　保育所を利用している保護者に対する子育て支援
３　地域の保護者等に対する子育て支援
第５章　職員の資質向上
１　職員の資質向上に関する基本的事項
２　施設長の責務　３　職員の研修等
４　研修の実施体制等

○　幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園の教育・保育内容の基準の整合性を確保する観点から、中央教育審議会と緊密に連携しつつ、**乳幼児がいずれの施設に通っているかにかかわらず、質の高い教育・保育が保障されるよう、幅広く検討**
※こども家庭庁の創設に合わせて改正された学校教育法及び児童福祉法において、文部科学大臣及び内閣総理大臣は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の策定に当たってあらかじめ協議し、両者の整合性の確保に配慮することを規定

【こども家庭審議会　諮問事項】
○　**こども基本法等の趣旨**を踏まえつつ、こどもが**主体的に遊び育つことを保障**する保育の在り方をどのように考えるか
○　**乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長を保障**するため、**０歳から学童期との接続までを俯瞰（ふかん）**した保育の在り方をどのように考えるか
○　**心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人のこどもの育ちを保障**するための保育の在り方をどのように考えるか
○　**多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つため**の、**地域に開かれた保育や子育て支援**の在り方をどのように考えるか
○　質の高い保育を支える職員の資質の向上等の在り方をどのように考えるか
○　**設置者や施設類型を問わず、乳幼児期のこどものより良い育ちを保障していく共通的方策**についてどのように考えるか　等

保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について（諮問）（概要）

（令和７年４月25日 こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣より諮問）

【背景等】

○　現行の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年４月に施行されてから、７年が経過。

○　**こども基本法**において、こども施策の基本理念を規定。また、令和５年12月には「**こども大綱**」や「**はじめの100か月の育ちビジョン**」が閣議決定。**乳幼児期は、**こどもの一人一人の権利や尊厳をしっかりと守り、**こどもの生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要**であることが示されている。

○　昨年12月に公表された「**保育政策の新たな方向性**」では、待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大」から、「質の向上」へと大きく方向性を転換**することが示す。

○　保育所や認定こども園では、保育の実践に当たって、障害のあるこどもや外国につながりのあるこどもなど、**多様な個性や特性、背景を有するこどもたちへの支援**、こどもが多様な人々と関わりながら育つための**地域との関わりや地域資源の活用**、感染症や自然災害への対応といったこどもの**健康と安全の確保**などを含めた様々な課題への対応が求められるとともに、**子育て支援の充実**も期待。

○　こども家庭庁の創設に合わせて改正された学校教育法及び児童福祉法において、**文部科学大臣及び内閣総理大臣は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の策定に当たってあらかじめ協議し、両者の整合性の確保に配慮**することが定められた。幼保連携型認定こども園教育・保育要領を内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めることと合わせて、**教育・保育内容の基準の整合性を一層図ることが必要。**

【審議いただく内容】

以下の事項を中心に審議。

○　**こども基本法等の趣旨**を踏まえつつ、こどもが**主体的に遊び育つことを保障**する保育の在り方をどのように考えるか。

○　**乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長を保障**するため、**０歳から学童期との接続までを俯瞰（ふかん）**した保育の在り方をどのように考えるか。

○　**心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人のこどもの育ちを保障**するための保育の在り方をどのように考えるか。

○　**多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つため**の、地域に開かれた保育や子育て支援の在り方をどのように考えるか。

○　質の高い保育を支える職員の資質の向上等の在り方をどのように考えるか。

○　**設置者や施設類型を問わず、乳幼児期のこどものより良い育ちを保障していく共通的方策**についてどのように考えるか。

※　これらに関連する事項を含め、**保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の教育・保育内容の基準の整合性を確保する観点から、**幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準等に関する重要事項の調査審議を行う**中央教育審議会と緊密に連携いただきつつ、乳幼児がいずれの施設に通っているかにかかわらず、質の高い保育が保障されるよう、幅広く御検討**いただきたい。

こどもまんなか こども家庭庁

地域における保育の質の向上の体制整備調査研究 拡充

成育局 成育基盤企画課

＜子ども・子育て支援推進調査研究・普及促進事業＞　令和８年度予算額　0.6億円（0.5億円）

事業の目的

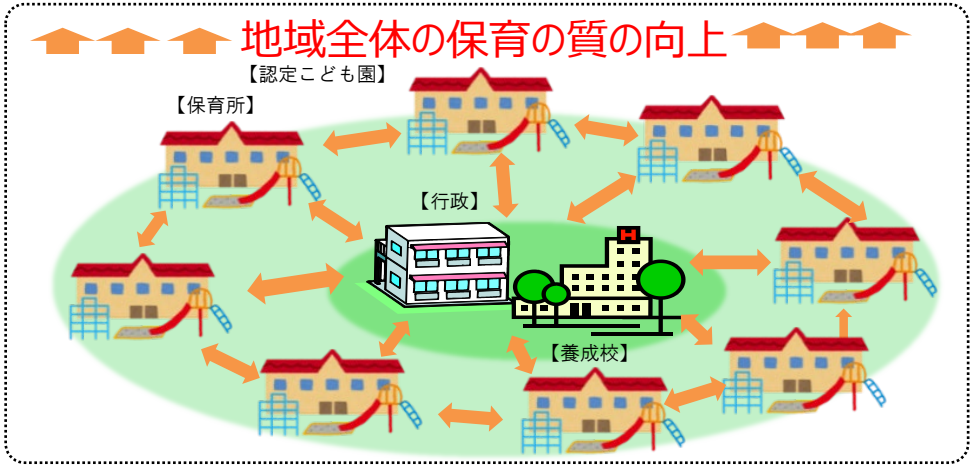
地域の実情を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

事業の概要

都道府県等から３年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。

（中核的機能の例）
- 保育指導職の配置
- 幼児教育センターや大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

（想定される取組の例）
- 地域の課題を踏まえた独自の研修の実施
- 公開保育による交流の機会の創出
- 公立園の拠点化
- 法人をまたぐ施設間の職員の交流等



実施主体等

【実施主体】
①都道府県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村（計６箇所程度　※令和７年度に指定を受けているものを優先する）
②上記以外の市町村（計４箇所程度）【拡充】

【委託基準額】
①都道府県等１か所当たり800万円程度、②市町村１か所当たり400万円程度

保育士等のミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業 新規

令和８年度予算額　１億円

事業の目的

各園における保育の質向上を図っていくためには、園内研修や公開保育等の取組など、保育所・認定こども園等の保育者が保育実践を互いに見合い学び合う取組を推進することが重要である。また、地域に開かれた保育を進め、互いの保育実践を見合い意見交換等を進めたり、有識者等からの助言等を受けたりする中で、自園や保育者自身の保育の良さや課題を見直し改善していく機運の醸成を図っていくことが求められる。このため、自園や他園の園内研修・公開保育などの企画・実施を行うことができる中堅の保育士、保育教諭等（「ミドルリーダー」）の育成、園・保育士同士の学び合いを中心とした協働的な取組を推進し、各園ひいては地域全体の保育の質向上を図る。

事業の概要

自治体において、地域で中核となって保育所や認定こども園等における保育の質向上に取り組むことが期待されるミドルリーダーを募り、参加するミドルリーダー同士の学び合いによる資質向上や、当該ミドルリーダーが勤務する園はもとより、自園以外の保育所や認定こども園等における保育の質向上に向けた取組の支援、それらの勤務園でのフィードバック等の取組に要する費用の一部を支援する。

（支援経費の例）

- ミドルリーダーに対する研修の実施経費
- ミドルリーダーが保育現場を不在にすることに伴う雇上げ費用
- ミドルリーダーによる他園への園内研修や公開保育等の支援に関する費用
- 外部有識者の協力を得た園内研修・公開保育等の実施費用

等



実施主体等

【実施主体】都道府県又は市町村
【補助基準額】１自治体当たり500万円
【補助割合】国：１／２、都道府県・市町村：１／２

「幼児教育センター」の設置等による幼児教育推進体制の充実

幼児教育センター

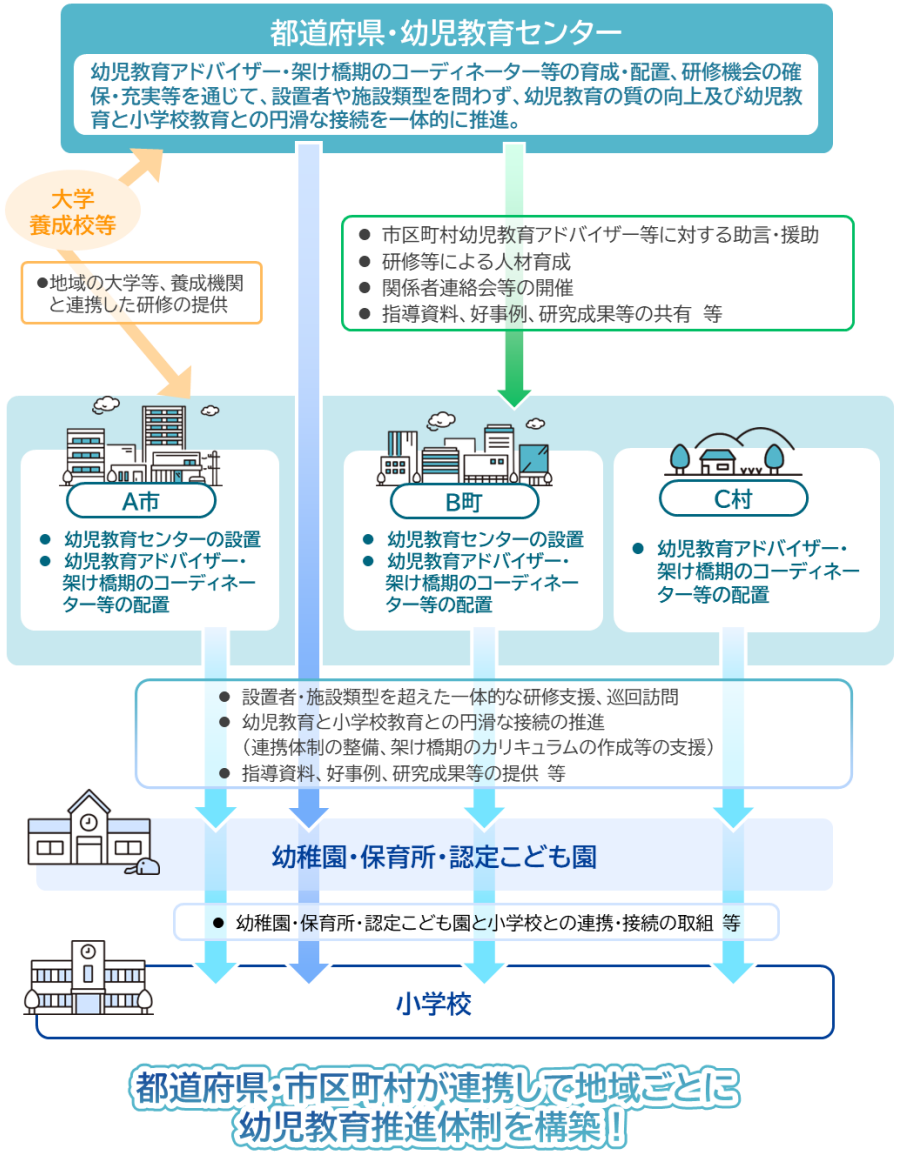
○ 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、**設置者・施設類型の垣根を越えて**、地方公共団体における**地域の幼児教育の拠点**として、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の専門性の向上等の取組を一体的に推進。

○ 幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局を一元化し、地方自治体において、幼児教育の質の向上や小学校教育との接続等の取組を一体的に推進。

【幼児教育センターの役割の例】

- 幼児教育アドバイザー・架け橋期のコーディネーターの育成・配置
- 幼児教育アドバイザー・架け橋期のコーディネーターの幼稚園、保育所、認定こども園等への訪問等を通じた助言・援助・情報提供
- 幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修
- 幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究

など



幼児教育センター設置　道府県一覧

文部科学省

（令和８年４月現在）

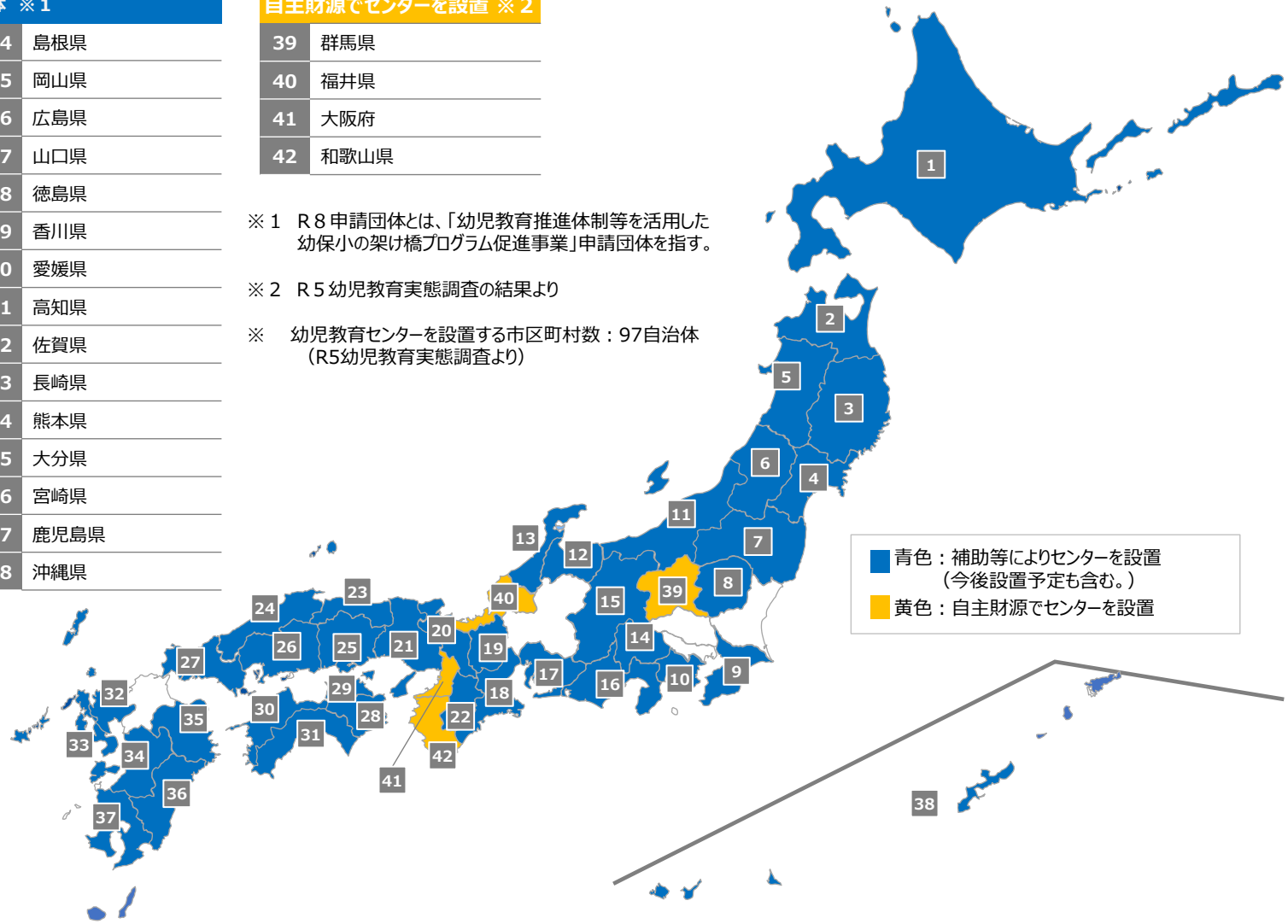
R８申請団体　※１			
1	北海道	24	島根県
2	青森県	25	岡山県
3	岩手県	26	広島県
4	宮城県	27	山口県
5	秋田県	28	徳島県
6	山形県	29	香川県
7	福島県	30	愛媛県
8	栃木県	31	高知県
9	千葉県	32	佐賀県
10	神奈川県	33	長崎県
11	新潟県	34	熊本県
12	富山県	35	大分県
13	石川県	36	宮崎県
14	山梨県	37	鹿児島県
15	長野県	38	沖縄県
16	静岡県		
17	愛知県		
18	三重県		
19	滋賀県		
20	京都府		
21	兵庫県		
22	奈良県		
23	鳥取県		

自主財源でセンターを設置　※２	
39	群馬県
40	福井県
41	大阪府
42	和歌山県

※１　Ｒ８申請団体とは、「幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業」申請団体を指す。

※２　Ｒ５幼児教育実態調査の結果より

※　　幼児教育センターを設置する市区町村数：97自治体
（R5幼児教育実態調査より）



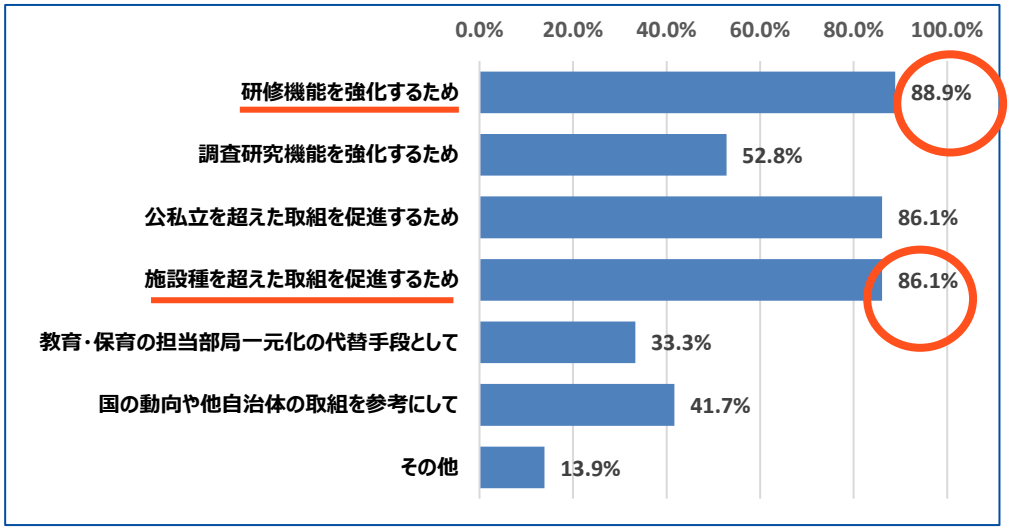
都道府県における幼児教育センターの状況（R５年度時点）

都道府県の幼児教育センターは公私・施設類型を問わず教育の質の向上に向けた取組を実施している。

都道府県

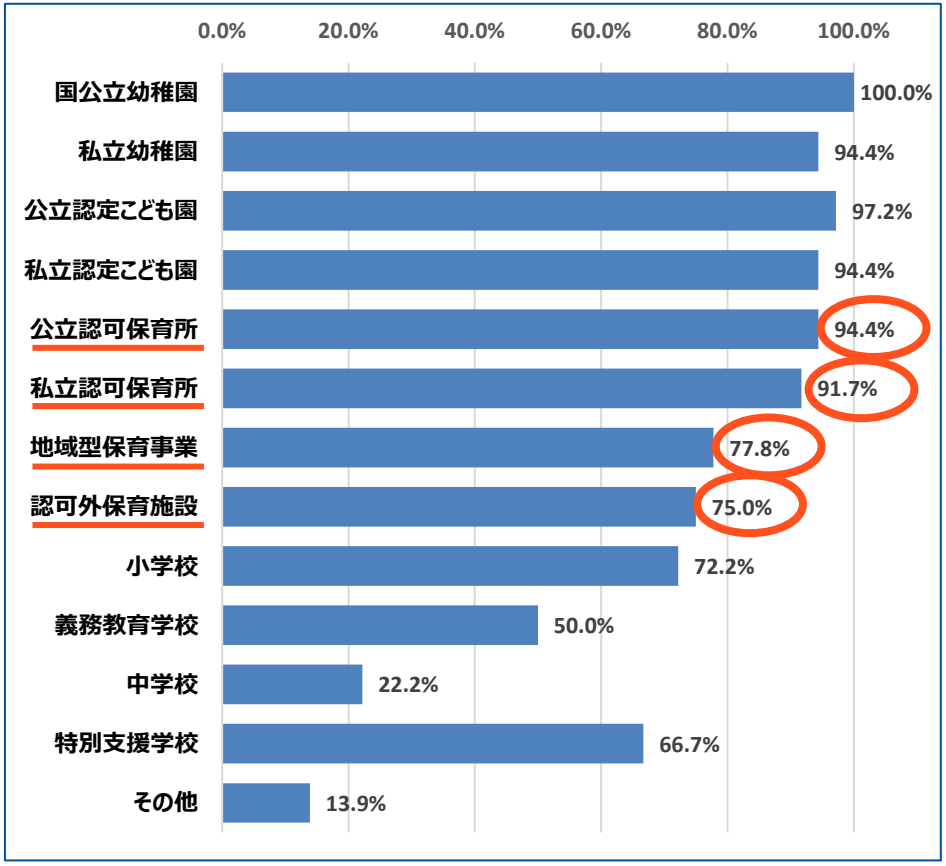
幼児教育センター設置理由

(複数回答) N=36



幼児教育センターの対象施設

(複数回答) N=36

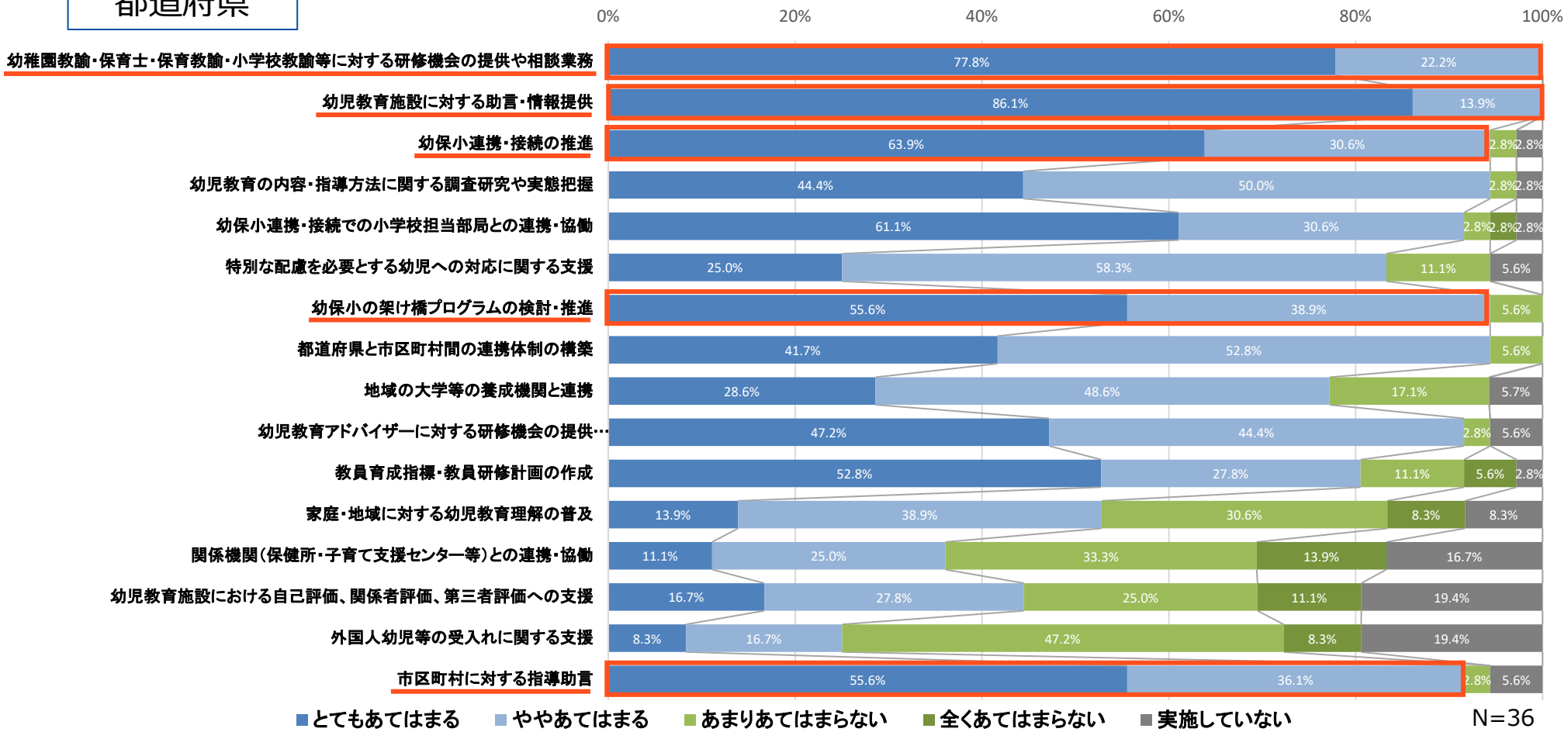


【幼児教育のデータ蓄積・活用に向けた調査研究事業】
各自治体の幼児教育センターの設置状況及び取組内容に関する調査研究アンケート調査（調査期間：R6.2.2~3.1）結果　より

幼児教育センター設置前と比較した成果（R５年度時点）

都道府県における幼児教育センター設置の成果として、市区町村に対する指導助言のほか、幼稚園、保育所、認定こども園への助言・情報提供、幼稚園教諭や保育士等への研修機会の提供や相談業務、幼保小連携・接続の推進などがあげられる。

都道府県



【幼児教育のデータ蓄積・活用に向けた調査研究事業】
各自治体の幼児教育センターの設置状況及び取組内容に関する調査研究アンケート調査（調査期間：R6.2.2~3.1）結果　より

幼児教育センターによる取組例

北海道教育庁　幼児教育推進センター

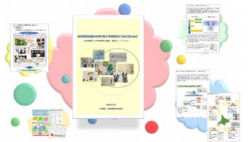
幼児教育と小学校教育の接続の取組（北海道）

北海道幼児教育推進センターにおいては、**市町村や、設置者・施設類型問わず全ての幼稚園、保育所、認定こども園、または小学校に対し**、研修支援や架け橋期のアドバイザーの派遣等を通して、**幼児教育施設と小学校との継続的・計画的な連携・接続の促進**を図っている。

幼保小の架け橋プログラムの推進

■ 北海道版幼児教育スタートプログラム
～つながろう つなげよう 子どもの学びと育ち～





○ Ｒ４～６年度に、文部科学省委託事業「幼保小の架け橋プログラム事業」の調査研究の結果を踏まえ、幼保小の架け橋プログラムを推進する際の手順や方法等を示した「北海道版幼児教育スタートプログラム」を策定・普及し、市町村における取組を支援。

○ 幼児教育の重要性、幼保小連携・接続のポイント、道内における実践例等をまとめた「幼児教育と小学校教育の連携・接続ハンドブック」を作成し展開。

架け橋期のアドバイザー派遣・育成

○ 幼児教育や小学校教育の知見を有する架け橋期のアドバイザーを幼児教育施設や小学校、市町村等に派遣し、幼保小接続の取組状況や課題等のそれぞれの実態に応じた支援を実施。

○ 道内全14管内での配置に向けた架け橋期のアドバイザーの育成。

研修の支援

○ 地域における架け橋期のカリキュラム開発の推進を図るため、施設類型問わず幼児教育施設や小学校、市町村の関係者が、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けたカリキュラムや教育方法等の充実・改善について協議・情報交換する「幼小つながる研修」を、道内全14管内で実施。

○ 合同研修の機会確保が困難な地域においても、幼児期及び幼保小接続期の教育の理解促進を図るため、保育及び授業の様子を撮影したオンデマンド教材を作成・配信するとともに、オンラインを活用した公開保育・授業を実施。

（参考）https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/yousyousetuzoku.html

大分県教育庁　幼児教育センター

幼児教育アドバイザー等の育成・派遣（大分県）

大分県幼児教育センターにおいては、**幼児教育スーパーバイザーが幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、市町村に訪問し、ニーズに合わせた支援**を行うとともに、**市町村の幼児教育アドバイザーの育成や研修支援等**を行っている。

市町村の幼児教育アドバイザーの活用・配置推進

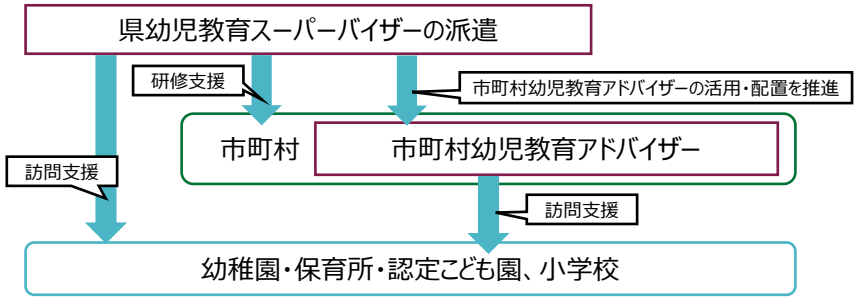
■ 市町村幼児教育アドバイザー
～「しんけん遊ぶ子」の育成に向けた大分県の取組～

○幼児教育の質の向上や小学校教育との円滑な接続等の取組を一体的に推進するため、県幼児教育スーパーバイザーが地域における研修支援及び域内の園への助言等を行う市町村幼児教育アドバイザーを育成。



（国東市・玖珠町幼児教育アドバイザーの活動の様子）

○ 養成研修修了後は、市町村幼児教育アドバイザーの地域での活動を県幼児教育スーパーバイザーが継続支援。



幼保小接続の推進

○ 「幼小接続地区別合同研修会」において、県スーパーバイザーが幼児教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について、講義・協議を行い、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の教職員間の相互理解を深めるとともに、地域における接続の取組推進を図る。

（参考）https://www.pref.oita.jp/site/oita-youjikyouiku/yojikyoikuadviser.html

幼児教育センターによる取組例

三重県四日市市　幼児教育センター

研修、相談・訪問支援、情報発信・研究（三重県四日市市）

四日市市幼児教育センターにおいては、幼稚園教諭、保育士、保育教諭のスキルアップのため、**4つの研修プログラムを対面・オンラインで提供する**とともに、**幼児教育アドバイザー等による園への訪問指導や小学校への接続支援、情報提供などの実施**や、**情報発信・研究**の推進により、地域の教育・保育の拠点として、幼児教育の質の向上を図っている。

研修

保育者育成指標に応じた４つの研修プログラム

四日市市保育者育成指標　保育者（幼稚園教諭、保育士、保育教諭）としての資質向上における指標モデル

ライフステージ ／ 資質能力にかかる	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	第5ステージ
	おおむね１年～4年	おおむね5年～10年	おおむね11年以上	副所（園）長・主任・教頭	所長・園長・施設長
	基礎形成期	伸長期	充実期	次世代育成期	深化・円熟期（管理職）
	保育の様々な実践のスキルを磨き、保育者としての基本を身につける。	基礎形成期の多様な経験に実践力を高めるとともに、チーム保育の欠如点を認識し、若手保育者のモデルとなる。	多様な専門的知識と経験をもとに質の高い実践を展開するとともに、全園的な視野にたった指導力を身につける。	職員の人材育成を行うとともに、園長を補佐して園の教育・保育目標に向けた取り組みを推進する。	園の経営方針を示して組織的な運営を行うとともに、地域や連携機関と連携をとり、取り組みを進める。

（保育者としての資質や専門性として、13指標を具体的に示している）

1．全体研修
国の動向や最新の幼児教育・保育に関する研修

2.職層研修
経験年数に応じた体系的で実践力を積み重ねる研修

3．専門研修
グループワークや実技等、専門性を高める研修

4．実践研修
公開保育や事後研修等、参加者が共に学び合う研修

集合型とオンライン配信型を組み合わせた研修

○ 集合型、ライブ配信、オンライン配信、アーカイブ配信の4つの研修方法を提供。
都合のよい時間帯に受けられる研修体制を整備。





相談・訪問支援

アドバイザー・コーディネーターによる訪問

1．幼児教育アドバイザー

○ 園長経験者が市内の幼稚園、保育所、認定こども園などの訪問を通して、必要な指導・助言を行い、幼児教育の質の向上及び幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る。

主な研修内容：幼児理解・環境構成　保護者対応
幼児教育と小学校教育との接続　など

2．架け橋期コーディネーター

○ 校長経験者が各校園のニーズに応じて現場に寄り添いながら、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関する助言・支援。

○ 架け橋期の子供の育ちや学びのプロセスを捉え、伝えることで、異校種間職員の交流に反映。

3．幼児教育スーパーバイザー

○ 幼児期の教育・保育に関する専門的知見と豊富な実践経験を有する学識経験者等を、園の要請に応じて大学等と連携して派遣し、園の課題の明確化と共有を通じて、幼児教育の質の向上と組織の活性化を支援。

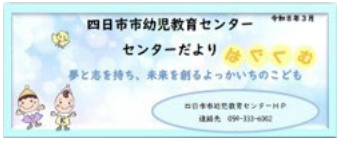


情報発信・研究

幼児教育センターだよりの発刊

○ 幼児教育センターだよりを毎月発刊し、ホームページで周知。
（https://yk-youji-kyouiku.com）





市内各園の紹介

○ 幼児教育センター展示室やホームページ、幼児教育センターだよりにて紹介。

○ 各園のグランドデザイン公開に寄与し、施設類型を問わず、幼児教育センターとの関係を構築していくきっかけになる。



幼児教育・保育研究協議会の設置

○ 市内の幼児期の教育・保育に携わる関係者と学識経験者が教育・保育課題について調査や研究を行う。

○ 令和７年度は幼保小の架け橋プログラムの推進に向けた検討会議として位置付け、小学校教育との接続を見据えた幼児教育の研究推進を実施。

（参考）https://yk-youji-kyouiku.com/wp-content/uploads/2023/05/2023_5_reaflet.pdf

幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業

令和８年度予算額　4.6億円
（前年度予算額　5.3億円）

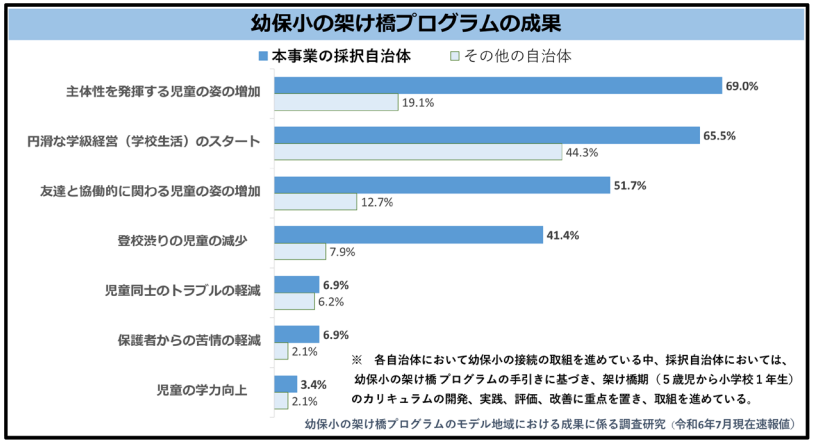
文部科学省

現状・課題

・ 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、**幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ることが重要**である。

・ 国においては、この趣旨を実現するため、**モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実践・成果検証**を行ったところ、**小学校入学当初の教師の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果**が上がっている。

・ 一方で、全国的にみると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であり、設置者や施設類型を問わず、各地域において**幼保小の関係者が連携・協働し子供の発達や学びの連続性を確保したカリキュラムの実施や教育方法の改善などが必要**である。



事業内容

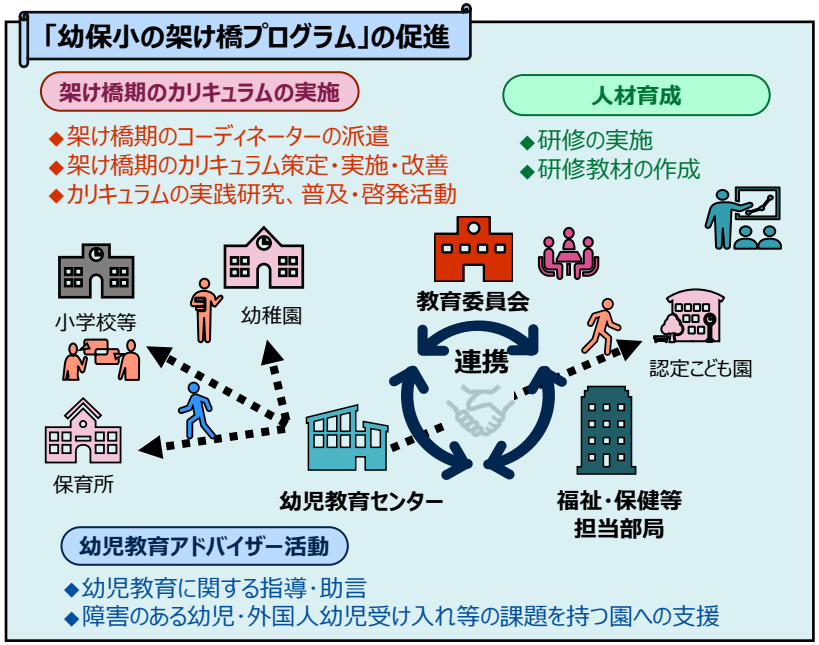
幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図るため、**自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用**した、**架け橋期のコーディネーター等の育成・派遣**を推進すること等により、**５歳児から小学校１年生までの架け橋期のカリキュラムの策定・実施・改善**を行うための体制を構築し、**全国規模で「幼保小の架け橋プログラム」の更なる促進**を図る。

実施主体	都道府県 市区町村	補助率	◆架け橋期のカリキュラムの実施、人材育成：1/2 ◆幼児教育アドバイザー活動※：1/3 ◆広域連携による実施：1/2

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」及び本事業の実施実績が２年以下の自治体が対象

補助対象経費	◆幼児教育アドバイザーや架け橋期のコーディネータ等の派遣・育成に必要な経費 ◆架け橋期のカリキュラム開発会議等の開催に必要な経費 ◆実践研究、巡回訪問、公開保育・研修等の実施に必要な経費 ◆広域連携により本事業を実施する上で必要な経費 （人件費、会議費、諸謝金、旅費、委託費等）

[都道府県・指定都市の負担分に対して普通交付税措置]



（担当：初等中等教育局幼児教育課）

１－５．安全性の確保

1.(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保：安全性の確保

現状・課題等

○昨今の不適切事案を踏まえ、令和５年５月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発出するとともに、虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化に取り組んできた

○一方で、保育所等の職員による虐待については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と異なり、法令上の通報義務等がない状況。また、ガイドラインにおいて示している「不適切な保育」について、その判断基準等が不明確であるとの指摘がある

○こどもへの性暴力防止の対策を推進するため、こども性暴力防止法が成立（R6.6）

○事故対策については、保育所等に安全計画の作成と対応を義務付ける（R5～）とともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年３月発出）を浸透させるため、アンケート調査や啓発資料を作成し、SNSによる周知等に取り組んできた

○一方で、教育・保育施設等における重大事故は、増加傾向にあり、特に誤嚥による死亡事故は、令和元年以降、８件発生しており、対策を強化していく必要がある

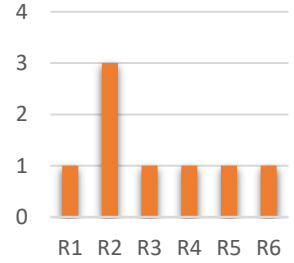
○地震や豪雨などの災害が発生する中で、こどもの命を守るための対策の強化を進めるとともに、発災後の保育機能の確保や地域支援を進めていくことが求められている

■虐待等の不適切な保育の発生件数※1

事実確認件数※2	虐待件数※3
914件	90件

※1　出典：「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」（調査対象期間：令和４年４月～12月）
※2　市町村が「不適切な保育」（子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど５つの類型に該当する行為）の事実を確認した件数。
※3　事実を確認した件数のうち、市町村が「虐待」と確認した件数。

■誤嚥による死亡事故件数



※出典：重大事故検証報告一覧ほか

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の安全性の確保を図る

✓対応のポイント
- □ 虐待や不適切な保育の防止及び対応の強化
- □ 事故対策の強化
- □ 災害への対応力の強化

【虐待や不適切な保育の防止・対応の強化、性暴力防止の対策推進】

○児童福祉法等の改正により、保育所等の職員による虐待の通報義務等の仕組みを創設。適切な運用と事案の分析等を通じた対策強化を進める【法律改正・R7.10～】

○保育所等における不適切な保育に関する調査研究を踏まえ、虐待や不適切な保育の判断基準等について検討し、ガイドラインの見直しを行う【R7】

○こども性暴力防止法の施行（施行期限：R8.12）に向けた対応を推進するとともに、性被害を起こさない研修の充実等の取組を進める

【事故等の防止・対応の強化】

○安全計画の作成・運用の徹底を図る（安全計画を策定していない場合の減算【R8～】）

○事故報告集計、事故情報データベース、事後的検証等の分析結果を踏まえて、教育・保育現場の実状に即した対策を講じる

○教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究を踏まえて作成する食材の調理方法や食事の提供要領等を示した啓発資料等の周知に取り組む【R7】

○テクノロジーを活用した安全確保を推進する

【保育所等における防災機能・対策の強化】

○保育所等において避難計画の作成や避難訓練の実施を徹底するとともに、災害備蓄品の確保等を進める

○発災後、保育機能の確保や地域支援が進められるよう、体制や取組の強化を進める

○保育所等において、虐待・保育事故等が発生しない環境が整備されるようにする
【虐待に係る相談窓口の設置割合（自治体）：100%（令和８年度）】

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：**令和７年10月１日**

①制度の現状・背景

○　保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要**がある。

○　児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要**がある。

（※）なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和５年５月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

○　**保育所等の職員による虐待について**、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、**下記の規定を設ける。**

・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
・都道府県による虐待の状況等の公表
・国による調査研究　等

○　**もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う**以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

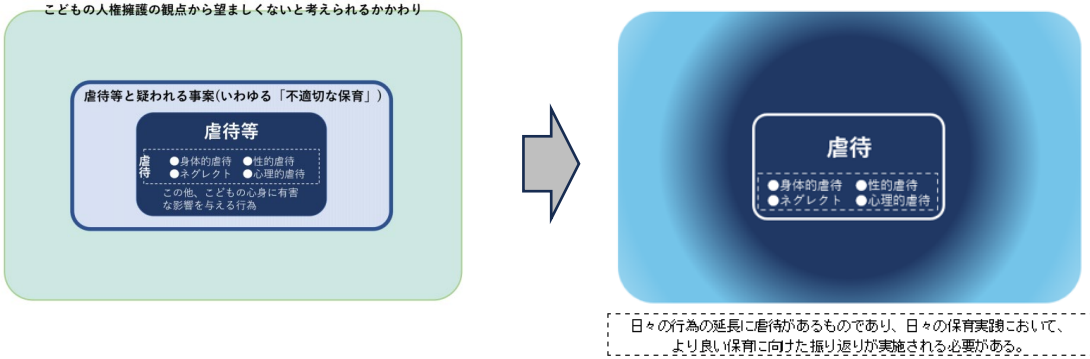
保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要①）

概要

- 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関して保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和５年５月に発出。
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- 併せて、令和６年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

概念の再整理：「不適切な保育」について

- **従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え**、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその１つ１つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき**。
- また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の４つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理**。
- この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。



ガイドライン目次

Ⅰ　はじめに
1．本ガイドラインの位置づけ
2．児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）について
3．保育所等における虐待について
（1）虐待について
（2）「不適切な保育」について
Ⅱ　保育所等における対応
1．より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
（1）こどもの権利擁護について
（2）各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
（3）職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること
2．市町村等への相談
（1）虐待と疑われる事案と確認した場合
（2）虐待と疑われる事案に該当しないと確認した場合
3．市町村等の指導等を踏まえた対応
4．さらにより良い保育を目指す
Ⅲ　市町村・都道府県（所管行政庁）における対応
1．未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
2．虐待対応の全体像と体制整備について
（1）虐待対応の全体像
（2）体制整備
3．保育所等からの相談や通報を受けた場合
（1）通報受理時に確認する事項等
（2）個人情報保護との関係
（3）通報による不利益取扱いの禁止について
4．事実確認の準備と実施
（1）通報内容の情報共有の実施
（2）都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
（3）乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合
（4）初動対応の決定
（5）事実確認の実施
5．虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定
（1）虐待の具体的な判断過程
（2）都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
（3）虐待と判断される行為の指標
（4）指標に基づく判断の具体例について
（5）判断後の対応
（6）虐待と判断した場合の対応
（7）フォローアップ
（8）児童福祉審議会への報告等
（9）虐待の状況の定期的な報告・公表
Ⅳ　参考資料

保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要②－１）

対応フロー

◆ 虐待の通報がされた場合、所管行政庁は、

①情報収集・事実確認

②虐待有無の判断・指導等の方針決定

③安全確保措置の実施・こどもに対する支援

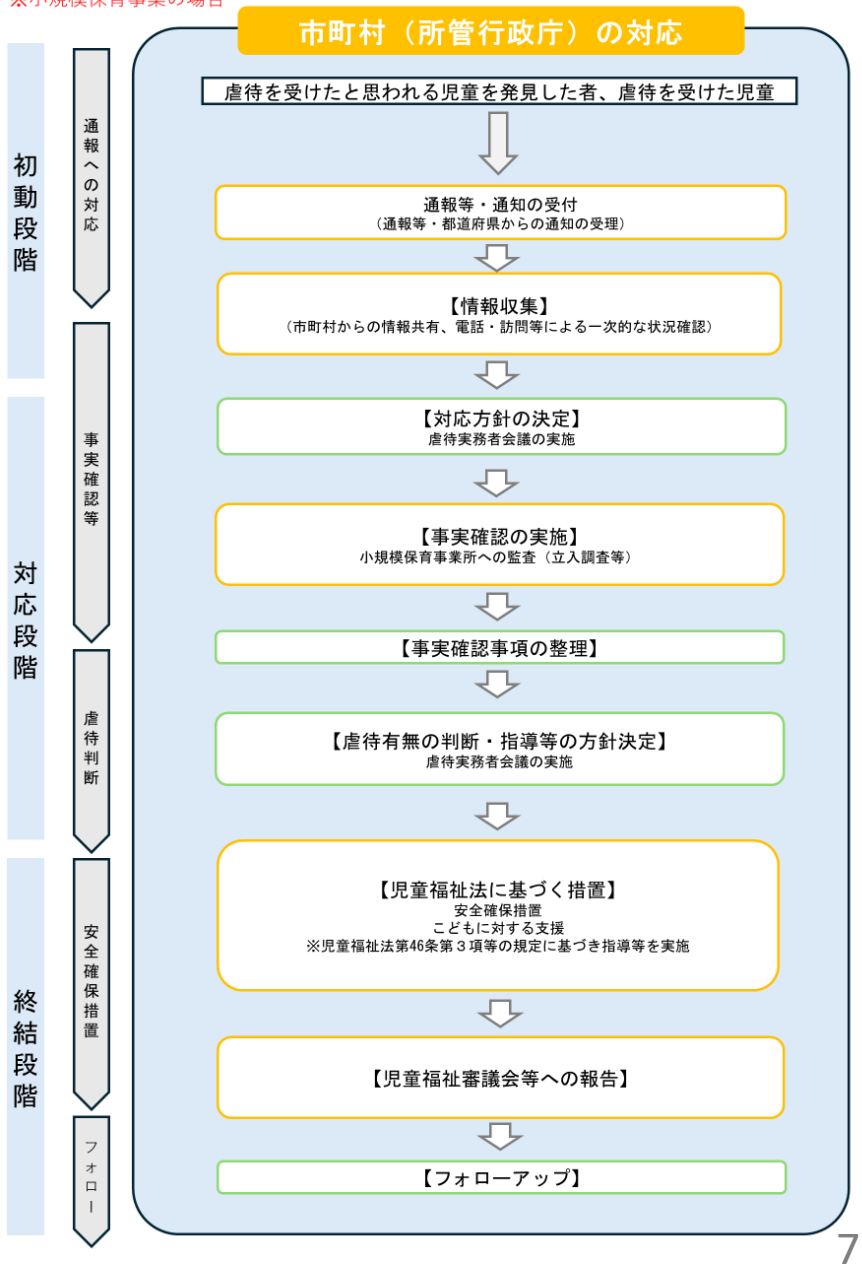
④児童福祉審議会等への報告

等について、実施する必要があることを記載。

◆ 具体的なフローの例として、小規模保育事業（市町村が所管行政庁の場合）を右に掲載しているため、参考にすること。

※保育所のように、都道府県が所管行政庁となる一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している場合については、次ページを参照すること。

※小規模保育事業の場合



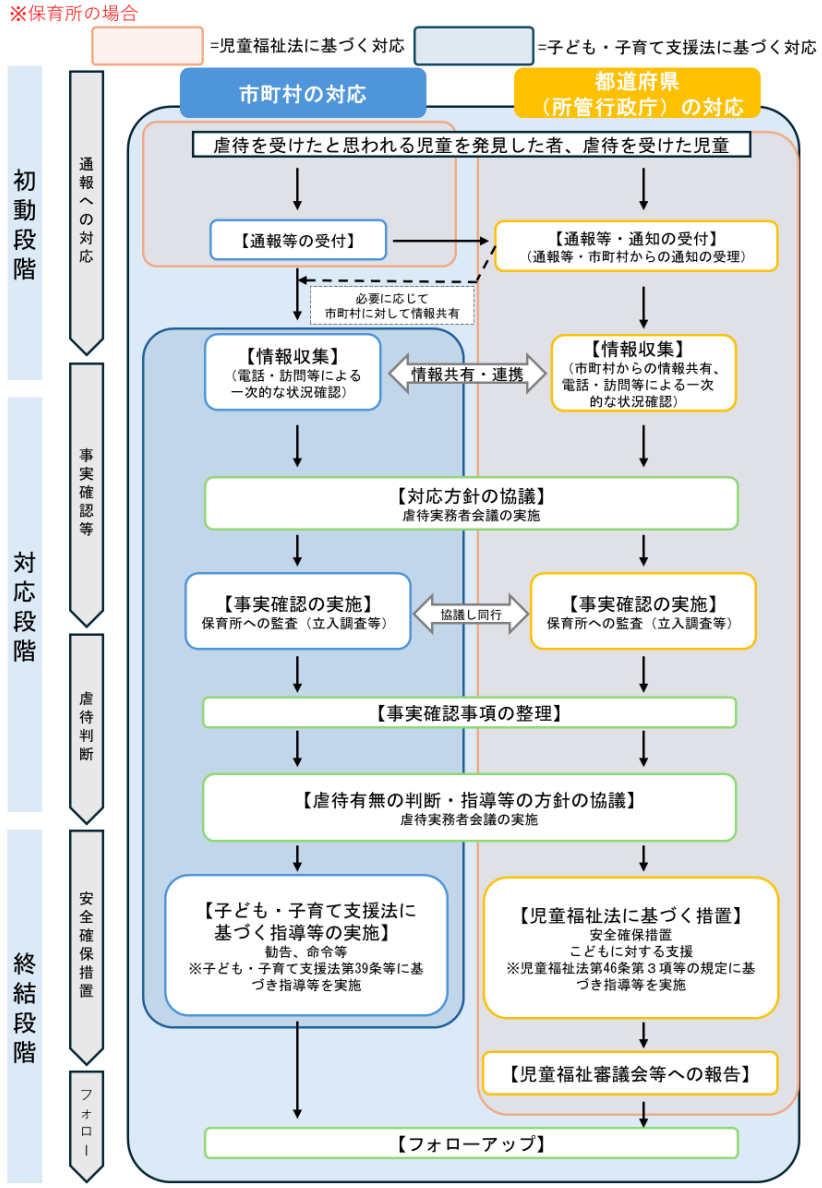
保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要②－２）

都道府県・市町村の連携

◆ たとえば、保育所については、都道府県が所管行政庁として虐待が発生した場合の必要な措置を講じる必要があるが、一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している。

◆ 都道府県と市町村が連携して虐待への対応を行う観点から、ガイドライン上、以下のような連携体制の整備のポイントを記載。

	都道府県・市町村の役割分担・連携体制の例	体制整備のポイント
【事実確認の準備と実施】のフェーズ		
1	通報を受けた都道府県・市町村は、通報内容を整理した上で、双方の担当部署へと一報する。	あらかじめ通報があった場合の双方の担当部署への連絡ルートを確認する。
2	通報内容を踏まえ、所管行政庁である都道府県は事実確認に向けた準備を行う。その間、保育の実施主体である市町村が、通報のあった保育所への電話・訪問等を行い、一次的な状況確認等による情報収集を行う。	あらかじめ通報内容に応じた対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
3	市町村は情報収集の結果を都道府県に伝え、都道府県は市町村と協議の上、事実確認の対応方針を決定する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。
4	都道府県が立入調査を行う場合には、市町村の担当部局も同行し、連携しながら事実確認等を実施する。	あらかじめ立入調査を行う場合の対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
【虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定】のフェーズ		
1	事実確認を踏まえ、都道府県と市町村との間でそれぞれが保有する情報を共有し、虐待に該当するかどうかの協議を行う。	あらかじめガイドラインを踏まえ、虐待の判断プロセス等について、認識のすり合わせを行う。
2	都道府県において最終的な虐待の判断を行い、指導等の方針と併せて市町村に通知する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。市町村においては、あらかじめ都道府県の指導等を踏まえた対応方針を定めておく。
3	指導等の後については、日頃のフォローアップは市町村が行いつつ、都道府県は改善勧告等に基づく改善状況の確認等を行う。	あらかじめ、日頃から保育所と緊密に連携する立場にある市町村と都道府県とで、フォローアップの内容について方針を決める。



保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要③）

児童福祉審議会等への報告

◆ 所管行政庁は、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、都道府県児童福祉審議会や市町村児童福祉審議会へ報告しなければならない（改正児童福祉法第33条の15第１項）。なお、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあっては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者（児童の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者であって措置の内容等に関し公正な判断をすることができるもの）をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告する。

◆ 児童福祉審議会の体制（児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、保育所等の認可について審議を行う部会の審議事項を拡大するの等）については、各所管行政庁において判断。所管行政庁からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要がある。

◆ その上で、虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要。また、児童福祉審議会等の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、こどもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方になっていただくことが必要。

児童福祉審議会等への報告事項	報告のポイント
①通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等） ②虐待を受けた（又は受けたと思われる）こどもの状況（性別、年齢、その他心身の状況） ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因） ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種 ⑤所管行政庁において行った対応の内容 ⑥虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容 ※今後、府令において規定する予定。	◆ これらの報告については、数か月に１回程度定期的に開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や児童福祉審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要である。 ◆ また、児童福祉審議会等に対する報告の仕方については、所管行政庁が措置を講じたすべての事案について概要を報告しつつ、たとえば、重大な事案や所管行政庁として判断に迷った事案を中心に意見を求めるなど、各所管行政庁において必要な工夫をしつつ、より効果的な児童福祉審議会等の運用をお願いしたい。

虐待の状況の定期的な報告・公表

◆ 市町村は、毎年度、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況をはじめとする下記の情報を都道府県に報告するとともに、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の下記の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表する（改正児童福祉法第33条の16）。

※今後、市町村の報告様式及び都道府県による公表様式をお示しする予定である（今年度末を予定）。

市町村が都道府県に報告する事項	都道府県が公表する事項
①被措置児童等虐待の状況 ・虐待を受けたこどもの状況（性別、年齢、心身の状態像　等） ・虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ②虐待に対して市町村が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等） ③その他の事項 ・施設等の種別 ・虐待を行った職員の職種	①自らが所管行政庁である施設等に係る左記の①～③の内容 ②市町村から報告を受けた内容（左記①～③）

保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要④）

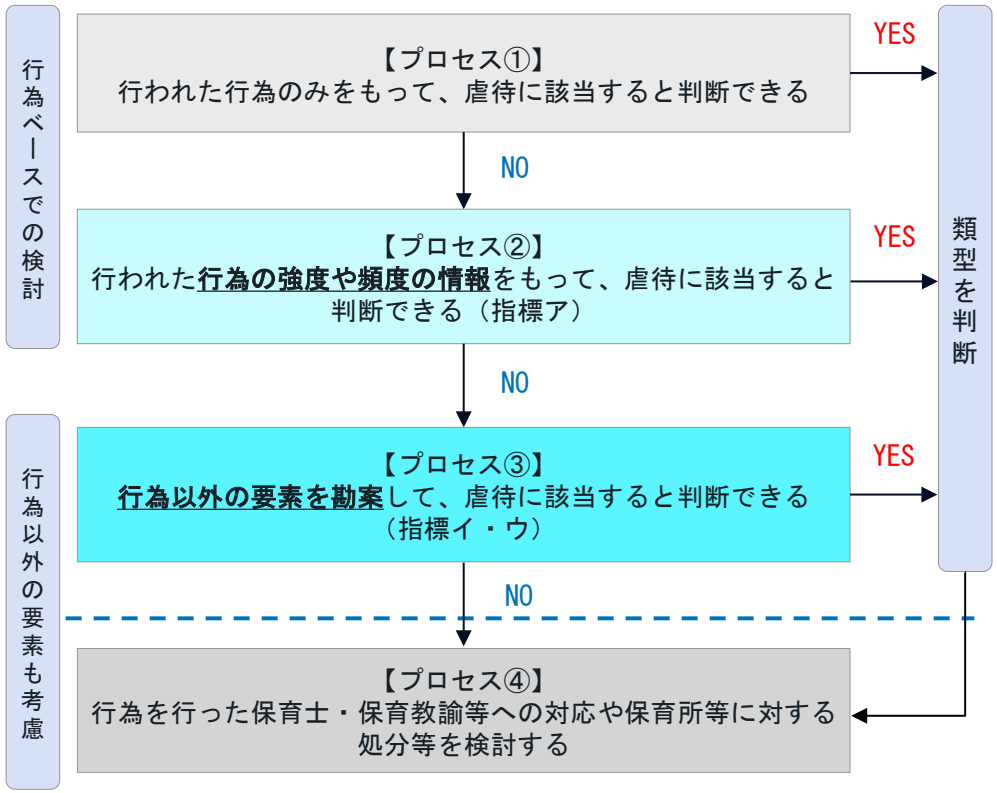
虐待の判断

◆ 虐待に該当する事案が発生した場合には、下記のプロセスに従って判断を行う。

◆ 虐待の判断については、まずはこどもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として「ア　行為の強度・頻度」「イ　保育士・保育教諭等の意図」「ウ　こどもの状況・こどもへの影響」を勘案し、虐待に該当するのかを判断する。

※　まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討するものであるため、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部などについては上記の指標を勘案する以前に虐待と判断されるものであると考えられる。

虐待に係る判断プロセス



※行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

判断の指標・具体例

◆行為だけでは判断できない場合には、主として、以下を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断。

ア　行為の強度・頻度
イ　保育士・保育教諭等の意図
ウ　こどもの状況・こどもへの影響

行為の内容	判断
3歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、イ苦手を克服させる意図で、ア繰り返し食べるよう促していた。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもをア大声で注意し、アこどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はそのイこどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為をア毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「ウ給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」と相談があった。	虐待

（考え方のポイント）

【プロセス①】

○　行為に着目すると、「ア大声で注意し」ている点について、直ちに虐待に該当するとは言えない。

○　また、「アこどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。

【プロセス②】

○　一方で、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」といった行為が「ア毎日のように繰り返し」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待に該当する。

（【プロセス③】）

○　なお、当初は「イ苦手を克服させる意図」であったが、その後、「イ嫌がるこどもに無理やり食べさせる」以外の他の方法を検討せずに同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。

○　保育士による行為の結果、こどもは「ウ保育園に行きたがらなくなっ」ており、こどもへの重大な影響があったと捉えられる。

こども家庭庁

保育士特定登録取消者管理システムの活用の義務

重要

令和６年４月より、こどもに関わる業務を行う施設等において、保育士を任命・雇用しようとするときは保育士特定登録取消者管理システムを活用することが義務付けられています!!

対象となる職	**保育士** ※　保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、 児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	**保育士を任命又は雇用する者** ※　保育士を置くこと等が法令上明らかであり、所轄庁による指導監督権限が及ぶ施設・事業所（別紙参照）
データベースに掲載・表示される情報	**児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報** ※　氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型等
確認後の対応	**各事業者で適切に判断。** ※　データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認や、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	**対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用** ※　但し、必ずしも継続的でなく保育士を任命・雇用する施設等であって、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行うものについては、個別の申請に応じてこども家庭庁がデータベースを検索し結果を回答。
取消情報の掲載期間	**少なくとも40年間**　（「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	**罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保**

利用イメージ



保育士特定登録取消者管理システムの活用の対象施設・事業所

（別紙）

対象施設・事業所

- 保育所
- 幼保連携型認定こども園
- 幼保連携型以外の認定こども園
- 認可外保育施設
 （届出をしているもの）
 （企業主導型保育施設を含む）
 （個人のベビーシッターを除く）
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 乳児等通園支援事業
- 預かり保育　（子子法に基づくもの）

- 児童養護施設
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 児童発達支援
 （児童発達支援センターで行われるもの以外）
- 放課後等デイサービス
- 児童心理治療施設
- 小規模保育事業（A型・B型・C型）
- 事業所内保育事業
- 病児保育事業

- 乳児院
- 病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関）
- 母子生活支援施設
- 一時預かり事業
- 一時保護施設
- 女性自立支援施設
- 女性相談支援センター

こども性暴力防止法の概要

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号））



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等（第2条第3項）
学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者（第2条第5項）
学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等（第2条第4項）
教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者（第2条第6項）
塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

❶ 日頃から講ずべき措置　初犯防止対策

- 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発（ガイドライン事項）
- 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**（第5条第1項等）
- 児童等が**相談を行いやすくするための措置**（相談体制等）（第5条第2項等）
- **研修**（第8条等）

❷ 被害が疑われる場合の対応

- **調査**（第7条第1項等）
- 被害児童等の**保護・支援**（第7条第2項等）

❸ 特定性犯罪前科の有無の確認　再犯防止対策

- 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - 学校設置者等の現職者
 - ➡ 施行から3年以内（第4条第3項）
 - 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➡ 認定等から1年以内（第26条第3項）
- 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）

❹ 児童対象性暴力等の防止のための措置　防止措置

- ❶～❸を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置（教育・保育等の業務に従事させないなど）**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- 犯罪事実確認記録等の適正な管理（第11条、第14条等）
- 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止（第12条等）
- 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告（第13条等）
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
- 情報の秘密保持義務（第39条）

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等）。

施行日：令和8年12月25日

こどもまんなか
こども家庭庁

「こども性暴力防止法施行ガイドライン」の概要（令和8年1月策定）

こども性暴力防止法施行準備検討会における検討の経緯等

- 令和7年4月に検討会を設置し、こども性暴力防止法の施行に向けた論点について議論を開始。
- こどもの意見聴取や、関係団体等からのヒアリングの結果も踏まえ、制度の骨格を示すものとして、同年9月、「中間とりまとめ」を公表。
- 「中間とりまとめ」を基に検討を進め、同年12月に、下位法令を定めるとともに、令和8年1月にガイドラインを策定。

「こども性暴力防止法施行ガイドライン」の概要

制度対象

本制度の対象となる範囲を明らかにすべき事業・業務について、その定義や考え方を明確化

対象事業
- 「民間教育事業」の要件➡児童等に技芸・知識の教授（内容は問わない）を行う、従事者数3人以上　等
- ベビーシッター、家庭教師➡個人でも、マッチングサイト運営者等と委託契約を結ぶ場合には対象

対象業務
- 全てが対象となる職種➡教員、保育士、塾講師、スポーツ指導者等、児童等と継続的に接する職種は必ず対象
- 一部が対象となる職種➡事務員、スクールバス運転手等は、児童等との関わりを個別に事業者が判断・対象に

認定等

認定等の基準や手続の流れ等について具体化

認定基準
- 安全確保措置（犯罪事実確認等を含む）・情報管理措置について、義務対象事業者と同等の実施体制

認定手続
- オンラインで申請（手数料は3万円）し、認定を受けると事業者詳細がこども家庭庁ウェブサイトに公表

認定表示
- 認定事業者は、児童等の募集パンフレット、求人広告等に、認定マーク（令和7年12月に策定）の表示が可能

安全確保措置

法に基づき事業者が行うべき安全確保措置の内容を具体化

早期把握 相談
- 児童等に対する日常観察や面談・アンケートの実施、報告・対応ルールの策定
- 相談員の選任又は相談窓口の設置・周知、外部相談窓口の周知

調査 保護・支援
- 性暴力等の疑い発生時は、警察、関係機関等と連携し、人権に配慮して公正・中立に、事実確認
- 児童等と加害者との接触回避や、児童等・保護者への支援機関等の一覧・支援内容の情報提供

研修
- 従事者は性暴力等の範囲・要因・防止措置、発生時の対応等に関する研修（座学・演習）※を受講

※　標準となる研修教材は、こども家庭庁にて作成・公表。

こどもまんなか
こども家庭庁

「こども性暴力防止法施行ガイドライン」の概要（令和8年1月策定）

犯罪事実確認

犯罪事実確認の期限や事務手続を具体化

確認期限
- 新規採用・異動➡内定・内示等から従事開始までに確認
- 現職者➡義務対象事業は施行日から3年以内、認定対象事業は認定から1年以内に確認

いとま特例
- 欠員補充等で、直ちに確認できない場合の特例として、原則、従事開始から3月以内（合併等の場合は従事開始から6月以内）に確認➡確認までの間は、原則、児童等と一対一にさせないなどの措置が必要

確認手続
- 事業者によるオンライン申請、従事者はマイナンバーカードを活用して戸籍等をこども家庭庁に提出
- 犯罪事実確認の標準処理期間は、従事者が日本国籍の場合は2週間～1か月、外国籍の場合は1～2か月

防止措置

防止措置の内容や労働法制上の留意点等について具体化

おそれへの対応
- 性暴力等が行われる「おそれ」の内容に応じて、防止措置として、配置転換等の雇用管理上の措置を実施
- 懲戒事由に「重要な経歴の詐称」を定める等の就業規則等の見直し、内定前の性犯罪前科の確認等が重要

性暴力等が行われる「おそれ」の内容	防止措置の内容
① 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者だった場合	原則、その従事者を対象業務に従事させない（例：内定取消し、配置転換等）
② 児童等・保護者から被害の申出があった場合	その児童等と従事者の接触回避を行う（例：自宅待機等）
③ 調査の結果、性暴力等があったと合理的に判断される場合	原則、その従事者を対象業務に従事させない（例：懲戒処分、配置転換等）
④ 調査の結果、不適切な行為があったと合理的に判断される場合	初回かつ軽微な場合は指導し、繰り返す等の場合は③に準じてより厳格に対応

情報管理措置

法に基づき事業者が行うべき情報管理措置の内容を具体化

適正管理
- 適正な情報管理に必要な措置（組織的・人的・物理的・技術的措置）を内容とする「情報管理規程」を事業ごとに策定

漏えい等防止
- 犯歴情報は、必要最小限の者でシステム内で扱い（記録・保存は極力控える）、漏えい等発生時は国に報告

監督等

監督等の主体や方法等について明確化

定期報告
- 年に一度、事業者から国に定期報告（原則オンライン）を求め、必要に応じて立入検査等を実施

所轄庁の役割
- 義務対象事業の犯罪事実確認・安全確保措置の監督等は、各業法に基づき所轄庁（地方自治体、教育委員会等）が実施

その他

その他、法の施行に必要な事項を整理

施行期日
- 令和8年12月25日

業務委託
- 犯罪事実確認、認定、監督等の各業務を、セキュリティ対策や書類審査・監督実務能力等の要件を満たす者に委託

制度の対象について

こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、
そこでこどもに接して働く人たちが
「こども性暴力防止法」の対象になります。

全ての事業者が
法律で定める性暴力防止の取組の
義務がある

- **学校（幼稚園）**
- **認可保育所**
 認定こども園
- **児童養護施設**
- **児童館**

など

国の**「認定」を受けた事業者が**
法律で定める性暴力防止の取組を行う
（認定は任意）

- **認可外保育所**
- **放課後児童クラブ**
- **学習塾**
- **スポーツクラブ**

など

※対象となるには要件を満たす必要があります

こどもまんなか
こども家庭庁

対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。
- いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

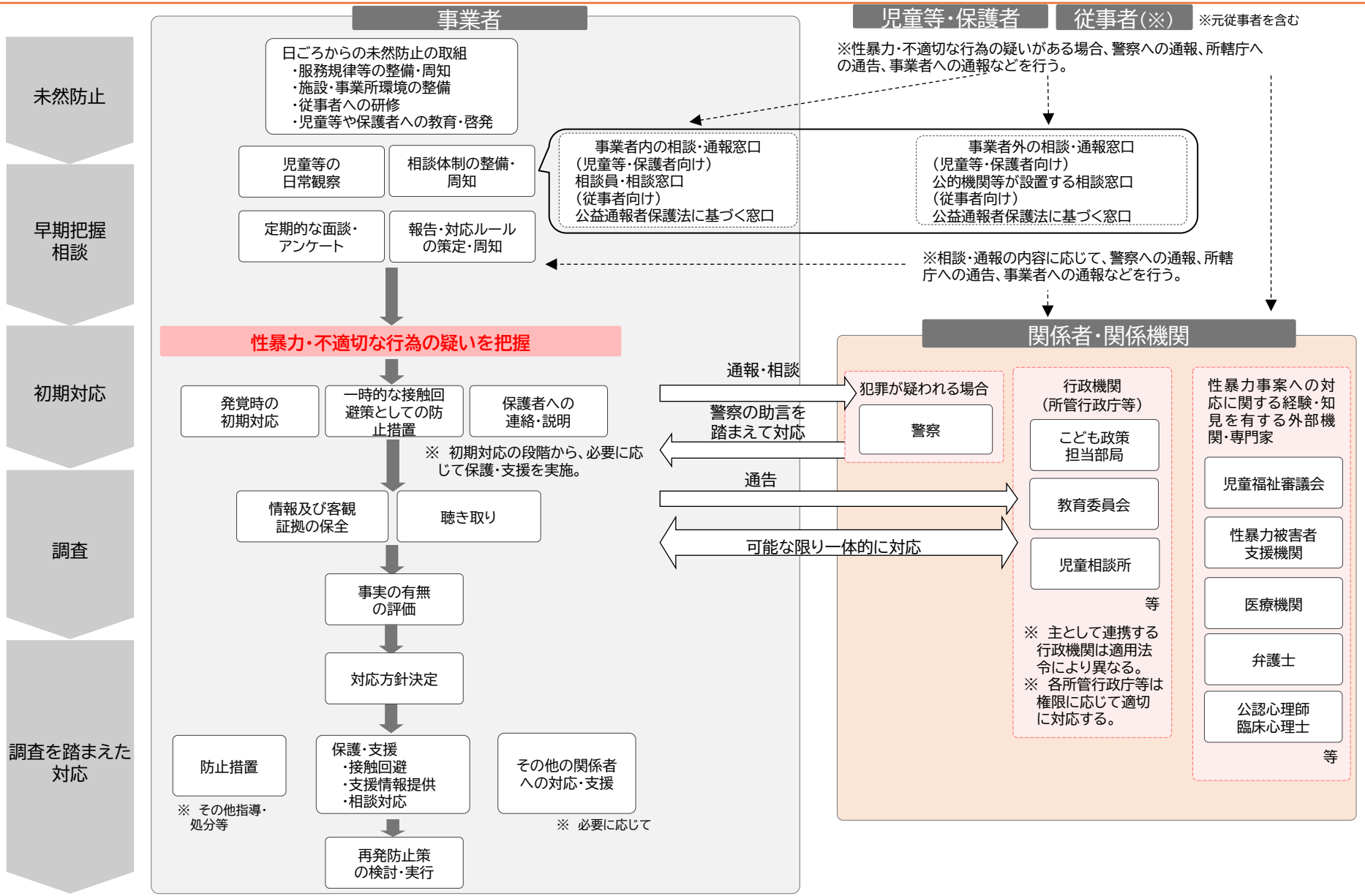
- こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども性暴力防止法に基づく安全確保措置のフロー（全体像）



犯罪事実確認について

犯罪事実確認とは

- **事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要**となります。

確認の対象

- 犯罪事実確認では、**「特定性犯罪」**と呼ばれる罪を犯し、
 1）拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
 2）拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
 3）罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないもの
 が確認の対象となります。



- **「特定性犯罪」の例** ※ 成人に対する性犯罪を含む。

不同意性交 / 不同意わいせつ / 盗撮 / 未成年淫行 / 児童買春 / 児童ポルノ所持 / 痴漢

など

重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会　最終取りまとめ（平成27年12月21日）を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知。

①　教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

②　教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【①　重大事故の再発防止のための検証】

○検証の実施主体

- 市 町 村…特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業
- 都道府県…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

○検証の対象範囲

- 死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故

○検証組織による検証

- 検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
- 検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）

○検証の報告

- 検討委員会は、検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
- 検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

【②　事故防止等のためのガイドライン】

○事故防止のための取組み　～施設・事業者向け～

- 重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
- 事故防止のための研修等による体制づくり

○事故防止のための取組み　～地方自治体向け～

- 地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
- 施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施

○事故発生時の対応　～施設・事業者、地方自治体共通～

- 事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

保育所等における災害対策の強化について　①

基本的な考え方

【保育所等における防災機能・対策の強化】

○保育所等における防災機能・対策の強化を図るため、「保育施策の新たな方向性」（令和６年12月20日公表）において、以下を明記。
・保育所等において避難計画の作成や避難訓練の実施を徹底するとともに、災害備蓄品の確保等を進める
・発災後、保育機能の確保や地域支援が進められるよう、体制や取組の強化を進める

○これに基づき、災害時も含めた安全で継続した保育を提供する観点から、平常時における備えの強化及び発災後の迅速な復旧に向けた各種支援を実施。

平時における備えの強化

○避難訓練の実施及びそのための体制整備

→　「保育政策の新たな方向性」に基づき、保育所等における避難計画の作成や避難訓練の実施を徹底するとともに、災害備蓄品の確保等を進める。
※「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や「保育所保育指針」に基づき対応。

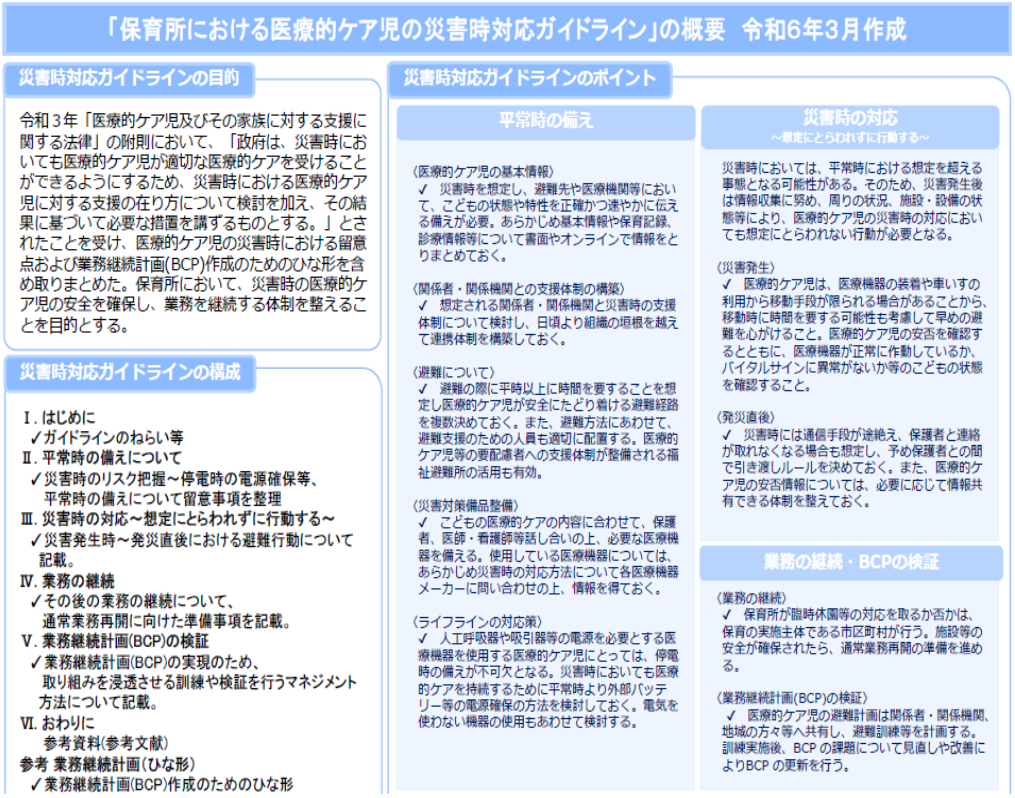
○　保育所における医療的ケア児への災害時対応の強化

→　令和６年６月、災害時において医療的ケア児の命を守り、可能な保育を実施するための留意点や、業務継続計画（ＢＣＰ）の雛形を示した「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン」を自治体に周知し、ＢＣＰの策定など平時からの備えを促している。※ガイドライン概要（右図）参照

○公定価格上の要件見直し

→　令和７年度予算において、主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等について、災害等発災直後に、出勤する必要のあるエッセンシャルワーカーである保護者がこどもを預けられるような体制整備等を行った場合の評価を行うための要件を追加。
　令和８年度予算において、施設機能強化推進費加算について、複数の事業実施等の要件の廃止や居宅訪問型保育事業を対象に追加する等の充実を図る。

（参考）「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン」概要



保育所等における災害対策の強化について　②

発災後の迅速な復旧に向けた支援

〇災害全般への支援

・災害復旧費補助金による施設の復旧支援
　→　災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保するため、施設及び設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。（補助率１／２）

〇災害救助法が適用された場合の対応

（被災地における保育の提供）

災害等やむを得ない場合に以下の取り扱いが可能な旨、事務連絡により周知。
・利用者負担額の減免（市町村の判断により利用者負担を減免した場合、減免分を国と地方で補助する。）
・利用定員の柔軟な取り扱い（利用定員を超えた保育の提供を可能とする。）
・施設等利用費の取り扱い（臨時休園していても利用料が発生している場合は施設等利用費（無償化）の対象とする。）

（二次避難等により、居住地以外の自治体へ避難する方への保育の提供）※災害状況等を踏まえ、必要に応じて事務連絡を発出

・被災したこどもの受入れ先の保育所等の職員配置基準緩和や定員弾力化に係る周知
・避難先自治体で保育所等を利用するにあたり、転園手続を要しないことの周知
・住民票を移して転園しても、地元の被災地での用事で出向いた場合などに、地元の被災地の保育所等で一時預かり事業を利用できることを周知・明確化

〇激甚災害の指定がされた場合の更なる支援

・災害復旧費補助金による施設の復旧支援における補助率嵩上げ（被災状況に応じた措置）

〇個々の災害の状況に応じた対応

その他、発生した災害の状況や特性等に応じ、個々に必要な支援を検討・実施している。以下は令和６年能登半島地震への支援例。
・利用者負担額の減免及び国による財政支援
　→　自治体の判断により利用者負担額を減免した場合、その減免分について国で補助する。
・一時預かり（災害特例型）の実施
　→　在籍していた保育所が利用できなくなった場合、別の保育所を利用できるよう一時預かり事業の活用を可能とする。（利用者負担を前提としない仕組み）
・保育士不足に備えた対応
　→　①能登半島地域で勤務する保育士等の全国募集、②全国の公立施設の保育士等の応援派遣の仕組みを構築
・特に被害が大きい自治体とのフォローアップ会議の実施
　→　毎月、奥能登２市２町への定期的なフォローアップを実施（復旧状況の把握、困りごとの聞き取り、助言・意見交換等）

※参考：東日本大震災時は、応急仮設工事等への支援や福島県内外の保育所などの園庭の表土除去処理事業への支援等を行っている。

災害時における主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算の要件の見直し

概　要

○　エッセンシャルワーカーが自ら被災しながら人命救助・災害復旧等に当たるためには、そのこどもの教育・保育の確保が重要である。

○　災害等発災直後に出勤する必要のある保護者がこどもたちを預けられるよう、主幹教諭や主任保育士等の経験を有する保育士が地域で災害時等にこどもの支援にあたることができるように、主幹教諭等専任加算や主任保育士専任加算等において評価を行う。

取組内容

○　災害等により、施設等が開所できなかったり、教諭や保育士が被災して、教育・保育の提供ができない場合に、以下の取組を実施することを念頭に置いた体制整備及び周知・啓発を行う。

【災害等が発生した場合の取組】

- ☛　教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡
- ☛　被災状況の把握
- ☛　エッセンシャルワーカーである保護者等の勤務状況に応じたこどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施

（※避難所等に避難している場合には、避難所に出向いて上記の対応を実施すること等を想定）

- ☛　代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携

※　災害等の発生時に上記取組に対応できるよう、具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに月１回程度の研修・訓練の実施等を行った場合に加算する。

→　発災直後に出勤する必要がある保護者（医療・福祉関係者、警察、自衛隊、消防、自治体職員等）のこどもの預かりが可能となり、幼稚園や保育所等が、地域の拠点として被災時の支援に貢献。

留意事項通知記載

○　現行の主幹教諭等専任加算及び主任保育士専任加算の複数実施要件に、新たに以下の要件（下線部分）を追加する。（留意事項通知の改正）

（例）主任保育士専任加算の場合

ⅰ　延長保育事業　　ⅱ　一時預かり事業（一般型）　　ⅲ　病児保育事業　　ⅳ　乳児が３人以上利用している施設　　ⅴ　障害児（軽度障害児を含む。）が１人以上利用している施設

ⅵ　災害時における地域支援の取組

・　災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じたこどもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月１回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること。

こどもまんなか こども家庭庁

1（8）施設機能強化推進費加算の充実

○　保育所等における防災機能・対策の強化を図るため、施設機能強化推進費加算について以下の見直しを行う。

- **事業実施や乳幼児の利用等の複数要件を廃止**し、地域型保育をはじめ加算の取得による取組の促進を図る。
- **居宅訪問型保育事業を対象に追加。**
- 単価設定について施設の規模を踏まえ、**施設型と地域型で区分するとともに、単価の調整**を行う。

現行	見直し後
■対象施設 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業	■対象施設 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所
■単価　16万円（全施設・事業）	■単価　保育所・幼稚園・認定こども園　20万円 その他事業所　10万円
■要件 ①　施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注１・注２・注３）を行う施設であること。 （注１）取組の実施方法の例示 ⅰ 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ⅱ 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。 （注２）取組に必要となる経費の額 取組に必要となる経費の総額が、概ね 16 万円以上見込まれること。 （注３）支出対象経費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。） ②　以下の事業等を複数実施すること（以下は保育所の場合の複数事業を記載） ⅰ 延長保育事業、ⅱ 一時預かり事業（一般型）、ⅲ 病児保育事業、ⅳ 乳児が３人以上利用している施設、ⅴ 障害児が１人以上利用している施設	■要件 ①　同左（（注２）の要件の額は単価の額と合わせる）。 ②　廃止。

２．全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

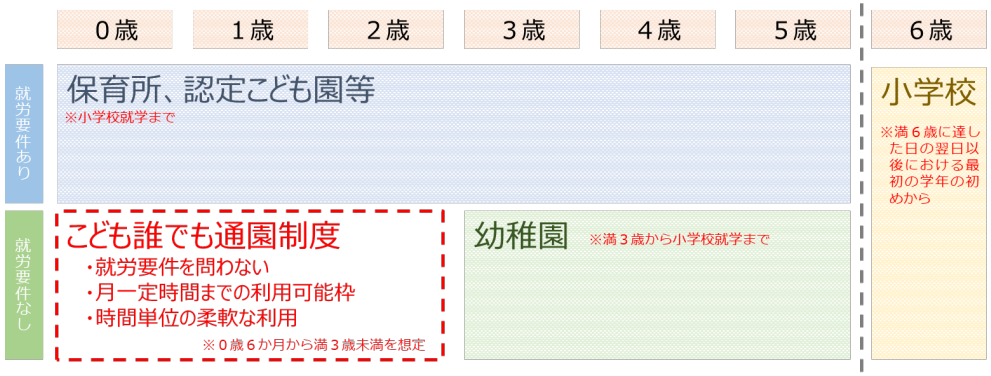
２－１．こども誰でも通園制度

2.(1) こども誰でも通園制度の推進

現状・課題等

○０～２歳児の約６割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に

○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律【R6.6成立】で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設【R7.4 制度化 R8.4 本格実施】



○令和７年度の施行に向けて、令和６年度は試行的事業を実施（118自治体）
- 利用可能時間　：こども一人当たり「月10時間」を上限
- 単価（補助基準）：こども一人１時間あたり850円
- 職員配置基準　：一時預かり事業に準拠（1/2保育士）

○令和７年度の制度化、令和８年度の本格実施（給付化）に向けて、制度詳細の検討、施設整備、研修の充実、システム整備等を着実に進めていく必要がある

こども誰でも通園制度
「ロゴマーク」

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

令和７年度に制度化、令和８年度に給付化し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援

✓対応のポイント
- □　こども誰でも通園制度を着実に施行
- □　令和８年度から全ての自治体で実施され利用が進むよう制度の構築と体制の整備を推進
- □　実施の状況を踏まえた制度・運用の改善

○令和８年度から、こども誰でも通園制度は全国で本格実施
- 利用可能時間：こども一人当たり「月10時間」を上限
- 単価　　：年齢に応じた単価を設定＋事業所の取組等に応じた加算
- 職員配置基準：一時預かり事業に準拠（1/2保育士）

○令和８年度の給付化に向けた制度の構築（公定価格の設定等）、自治体支援や普及啓発等を進める

○実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援【R6補正～】

○こども誰でも通園制度のための新たな研修内容や研修ツールを構築・作成し、こども誰でも通園制度の特性等を踏まえた人材育成を推進

○障害児・医療的ケア児も通園できる環境整備、要支援児童の対応充実

○初回面談や保護者支援の取組を支援し、家族支援を充実

○制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引や実施の好事例集を作成・普及【R7～】

○制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用【R7～】

○全てのこどもたちがこども誰でも通園制度を通じて健やかに成長できる環境を作る
【こども誰でも通園制度の実施割合（自治体）：100%（令和８年度）】
※令和７年度実績 252自治体で実施予定（R7.12.2時点）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○　令和６年６月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠（月10時間）の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設
○　全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで						小学校 ※満６歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠（月10時間） ・時間単位の柔軟な利用 ※０歳６か月から満３歳未満			幼稚園　※満３歳から小学校就学まで			

こども誰でも通園制度総合支援システム（愛称：つうえんポータル、略称：つうポ）

利用者は空き情報の検索や予約、事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理・自治体への請求書発行、市区町村は利用状況の確認や請求書の確認などを行うことが可能。国において設計・開発し、令和７年度から運用。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化

令和６年度	令和７年度	令和８年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・118自治体で実施 ・単価　850円（こども一人1時間当たり）	○ 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業） ・自治体の判断において実施（252自治体） ・単価　0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施 ・単価　0歳児1,700円、1・２歳児1,400円

こどもまんなか
こども家庭庁　**こども誰でも通園制度の公定価格（令和8年度～）について**

基本分単価

こども一人1時間当たり　　０歳児：1,700円　１・２歳児：1,400円

※利用料標準：300円

加算分単価

こども誰でも通園制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行う。

1　障害児加算（1時間当たり単価600円）［充実］

障害児を受け入れた場合に加算。

2　医療的ケア児加算（ 1時間当たり単価2,500円）［充実］

看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。

3　要支援家庭こども加算（ 1時間当たり単価600円）［充実］

要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて、関係機関との連携、情報共有等を行う。

4　初回対応加算（ 1回当たり単価　0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）［新設］

事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、こどもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（こどもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施）

事後面談：10分以上実施

なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

5　生活困窮家庭等負担軽減加算（ 1時間当たり単価　生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限）［新設］

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

6　賃借料加算（ 1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））［新設］

賃貸物件において、実施する場合に加算（賃貸借契約上、毎月支払う額を上限）。

7　特別地域加算（ 1時間当たり単価300円）［新設］

離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

8　保護者支援面談加算（ 1回当たり単価1,400円）［新設］

利用しているこどもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

こども家庭庁

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における取りまとめ概要（令和７年12月）

第１　こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討の背景

〇全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を令和８年度から全国で本格実施
〇令和８年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

第２　令和８年度以降の制度の在り方について

①令和８年度以降の利用可能時間
・令和８年度から全国で実施することとなる中で、全国的な提供体制や保育人材の確保の状況等を踏まえ、月10時間とする。
・令和８年度からの円滑な制度の施行に向けて、令和８年度及び令和９年度の経過措置として、自治体が条例で利用可能時間を３時間～10時間未満の範囲内で設定可能とする。

②公定価格・利用料
・公定価格については、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する。加算は、引き続き障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、保護者支援の充実等の取組を適切に評価できるよう設定する。
・利用料については、給食代・食材費、通園バス代、文房具代等の実費に加え、事業所の取組に応じて必要な額を徴収することを可能とする。

③こども誰でも通園制度の研修
・本制度を利用する全てのこどもたちに、安全・安心な保育と家族以外の人と関わる機会が提供できる環境を整備し、質の高い通園を保障するため、子育て支援員研修に本制度用の新たな研修コース（以下「新コース」という。）を創設し、令和８年度以降は新コースの修了を保育士以外の者が本制度に従事するための要件とする。
※　令和８年度は従前の要件を満たす者も従事可能とする等の経過措置を設ける。なお、研修の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、経過措置期間の延長も検討。

④その他の事項（手引、総合支援システム等）
・手引については、令和８年度からの本格実施に向けて、給付化に伴う内容の見直しを行うとともに、令和７年度の実施状況等を踏まえつつ、こども誰でも通園制度をより一層理解できるよう改訂する。
・総合支援システムについては、令和７年度の運用状況や、利用者や事業者、自治体の意見等を踏まえ、必要な改修を継続的に行う。

第３　中長期的な課題について

①利用可能時間の見直し
・利用可能時間については、「制度の意義、目的に対して十分か」「提供体制は確保できるか」「人材確保は十分か」等に留意しながら、財源確保の課題等も踏まえつつ、関係者の意見を伺いながら検討が必要。

②公定価格の見直し
・公定価格については、令和９年度以降についても、社会情勢や経営環境の変化等を踏まえつつ、質の高い通園が保障されるとともに、安定した運営が可能となるよう継続的な見直しを行う必要。
・見直しの検討に際しては、財源確保の課題等も踏まえつつ、制度の実施状況や事業所の取組、経営状況の実態等を把握・分析し、具体的なデータに基づき行うことが重要。

③こども誰でも通園制度の対象者
・対象年齢の下限（０歳６か月）については、０歳児に多い虐待死を防ぐ等の観点から引下げを求める意見があることを踏まえ、関係施策の充実等を図りつつ、併せて、こどもの安全確保に留意しつつ、その在り方について検討することも考えられる。
・対象年齢の上限（満３歳未満）については、自治体によって満３歳到達後の受け皿確保の課題が指摘されていることを踏まえ、幼稚園等に満３歳児クラスの設置を働きかける等した上で、その在り方について検討することも考えられる。

④こども誰でも通園制度の効果検証
・こども誰でも通園制度の実施状況を随時把握・確認することに加え、制度の趣旨・目的が達成されているのかを確認する等、効果検証していく必要。

第４　おわりに

〇令和８年度の本格実施に向けて準備を進めるとともに、中長期的な課題については、制度の実施状況等を丁寧に把握した上で、幅広い関係者の意見を伺いながら検討していくべきである。

２－２．インクルージョンの推進

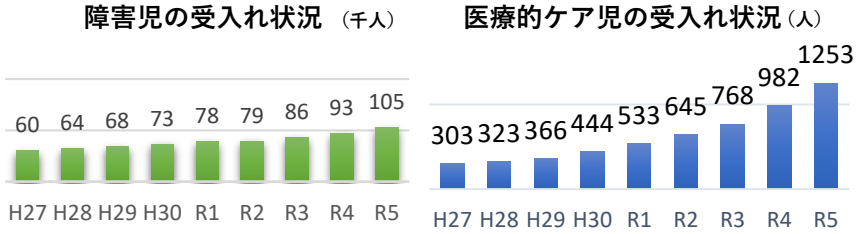
2.(2) 多様なニーズに対応した保育の充実①（障害児・医療的ケア児等）

現状・課題等

○障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支えることが求められている

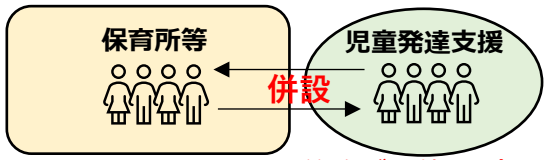
○保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要

保育所等における障害児・医療的ケア児数は年々増加



【障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入れ】

○保育所等における障害児等の受入れについては、交付税措置による加配や療育支援加算等により受入体制の充実を図ってきた。また、保育所等が児童発達支援事業所等と併設する場合において、設備・人員の共用・兼務を可能とする【R5～】など、インクルーシブ保育を推進



設備・人員の共用・兼務が可能に（R５～）



○医療的ケア児の受入れについて、看護師の配置や設備の整備等の受入体制の確保・充実を支援

○児童発達支援等の障害児支援を利用するこどもは増加しており、保育所等と障害児支援の併行通園も進んでいる。巡回支援や保育所等訪問支援の活用等、障害児支援による保育所等への支援を推進

【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

○外国人子育て家庭のこどもを多く受け入れる場合の専門人材の加配や、翻訳機等の購入を支援

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

関係機関とも連携し、専門的支援も確保しながら保育所等における多様な支援ニーズを有するこどもの受入れを推進

✓対応のポイント

- □ 障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化（インクルージョンの推進）
- □ 多様なニーズに応じた専門的な支援の充実
- □ 障害児支援との連携・協働

【障害児・医療的ケア児の保育所等での受入強化】

○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用や人材育成、障害児支援（児童発達支援センター等）との連携等を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進

○保育所等と障害児支援（児童発達支援事業所等）を併行通園する場合の情報共有や連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進

○巡回支援を行う看護師配置等により、保育所等における医療的ケア児の受入れや保育の充実を推進
（療育支援加算の見直し、専門職の保育士みなし特例【R8～】）

○専門職の配置・派遣により、障害特性等を踏まえた保育の実践や人材育成、併行通園先等、地域の関係機関と連携した包括的な育ちの支援を推進【R8～】

【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

○異なる文化的背景を持つこどもについて、実態を踏まえながら保育所等への支援を進める

※こども誰でも通園制度においても、障害児・医療的ケア児等、多様なニーズに対応できる環境整備を進める

○専門的支援を確保しながら、保育所等を利用できる環境が整備されるようにする
【障害児支援を行う専門職の配置・巡回支援を受ける保育所等数の増加（令和８年度）】

こども家庭庁

障害児保育の概要

地方交付税措置

成育局 保育政策課

1．財政支援

① 現　状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

② 平成30年度における改善点

- 保育所等における障害児の受入及び保育士等の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定経費に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**　（令和２年度以降、障害児保育のための加配職員数も反映）

＜対象の範囲＞　平成19年度拡充部分

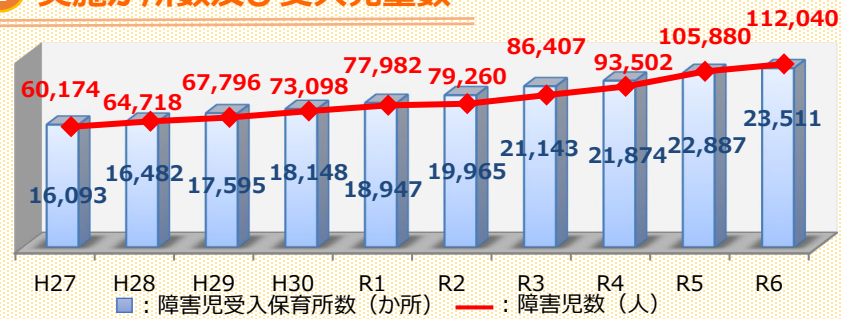
	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
人件費	重度				
	中度				
	軽度				
物件費					

＜H30改善点＞

H29：400億円程度	H30：880億円程度
包括算定（人口算定） 個別算定（保育所在籍児童数算定）	個別算定（障害児数算定）

2．現状

① 実施か所数及び受入児童数



② 障害児保育のための加配職員数（R７年４月分）

単位：人

合　計	常勤職員	非常勤職員
54,853	31,286	23,567

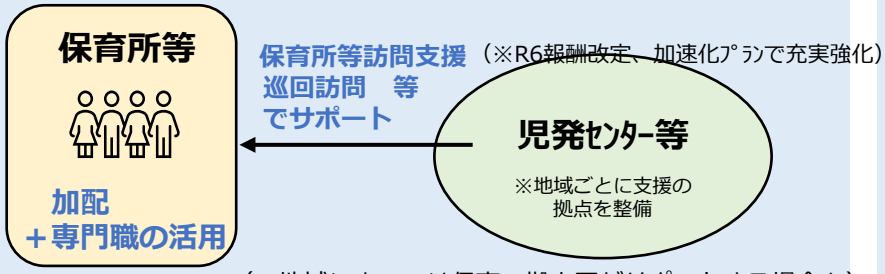
※こども家庭庁成育局保育政策課調べ
※障害児数には、軽度障害児を含む
※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

インクルージョンの推進（イメージ）

専門的支援の確保・充実　＋　インクルージョン推進
＜保育所等の受入体制の強化/障害児支援との連携・協働＞

1．保育所等にのみ通園

●障害児の特性に対応した教育保育を推進



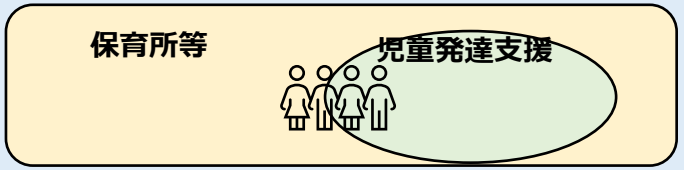
（※地域によっては保育の拠点園がサポートする場合も）

2．保育所等と児童発達支援に併行通園

●保育所等をベースに児発の機能を活かした保育・療育を推進

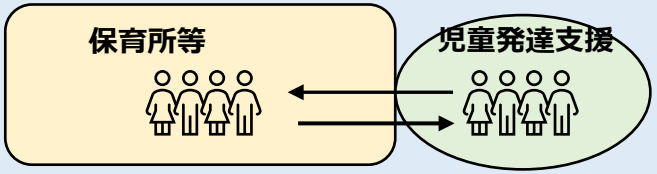
役割・機能の分担・連携の明確化/情報共有、連携の促進

(1) 同一法人が一体的に運営する施設に併行通園



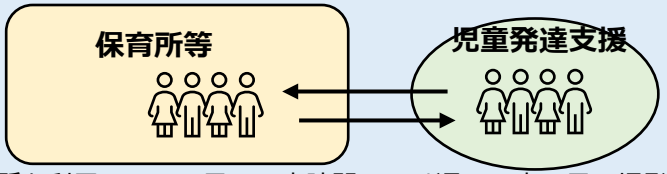
※混ざって保育・療育を行うことが可能（R4基準緩和）（いわゆるｲﾝｸﾙｰｼﾌﾞ保育）

(2) 同一法人が運営する施設に併行通園（中抜け、又は曜日を分けて通園）



※保育所を利用しつつ、日の一定時間、又は週の一定の日に併設されている
児発を利用

(3) 別法人が運営する施設に併行通園（中抜け、又は曜日を分けて通園）

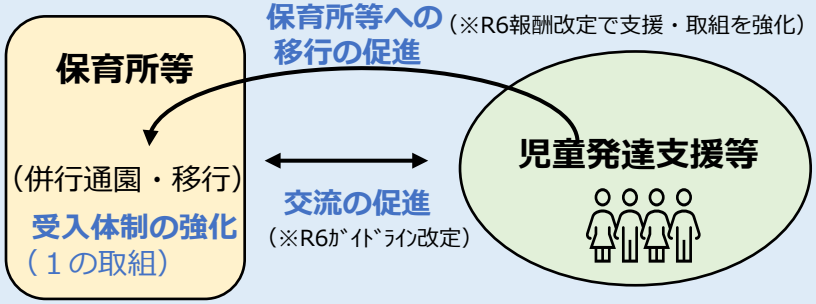


※保育所を利用しつつ、日の一定時間、又は週の一定の日に児発を利用

（複数の児発を利用することで(1)(2)(3)が混在する場合もある）

3．児童発達支援にのみ通所

●保育所等への併行通園や移行を促進
●地域のこどもと交流する機会の促進



人材育成（こどもの育ち＋障害特性の理解・対応）

こども家庭庁

2（2）障害児保育の充実のための専門職の活用等①（療育支援加算の見直し）

○　障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、**関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図る**ため、主任保育士等が地域住民等の子どもの療育支援に取り組むために主任保育士等の代替職員を配置する「療育支援加算」について、以下の見直しを行う。

・　**専門職**（※）**を活用（配置又は嘱託（派遣を受ける等））するための費用**を算定できる**新たな区分を設ける。**

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る業務に３年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験」とは、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に５年以上従事していたことをいう。

・　取組内容として、
① 施設・事業所内における対象となる障害児の把握（一覧の作成、職員間での共有等）
② 障害特性等に応じた教育・保育の実践（施設内での協働・保護者との連携の下での個別の支援計画・個別の指導計画の作成、個別の指導計画に基づく教育・保育の実施、個別の指導計画の見直し、関係機関との情報共有等）
③ 障害児通所支援事業所等との連携強化（連携してのち個別の支援計画の作成・見直し、当該事業所等における支援内容の把握等）
④ 障害児の家族への支援（相談体制の構築、個別面談、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減、利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組等）
⑤ 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組（児童発達支援センター等が実施する会議や研修等への参加等）
等を求める（**取組の必須化**）。

○　**家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業についても、上記の専門職の活用を内容とした「療育支援加算」を新たに創設**する。

○　令和７年度において療育支援加算を算定している施設・事業所について、主任保育士等を補助する職員の配置の単価を算定する場合は、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和８年９月末日までは、従前の取組を行うことでも本加算を算定できるものとする。

単価表

■幼稚園、保育所、認定こども園

療育支援加算	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設
	B：それ以外の障害児受入施設

※　主任保育士等を補助する職員の配置

➡

療育支援加算	主任保育士等を補助する職員の配置	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設
		B：それ以外の障害児受入施設
	専門職配置等	**C：月90時間以上（１週に３日程度を想定）**
		D：月60時間以上（１週に２日程度を想定）

※代替職員配置と専門職配置等は、いずれかのみ算定可能。
※Cは、特別児童扶養手当対象児童受入施設又は定員90人以上の施設のみ算定可能。

■家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

新設　➡

療育支援加算（専門職配置等のみ）	**A：月60時間以上（１週に２日程度を想定）**
	B：月30時間以上（１週に１日程度を想定）

※Aは、特別児童扶養手当対象児童受入施設のみ算定可能。

こどもまんなか こども家庭庁

２（２）障害児保育の充実のための専門職の活用等②（保育士みなし特例）

○　障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図ることが重要。

○　専門職の活用について、療育支援加算の見直しとあわせて、施設・事業の人材確保の状況にあわせた対応が可能となるよう、現行の看護師等と同様に、専門職について、１人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設ける。

○　保育所及び認定こども園では、看護師等のみなし特例と専門職のみなし特例は併用（看護師等と専門職の２人を保育士とみなすこと）を可能とするが、この場合それぞれ別の保育士から支援を受ける体制を求めることとする。

（保育所におけるみなし保育士等に係る特例）

特例措置	概要
(①)看護師等の保育士みなし特例	保健師・看護師・准看護師を１人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 乳児が４人未満の場合には、子育てに関する知識と経験を持つ者とした上で、保育士の支援を受けることが必要
(②)こどもの数が少数となる場合(朝夕等)の配置特例	こどもの数に応じて必要になる保育士が１人となる場合には、２人目の保育士に代わり、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる
(③)幼稚園教諭等の保育士みなし特例	幼稚園教諭等を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
(④)８時間超え開所の場合の保育士みなし特例	８時間を超えて開所する保育所であって必要となる保育士数が利用定員に応じて必要な保育士数を超える場合に、当該超える部分については、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
新 (⑤)専門職の保育士みなし特例	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を１人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 子育て支援に係る業務に３年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要 ※ ①と⑤を併用し、看護師等と専門職の２人を保育士とみなすことも可能。ただし、これらの者が保育を行うに当たっては、それぞれ別の保育士の支援を受けることが必要

※ 認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所についても専門職の保育士みなし特例を新設する。

障害児保育の充実（R8.4～）全体イメージ

こどもまんなかの包括的な育ち・暮らしの支援
専門的支援の確保・充実　＋　インクルージョン推進
＜保育所等の受入体制の強化／障害児支援との連携・協働＞

①こどもの特性に応じた教育・保育の充実

ｱｾｽﾒﾝﾄ、個別の指導計画の作成、日々の実践、ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ、研修　等

（＋現場負担軽減）

保育所/認定こども園/幼稚園　等

実施促進 ■障害児の保育に対応する職員の加配（地方交付税等）
＋
新 **専門職を配置して取り組むための加算創設**
（療育支援加算の見直し）※①～④の取組を求める
OT/PT/ST/心理/保健師/療育助言経験者
看護師等（医ｹｱ児受入の場合）
主任保育士（補助する職員の配置）
（現行の療育支援加算）
新 **専門職を配置基準上の保育士として配置することも可能に（設備運営基準見直し）**（従来は看護師のみ可）

医療的ケア児の受入強化
■医療的ケア児保育支援事業（予算事業）による看護師等配置　等
＋
新 療育支援加算による体制確保
※令和９年度に向けて、予算事業の見直しとあわせて公定価格における更なる対応を検討

対象こどものﾘｽﾄｱｯﾌﾟ、併行利用先との情報共有、当該情報を踏まえた支援計画等の作成・見直し　等

②教育・保育と療育の連携強化

こどもを中心とした包括的な育ち・暮らしの支援

併行通園
（中抜け、日替わり等）

③家族支援の充実
相談対応、子育ての助言援助、ペアトレ　等

併行通園
（複数の児発）

④地域の関係機関と連携したｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝ推進
会議や研修への参加、小学校との連携調整、保育所等への研修実施や情報交換　等

保育所等

小学校等

★障害児支援について、令和９年度報酬改定の検討
研修体系の構築

児童発達支援A
【保育所等との連携促進】※R6報酬改定で強化
・関係機関連携加算（計画策定、情報連携）
・保育・教育等移行支援加算
（移行に向けた連携、助言）

【児発間の連携促進】※R6報酬改定で強化
・計画相談の仕組み
・事業所間連携加算(ｾﾙﾌﾌﾟﾗﾝ)(R6創設)

児童発達支援B

【保育所等への支援促進】※R6報酬改定・加速化プランで強化
・巡回訪問、保育所等訪問支援
・中核機能強化加算（関係機関と連携した障害児と家族に対する専門的な支援及び包括的な支援の提供を評価）（R6創設）

児童発達支援センター等
（地域の障害児支援の中核機関）

★こども誰でも通園制度（令和８年度全国で実施）においても受入体制を強化（障害児・医療的ケア児受入に係る加算の充実等）
★人口減少地域等における保育機能の維持・確保（多機能化等）
★３要領・指針の見直しや、保育士・幼稚園教諭等養成課程、研修については、こども家庭審議会及び中央教育審議会において検討中

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

（令和３年法律第81号）（令和３年６月11日成立・同年6月18日公布）

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（１８歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加

○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

1　医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援

2　個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
➔医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等

3　医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援

4　医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策

5　居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
○相談体制の整備　○情報の共有の促進　○広報啓発
○支援を行う人材の確保　○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

○保育所における医療的ケアその他の支援
➔看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置

○学校における医療的ケアその他の支援
➔看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う　等

施行期日：公布の日から起算して３月を経過した日（令和３年９月18日）
検討条項：法施行後３年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

こどもまんなか こども家庭庁

医療的ケア児保育支援事業

成育局 保育政策課

事業の目的

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和８年度予算　463億円の内数（464億円の内数）

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所等への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

事業の内容

＜管内保育所等＞

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



体制整備等

＜自治体＞

検討会の設置

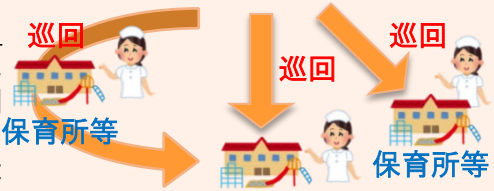


ガイドラインの策定

【自治体による看護師確保】
自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、**効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を行う**。



検討会の設置や**ガイドラインの策定**により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】

［基本分単価］

① 看護師等の配置　１施設当たり　5,798千円
（2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,798千円を加算）
さらに効果的・効率的な看護師配置を目的として自治体等において雇上げた看護師等が巡回して対応する場合　１自治体当たり　5,491千円

［加算分単価］

② 研修の受講支援　１施設当たり　300千円
※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。
③ 補助者の配置　１施設当たり　2,533千円
④ 医療的ケア児保育支援者の配置　１市区町村当たり　2,533千円
（喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算）
⑤ ガイドラインの策定　１市区町村当たり　577千円
⑥ 検討会の設置　１市区町村当たり　360千円
⑦ 医療的ケア児の備品補助　１施設当たり　100千円
（医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品　例：抱っこひも・ベッド等）
⑧ 災害対策備品整備　１施設当たり　100千円
（災害対策として停電時等に必要となる備品　例：外部バッテリー・手動式吸引器等）
⑨ 園外活動移動支援加算　１施設当たり　40千円
※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】国：１/２、都道府県・指定都市・中核市：１/２
国：１/２、都道府県：１/４、市区町村：１/４
国：２/３、都道府県・指定都市・中核市：１/３
国：２/３、都道府県：１/６、市区町村：１/６

医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。

※　２/３の国庫補助率の対象は、財政力指数１未満の自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする。
ただし、経過措置として、令和８年度末までは、
「医療的ケア児の受入れを開始する」要件を満たす全ての自治体の補助率を２/３とする。

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和8年度予算額　48億円
（前年度予算額　47億円）

文部科学省

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.9施行）の趣旨を踏まえ、学校における安全・安心な医療的ケアの実施体制の整備充実を図るため、修学旅行等や登下校時の送迎対応も含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援する

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	✓ 配置人数：**5,300人分（＋400人増）** ✓ １日６時間、週５回等を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態（単価・時間等）を決定することが可能。 訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

＜補助対象＞　都道府県・市区町村・学校法人
（幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校）
＜補助割合＞　国：1/3　補助事業者：2/3
国：1/2　補助事業者：1/2（私立幼稚園）

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援　※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
配置人数：730人分（＋170人増）

【関連施策】
ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円（3年間（令和6年度～8年度）：1箇所×1,000万円）

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、
- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

担当：初等中等教育局特別支援教育課

私立幼稚園等の特別支援教育への支援

令和８年度予算額　78億円
（前年度予算額　77億円）

文部科学省

背景説明

一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施等の観点から、特別な支援が必要な幼児への早期支援の必要性が高まっている。

目的・目標

特別な支援が必要な幼児が、幼稚園等において適切な教育が受けられない事態を未然に防ぐとともに、幼児期の子育て支援の充実の観点からも、私立幼稚園等における受入れに対する支援を行う。

事業内容

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が１人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

特別な支援が必要な幼児が就園している私立の幼稚園等

←①所轄庁である都道府県が特別な助成を実施

都道府県

←②国が都道府県に対して助成額の一部を補助

国

幼稚園等における特別支援教育の充実



幼稚園等特別支援教育経費の推移（予算額・対象幼児数）

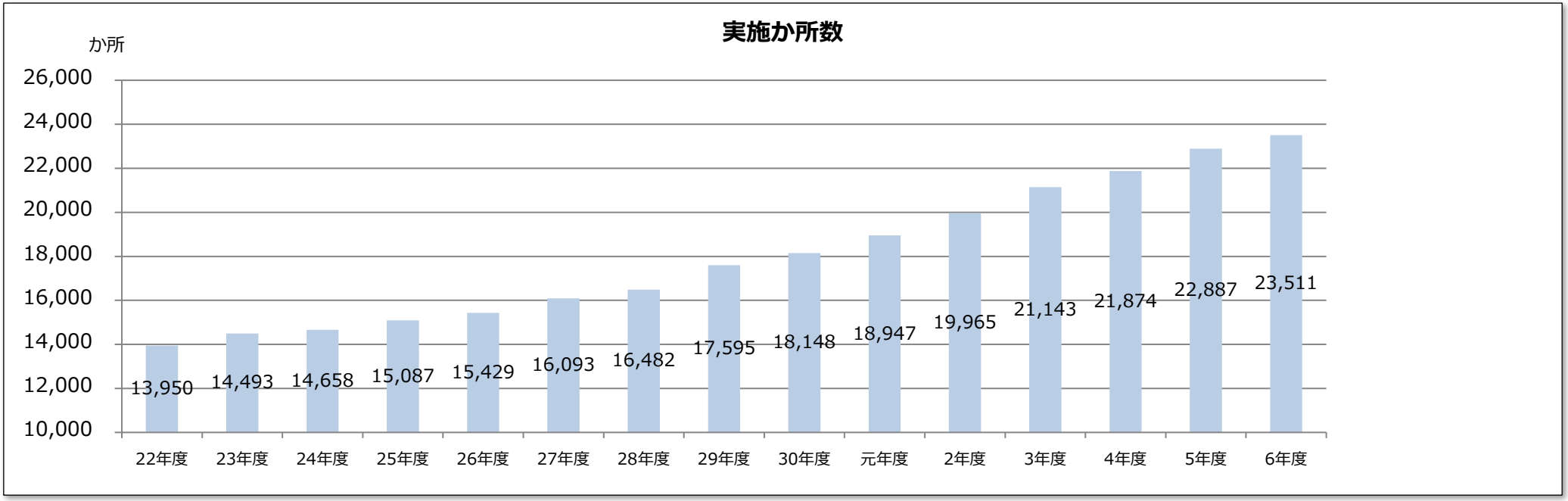
年　度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度予算額
予算額	68億円	71億円	75億円	77億円	78億円
対象幼児数	1.82万人	1.9万人	2.04万人	2.1万人	2.15万人

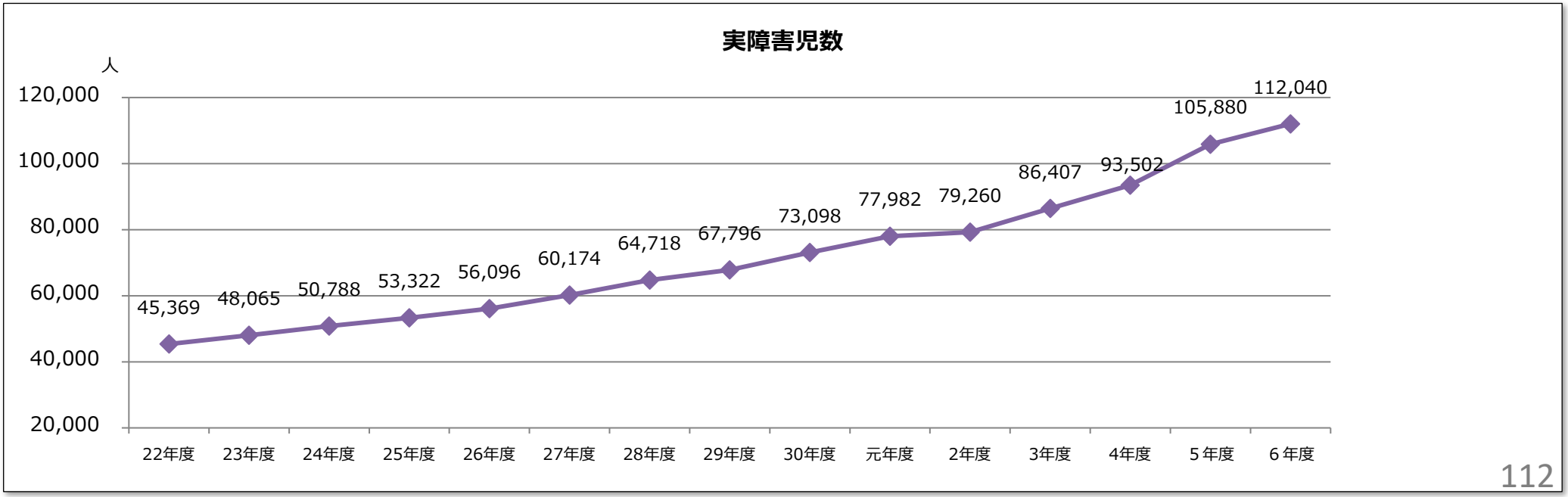
特別な支援が必要な幼児数の補助基準の推移

年　度	S53年度	S60年度	H2年度	H4年度	H6年度	H11年度	R6年度
人数	8人以上	7人以上	5人以上	4人以上	3人以上	2人以上	1人以上※

※1人受け入れ園の補助対象は80人未満の園に限定

障害児保育の実施状況の推移





障害のある幼児等の数

幼児教育実態調査
（文部科学省実施）

○障害のある幼児等の数（令和５年５月１日時点）

※「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

幼　稚　園

	障害のある幼児数（A）	当該幼児が在園している園数（B）	全園のうち、当該幼児が１人でも在園している園の割合	１園あたりの人数（A/B）
公立幼稚園	14,522人	2,033園	81.5%	7.1人/園
私立幼稚園	31,529人	4,139園	75.1%	7.6人/園
幼稚園全体	46,051人	6,172園	77.1%	7.5人/園

※幼稚園全体（障害のある幼児を含まない幼稚園を含む）を母数とする場合は、公立5.8人／園、私立5.7人／園、全体5.8人／園

幼保連携型認定こども園

	障害のある幼児数（A）	当該幼児が在園している園数（B）	全園のうち、当該幼児が１人でも在園している園の割合	１園あたりの人数（A/B）
公立幼保連携型認定こども園	8,336人	827園	87.5%	10.1人/園
私立幼保連携型認定こども園	29,136人	4,509園	78.7%	6.5人/園
幼保連携型認定こども園全体	37,472人	5,336園	80.0%	7.0人/園

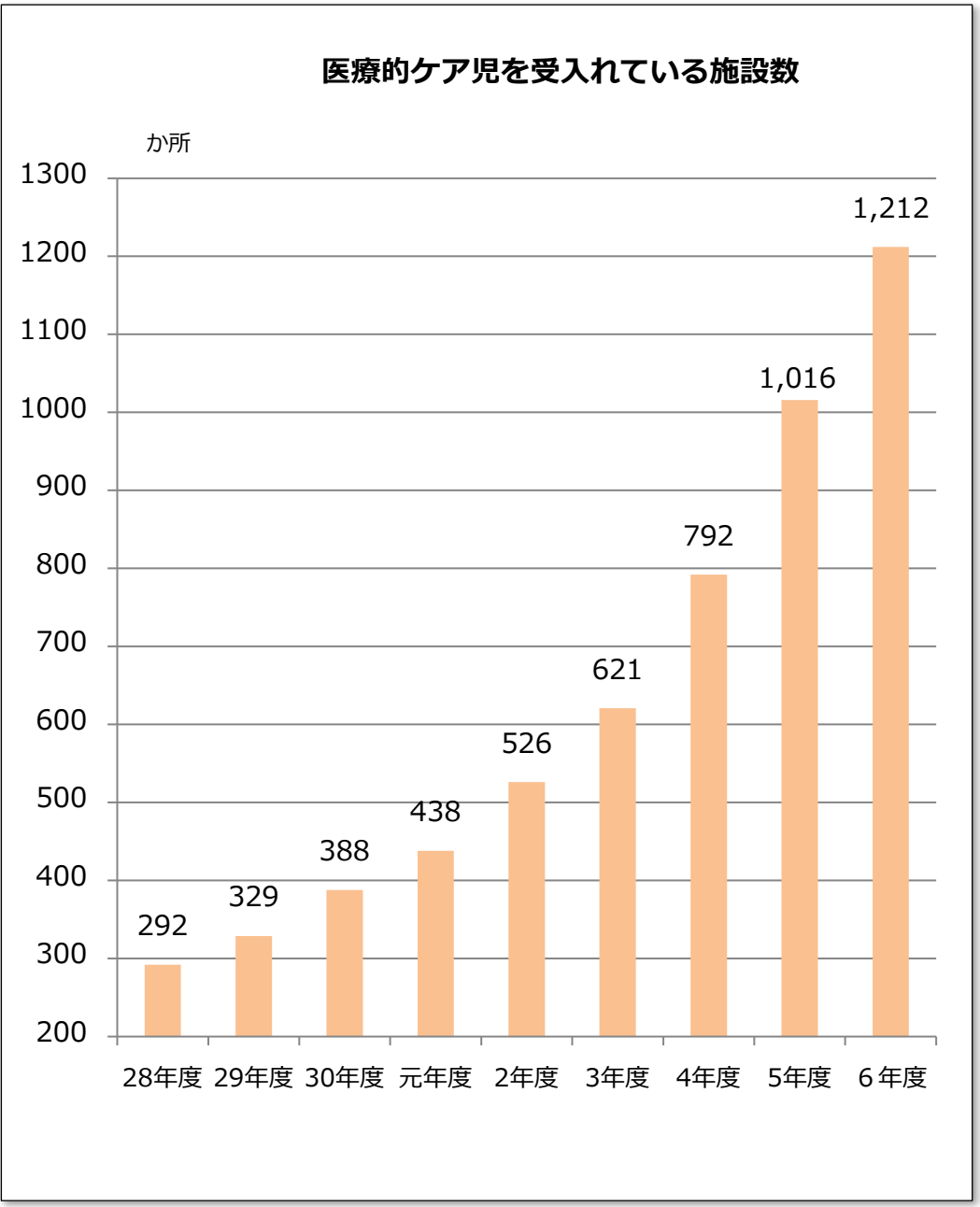
※幼保連携型認定こども園全体（障害のある幼児を含まない幼稚園を含む）を母数とする場合は、公立8.8人／園、私立5.1人／園、全体5.6人／園

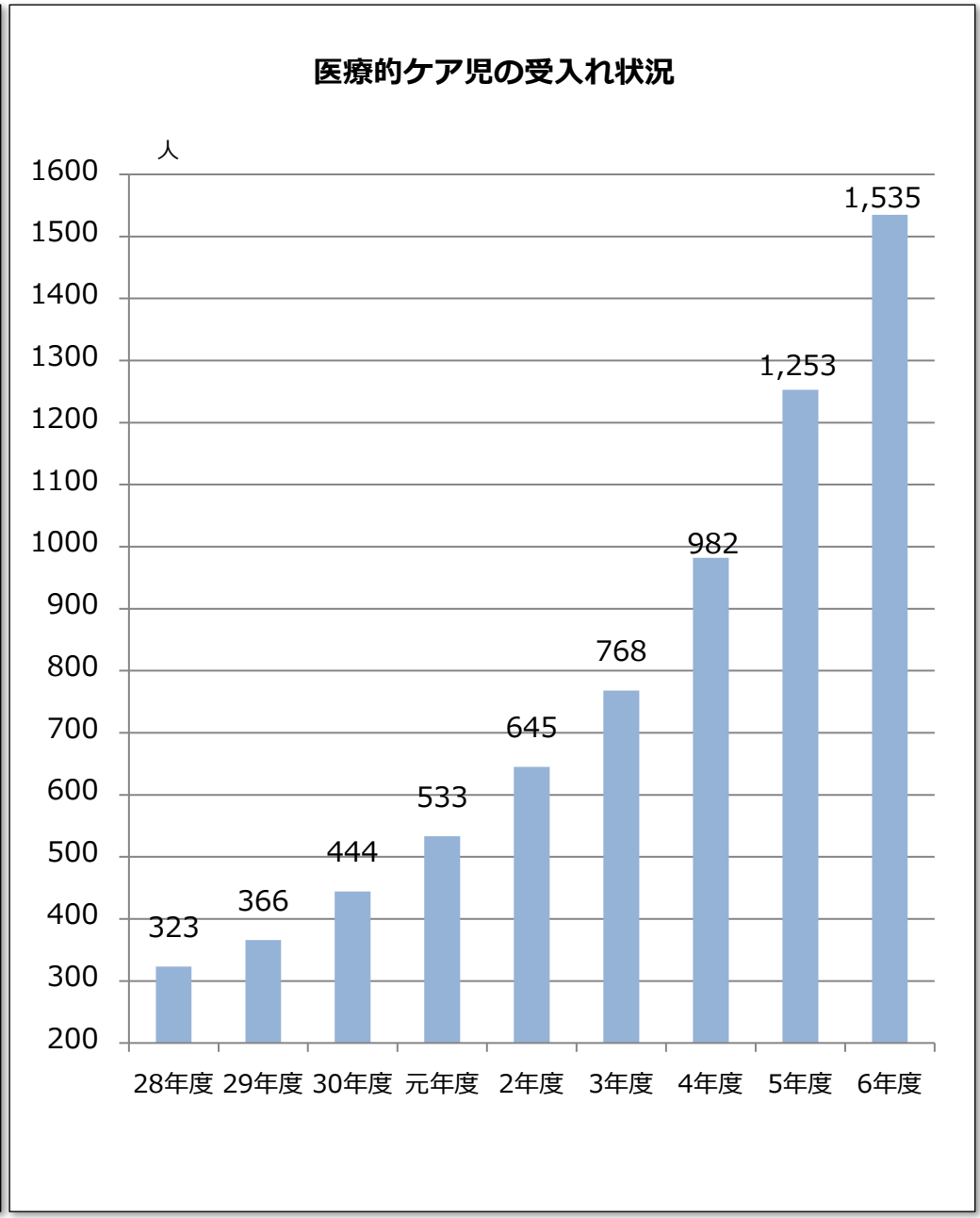
○障害のある幼児等の数の推移（令和３年度 → 令和５年度）

	令和3年度	令和5年度
幼稚園	56,401人	46,051人
幼保連携型認定こども園	24,600人	37,472人
合計	81,001人	83,523人

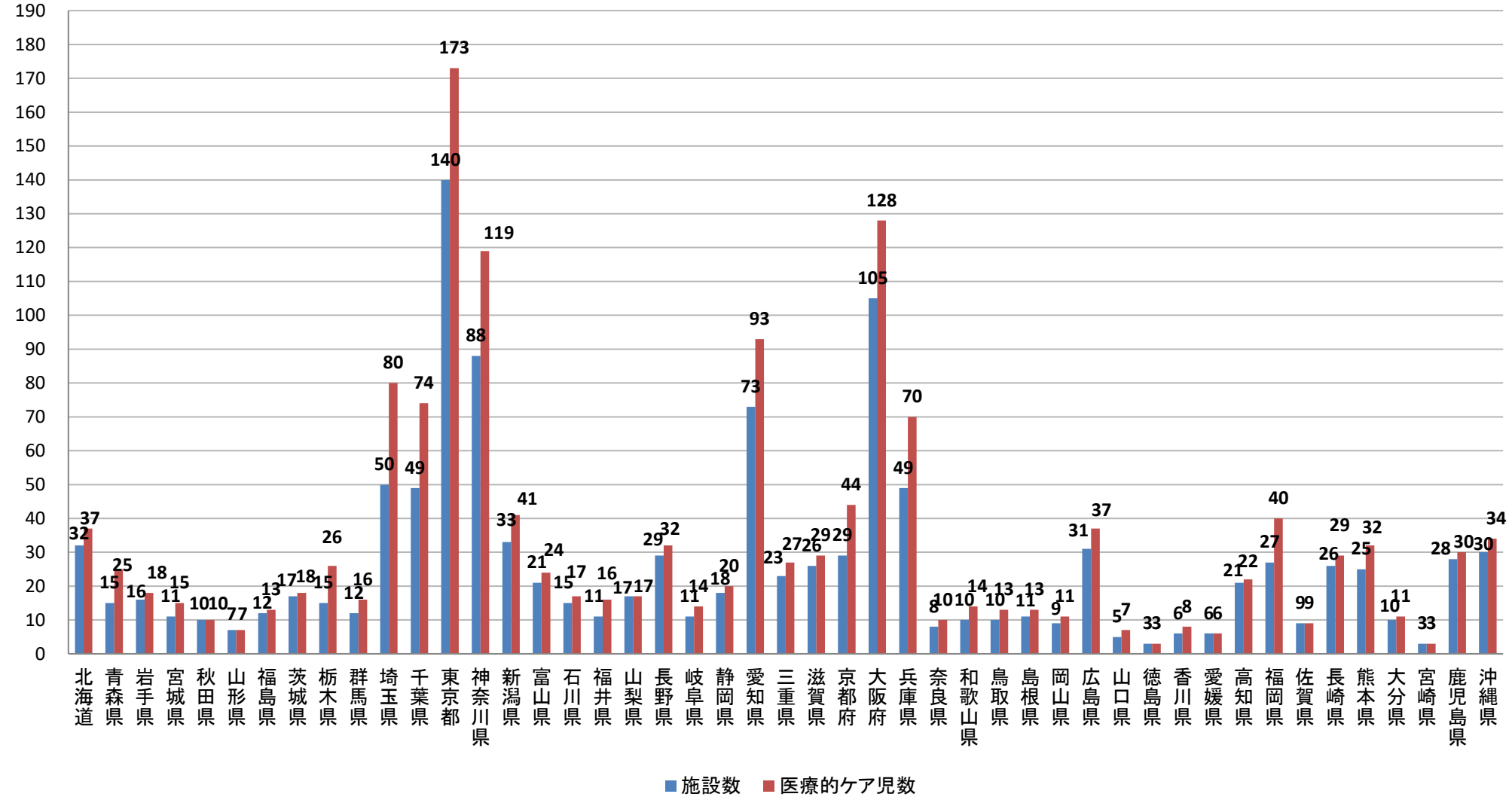
障害のある幼児等の数は、
<u>2年間で2,522人増加</u>

医療的ケア児の受入れ状況の推移





令和６年度　保育所等における医療的ケア児の受入れ状況



障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容		利用者数	施設・事業所数	
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援	センター（児）	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う	193,477	14,358
			センター以外（児）	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う		
		放課後等デイサービス（児）		授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	408,180	24,025
障害児訪問系		居宅訪問型児童発達支援（児）		重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	388	133
		保育所等訪問支援（児）		保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	34,206	2,752
障害児入所系		福祉型障害児入所施設（児）		施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,232	186
		医療型障害児入所施設（児）		施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,623	201
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援（者）（児）		【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	291,713	11,024
		障害児相談支援（児）		【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	124,373	7,441
		地域移行支援（者）		住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	763	388
		地域定着支援（者）		常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,547	548

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1.表中の「（者）」は「障害者」、「（児）」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 7年 9月サービス提供分（国保連データ）

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）

令和６年４月の改正児童福祉法の施行（児童発達支援ｾﾝﾀｰの機能強化等）も踏まえつつ、**こども・家族への質の高い支援の確保・充実**を図るとともに、**地域全体の障害児支援体制の強化**を図る　【児者全体の改定率＋1.12%】

１．児童発達支援ｾﾝﾀｰの機能強化等による地域の支援体制の充実

■児童発達支援ｾﾝﾀｰを中核に、身近な地域でﾆｰｽﾞに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制を充実

○福祉型・医療型、福祉型３類型（障害児・難聴児・重症児）の一元化　○児童発達支援ｾﾝﾀｰ等における中核機能の評価

２．質の高い発達支援の提供の推進

■適切なｱｾｽﾒﾝﾄとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進

○総合的な支援の推進　○支援時間や経験年数等を勘案したきめ細かい評価（基本報酬における時間区分、児童指導員等加配加算　等）
○保育・教育、医療、社会的養護との連携の評価　○ｹｱﾌﾟﾗﾝの場合の事業所間連携の評価
○将来の自立等に向けた支援の評価（自立通所に向けた支援、学校卒業後の生活を見据えた支援）

３．支援ﾆｰｽﾞの高い児への支援の充実

■より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める

○医療的ケア児・重症心身障害児　（福祉職員による医療的ｹｱ、主として重症児の基本報酬、入浴支援、送迎加算、共生型ｻｰﾋﾞｽでの評価）
○強度行動障害を有する児　（予防的支援や状態が強い児への支援、集中的支援への評価）
○ｹｱﾆｰｽﾞの高い児　（著しく重度の障害児、人工内耳装用児、視覚・聴覚・言語機能障害児への支援の評価）
○不登校児童（学校と連携した支援への評価）　○居宅訪問型児童発達支援の充実

４．家族支援の充実

■養育支援や預かりﾆｰｽﾞへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のｳｪﾙﾋﾞｰｲﾝｸﾞを向上

○家族への相談援助等の充実　（家庭・事業所・ｵﾝﾗｲﾝでの相談等の評価充実、支援場面等を通じた学びの評価）
○預かりﾆｰｽﾞへの対応　（発達支援後の預かりﾆｰｽﾞに対応した支援への評価）

５．ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝの推進

■保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める

○通所支援事業所における取組の推進　（個別支援計画に基づく取組の推進、移行支援の取組への評価充実）
○保育所等訪問支援の充実　（訪問先や関係機関との連携強化、経験ある人材や多職種連携による支援、支援ﾆｰｽﾞの高い児への支援の評価）

６．障害児入所支援の充実

■家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える

○地域生活に向けた支援の充実　（移行支援計画に基づく取組の推進、関係機関連携や体験支援への評価、日中活動支援の評価充実）
○小規模化等による質の高い支援の提供推進（小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱへの評価　等）
○支援ﾆｰｽﾞの高い児への支援の充実　（強度行動障害を有する児、被虐待児への支援の評価）　○家族への相談援助等の充実

■このほか、**職員の処遇改善**（加算の一本化・充実）、**虐待防止の推進**（防止措置未実施減算の創設）、**障害児相談支援の充実**　等にも対応

こども家庭庁

地域障害児支援体制強化事業

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和８年度予算額　206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

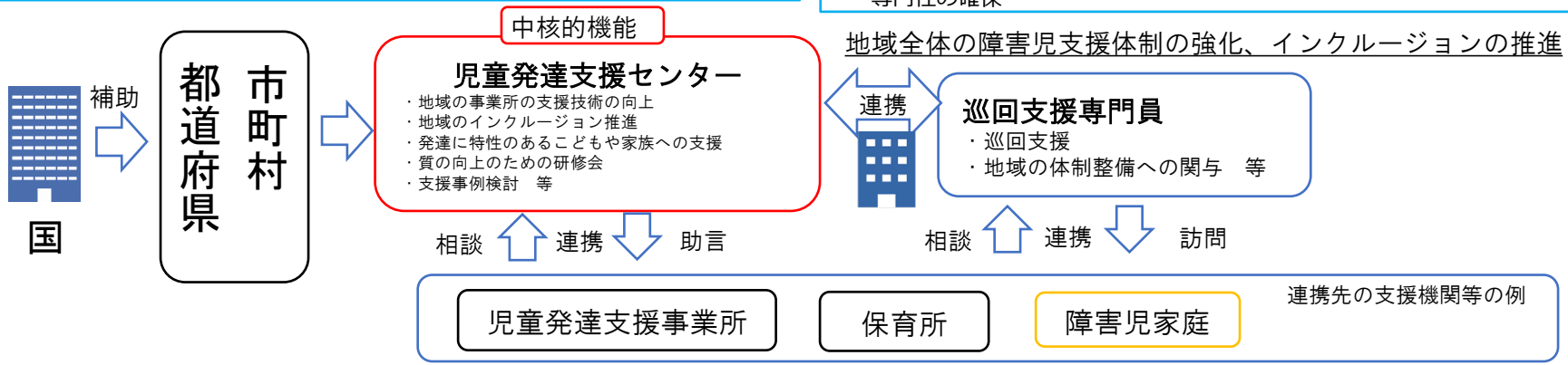
- 令和６年４月に施行された改正児童福祉法等を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等
　児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

・児童発達支援センターの職員の質の向上
・地域の事業所の支援技術の向上
・発達に特性のあるこどもと家族へのサポートの事業
・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備
　保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。
・巡回等の活動計画の作成
・巡回等支援
・戸別訪問等
・関係機関との連携
・地域の体制整備への関与
・専門性の確保



実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村
【負担割合】
（市町村事業）　国１／２ 、市町村１／２
　※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる
（都道府県事業）国１／２ 、都道府県１／２

【補助基準額】
①　児童発達支援センターの機能強化等
　・児童発達支援センターの機能強化　センター１箇所当たり　7,702千円
②　巡回支援専門員整備　１市町村当たり　5,617千円

地域のインクルージョン総合支援推進事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和７年度補正予算額　1.3億円

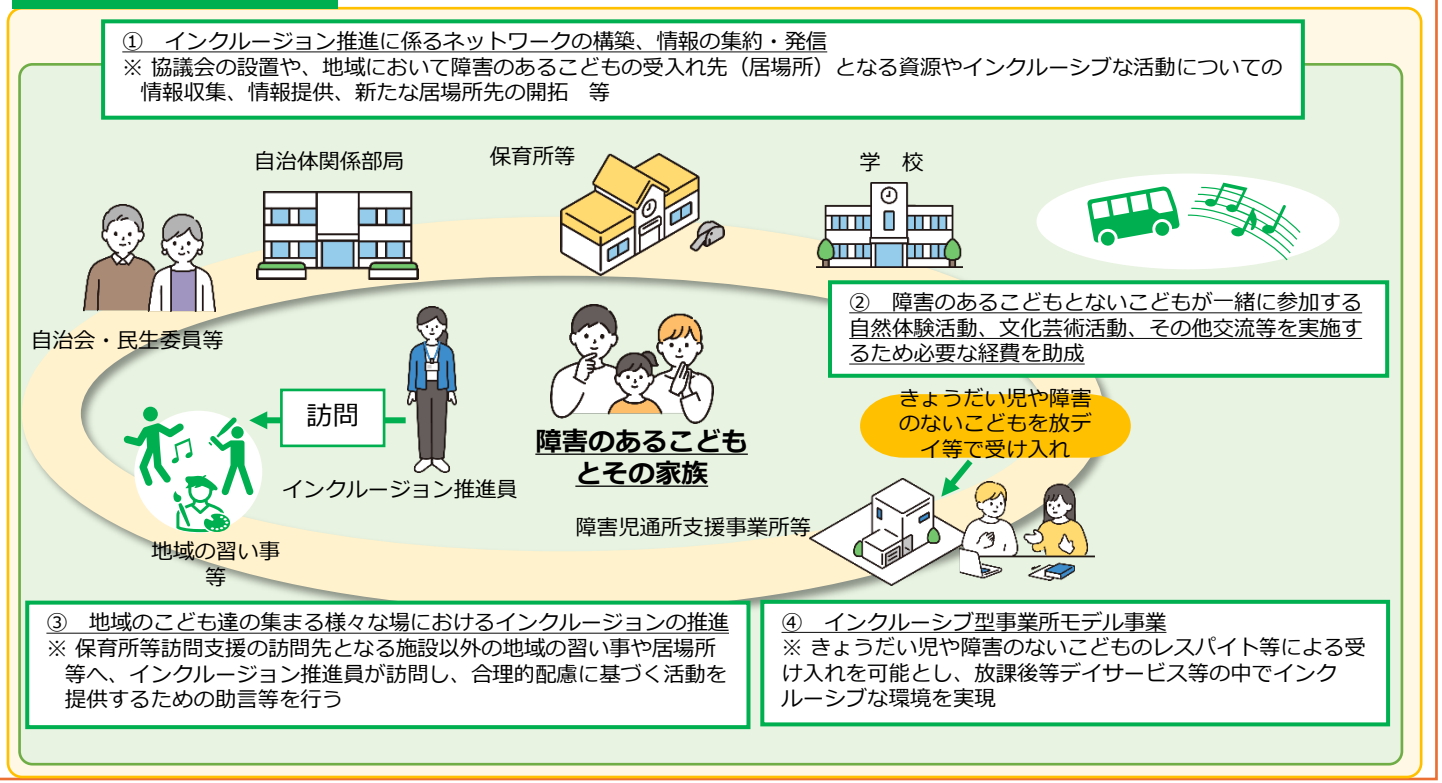
事業の目的

- 「こども大綱（令和５年12月22日閣議決定）」において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、（中略）一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととしている。
- 障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進めることで、インクルージョンを推進していく。

事業の概要

- 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、「インクルージョン推進員」を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

都道府県・市町村



実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村
【負担割合】（①、②、③、④）
国1/2、都道府県等1/2　※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる。
【基準額】　①　１自治体当たり　7,394千円　②　１自治体当たり　1,000千円　③　１自治体当たり　4,709千円　④１自治体当たり　11,168千円

こどもまんなか
こども家庭庁

発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業

支援局 障害児支援課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和７年度補正予算額　3.0億円

事業の目的

- 乳幼児健診（５歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援することや、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎ、伴走的な支援等、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。

事業の概要

①　アセスメント強化

<乳幼児健診等における発達相談・発達支援の促進>

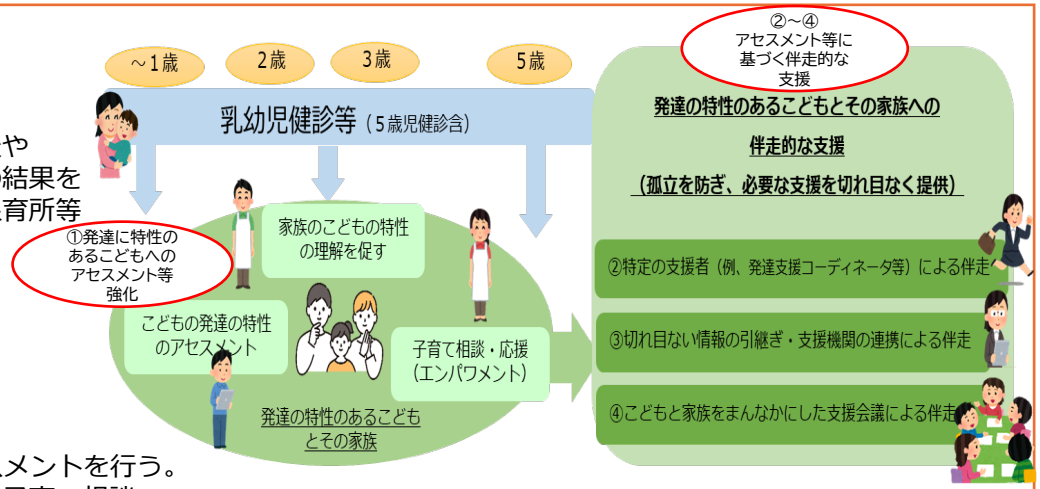
- こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる。

<親子教室等の場の確保（こどものアセスメントと家族のこども理解の支援）>

- 乳幼児健診等において、こどもの発達の特性への「気づき」の段階から利用できる身近な場所で安心して親子が通える教室等を開催する。

<親子教室等での専門職によるアセスメント・子育て支援・家族支援>

- 親子での関わりを尊重しながら、遊び等を通してこどもの発達の特性のアセスメントを行う。
- 家族の状況等を踏まえて、アセスメントに基づくこどもの特性の理解を支える子育て相談・応援を行う（個別相談・ 座談会・ミニ講座等）。



②～④　伴走的支援推進

<アセスメント等に基づく伴走的な支援>

- こどもの発達の特性をアセスメントした結果や、家族のこども理解の状況に応じて、発達の特性の「気づき」の段階から必要な支援を開始できるように必要な支援につなぐ。
- 発達の特性のあるこどもとその家族が孤立することなく、必要な支援を切れ目なく提供されるように伴走的な支援を行う。

※必要な支援は、児童発達支援等の障害児支援みならず、こども・子育て施策においてこどもの発達の特性を踏まえた支援や家族支援も想定して、それぞれの地域において必要な支援が切れ目なく提供できる体制の整備・強化を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村
【負担割合】国１／２ 、都道府県等１／２　　※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる
【補助基準額】　①１自治体当たり4,601千円
②～④のうち１つの取組を実施する場合　１自治体あたり5,600千円　　※②～④の複数を組み合わせて実施する場合　１自治体あたり6,600千円

外国人のこどもによる保育所等の利用状況について

①　在留外国人統計（入管庁の統計調査）による年齢別在留者数

（６歳は就学児を含むため参考値）

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳
在留者数	22,875人	25,065人	22,162人	20,574人	20,905人	21,782人	21,049人

計：133,363人

（注１）在留者とは、中長期在留者及び特別永住者を指す。
中長期在留者とは、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の①から④までのいずれにもあてはまらない者をいう。
なお、次の⑤及び⑥の者も中長期在留者ではない。
①「３月」以下の在留期間が決定された者
②「短期滞在」の在留資格が決定された者
③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
④①から③までに準ずるものとして法務省令で定める者
（「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族、デジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）又はその配偶者・子）
⑤特別永住者
⑥在留資格を有しない者
（注２）調査年月は、令和７年６月である。

②　令和６年度在留外国人に対する基礎調査（入管庁の委託調査）による年齢別在留者数・保育所等利用者数

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳
在留者数	172人	204人	209人	187人	201人	208人	194人
保育所等利用者数	24人	77人	132人	150人	181人	180人	111人
保育所等利用率	14.0%	37.8%	63.2%	80.2%	90.1%	86.5%	

（注）18歳以上の中長期在留者及び特別永住者計20,000人を対象とした調査（有効回答7,621件／回答率38.9%）
「保育所等」には、認可保育所や幼稚園だけでなく、認可外保育施設等の教育・保育関連施設を含む。
調査期間は令和６年９月17日～同年10月７日であり、年齢は当該調査期間中のもの。

③　①の年齢別在留者数に②の保育所等利用率を乗じて推計した保育所等利用者数

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
保育所等利用者数	3,192人	9,461人	13,997人	16,503人	18,825人	18,850人

計：80,828人

家庭支援推進保育事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和８年度予算額　463億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。

事業の内容

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭におけるこどもを多数（「40%以上」）受け入れている保育所等に対して保育士の加配を行う。
※ 特に配慮が必要な家庭のこどもを「30%以上」受け入れている場合であって、かつ「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所等についても保育士の加配を行う。
また、特に配慮が必要な家庭のこどもが全体の「40%以上」となった上で、外国人家庭のこどもが「20%以上」の場合に、保育士をさらに１名加配または、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員（非常勤可）を１名配置することができる。(文化・慣習等に精通した非常勤職員については、市町村等に配置された者が適宜必要な保育所に巡回し支援を実施することも可能。)

実施主体等

【実施主体】　市区町村
【補助基準額】１か所当たり　３，８５９千円
（外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い（20%以上）場合）
１か所当たり　７，７１８千円（保育士を配置する場合）
１か所当たり　５，３５１千円（文化・慣習等に精通した非常勤職員を配置する場合）
【補助割合】　国：１／２、市区町村：１／２

事業実績



２－３．多様な保育ニーズへの対応

2.(2) 多様なニーズに対応した保育の充実②（病児保育・延長保育・一時預かり等）

現状・課題等

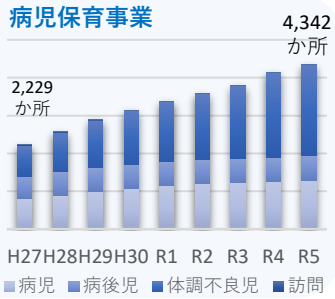
○働き方やライフスタイルが多様化する中において、子育て家庭における様々な保育ニーズに合わせたこどもの育ちの支援が求められており、病児保育、延長保育、一時預かりなど、多様な保育ニーズに対応した保育の提供体制の確保・充実を図る必要がある

【病児保育事業】

○こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育

○こども未来戦略（加速化プラン）に基づき基本単価を大幅に引き上げるとともに、キャンセル対応加算を本格実施【R6～】

【病児保育施設数：4,342か所／延べ利用児童数：1,348,088人（令和５年度）】



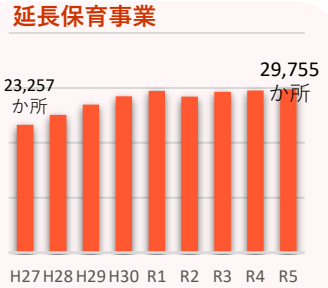
【延長保育事業】

○保育認定を受けた児童について、通常の利用日や利用時間帯以外の日・時間において、保育所等で引き続き保育を実施

○補助要件の引下げや補助基準額の引上げを実施【R6～】

【延長保育実施か所数：29,755か所／実利用児童数： 948,778人（令和５年度）】

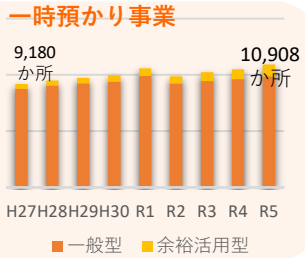
※夜間保育所における22時以降の延長保育も含む。



【一時預かり事業】

○日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かる

【一時預かり実施か所数：10,908か所／延べ利用児童数：3,855,873人（令和５年度）】



【企業主導型保育事業】

○企業が主導する事業所内保育を推進するもので、待機児童の解消を目指し、仕事と子育ての両立を支援する【助成決定： 4,361施設、103,763人（定員）（令和６年度）】

【認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）】

○認可外の居宅における保育について、プラットフォームの構築等を通じて、保護者が指導監督基準に適合する事業者を選択できるよう支援【R7～】【指導監督基準基準適合率： 56.8%（令和５年度）】

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

働き方改革や加速化プランにおける「共働き・共育ての推進」の取組等も踏まえながら、多様なニーズに対応した各地域における保育の提供体制を確保

✓対応のポイント

□ 多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保

【病児保育事業】

○安定的な運営の確保を図るとともに、広域連携やICTの活用等を推進し、各地域におけるニーズに対応した体制整備を進める

【延長保育事業】

○保育所等の職員配置基準の改善等も踏まえた体制の充実を進める（配置基準改善加算【R7～】、障害児保育加算【R8～】）

【一時預かり事業】

○こども誰でも通園制度との役割分担と連携を図りながら、各地域での事業の実施を推進する

【企業主導型保育事業】

○近年の社会的ニーズや足元の物価高の影響等を踏まえた企業主導型保育事業の充実

【認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）】

○安全で質の高いベビーシッターの利用を促進する

【参考】共働き・共育ての推進
（こども未来戦略（令和５年12月22日閣議決定）の事項）
○育児期を通じた柔軟な働き方の推進
・子が３歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現
・時短勤務時の新たな給付　等

○保育所等において、多様なニーズに対応した支援の充実を図る
【病児保育事業の延べ利用児童数の増加（令和８年度）】

病児保育事業 拡充

＜子ども・子育て支援交付金＞令和８年度予算　2,163億円の内数（2,013億円の内数）
※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,288億円）

事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

（１）病児対応型・病後児対応型
地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

（２）体調不良児対応型
保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

（３）非施設型（訪問型）
地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

実施主体等

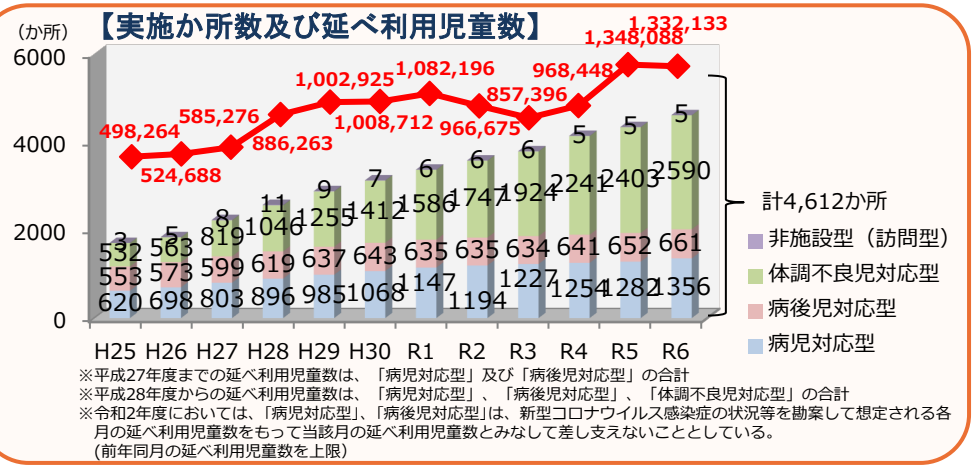
【実施主体】市町村（特別区を含む。）
【補 助 率】：国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）

【主な令和８年度補助基準額（病児対応型１か所当たり年額）】
基本分単価：9,459,000円（うち改善分2,538,000円）　**【拡充】**
加算分単価：1,180,000円　～　42,400,000円
当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円
感染症対応加算：1,542,000円

【拡充】基本分単価（改善分）の適用範囲拡大

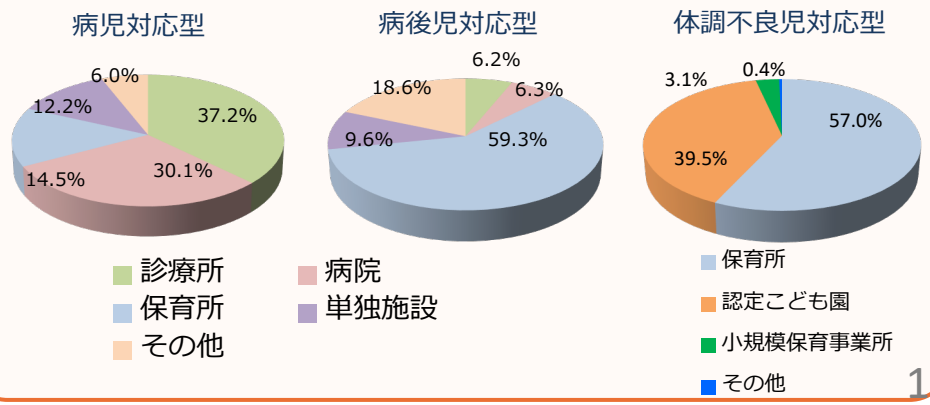
市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、利用者が予約等できるICTを導入している施設について、基本分単価（改善分）の適用対象に追加。

【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。
（前年同月の延べ利用児童数を上限）

【実施場所】



延長保育事業 拡充

＜子ども・子育て支援交付金＞　令和８年度予算　2,163億円の内数（2,013億円の内数）

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,288億円）

事業の目的

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

（１）一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定　：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

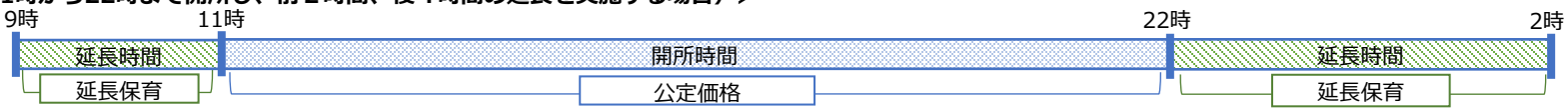
（２）訪問型（平成27年度創設）

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

＜一般的な保育所等（７時から18時まで開所し、後４時間の延長を実施する場合）【標準時間】＞



＜夜間保育所（11時から22時まで開所し、前２時間、後４時間の延長を実施する場合）＞



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区含む。）

【補 助 率】 国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）

【主な令和８年度補助基準額】※括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額

①　保育短時間認定（保育所：在籍児童１人当たり年額）

- １時間延長：　23,300円
- ２時間延長：　46,600円
- ３時間延長：　69,900円

②　保育標準時間認定（保育所：１事業所当たり年額）

- ３０分延長：　600,000円
- １時間延長：　1,909,000円（2,137,000円）
- ２～３時間延長：　2,955,000円（3,183,000円）
- ４～５時間延長：　6,280,000円（6,394,000円）
- ６時間以上延長：　7,401,000円

○　配置基準改善加算（保育所：１事業所当たり年額）※平均対象児童数が21人以上の施設のみ

- ３０分延長：　150,000円
- １時間延長：　300,000円
- ２～３時間延長：　750,000円
- ４～５時間延長：　1,350,000円
- ６時間以上延長：　1,950,000円

拡充 ○　障害児保育加算（保育所：１事業所当たり年額）　※平均対象障害児数が１人以上の施設のみ

- ３０分延長：　150,000円
- １時間延長：　300,000円
- ２～３時間延長：　750,000円
- ４～５時間延長：　1,350,000円
- ６時間以上延長：　1,950,000円

【実績】

＜実施か所数＞

令和３年度：29,277か所（公立6,575か所、私立22,702か所）

令和４年度：29,535か所（公立6,427か所、私立23,108か所）

令和５年度：29,755か所（公立6,256か所、私立23,499か所）

＜年間実利用児童数＞

令和３年度：　893,990人（公立201,262人、私立692,728人）

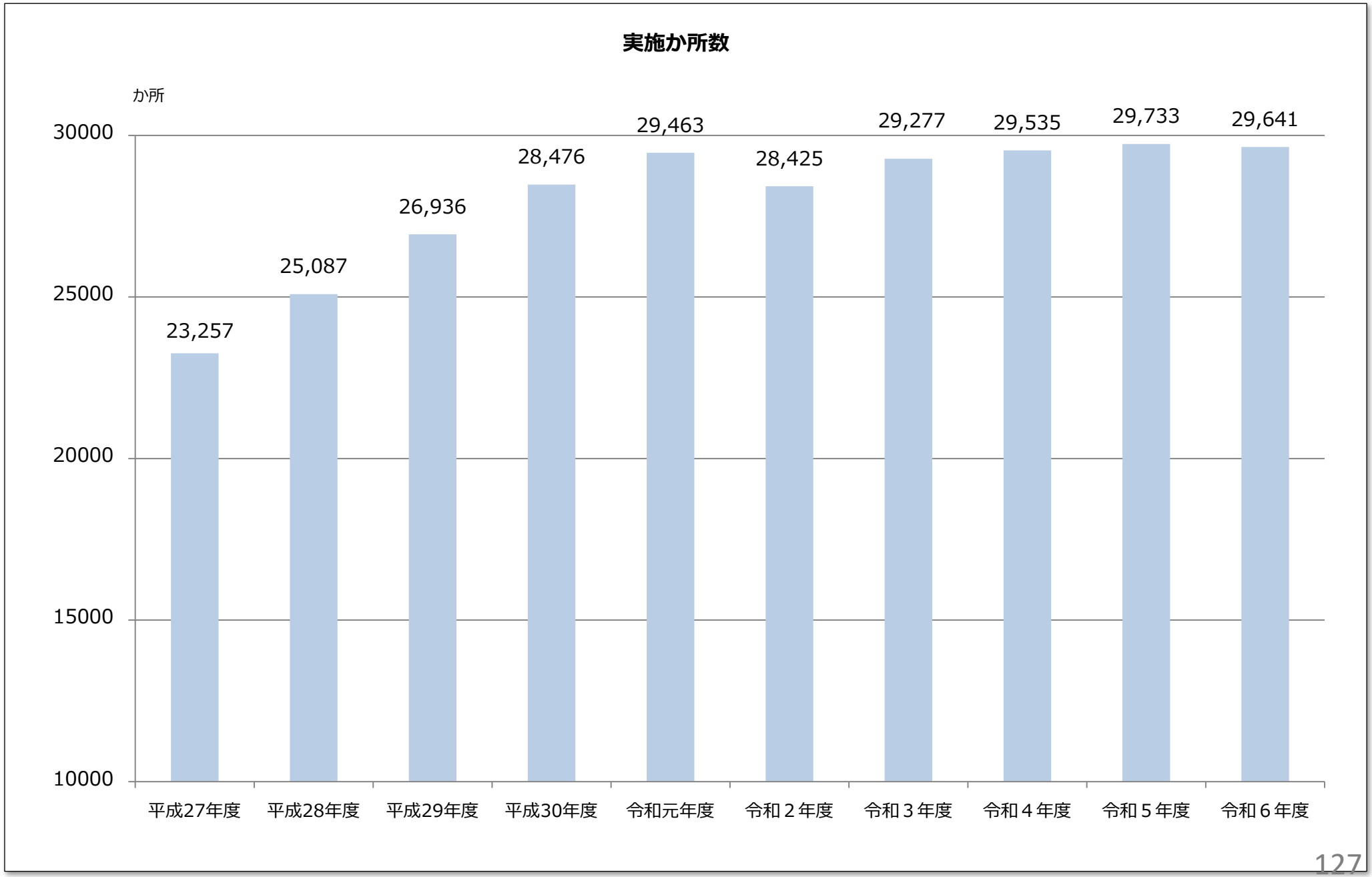
令和４年度：　915,022人（公立195,215人、私立719,807人）

令和５年度：　948,778人（公立198,712人、私立750,066人）

※　公立施設については、平成17年度に一般財源化

※　こども家庭庁保育政策課調べ

延長保育事業の実施状況の推移



一時預かり事業 拡充 見直し

＜子ども・子育て支援交付金＞令和８年度予算　2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

（１）一般型：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
（２）余裕活用型（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
（３）幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
（４）幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする０～２歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
（５）居宅訪問型（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）
【補 助 率】 国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）
【令和８年度補助基準額】（一般型基本分）：１か所あたり年額 1,539千円（※）～55,262千円

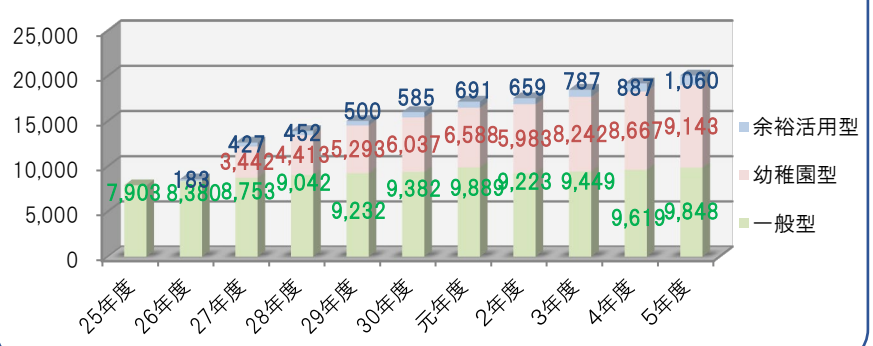
（※）補助基準額をベースアップするとともに、令和７年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、延べ利用児童数のうち管内乳幼児人口超過分にかかる国庫負担を見直し、当該分の補助基準額の調整を実施

令和７年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】
６．また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。
・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

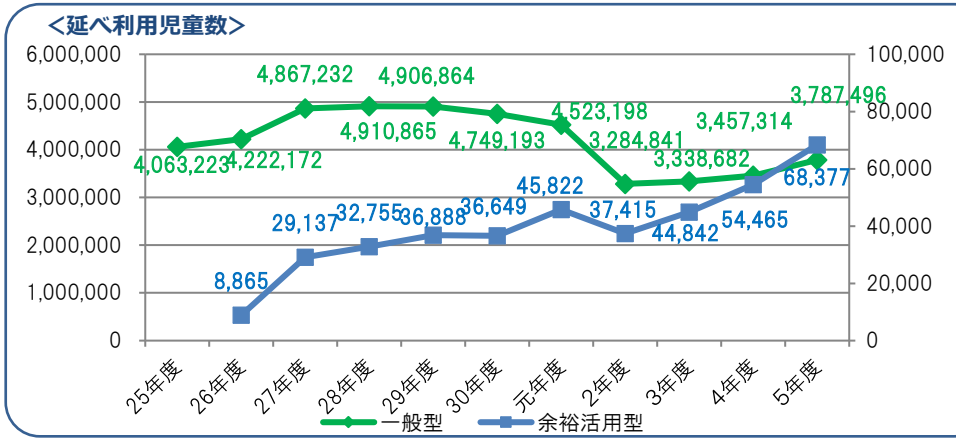
【実績】

◇　【R8拡充事項】幼稚園型Ⅰ・Ⅱについても、単価の引上げを実施

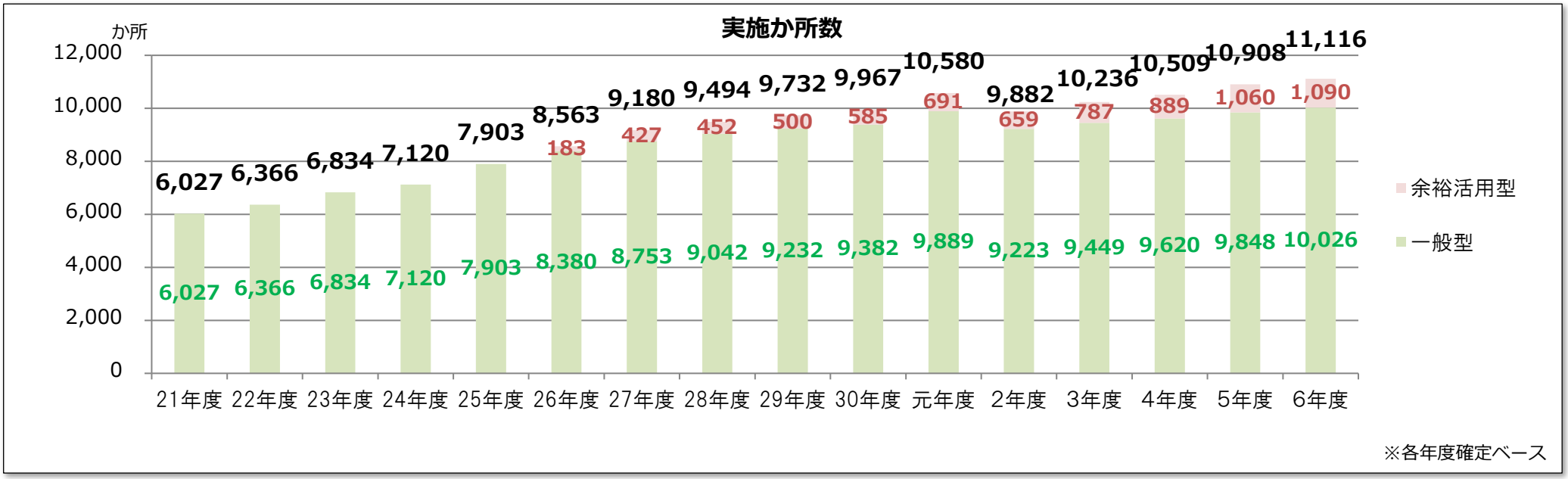
＜実施か所数＞

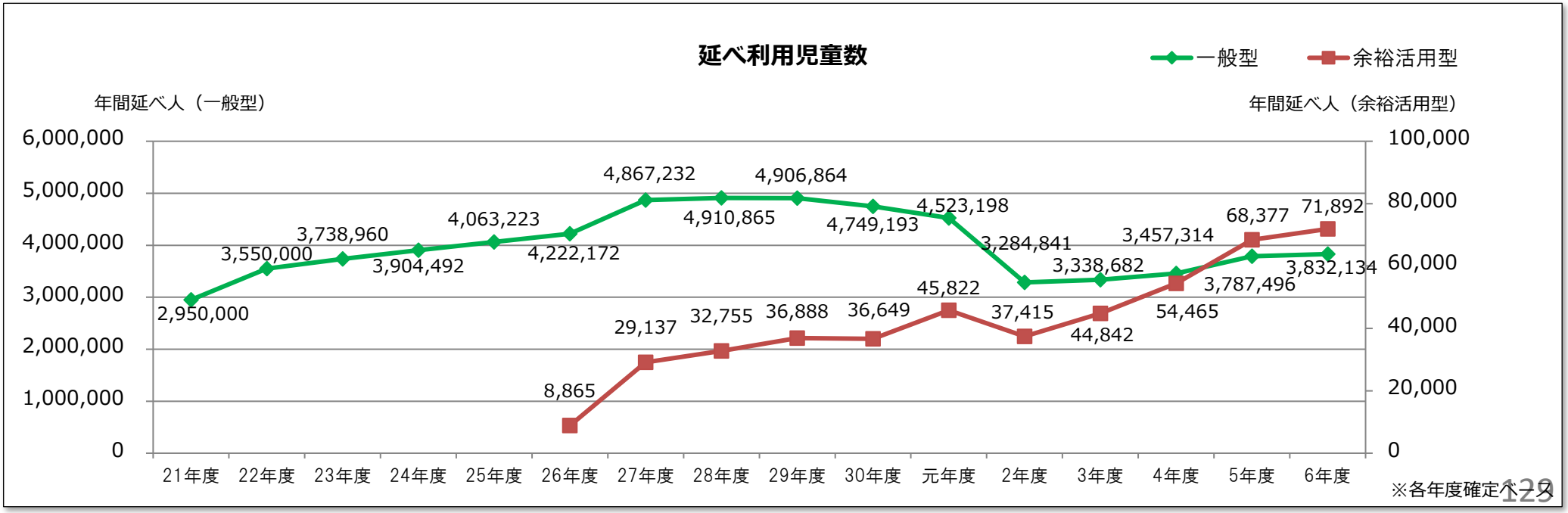


＜延べ利用児童数＞



一時預かり事業の実施状況の推移





教育改革推進特別経費（幼稚園等：子育て支援推進経費）

令和８年度予算額　36億円
（前年度予算額　38億円）

文部科学省

事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充するため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

①預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の１／２以内を補助。



預かり保育推進事業単価表（令和８年度）

①通常の預かり保育	基礎単価	【Ａ】開園日の4/5以上の日数、１日４時間以上開設 加えて、18時以降（18時を含む）も開設　の場合	700,000円
		【Ｂ】開園日の4/5以上の日数、１日４時間以上開設　の場合	600,000円
		【Ｃ】開園日の4/5以上の日数、１日２時間以上から４時間未満開設 （教育時間と合わせて８時間以上）の場合	400,000円
		【Ｄ】開園日の4/5以上の日数、１日２時間以上から４時間未満開設 （教育時間と合わせて８時間未満）の場合	200,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等	

	－	預かり保育時間 ５時間～６時間/日	預かり保育時間 ６時間～７時間/日	預かり保育時間 ７時間以上/日
－		150,000円	400,000円	700,000円
預かり保育担当者数 ２人/日	250,000円	600,000円	1,050,000円	1,550,000円
預かり保育担当者数 ３人以上/日	500,000円	970,000円	1,600,000円	2,250,000円

②長期休業日等預かり保育	基礎単価	（１）長期休業日の１０日以上の日数、１日２時間以上開設	80,000円
		（２）休業日の１９日以上の日数、１日２時間以上開設	150,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等	

	（１）長期休業日	（２）休業日
預かり保育担当者数 ２人/日	140,000円	200,000円
預かり保育担当者数 ３人以上/日	260,000円	370,000円

②幼稚園の子育て支援活動の推進

親子登園や未就園児の受入れ、教育相談など、施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の１／２以内を補助。

夜間保育の概要

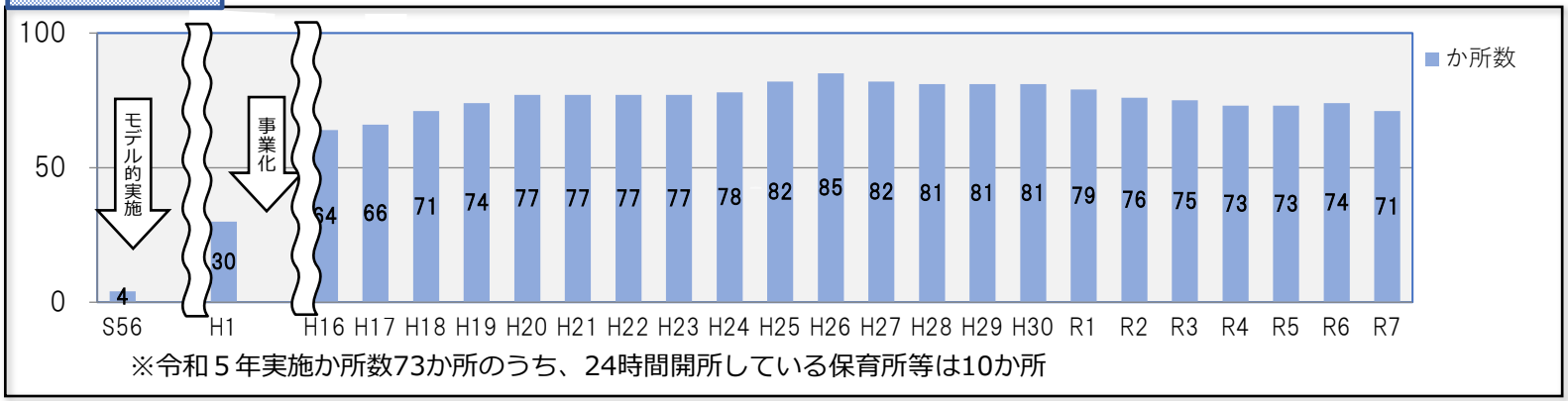
事業の目的・内容

保護者の就労形態の多様化に鑑み、保育を必要とする子どもを対象に、午前11時頃から午後10時頃までの概ね11時間開所する保育所等に対し、「子どものための教育・保育給付交付金」（「夜間保育加算」を含む）として給付する。
※上記の前後の時間については、延長保育事業にて対応。

実施主体及び実施要件

実施主体	「夜間保育所の設置認可等について（平成12年３月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設、又は加算要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する認定こども園（保育所型認定こども園を除く）、事業所。
定員	20人以上
職員	・保育士等については、児童福祉施設設備運営基準等に定めるところにより所定の数を配置すること。 ・施設長は、保育士（認定こども園（保育所型認定こども園を除く）にあっては、幼稚園教諭又は保育士）の資格を有し、直接こどもの保育に従事することができるものを配置するよう努めること。
設備等	・仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。 ・夜間保育所単独設置可。 ・昼間保育所等に併設する場合には、管理部門等について運営に支障が生じない範囲内で共用も可能。

実施か所数



※令和５年実施か所数73か所のうち、24時間開所している保育所等は10か所

予算額等

H26

・保育所運営費
(約4,581億円)

・夜間保育推進事業
(約2億円)

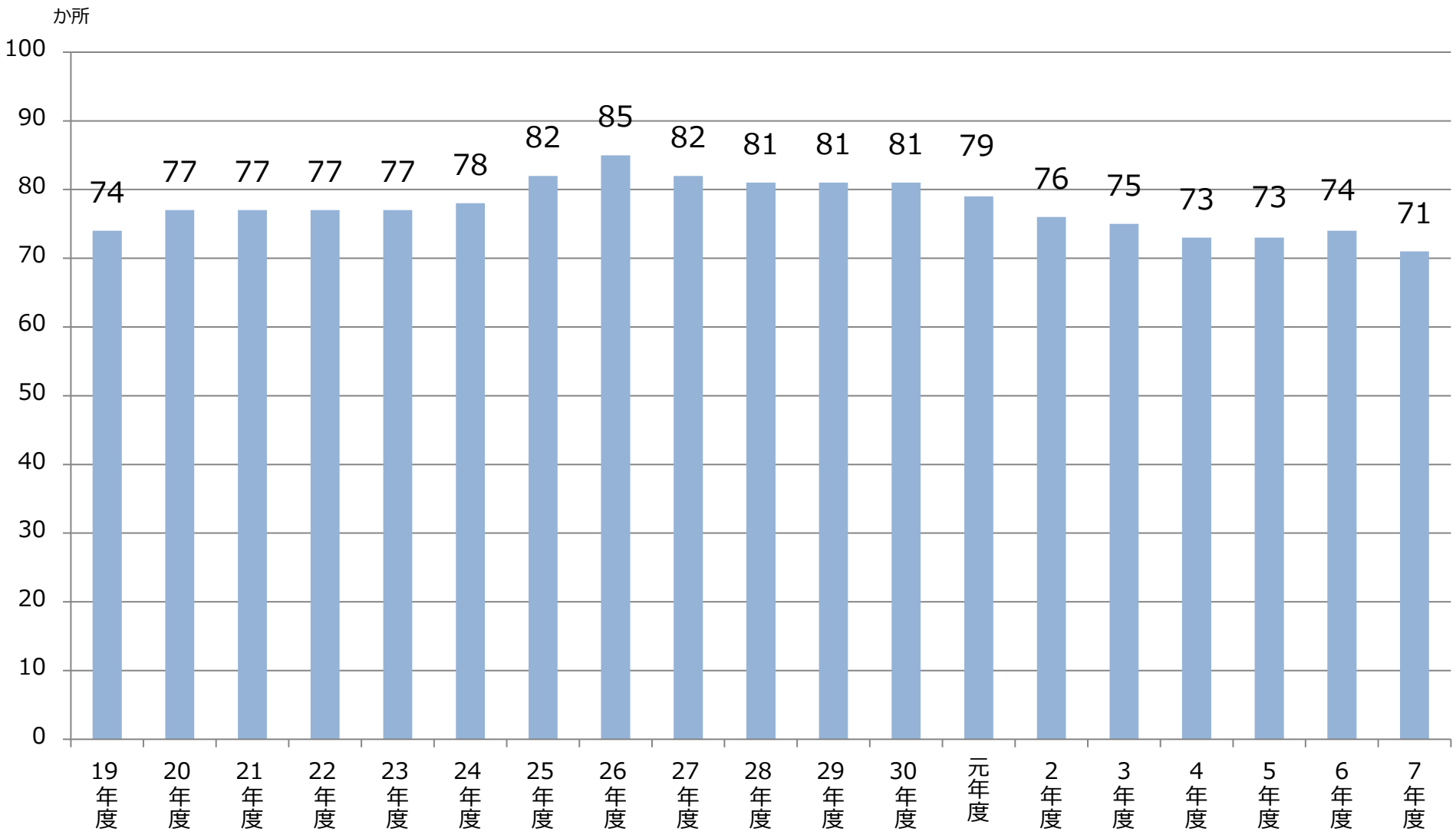
H27

子どものための
教育・保育給付費
負担金
（約5,959億円の内数）

R８予算

子どものための
教育・保育給付
交付金
（約18,758億円の内数）

夜間保育所の設置状況の推移



※各年度４月１日時点

認可外保育施設とは

保育を行うことを目的とした施設であつて認可を受けていない施設をいう。

○　児童福祉法第59条の２第１項の規定に基づき、事業開始から１カ月以内に都道府県知事に届出を行わなければならない。
※　事業所内保育施設やいわゆるベビーシッターなど、少人数・家庭で１対１で預かるものや、幼児教育類似施設を含む。
※　ただし、親族間の預かりや親しい知人や友人による預かり等は届出対象外。（省令で除外）
※　少なくとも１日４時間以上、週５日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

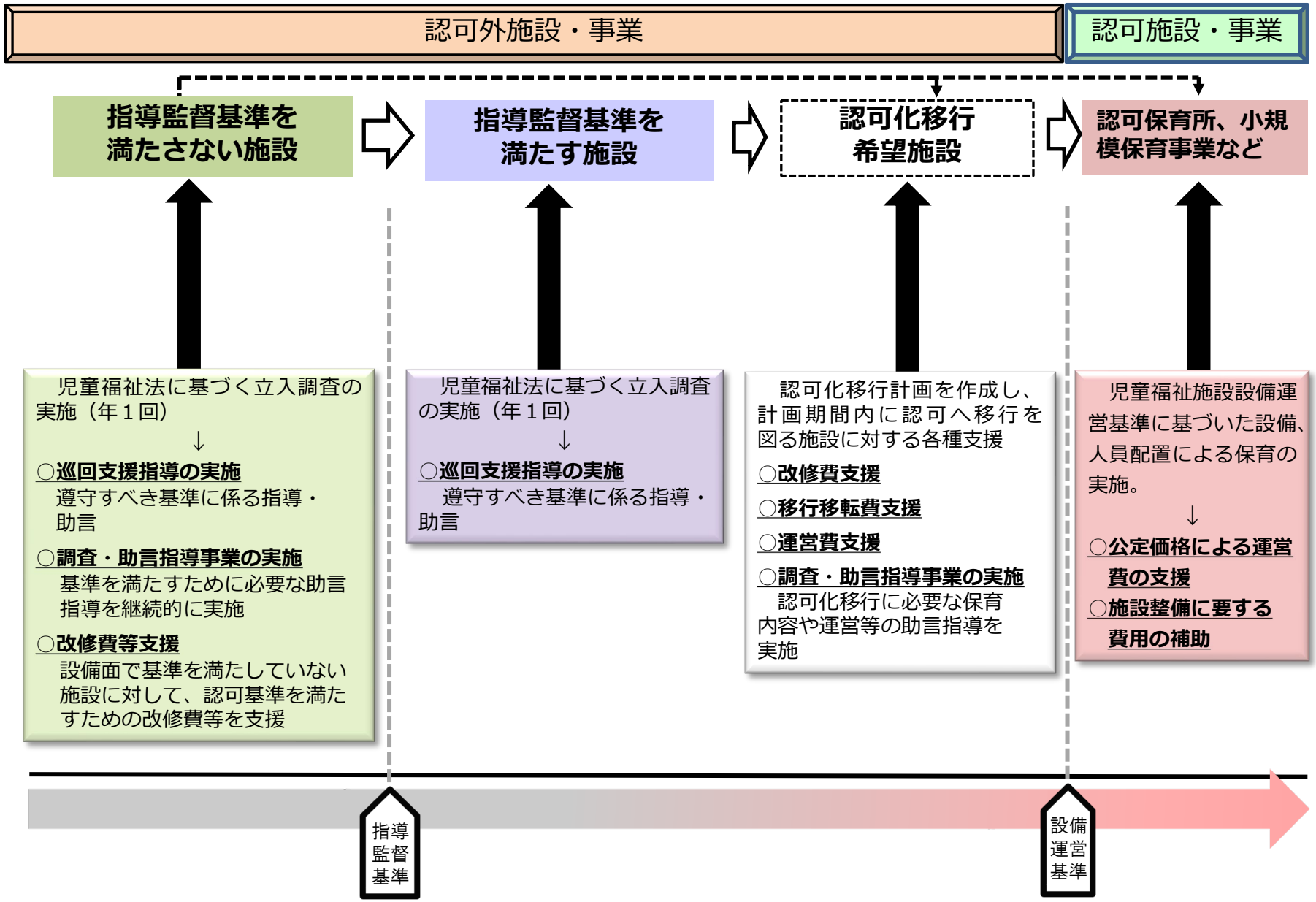
○　届出された施設については、都道府県等が原則年１回以上立ち入ることとしており、児童福祉の観点から、以下を主な内容とする指導監督基準を示している。（国の通知）

認可保育所と認可外保育施設の設置基準比較

項目	認可保育所（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準） ＜定員20人以上＞	認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準） ＜定員６人以上＞
職員	○配置基準　（児童）：（保育士） ０歳児　3：1 １歳児　6：1（※１） ２歳児　6：1（※２） ３歳児　１５：１（※３） ４・５歳児　２５：１（※３） （※１）１歳児については、職員配置を５：１とした場合の加算措置あり （※２）歳児及び４歳以上児については、経過措置（３歳児：２０：１、４歳以上児：３０：１）あり （※３）加算措置とともに、経過措置として　当分の間は従前の基準による運営を妨げない。 ○職員：配置基準上認められるのは保育士のみ 嘱託医及び調理員（※４）	○配置基準　（児童）：（保育者） ０歳児　3：1 １、２歳児　6：1 ３歳児　２０：１ ４歳以上児　３０：１ ○職員：配置基準上求められる保育者の３分の１以上が保育士又は看護師（准看護師を含む。）資格が必要
設備	○２歳未満 ・乳児室の面積　1.65㎡以上／人 ・ほふく室の面積　3.3㎡以上／人 ・医務室、調理室、便所 ○２歳児以上 ・保育室又は遊戯室　1.98㎡以上／人 ・屋外遊戯場（※５）　3.3㎡以上／人 ・調理室、便所	○全年齢共通 ・保育室　1.65㎡以上／人 ・調理室、便所

（※４）認可保育所で調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。認可外保育施設については、基準上嘱託医及び調理員の配置は求めていない。
（※５）付近の広場や公園でも代用可。認可外保育施設については、基準上屋外遊戯場の設置は求めていない。

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）



認可外保育施設の現状①

１．施設数・事業所数

（出典：令和５年度認可外保育施設の現況とりまとめ）

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,006か所	8,333か所	6,949か所 （事業者：498 個人：6,451）	3,683か所	19,971か所

※　ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

２．立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,006か所	8,333か所	6,949か所	3,683か所	19,971か所
立入実施施設②	762か所	7,046か所	2,359か所 （事業者：237 個人：2,122）	2,663か所	12,830か所
実施率(②/①)	75.7%	84.6%	33.9%	72.3%	64.2%

※　認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年１回以上立入調査を行うことを原則としている。（ベビーシッターについては、令和２年４月１日より年１回以上集団指導を行うことを求めている。）

３．指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	762か所	7,046か所	2,359か所	2,663か所	12,830か所
基準適合施設④	432か所	5,877か所	1,339か所	1,887か所	9,535か所
基準適合率(④/③)	56.7%	83.4%	56.8%	70.9%	74.3%

認可外保育施設の現状②

４．入所児童数

		合　計	0～2歳	3歳以上	年齢不詳
ベビーホテル		10,570人	5,112人 (48.4%)	5,377人 (50.9%)	81人 (0.8%)
事業所内保育施設		118,824人	87,556人 (73.7%)	31,205人 (26.3%)	63人 (0.1%)
	うち院内保育施設	35,667人	26,241人 (69.6%)	10,590人 (29.7%)	26人 (0.1%)
ベビーシッター		7,061人	3,468人 (49.1%)	3,234人 (45.8%)	359人 (5.1%)
その他の認可外保育施設		82,297人	32,201人 (39.1%)	49,916人 (60.7%)	180人 (0.2%)
計		218,752人	128,337人 (58.7%)	89,732人 (41.0%)	683人 (0.3%)

※　（　）内は年齢別の割合。
※　割合は、端数処理の関係で100%にならない場合がある。

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）について

ベビーシッターとは

児童福祉法では、認可外保育施設の一種。居宅を訪問する形態で保育を行う“居宅訪問型”であり、認可の「居宅訪問型保育事業」に対し、認可を受けていないものを 認可外の**「居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）」** という。

（１）実施形態

- 個人のベビーシッター
- 複数のベビーシッターを雇用して実施する事業者

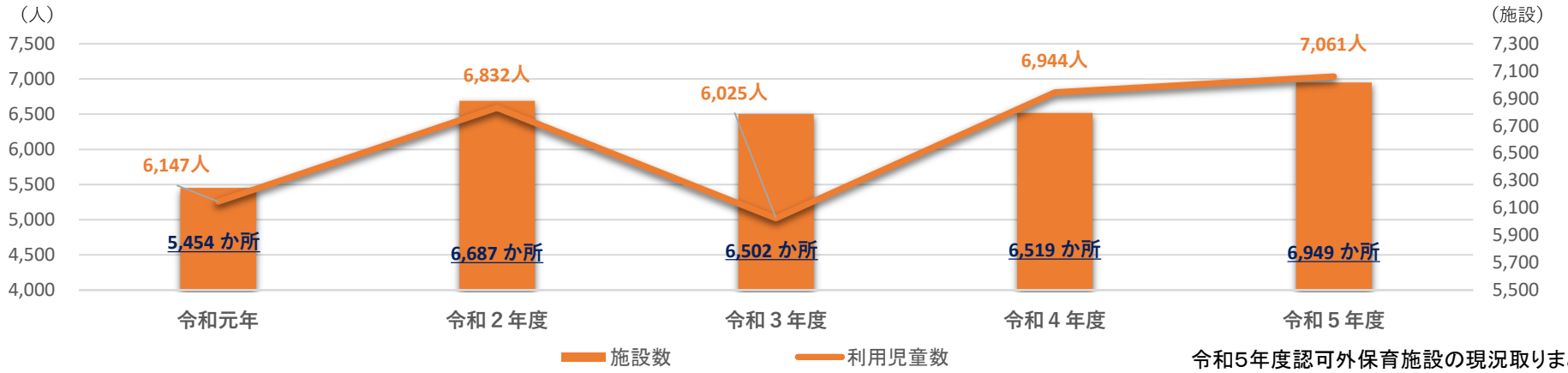
※その他・・・こどもの預かりサービスのマッチングサイト事業者
保護者と登録ベビーシッターをサイト上で仲介する場を提供する事業者。仲介する場を提供することにとどまらず、ベビーシッターと雇用・委託契約を結んで仲介する場合もある。

（２）資格

- 認可外保育施設指導監督基準において、保育士・看護師又は都道府県知事等が行う一定の研修を修了した者であることを要件として求めている

※従事者における資格等の割合・・・保育士・看護師の有資格者51.1%（保育士45.4%、看護師5.7%）、研修修了者37.2%、研修未受講者11.7%
【令和６年度実態調査報告書（公益社団法人全国保育サービス協会）】

（３）現状 【施設数及び利用児童数】



令和5年度認可外保育施設の現況取りまとめ

※都道府県別にみると、東京都の施設数が最も多く、次いで神奈川県が多い。主に都市部に施設が集中する傾向が見られる一方、地方においては施設数が相対的に少なく、地域的な偏在がみられる。

ベビーシッターの地域別の利用実態や保護者のニーズを把握・分析することにより、安全で質の高いベビーシッターの利用促進に向けたニーズ把握等を行うため、実態把握調査を実施。（令和７年度補正予算）

こどもまんなか こども家庭庁

企業主導型保育事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金） 拡充

成育局 保育政策課

令和８年度予算　2,411億円（ 2,330億円）
※全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

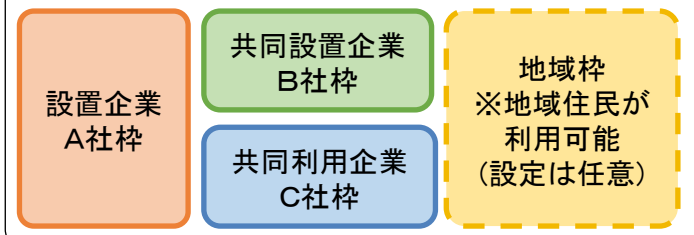
事業の概要

- 企業等が、平成28年４月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和３年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保。（令和4年度以降は新規募集及び増員なし）

【事業の特色･メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能、地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

＜施設定員の設定例＞



【令和８年度における主な拡充事項】
◇ 認可保育所等における改正を踏まえた改善
人事院勧告を踏まえた処遇改善、職員の配置の充実（１歳児）、保育補助者雇上強化加算・預かりサービス加算等の改正
◇ 近年の社会的ニーズ・足元の物価高の影響を踏まえた対応
保育体制強化加算の創設、運営継続支援臨時措置の実施

実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

【令和６年度助成決定（令和７年３月31日時点）】
4,361施設 103,763人分

【予算額の推移】　〔単位：億円〕

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
予算額	797	1,309	1,697	2,016	2,269
年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
予算額	1,929	1,838	2,044	2,307	2,330

令和８年度認可外保育施設関連施策のポイント

○　近年の社会的ニーズや足元の物価高等の影響に対応するとともに、認可外保育施設における保育の質の向上や企業の活力を活かした子育て支援の推進を図ることにより、「仕事と子育ての両立」を強力に支援する。

認可外保育施設への支援の充実

○無償化給付上限額の見直し【拡充】

物価・賃金動向等を踏まえ、認可外保育施設等に通うこどもの保育料について、保護者の負担を軽減するための給付の上限額を１割程度引き上げ、こどもの育ちを支援。　※令和８年10月より実施予定

【引き上げ後の給付単価（月額）】

０～２歳：42,000円→45,700円　※住民税非課税世帯に限る

３～５歳：37,000円→40,300円

○安全で質の高いベビーシッターの利用促進

・安全で質の高いベビーシッター利用促進事業【新】

安全性に関する基準に適合するベビーシッターの情報提供等を行うプラットフォームの構築等により、保護者が安全で質の高いベビーシッターを選択できるよう支援する。

・ベビーシッターの利用促進に向けた地域ニーズ分析のための調査研究事業【新】

地域別の利用実態や保護者のニーズを把握・分析することにより、安全で質の高いベビーシッターの利用促進に向けたニーズ把握等を行う。

・ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業【継続】

ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の要件を満たすための研修機会や更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

・保育環境改善等事業（見守り用のカメラ等）【新】

こども性暴力防止法の対象となる居宅訪問型保育（認可・認可外）を行う事業者について、本事業の性被害防止のための設備支援の対象に追加する。

・税制改正要望

ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置について、令和８年度税制改正要望の要望項目として提出。与党税制改正大綱において二重△（長期検討事項）となった。

○地域で重要な役割を果たす認可外保育施設への改修補助・モデル的支援【新】

地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている認可外保育施設について、指導監督基準の全部に適合しない場合についても、一定の安全性や保育の質が確保されると認められる場合に補助の対象として、更なる質の向上を図る取り組みをモデル的に実施する。

企業の活力を活かした子育て支援の推進

○企業主導型保育事業【拡充】

認可保育所等に関する改正、近年の社会的ニーズや足元の物価高の影響等を踏まえた企業主導型保育事業の予算増。

（令和７年度予算額2,330億円→令和８年度予算案2,411億円）

【主な拡充事項】

・認可保育所等に関する改正を踏まえ、１歳児の職員配置を充実した際の加算措置の創設、保育補助者雇上強化加算、預かりサービス加算及び医療的ケア児保育支援加算の充実を図る。

・また、近年の社会的ニーズ等を踏まえ、保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援に係る措置や、足元の物価高の影響に対応する臨時措置を追加で実施する。

○企業主導型保育における財産処分等のルール見直し

利用需要に応じた弾力的な運営を可能とするための施設定員の増減や、こども誰でも通園制度等への一部転用に加え、経過年数10年を超える施設への対応として放課後児童健全育成事業などの児童福祉法に規定する他事業への転用等を一定の要件のもとで認めることとする。

※転用については令和８年度より実施、施設定員の増減については、減員は令和９年１月以降、増員については令和９年度中の開始を想定

○企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【拡充】

足元の物価高の影響等を踏まえた割引券の金額引上げ（2200円→2300円）を実施。

○企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業【新】

企業・NPOその他民間団体の力を借りながら、小学生の多様な居場所を地域のニーズに応じ整備するモデル事業を実施。

※企業主導型保育事業者（小学校から離れた立地）が、週末や夏休み等の長期休業期間中に小学生を預かることや、事業者が空きスペース等を活用し、預かり事業を実施すること、習い事、スポーツクラブ等の民間事業者や、「こどもの居場所」を開くNPO等による取組を見込む。

２－４．家族支援

2.(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進①

現状・課題等

○核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊娠・子育て家庭も少なくない。妊娠届出時より妊婦や特に０歳から２歳児の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援を進めることが求められている

○これまでも、利用者支援事業や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等、様々な事業により、各自治体における妊産婦・子育て家庭に対する支援を推進

○こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、令和７年度からは、全ての子育て家庭に支援を届けられるよう「こども誰でも通園制度」が制度化

○また、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和５年12月22日閣議決定）に基づき、小学校就学前のこどもから若者までを対象とした、地域における多様な居場所づくりを推進

○児童虐待相談対応件数は令和４年度21.5万件と過去最多。こども家庭センター（R6）を中核に、関係機関・地域資源と一体となった早期支援体制の構築を進めている

○こうした中で、各自治体において、地域の実情に応じた支援体制の整備が進められているが、実施事業や地域資源など、取組に差が生じている状況がある
　一方、児童虐待が大きな課題となり、また、地域子育て相談機関やこども誰でも通園制度が創設されるなど、保育所等における家族支援や地域のこども・子育て支援への期待は高まっており、地域の中で機能を発揮していくことが求められる

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等において、利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組等を進める

✓対応のポイント
- ☐ 利用児童の家族を支援
- ☐ 地域のこども・子育て家庭を支援
- ☐ 関係施策・関係機関との緊密な連携

【家族への養育支援や相談支援の推進】

○利用児童の家族への養育支援や相談支援を推進する

【地域のこどもや子育て家庭への支援の推進】

○保育所等における地域子育て相談機関（妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関：R6～）やこども誰でも通園制度の実施を促進するとともに、地域の実情に応じて、妊娠期やこども・子育てを支える様々な事業・取組を実施していくことを推進する

【要支援児童への対応強化】

○保育所等における要支援児童の受入れや支援の体制強化を図るとともに、利用児童の家庭での養育の課題に気づいた場合の対応など、こども家庭センター等と緊密に連携しながら対応していく体制づくりを進める
　※こども誰でも通園制度においても、関係機関と連携した要支援児童への対応を進める

【こどもの居場所づくりの推進】

○こどもの居場所に関する様々なニーズを踏まえ、こどもや子育て世帯の視点に立った居場所づくりを推進

○すべてのこども・子育て家庭に必要な支援が届けられる社会の実現
○すべてのこどもが多様な居場所を持てる社会の実現
【利用者支援事業（基本型）のうち、保育所等における実施か所数の増加】
※令和６年度実績 182か所（前年比 93.6%増）

2.(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進②（「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進）

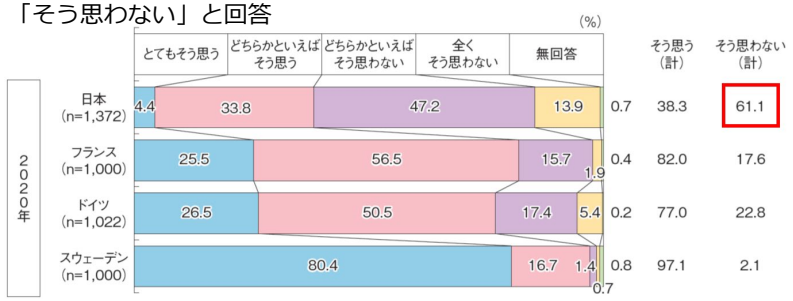
現状・課題等

○０～２歳児の約６割は就園しておらず様々な人や環境に触れる機会が家庭状況に左右されているほか、児童虐待で亡くなるこどもの約半数は０～２歳児であるなど、全てのこどもの育ちをひとしく切れ目なく保障することが十分にできていない

○また、保護者から「子育てをしている親と知り合いたかった」「子育てをつらいと感じることがあった」といった声があるなど、孤立した育児の実態がある

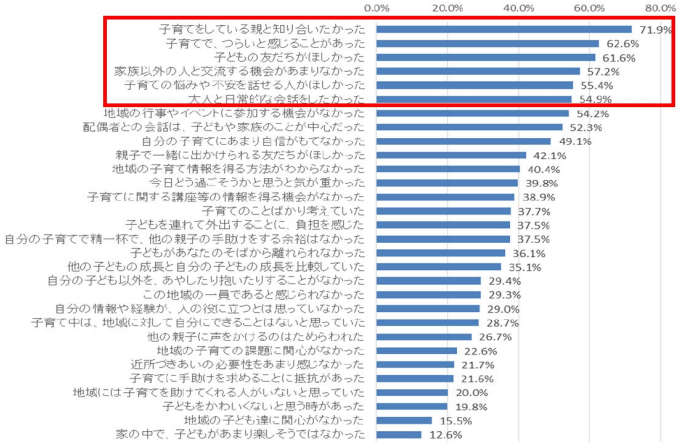
○そのため、「はじめの100か月」の育ちを保障するためのビジョン、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和５年12月22日閣議決定）を示し、社会全体でこどもや子育て世帯を支える気運醸成を行うとともに、関連施策の強力な推進が必要

○ 「自国はこどもを生み育てやすいと思うか」との問いに対し、日本では約６割が「そう思わない」と回答



内閣府「令和２年度少子化社会に関する国際意識調査」（令和３年３月）

○ 地域子育て支援拠点の利用者に聞いた、拠点を利用する前の子育ての状況



内閣官房「全世代型社会保障構築会議（第７回）」資料（令和４年９月28日）

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策を継続的に推進し、多様な分野で「はじめの100か月」の育ちを支える関係人口を増やし、全国的なネットワークの形成を図るとともに、その取組を促進

✓対応のポイント

- □ 「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進
- □ 全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援

【「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の推進】

○全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支えるため、ビジョンの趣旨を反映した関連施策を総合的に推進する

【「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・人材養成・調査研究】

○ビジョンを踏まえ、社会全体の幅広い層の行動変容を図るための広報戦略を策定するとともに、「はじめの100か月」の子育て家庭と様々な地域住民が関わる機会を創出する地域コーディネーターの養成、諸外国における「はじめの100か月」のこどもの育ちを支えるための政府方針・施策等に関する調査研究を実施する【R7補正】

○全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援する気運を醸成する【「はじめの100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合：70%（令和８年度）】
※令和６年度実績 17.8%

子ども・子育て支援法に関する事業の概要（令和８年度）

現物給付

市町村主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園　０～５歳

幼保連携型

※　幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型　保育所型　地方裁量型

幼稚園 ３～５歳　保育所 ０～５歳

※　私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

施設等利用費

- 施設型給付を受けない幼稚園
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等
 - ・認可外保育施設
 - ・一時預かり事業
 - ・病児保育事業
 - ・子育て援助活動支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）

就労要件を問わない通園の支援（０歳６か月～２歳）

乳児等支援給付費

保育所・認定こども園・幼稚園等への月10時間までの通園

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

①利用者支援事業（事業追加）
②延長保育事業
③実費徴収に係る補足給付を行う事業
④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑤放課後児童健全育成事業
⑥子育て短期支援事業
⑦乳児家庭全戸訪問事業
⑧・養育支援訪問事業
・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
・子育て世帯訪問支援事業
・児童育成支援拠点事業
・親子関係形成支援事業
⑨地域子育て支援拠点事業
⑩一時預かり事業
⑪病児保育事業
⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑬妊婦健診
⑭産後ケア事業

国主体

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

①企業主導型保育事業

②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

③中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

現金給付

児童手当等交付金

児童手当法に基づく児童手当等の給付

・３歳未満　第１、２子　15千円　第３子以降　30千円
・３歳～高校生年代　第１、２子　10千円　第３子以降　30千円

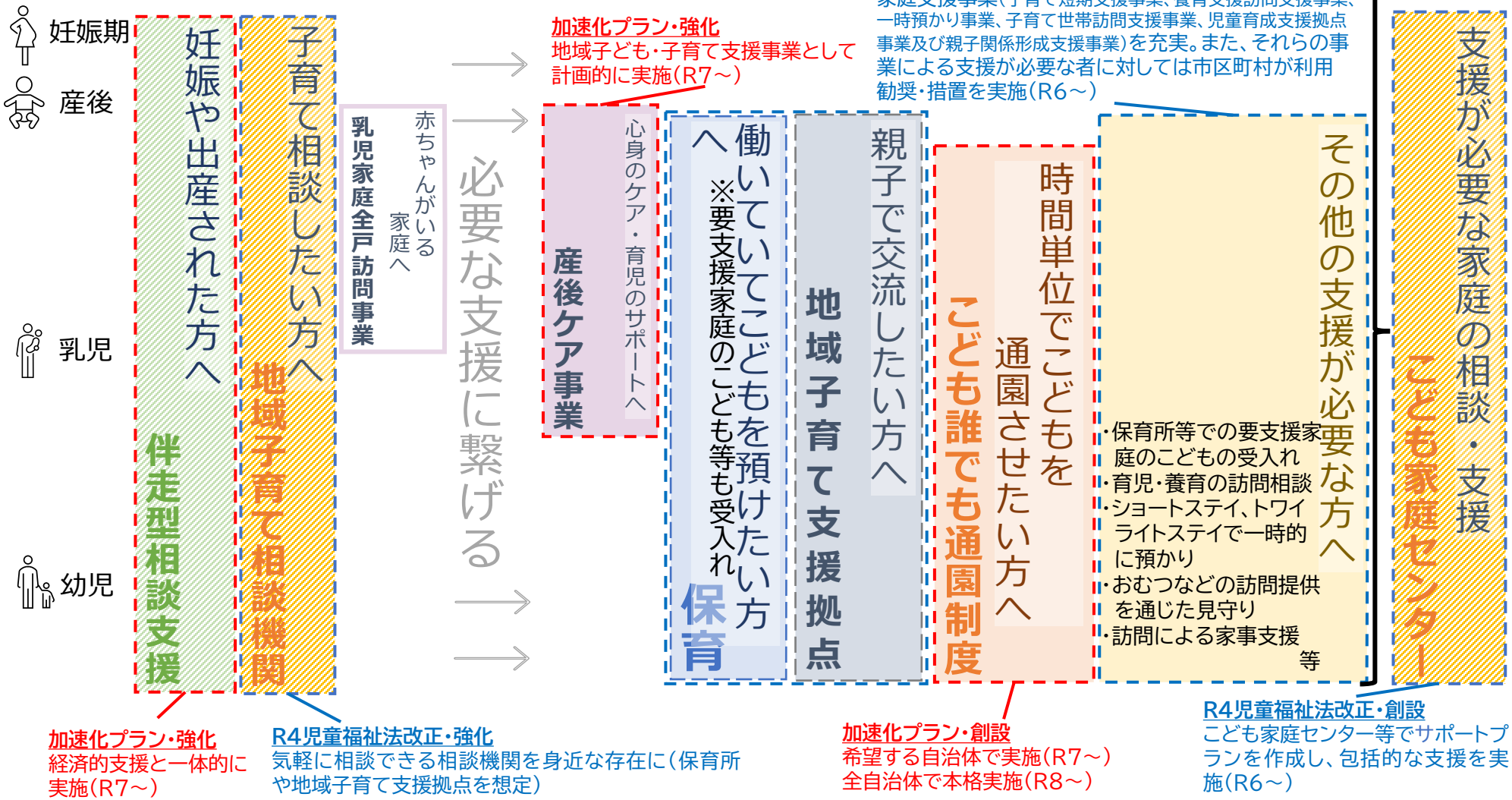
妊婦支援給付費

子ども・子育て支援法に基づく妊婦への給付

・妊婦への支給認定時　50千円
・こどもの人数届出時　50千円×こどもの人数

妊娠期から２歳児までの子ども・子育て支援の全体像

○R4児童福祉法改正や加速化プランにより、これまで比較的手薄だった妊娠期から2歳児までの支援を強化。
○これらを着実に実施していき、自治体と緊密に連携しながら取組を強力に推進。

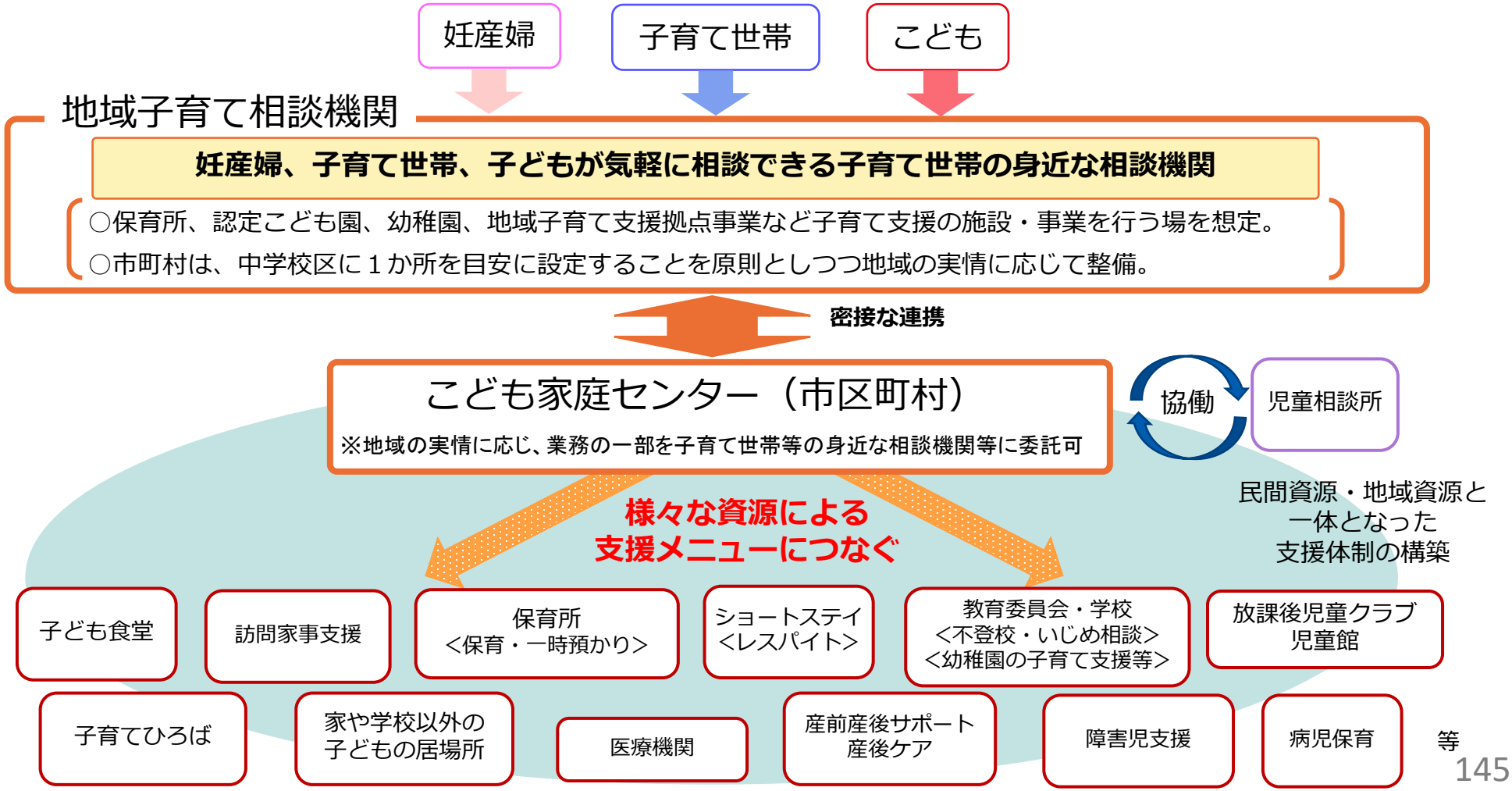


地域子育て相談機関

○　地域子育て相談機関は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離にあり、全ての妊産婦及びこどもとその家庭からの**相談に応じ**、**子育て世帯に対して情報発信**や能動的な状況確認等による**子育て世帯と継続してつながる工夫**、**関係機関との連携**を行う機関。

○　この整備により、**子育て世帯との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やすことを目的としている**。特に、子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することへの抵抗感もあり得ることから、**こども家庭センターを補完する**ことを想定。

○　市町村において、地理的条件、社会的条件、子育て関連施設の状況等を**総合的に勘案して定める区域ごとに整備**。



幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの１００か月の育ちビジョン） 概要

令和５年12月22日 閣議決定

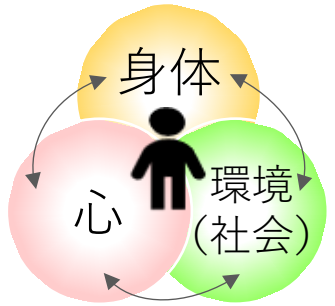
はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

- ✓**誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり**
 ※児童虐待による死亡事例の約半数が０～２歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- ✓**誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い**

⇒**社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要**

全てのこどもの生涯にわたる身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

目的

全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した５つのビジョン

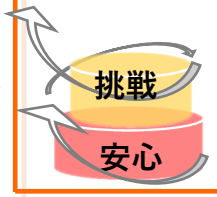
1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒**こども基本法にのっとり育ちの質を保障**

- ✓**乳幼児は生まれながらにして権利の主体**
- ✓**生命や生活を保障すること**
- ✓**乳幼児の思いや願いの尊重**

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒**乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠**



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒**育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出**

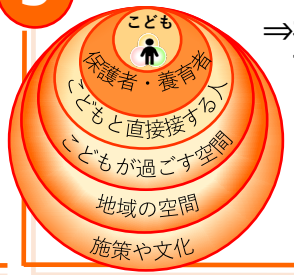
- ✓**誕生の準備期から支える**
- ✓**幼児期と学童期以降の接続**
- ✓**学童期から乳幼児と関わる機会**

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒**こどもに最も近い存在をきめ細かに支援**

- ✓**支援・応援を受けることを当たり前に**
- ✓**全ての保護者・養育者とつながること**
- ✓**性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち**

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す



⇒**社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要**

- ✓**「こどもまんなかチャート」の視点**
 （様々な立場の人がこどもの育ちを応援）
- ✓**こどもも含め環境や社会をつくる**
- ✓**地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要**

【「はじめの100か月」とは】
本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる５歳児～小１）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

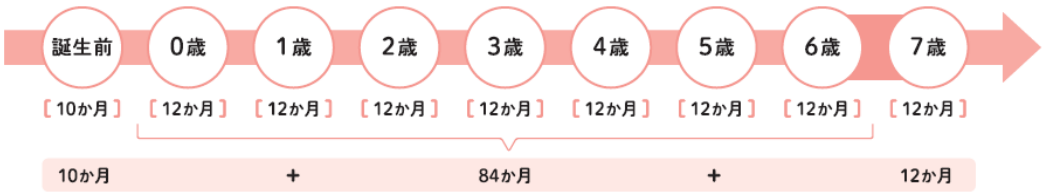
はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ **こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映**
- ✓ **全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進**

『はじめの100か月』という言葉を聞いたときに、何を思い浮かべますか?

妊娠期から小学校1年生までがだいたい100か月です。この時期に、こどもは、様々な人やモノ、環境とのはじめての出会いを繰り返し育っていきます。
『はじめの100か月』は、生涯の幸せを育てます。こども家庭庁では、全てのこどもの『はじめの100か月』を、みんなで大切にしていきたいと考え、『はじめの100か月の育ちビジョン』をまとめました。

『はじめの100か月』は、生涯にわたる
ウェルビーイングの向上に繋がっていく、
大切な時期です。



『はじめの100か月』の5つのビジョン　–大切にしたい考え方–

01 こどもの権利と尊厳を守る

全てのこどもに権利があります。
こども一人ひとりの思いや願いを大切にしていきます。



02 「安心と挑戦の循環」を通して こどものウェルビーイングを高める

こどもは、おとなとの「アタッチメント（愛着）」〈安心〉を土台として、「遊びと体験」〈挑戦〉を繰り返しながら成長していきます。



03 「こどもの誕生前」から切れ目なく 育ちを支える

こどもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」を生まないように、全ての関係者で連携して育ちを支えることが重要です。



04 保護者・養育者のウェルビーイングと 成長の支援・応援をする

こどもに最も近い存在の保護者・養育者がこどもとともに育つことができるように、様々な人や機会で支えていきます。



05 こどもの育ちを支える環境や 社会の厚みを増す

こどもや子育てに直接関わりがある人も、ない人も、全ての人がこどもの育ちにとって大切な役割を担っています。



こどもまんなか
こども家庭庁

みんなで大切に
『はじめの100か月』

「はじめの100か月の育ちビジョン」各種資料等一覧



▼パンフレット

▼紹介動画

▼リーフレット

▼ポスター

▼多言語ページ

▼こども・若者向け
ポスター



▼保護者向け
ハンドブック



▼関心層向け
ハンドブック



▼専門職向け
研修ガイドブック



▼専門職向け研修動画



▼取組事例集



▼市町村向け
手引書



▼地域コーディネーター
活動事例集



▼企業向け
ガイドブック



▼科学的知見に関する
調査研究パンフレット等



▼こども・若者向けPR動画



▼企業向けPR動画



▼保護者向け動画



▼関心層向け動画

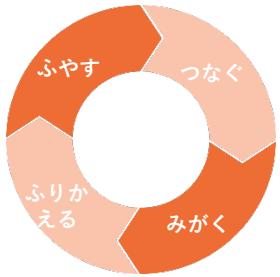


※詳細は　はじめの100か月の育ちビジョン　検索

こども家庭庁HP：https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi

こどもの居場所づくりに関する指針（概要） 令和5年12月22日 閣議決定

こどもまんなか こども家庭庁

概要	こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、**こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。**
背景	地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、**地域の中でこどもが育つことが困難**になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、**こどもを取り巻く環境の厳しさ**が増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、**居場所への多様なニーズ**が生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、**国としても一定の考え方を示すことが求められている**。
理念	全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、**「こどもまんなか」の居場所づくりを実現**する。
こどもの居場所・居場所づくりとは	• 居場所とは、**こども・若者本人が決めるもの**である。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。 • 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、**居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る**。 • こうした隔たりを乗り越えるため、**こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めることが必要。**
こどもの居場所づくり推進の視点	 こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理 ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する
役割責務等	こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め**全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要**である。

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業

成育局 成育環境課

＜こども政策推進事業費補助金＞令和８年度予算　７億円（９億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

・地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

・居場所に関する地域資源の把握

・居場所同士や関係機関等ネットワーク形成

・その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】 ⅰ）コーディネーター配置（１実施主体あたり）

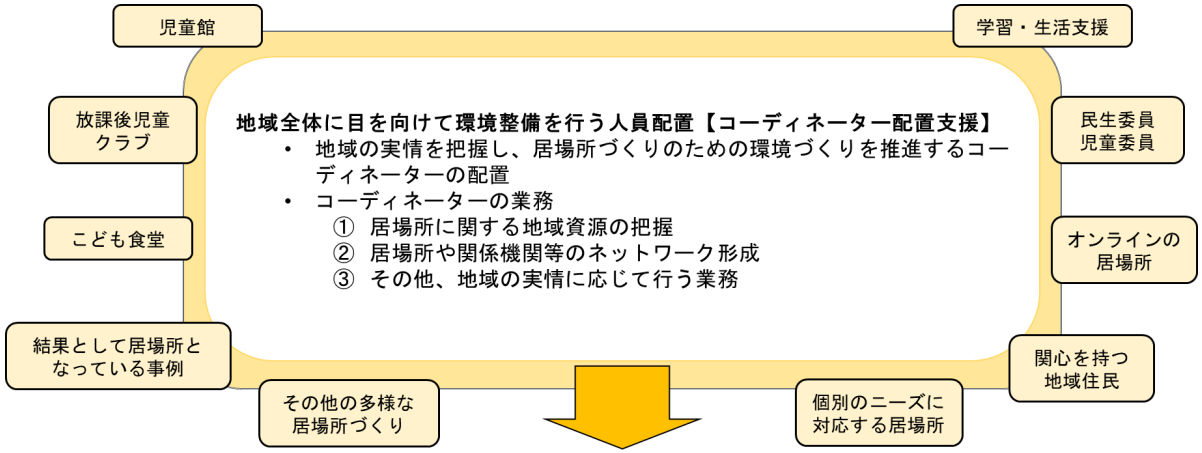
17,580千円（３名以上配置の場合）

11,846千円（２名配置の場合）

6,111千円（１名配置の場合）

ⅱ）居場所立ち上げ支援（１か所あたり）

50千円



こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの居場所づくり支援体制強化事業

成育局 成育環境課

<こども政策推進事業費補助金> 令和７年度補正予算　５億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- また、地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。
- （１）～（３）は「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、３年間（令和６年度～令和８年度）、（４）は３年間（令和７年度～令和９年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

<広報啓発の取組例>

・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
・居場所マップの作製・配布
・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施　　等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

<想定されるテーマ例>

・早朝のこどもの居場所づくり
・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
・ユースを中心とした居場所づくり　　等



(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。

<活動例> 小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート（学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等）

実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村　【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】１都道府県あたり　7,489千円　１指定都市あたり　5,842千円
１特別区・中核市あたり　3,683千円　１市町村あたり　2,080千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村　【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】１都道府県あたり　4,502千円　１指定都市あたり　4,090千円
１特別区・中核市あたり　3,849千円　１市町村あたり　2,107千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【補助率】国 10/10

【補助基準額】１団体あたり　5,000千円（上限）　※同一団体の同一事業は採択しない。

(4)児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

【実施主体】都道府県、市町村

【補助率】国 10/10

【補助基準額】１自治体あたり　5,000千円



児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

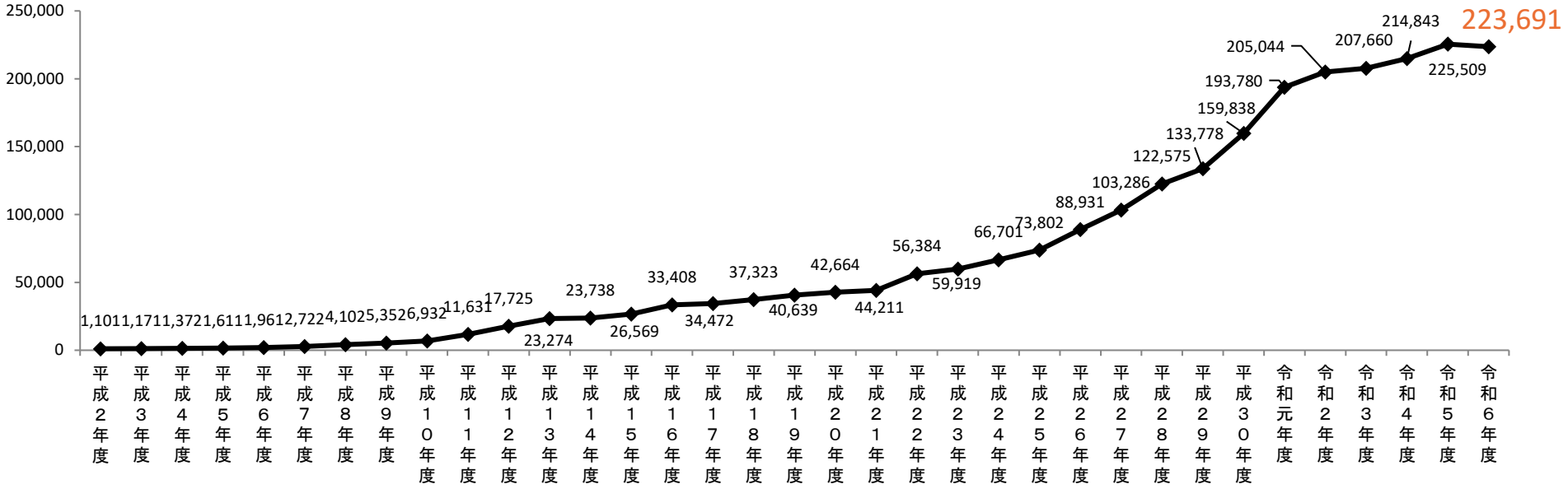
○全国236か所の児童相談所における令和6年度の児童虐待相談対応件数は 223,691件。

※　対前年度比▲0.8%（1,818件の減少）（令和5年度：対前年度比＋5.0%（ 10,666件の増加））

※　児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】

- 心理的虐待に係る対応件数が依然として最も多く、全体の６割近くを占めている。（令和５年度：134,948 件（59.8%） →令和６年度：133,024 件（59.5%））
- 相談経路は警察等からが最も多く、全体の半数以上を占めている。（令和５年度：116,649 件（51.7%）→令和６年度：115,644 件（51.7%））
- また、近隣・知人からの通告等による対応件数は減少（令和５年度：22,112 件→令和６年度：19,841 件（▲2,271件））している一方、学校からの通告等による対応件数は増加（令和５年度：16,583 件→令和６年度：17,924 件（＋ 1,341 件））している。



（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

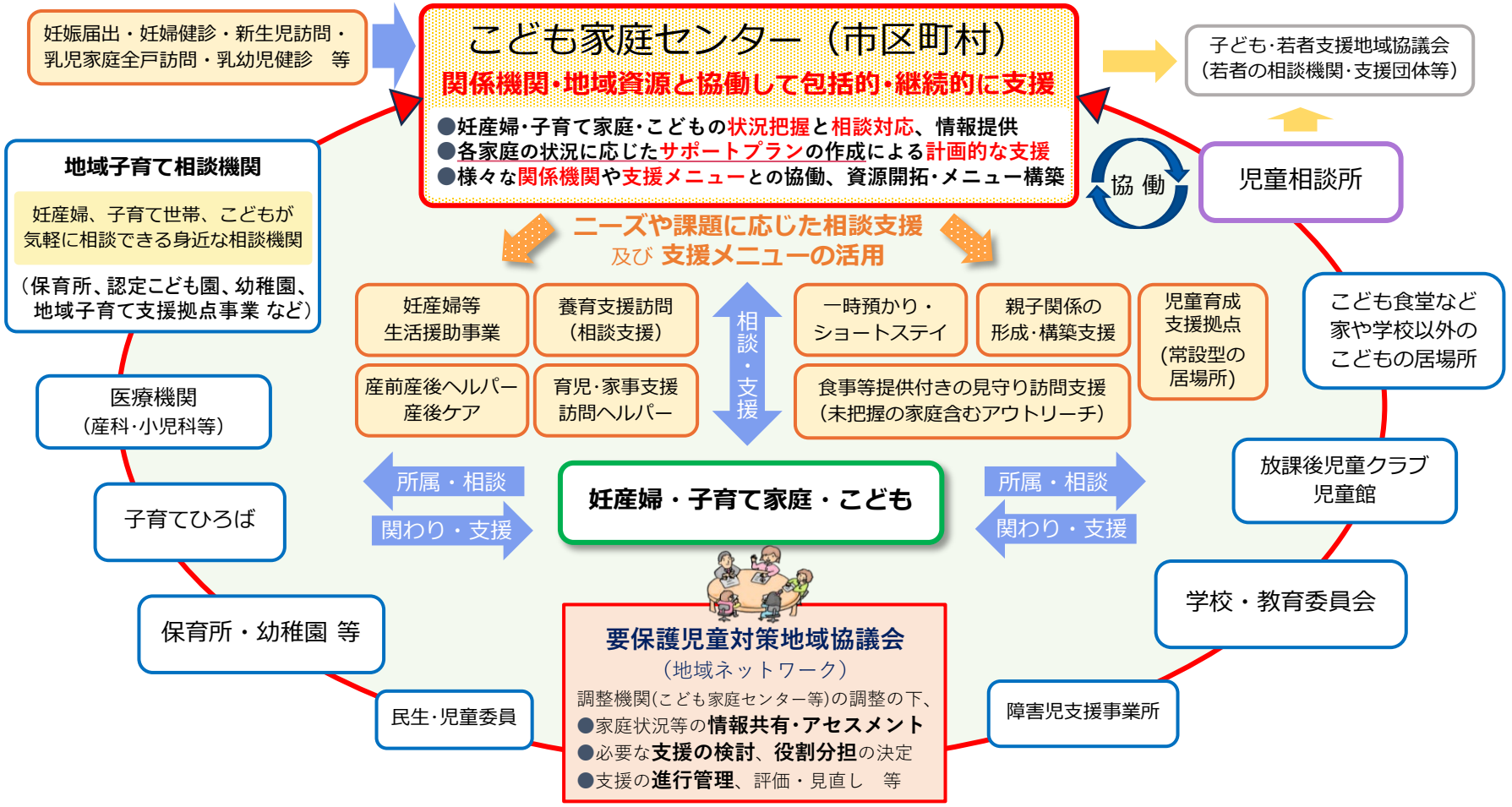
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691
+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%	−0.8%

【出典：福祉行政報告例（令和８年１月現在）を基にこども家庭庁において作成】

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭センターを中核とした包括的・継続的支援

令和４年改正児童福祉法により、市町村によるセンター設置が努力義務化（令和６年４月施行）
○ 市町村において、妊産婦や子育て家庭を**早い段階から支援して子育てを支える**（身近な市町村の強み）
○ 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、**地域全体で継続的に家庭を支える**体制を強化
○ 設置率85.9%(R8.4.1) ➡ 令和８年度までに全市区町村に整備するため開設や運営の経費を補助



こども家庭庁

保育所等における要支援児童等対応推進事業

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和８年度予算額　463億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育所等（保育所、認定こども園又は小規模保育事業所）において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

事業の概要

【事業概要】
（１）地域連携推進員の配置
保育所等に、要支援児童等への適切な支援を図るための「地域連携推進員」を配置する。
（２）地域連携推進員の業務
①保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
②市町村や関係機関と連携し、子どもの状況の把握・共有及び地域の専門機関や専門職等との関係性の構築、個別ケース検討会議に参加し、情報の提供及び共有
③他の保育所等への巡回支援などの実施
④運営の円滑化のため、地域の子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施



実施主体等

【実施主体】児童福祉法第25条の２に基づく、要保護児童対策地域協議会を設置し、構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）又は市町村等が認めた者
※市町村等が認めた者へ委託等を行うことも可
【補助基準額】１か所当たり　4,567千円
【補助割合】国：１／２、都道府県：１／４、市町村：１／４（都道府県が実施する場合は国：１／２、都道府県：１／２）

２－５．その他

施設型給付費等の支給を受けるこどもの認定区分

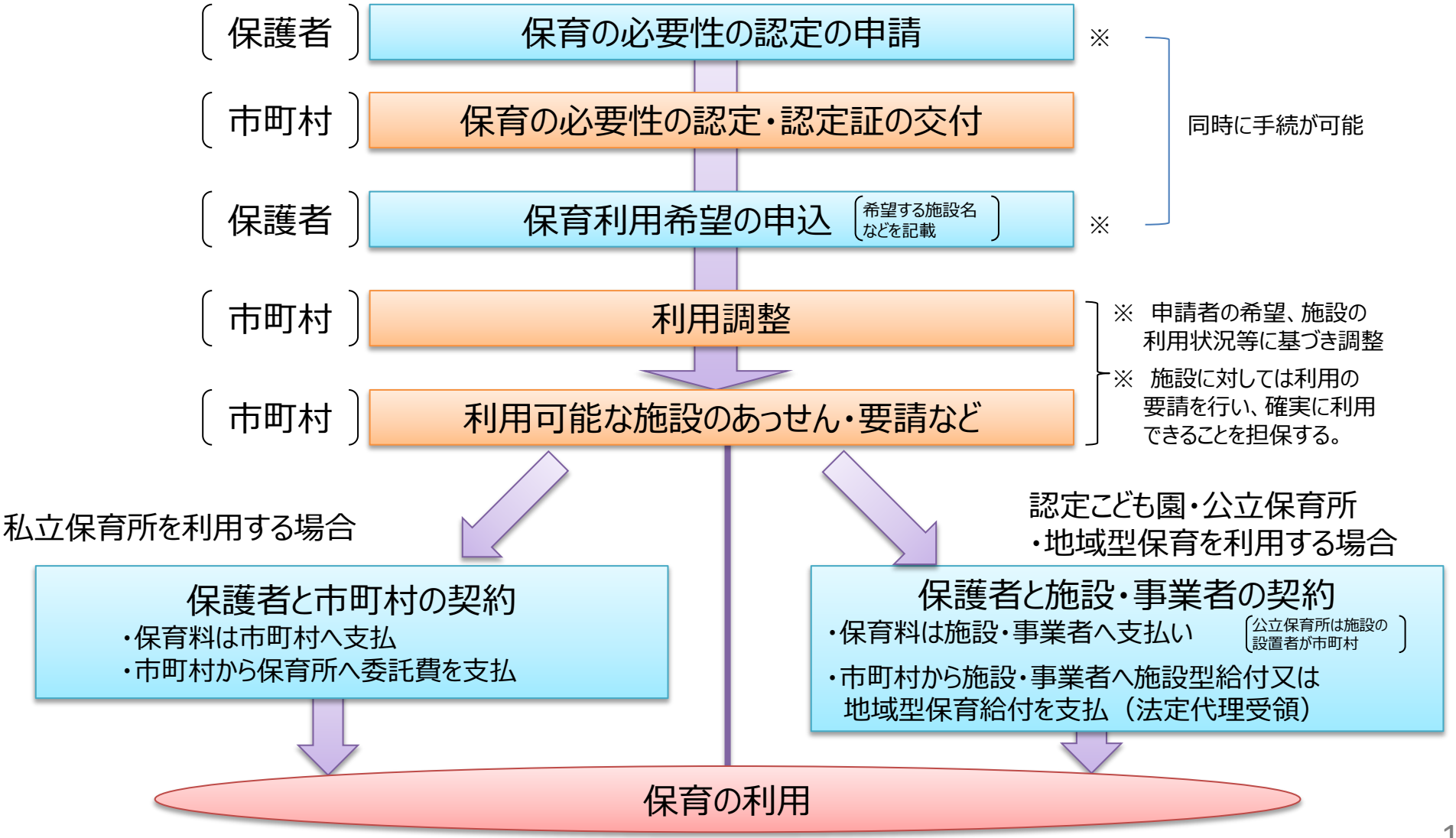
○ 子ども･子育て支援法では、教育・保育を利用するこどもについて３つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付費等の支給が行われる。（施設・事業者が代理受領する。）

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定子ども以外のもの（１号認定子ども）（第19条第１号）	教育標準時間（※）	幼稚園 認定こども園
満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（２号認定子ども）（第19条第２号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業
満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（３号認定子ども）（第19条第３号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

（※）教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となる。

新制度における保育を必要とする場合の利用手順（イメージ）

○ 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。（改正児福法附則第73条1項）
○ 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
○ 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



保育の必要性の認定について①

１．概要

○　子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。

○　保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の２区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

２．「事由」について

○　給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動　・起業準備を含む

⑦就学・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やＤＶのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

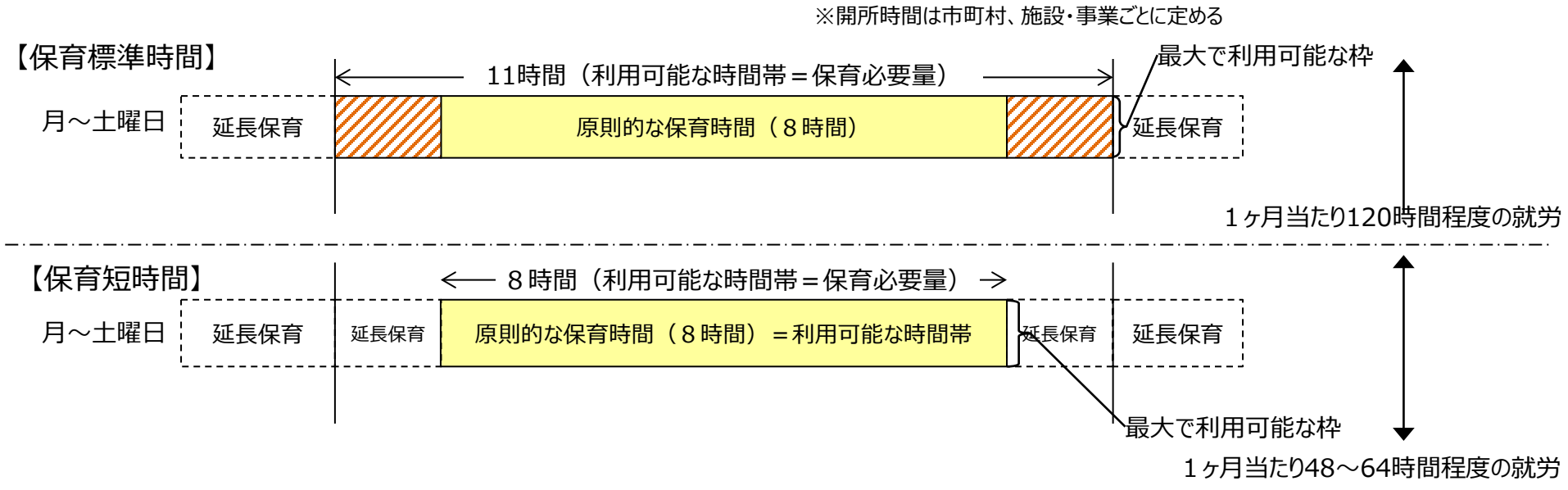
保育の必要性の認定について②

３．「区分」について

○　保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな２区分を設定。

○　この２つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

［保育必要量のイメージ］　（一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合）



（参考）平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

○（前略）新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。

○（前略）保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。

○（前略）柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、従前の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

1　就労
2　妊娠・出産
3　保護者の疾病・障害
4　同居親族等の介護・看護
5　災害復旧
6　求職活動
7　就学
8　虐待やＤＶのおそれがあること
9　育児休業取得時に、既に保育を利用していること
10　その他市町村が定める事由

×

②区分（保育必要量）

1　保育標準時間
2　保育短時間

×

③優先利用

1　ひとり親家庭
2　生活保護世帯
3　生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
4　虐待やＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
5　子どもが障害を有する場合
6　育児休業明け
7　兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
8　小規模保育事業などの卒園児童
9　その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ

＜保育標準時間＞
Aグループ（10点）　○○　○○　□□　□□　……　計　Ｘ人

Bグループ（ ９点）　△△　△△　□□　○○　……　計　Ｙ人

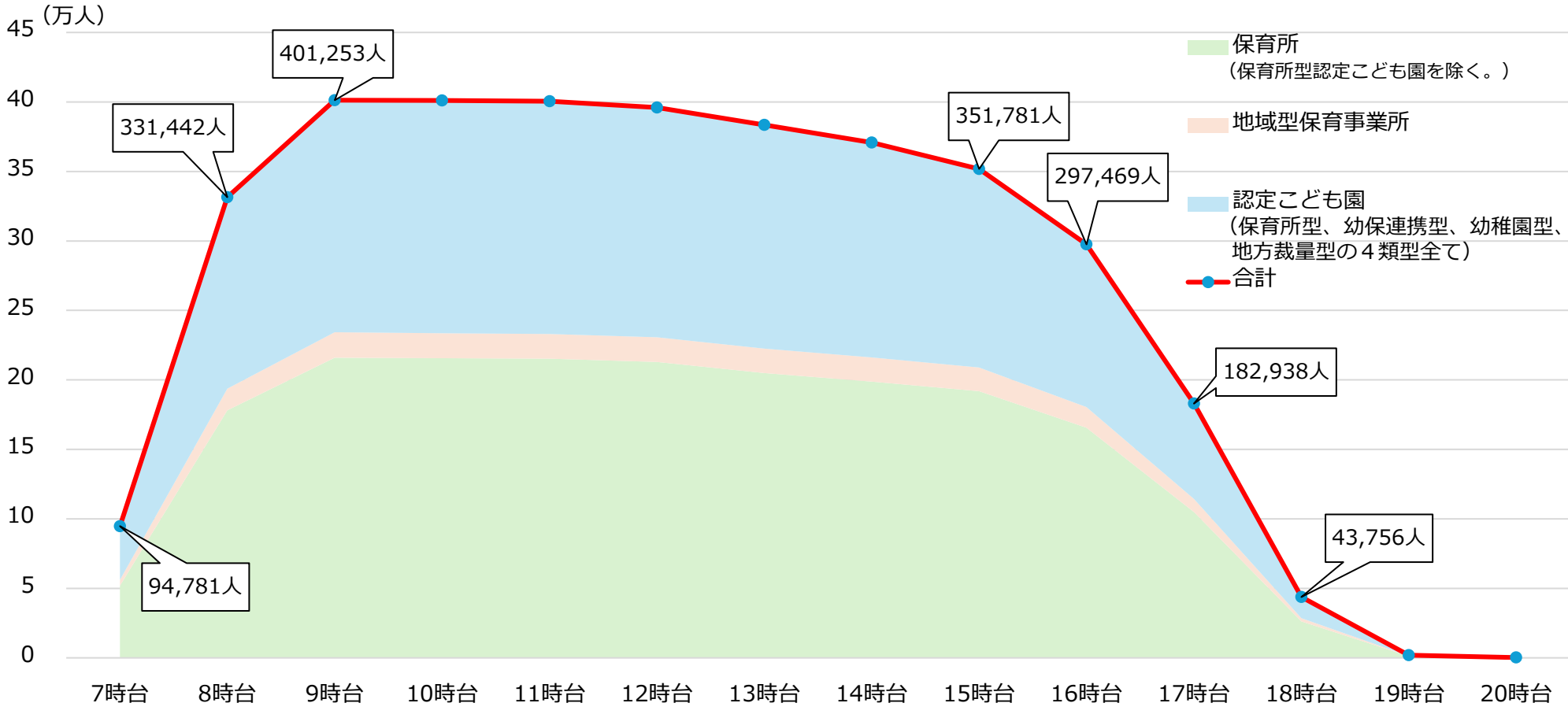
※　保育短時間も同様

→ **利用調整へ**

保育所等における時間帯別の利用者数（平日）について

○ 保育所等の時間別の利用者数（平日）を見ると、朝の７時台から９時台にかけて増加し、夕方の時間帯は、徐々に利用者が減少している。

（参考）保育所の保育時間は原則８時間であり、保育必要量は、保護者の就労状況等に応じ、11時間（保育標準時間）又は８時間（保育短時間）で認定される。



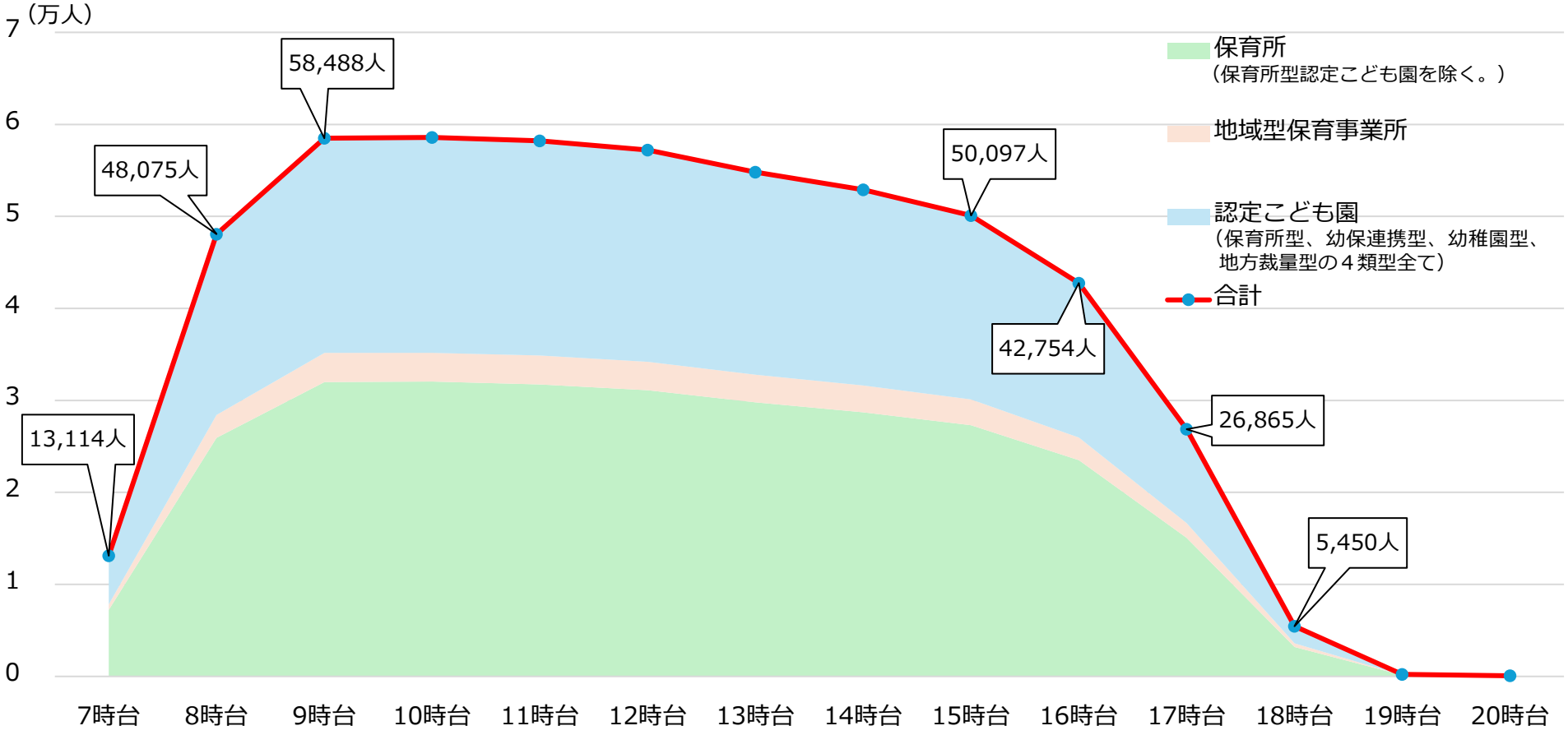
※１ 「延長保育及び夜間保育を含めた保育利用時間等の実態及び早朝・夜間・休日等を含めた保育ニーズの把握に関する調査研究」（令和７年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業、有限責任監査法人トーマツ実施）により作成

※２本グラフは、調査研究において回答があった保育所（保育所型認定こども園を除く。）、地域型保育事業所又は認定こども園（保育所型、幼保連携型、幼稚園型及び地方裁量型の４類型全てを含む。）における時間帯ごとの利用こどもの人数を足し上げたものであり、利用こどもの人数は、保育認定を受けたこどものみを計上しているが、通常保育のみでなく、延長保育や一時預かり等により施設・事業所を利用しているこどもも含まれている。

保育所等における時間帯別の利用者数（土曜日）について

○ 保育所等の時間別の利用者数（土曜日）を見ると、平日と同様に、朝の７時台から９時台にかけて増加し、夕方の時間帯は、徐々に利用者が減少している。

（参考）保育所の保育時間は原則８時間であり、保育必要量は、保護者の就労状況等に応じ、11時間（保育標準時間）又は８時間（保育短時間）で認定される。



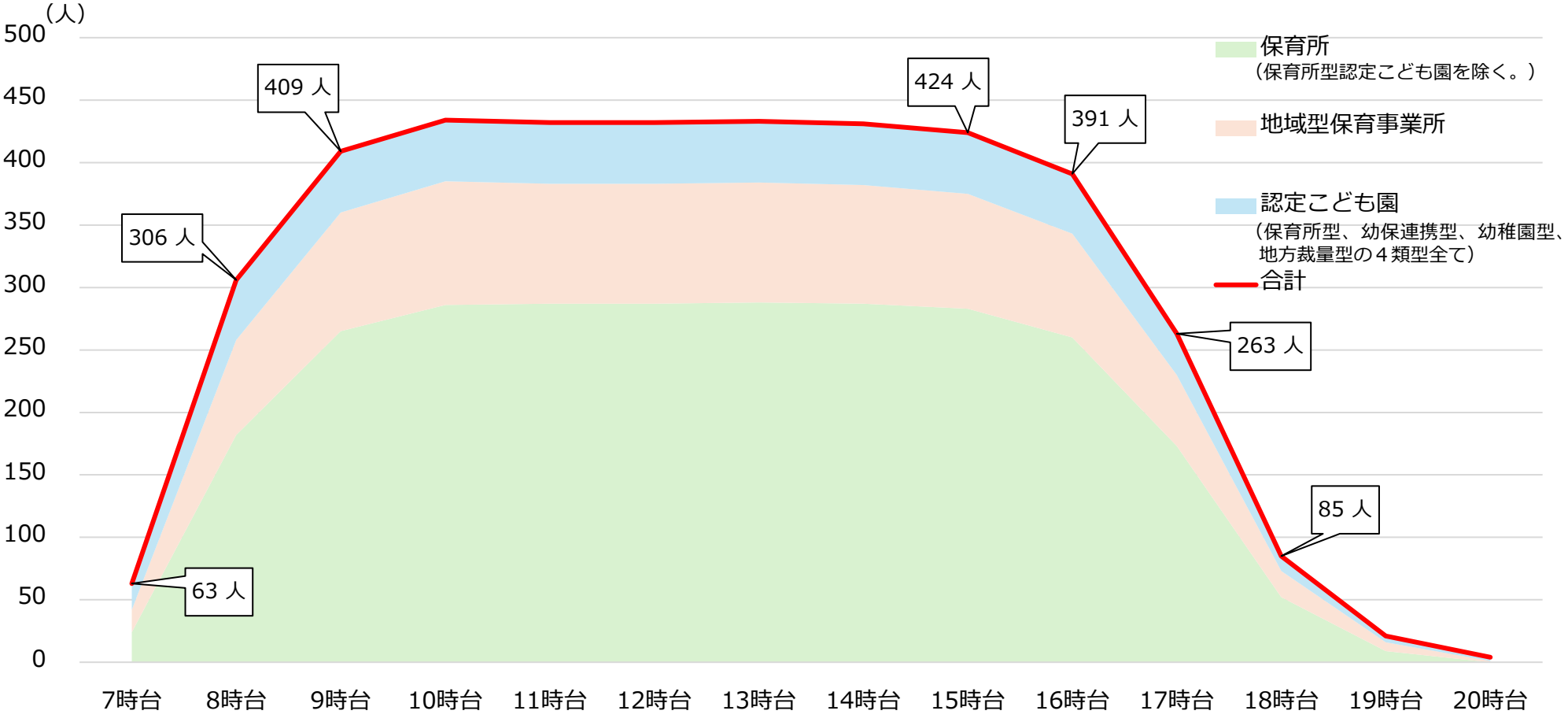
※１ 「延長保育及び夜間保育を含めた保育利用時間等の実態及び早朝・夜間・休日等を含めた保育ニーズの把握に関する調査研究」（令和７年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業、有限責任監査法人トーマツ実施）により作成

※２本グラフは、調査研究において回答があった保育所（保育所型認定こども園を除く。）、地域型保育事業所又は認定こども園（保育所型、幼保連携型、幼稚園型及び地方裁量型の４類型全てを含む。）における時間帯ごとの利用こどもの人数を足し上げたものであり、利用こどもの人数は、保育認定を受けたこどものみを計上しているが、通常保育のみでなく、延長保育や一時預かり等により施設・事業所を利用しているこどもも含まれている。

保育所等における時間帯別の利用者数（日曜日）について

○ 保育所等の時間別の利用者数（日曜日）を見ると、平日や土曜日と同様に、朝の７時台から９時台にかけて増加し、夕方の時間帯は、徐々に利用者が減少している。

（参考）保育所の保育時間は原則８時間であり、保育必要量は、保護者の就労状況等に応じ、11時間（保育標準時間）又は８時間（保育短時間）で認定される。

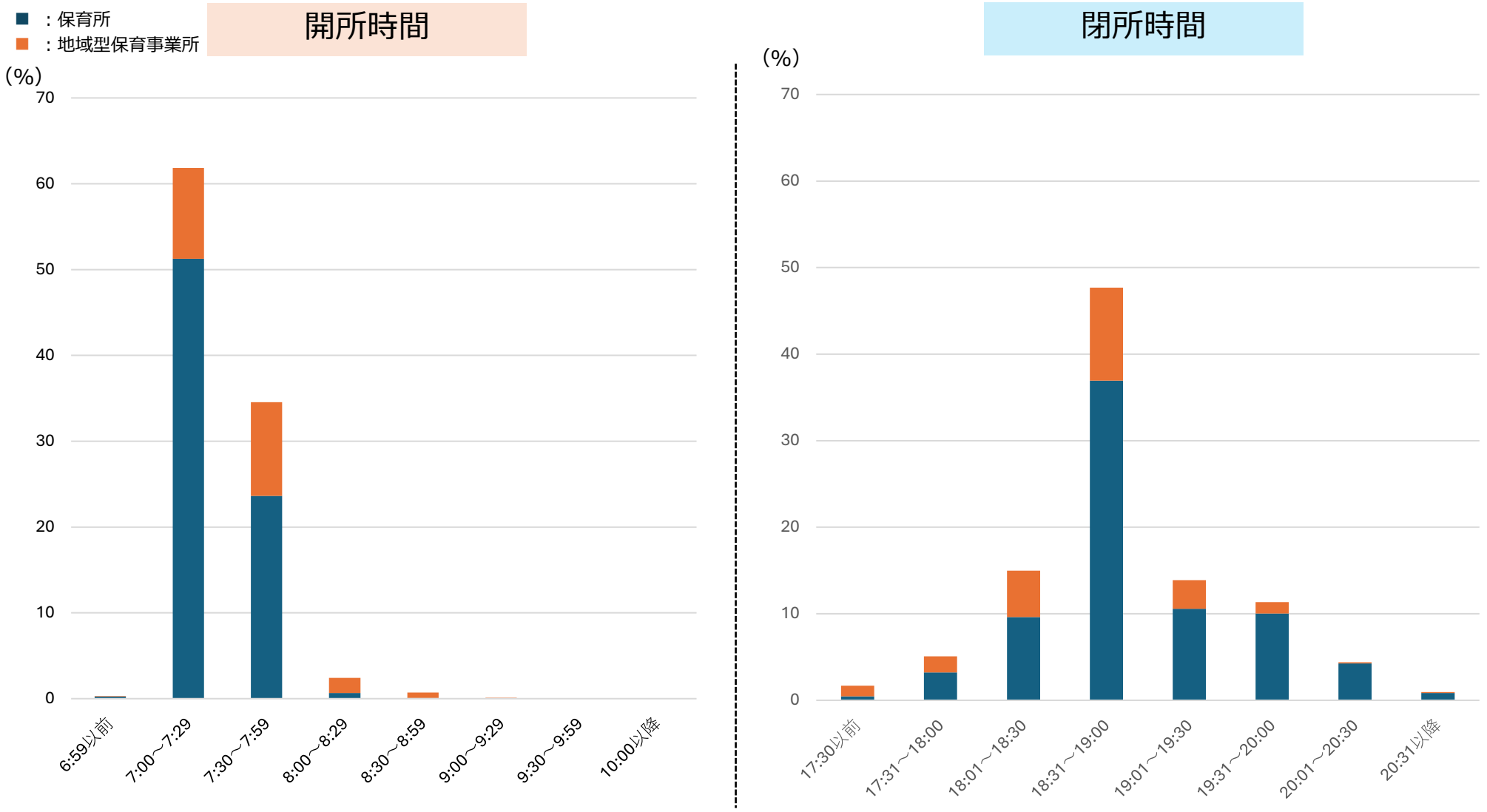


※１ 「延長保育及び夜間保育を含めた保育利用時間等の実態及び早朝・夜間・休日等を含めた保育ニーズの把握に関する調査研究」（令和７年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業、有限責任監査法人トーマツ実施）により作成

※２本グラフは、調査研究において回答があった保育所（保育所型認定こども園を除く。）、地域型保育事業所又は認定こども園（保育所型、幼保連携型、幼稚園型及び地方裁量型の４類型全てを含む。）における時間帯ごとの利用こどもの人数を足し上げたものであり、利用こどもの人数は、保育認定を受けたこどものみを計上しているが、通常保育のみでなく、延長保育や一時預かり等により施設・事業所を利用しているこどもも含まれている。

保育所等の開所・閉所時間について

○ 保育所等の開所時間は、７時台がほとんどであり、閉所時間は17時半から20時半までに分布している。



※１ 社会福祉施設等調査（令和６年10月）により作成。回答施設数は、保育所が23,511施設、地域型保育事業所が7,448施設である。
※２ 保育所には保育所型認定こども園が、地域型保育事業所には家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所がそれぞれ含まれる。

幼稚園・認定こども園・保育所について

○①幼児期の教育を行う**学校である幼稚園**、②**幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園**、③保育を必要とする乳幼児の保育を行う**児童福祉施設である保育所**については、その施設としての性格の違いから、**対象年齢や開所時間等について異なる**ところ。

○一方で、この３施設の事務の輻輳や縦割りの問題は指摘されてきたところであり、

・**H27に子ども・子育て支援新制度が創設**されたことに伴い、**給付は一体化**（３施設に対し共通の給付（「施設型給付」）を行う）

※施設類型を問わず内閣府（R5～こども家庭庁）が一元的に所管。ただし、施設型給付を受けない幼稚園も一定数存在。

・**R5にこども家庭庁が創設**されたことに伴い、

・施設類型を問わず共通の教育・保育を受けることが可能となるよう、**教育・保育内容の整合性を確保**

・施設整備等の**補助金について、可能な限り一本化**

項目	幼稚園 （文部科学省）	幼保連携型認定こども園 （文部科学省・こども家庭庁）	保育所 （こども家庭庁）
施設数（幼児数）	約8,200園（69万人）	約7,500園（85万人）	約22,000園（182万人）
施設の性格	学校		児童福祉施設
対象年齢	３～５歳		０～５歳 ※保育の必要性認定
教育・保育時間	原則４時間 ※預かり保育も可能（平日・週５日実施：92.2%）	原則８時間	
教育・保育内容	幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ※次回の改訂に向けて文部科学省とこども家庭庁が連携して見直しを進めている。	保育所保育指針
職員の性格	幼稚園教諭（免許状）	保育教諭（幼稚園教諭免許状＋保育士資格）	保育士（資格）
運営費補助	私学助成	施設型給付費（公定価格）	
保育料	設置者が設定 ※一定額を上限に給付	３～５歳児：無償、０～２歳児：所得等に応じた設定	
選考	建学の精神に基づく選考	応諾義務 （利用定員を超える場合には、公正な方法等により選考）	

私立幼稚園の子ども・子育て支援制度への移行状況

（１）施設型給付を受ける幼稚園等の割合

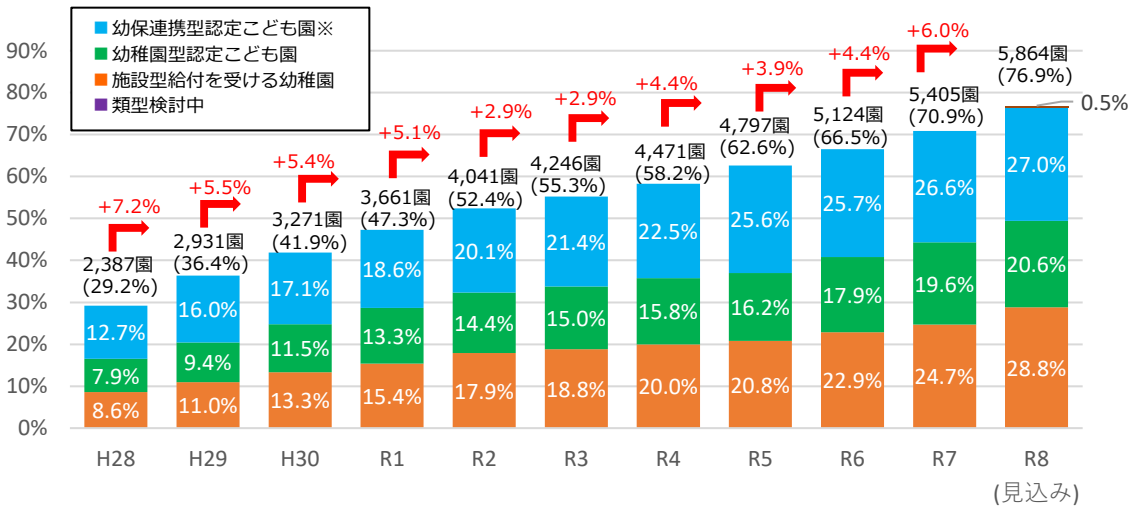
<母数：7,623園（私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園等から移行した幼保連携型認定こども園。再開の見込みのない園を除く）各年４月１日時点>

	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和４年		令和５年		**令和６年**		**令和７年**		**【参考】令和８年度末までの移行見込み**	
施設型給付を受ける幼稚園	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%	1,190園	15.4%	1,380園	17.9%	1,448園	18.8%	1,533園	20.0%	1,597園	20.8%	**1,764園**	**22.9%**	**1,883園**	**24.7%**	**2,197園**	**28.8%**
幼稚園型認定こども園	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%	1,032園	13.3%	1,115園	14.4%	1,155園	15.0%	1,210園	15.8%	1,239園	16.2%	**1,380園**	**17.9%**	**1,493園**	**19.6%**	**1,574園**	**20.6%**
幼保連携型認定こども園(※)	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%	1,439園	18.6%	1,546園	20.1%	1,643園	21.4%	1,728園	22.5%	1,961園	25.6%	**1,980園**	**25.7%**	**2,029園**	**26.6%**	**2,058園**	**27.0%**
類型検討中																					**35園**	**0.5%**
合計	2,387園 (前年+503園)	29.2% (前年+6.0%)	2,931園 (前年+544園)	36.4% (前年+7.2%)	3,271園 (前年+340園)	41.9% (前年+5.5%)	3,661園 (前年+390園)	47.3% (前年+5.4%)	4,041園 (前年+380園)	52.4% (前年+5.1%)	4,246園 (前年+205園)	55.3% (前年+2.9%)	4,471園 (前年+225園)	58.2% (前年+2.9%)	4,797園 (前年+326園)	62.6% (前年+4.4%)	**5,124園** (前年+327園)	**66.5%** (前年+3.9%)	**5,405園** (前年+281園)	**70.9%** (前年+4.4%)	**5,864園** (前年+459園)	**76.9%** (前年+6.0%)

令和９年度以降に移行を検討・判断	**1,007園**	**13.2%**
令和９年度以降、施設型給付を受ける幼稚園等へ移行（移行する方向で検討中を含む）	**184園**	**2.4%**
状況により判断	**823園**	**10.8%**
将来的にも移行する見込みはない	**381園**	**5.0%**
無回答	**371園**	**4.9%**

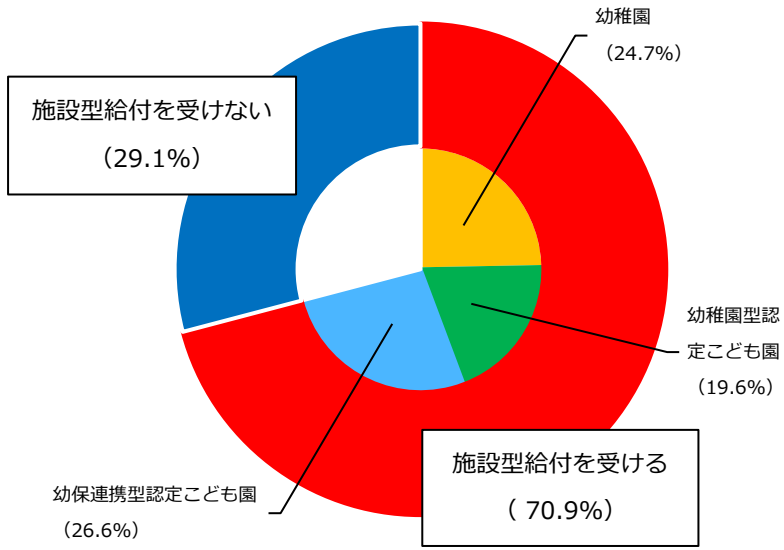
※幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した園に限る。

施設類型別の割合の推移



※幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した園に限る。

令和７年度の移行割合

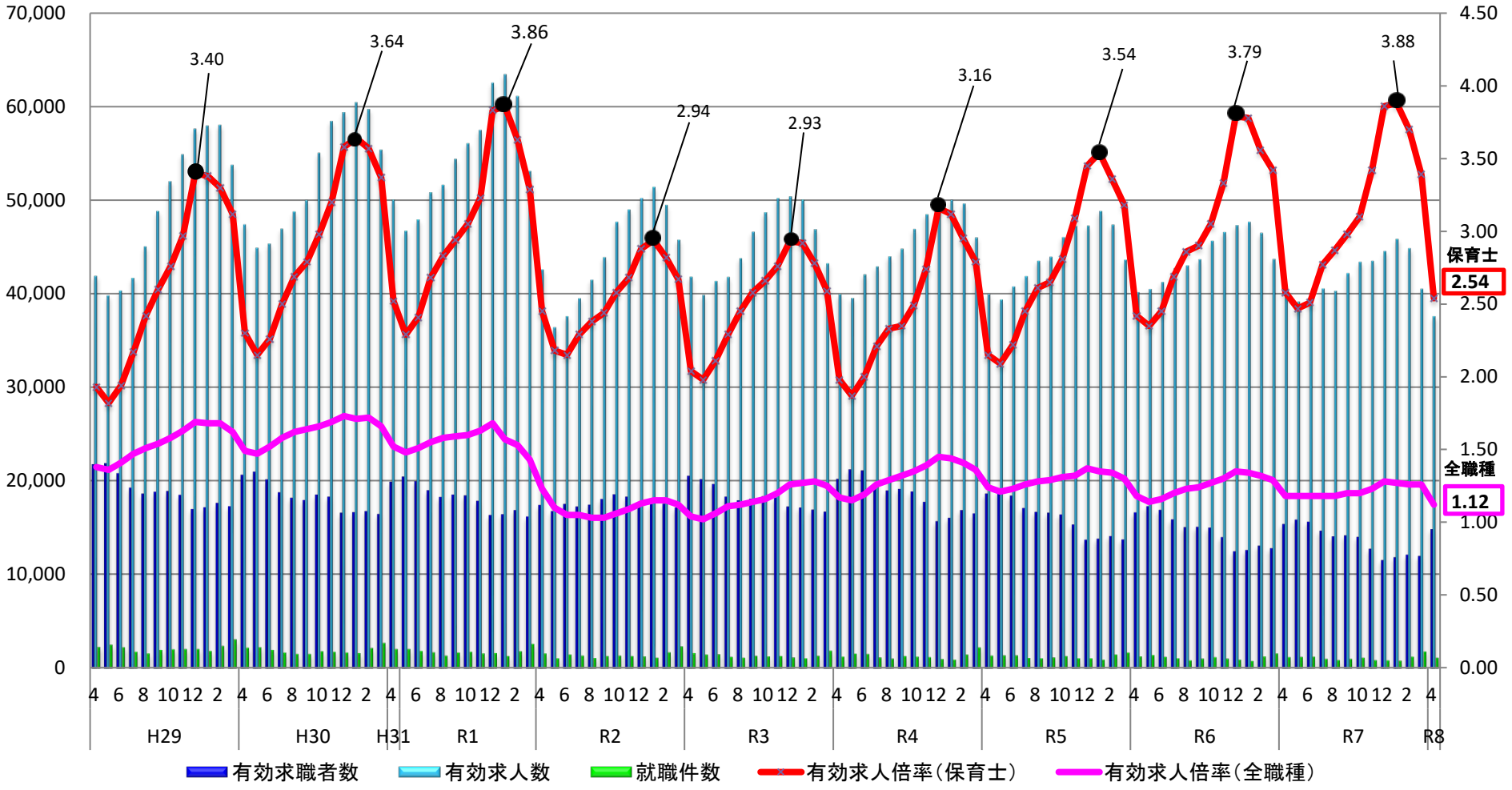


３．保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善

３－１．現状について

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○　直近の令和8年4月の保育士の有効求人倍率は2．54倍（対前年同月比で0．04ポイント減少）となっており、全職種平均の1．12倍（対前年同月比で0．06ポイント減少）と比べると、依然高い水準で推移している。



（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（厚生労働省）

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。
※全職種の有効求人倍率は、実数である。

令和７年及び令和８年における保育士の各都道府県別有効求人倍率の比較（各年４月時点）

○　有効求人倍率が前年同月よりも上昇しているのは、26県。
○　有効求人倍率が全国平均（2．54倍）を上回っているのは、15都府県。

	令和7年4月時点	令和8年4月時点
全国	2.58	2.54
北海道	1.77	1.59
☆ 青森	1.48	1.64
☆ 岩手	1.32	1.35
宮城	2.38	2.15
☆ 秋田	1.21	1.28
山形	1.75	1.44
☆ 福島	1.94	2.29
茨城	3.75	3.37
☆ 栃木	6.69	7.72
☆ 群馬	1.58	1.83
埼玉	2.80	2.59
千葉	1.96	1.83
東京	4.09	3.61
☆ 神奈川	2.31	2.44
新潟	2.02	1.91
☆ 富山	2.04	2.66
石川	1.97	1.65
☆ 福井	3.44	3.60
☆ 山梨	1.95	2.18
☆ 長野	1.96	2.16
☆ 岐阜	2.23	2.32
☆ 静岡	2.51	2.84
愛知	2.67	2.49

	令和7年4月時点	令和8年4月時点
三重	2.40	2.22
☆ 滋賀	2.58	3.08
京都	2.55	2.44
大阪	3.00	2.80
兵庫	2.17	1.90
☆ 奈良	2.71	3.56
☆ 和歌山	1.38	3.48
鳥取	2.58	2.37
☆ 島根	1.74	2.08
☆ 岡山	2.91	3.20
☆ 広島	4.89	5.36
山口	2.07	1.64
☆ 徳島	2.45	2.48
☆ 香川	1.97	2.19
愛媛	3.31	3.17
☆ 高知	1.35	1.78
福岡	2.48	2.12
☆ 佐賀	2.57	2.80
☆ 長崎	1.82	2.01
熊本	1.90	1.69
大分	1.83	1.75
☆ 宮崎	2.00	2.23
☆ 鹿児島	2.06	2.31
沖縄	2.34	2.24

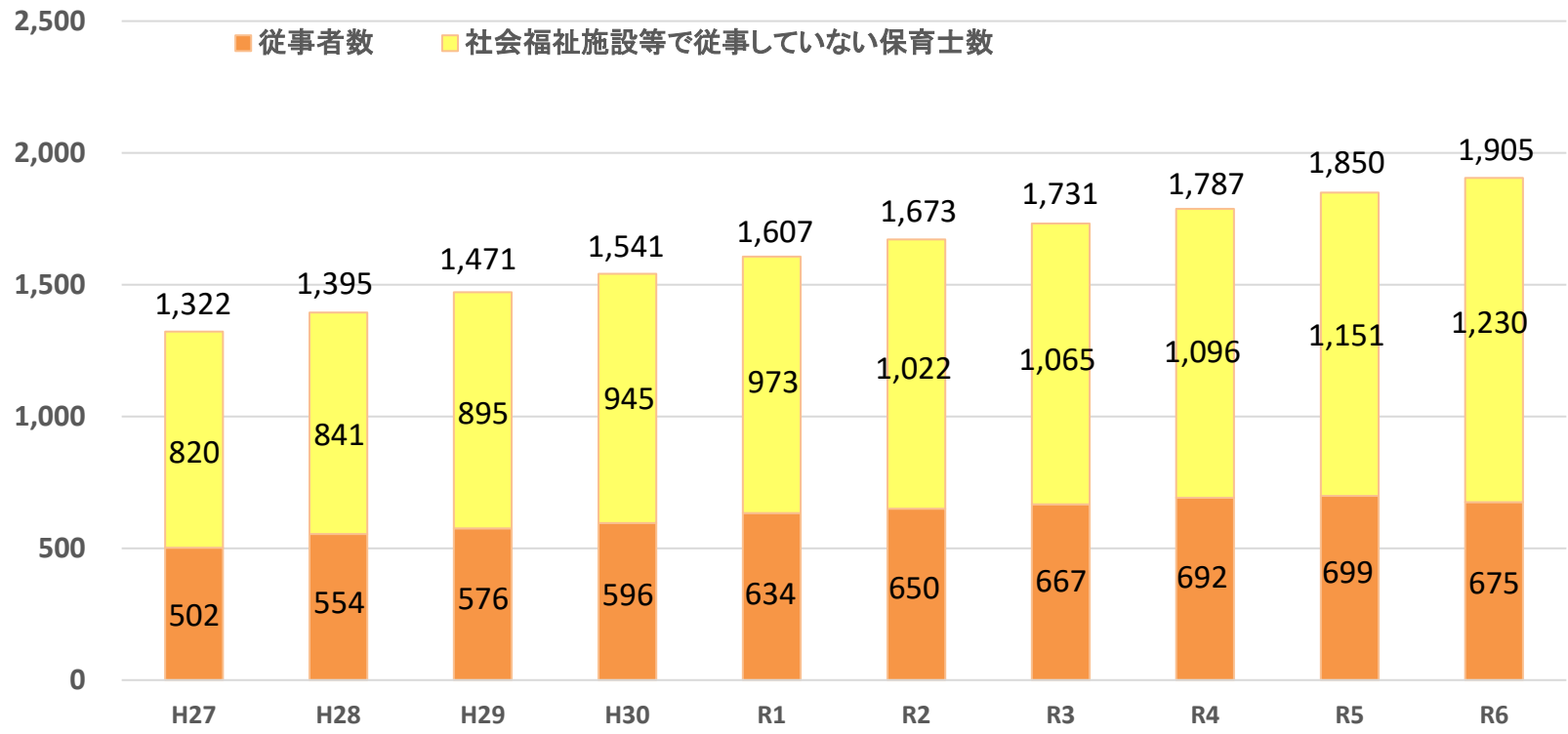
出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

☆は前年同月よりも上昇している自治体　　は全国平均を上回っている自治体

保育士の登録者数と従事者数の推移

○　保育士登録者数は約191万人、従事者数は約68万人であり、保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者は約123万人となっている。

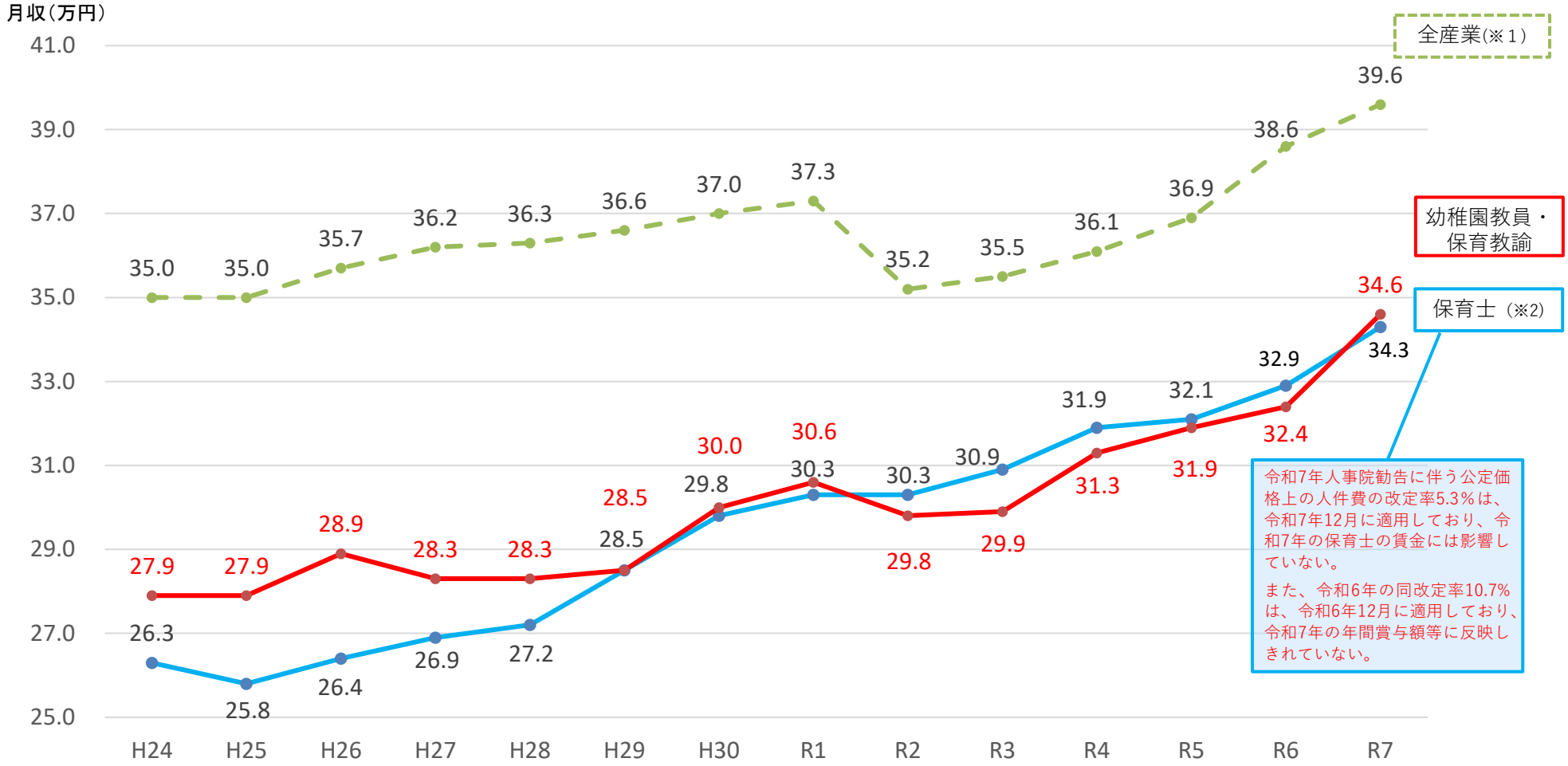
（単位：千人）



出典：登録者数：こども家庭庁成育局成育基盤課調べ（各年10月１日）
従事者数：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（各年10月１日）の社会福祉施設に従事する（常勤換算でない）保育士の数を元に、平成29年までは、厚生労働省（子ども家庭局）で回収率（例：保育所等の場合、平成28年の回収率：93.9%、平成29年の回収率 ：94.3% ）の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年以降は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり回収率による割り戻しはしていない。
また、幼保連携型認定こども園の従事者数については、文部科学省「学校基本調査」（各年5月１日）の数値を使用。

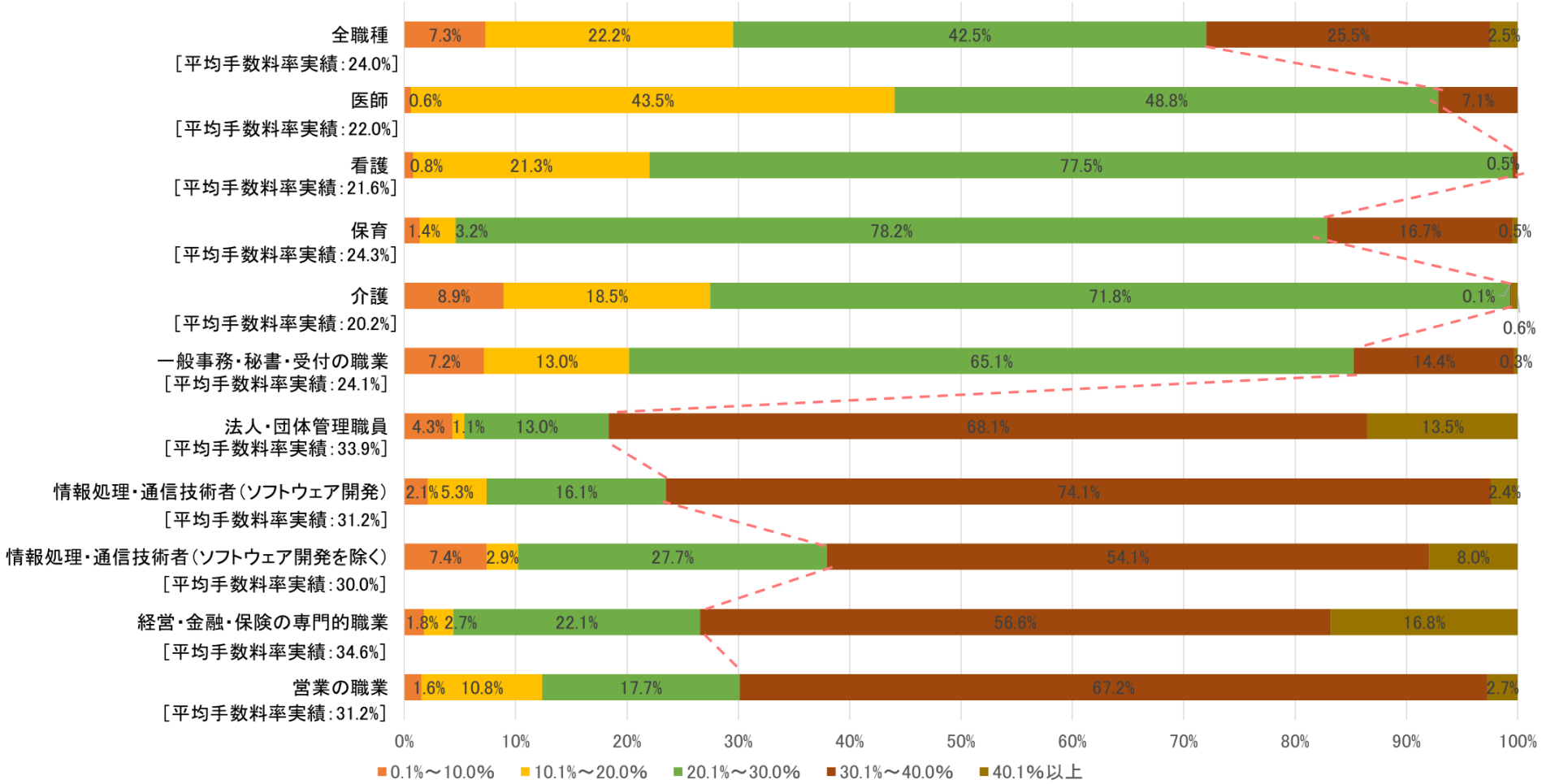
※　従事者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も1名として計上しており、保育所のほか、児童養護施設等の社会福祉施設で従事している者も含まれている。
※　社会福祉施設等で従事していない保育士数には、認可外保育施設や幼稚園に勤務する者、保育士が死亡した場合の保育士資格の喪失に係る届出を行っていない者を含む。
認可外保育施設に勤務する保育士数：64,873人（令和6年地域児童福祉事業等調査）
幼稚園に勤務する者（本務者）：82,809人（令和6年学校基本調査）。ただし、全ての者が保育士資格を有しているとは限らない。
※　端数処理の関係で、「従事者数」と「社会福祉施設等で従事していない保育士数」の合計は、「保育士登録者数」と必ずしも一致しない。

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和6年までの各年で公表されたもの）により、こども家庭庁保育政策課で作成。
（※1）「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。
（※2）「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士（男女）の数値。
（注1） いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）の男女で、役職者を除いた数値。
「全産業」と「対人サービス産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。
「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。
「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む）のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。
「年間賞与その他特別給与額」とは調査前年の1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。
（注2）3%程度（月額9千円）の処遇改善は、令和4年2月から実施しており、令和4年の保育士の賃金に影響している。
令和3年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率▲0.9%は、令和4年4月に適用していたが、補助事業においてその減額分に対応する金額の上乗せ補助を実施していた。
令和4年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率2.1%は、令和5年2月に適用しており、令和4年の保育士の賃金には影響していない。

手数料率実績の構成比（主な取扱職種別）



［資料の見方］
人材サービス総合サイトに掲載されている（※）手数料率実績について主な取扱職種別に構成比をあらわしたもの。手数料率実績は、令和6年度における常用就職1件当たりの実績の平均（令和7年10月末時点人材サービス総合サイト掲載分）。
（※）常用就職が多い上位5職種について掲載することとしており（常用就職の件数が10件以下の場合は掲載不要）、全職種で計5,659件掲載されている。
「平均手数料率実績」は、事業所ごとの手数料率実績の平均であり、各事業所の就職件数による重みづけを行ったものでないことに留意。

資料出所　厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ

３－２．職務や経験に応じた処遇の確保

3.(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

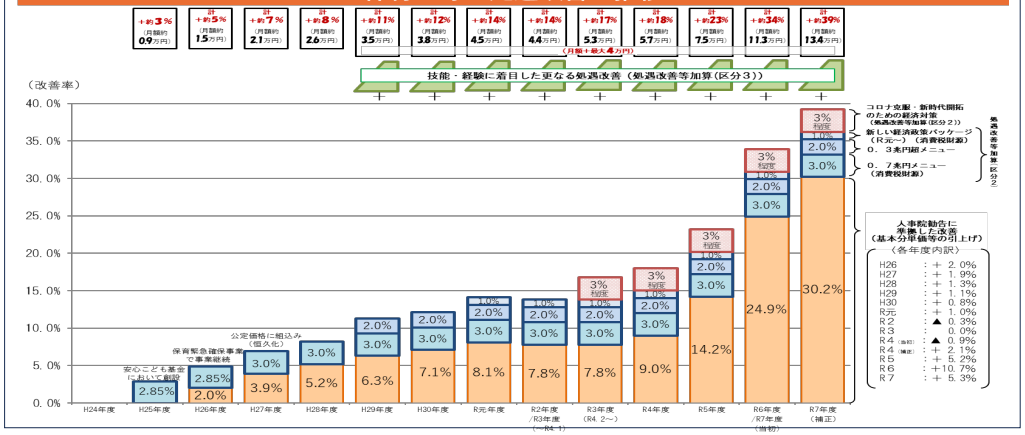
現状・課題等

○保育士等の処遇改善については、これまで人事院勧告を踏まえた改善や累次の加算措置を講じてきており、令和６年度は、公定価格の保育士等の人件費について過去最大の１０．７%の改善を補正予算に計上

○引き続き、こども未来戦略（加速化プラン）を踏まえた更なる処遇改善や費用の使途の見える化の取組が求められている

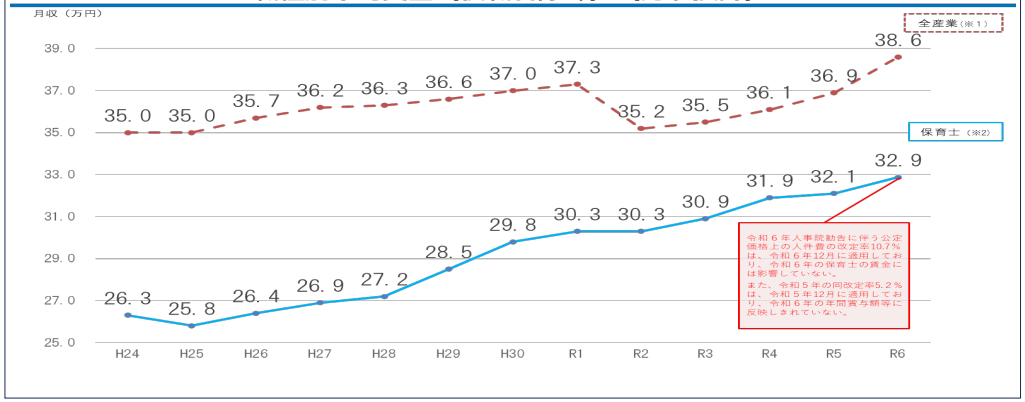
○H25年度以降累計で39%の改善改善を実施

保育士等の処遇改善の推移



○保育士の平均賃金は全産業平均を下回る

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



令和７年度以降の対応等

取組の方向性

民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所等のモデル賃金や人件費比率等の見える化に取り組み、保育士等の処遇の改善を進める

✓対応のポイント

- □ 民間給与動向等を踏まえた処遇改善
- □ 経営情報の継続的な見える化の推進

【保育士等の処遇改善】

○こども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善の取組を進める。あわせて、処遇改善の効果が現場の保育士等に行き届くよう経営情報の見える化等の取組を進める（令和７年度５．３%の改善【R7補正～】）

【処遇改善等加算の一本化と活用促進】

○処遇改善等加算を事務手続の簡素化等の観点から見直し、現行の３つの加算を一本化した上で、基礎分、賃金改善分（ベースアップ等）、質の向上分（リーダー層の改善）の３区分に整理。併せて配分ルールの簡素化や実績報告の一元化等を実施し、活用を促進【R7～】

【経営情報の継続的な見える化】　※ここdeサーチにより対応

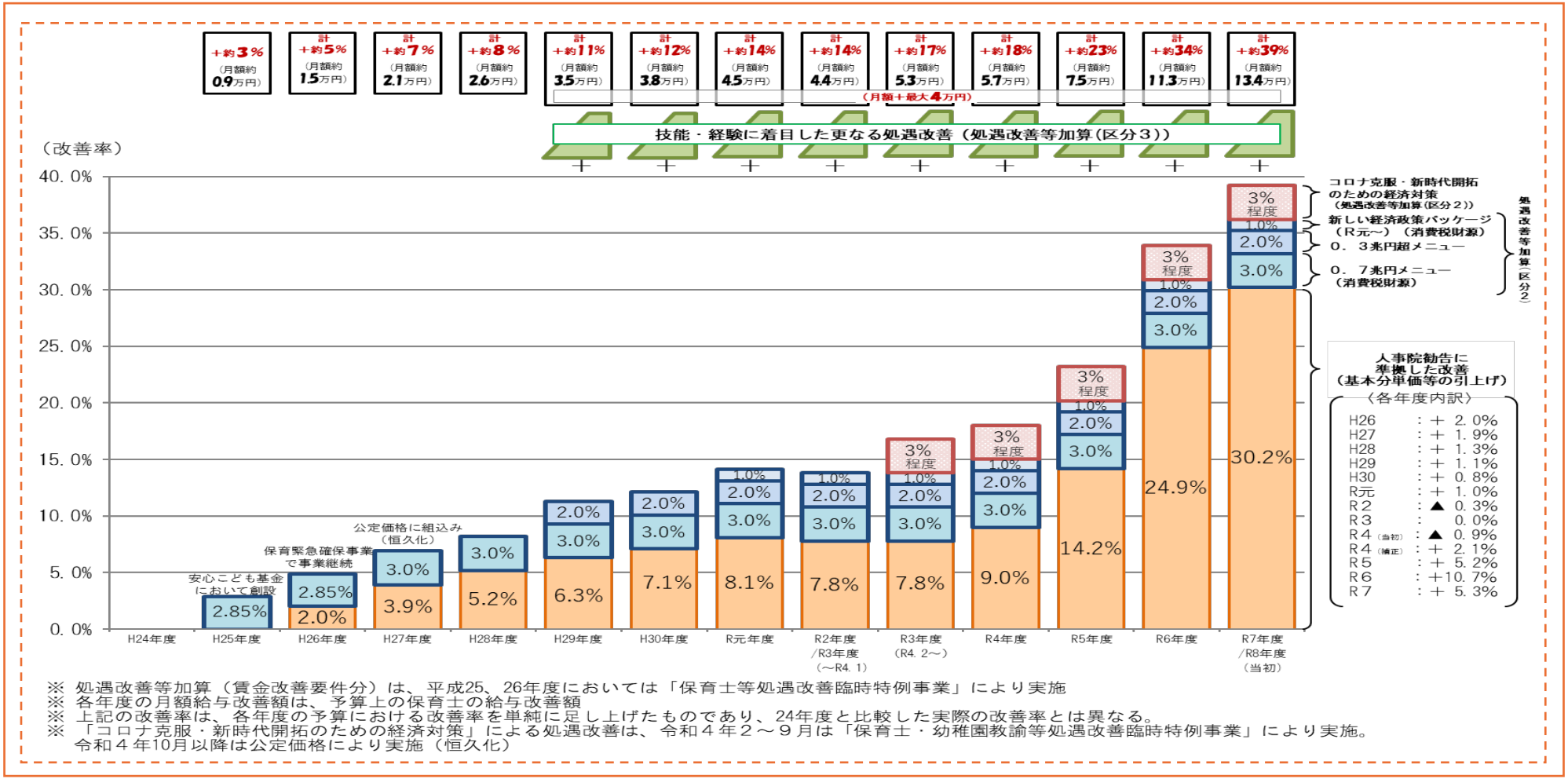
○保育所等が毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を都道府県に報告。都道府県は、モデル給与や人件費比率等を個別施設・事業者単位で公表するとともに、経営情報の集計・分析と結果公表に努める【R7～】
（経営情報等の報告を行っていない場合の減算【R8～】）

○処遇改善を通じた他職種と遜色ない処遇を実現する
【保育士等の平均給与の増加（令和８年度）】

保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

○　保育士・幼稚園教諭等の処遇改善については、これまで人事院勧告を踏まえた改善や累次の加算措置を講じてきており、公定価格の保育士等の人件費について、令和６年度は１０．７%、令和７年度は５．３%の改善を実施し、令和８年度当初予算でも令和７年補正予算で措置した改善を引き続き確保

○「保育政策の新たな方向性」（令和６年１２月こども家庭庁）では、「他職種と遜色ない処遇の実現」を目標として掲げており、引き続き更なる処遇改善を進める



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。
※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和４年２～９月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和４年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所等のモデル賃金や人件費比率等の見える化に取り組み、保育士等の処遇の改善を進める

<令和８年度の取組> ●R7人事院勧告を踏まえた5.3%の改善　●物価・賃金上昇を踏まえた各種単価の充実
●経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）　等

こどもまんなか
こども家庭庁

新たな継続的な見える化の制度における報告・公表の在り方について※

※本資料は「専門家会議報告書」に基づき記載

施行期日・報告期限等

- 新たな制度の**施行期日は令和７年４月１日**。**令和６年４月１日以降に始まる事業年度について報告対象**とする。
- 経営情報等の**報告期限は事業年度終了後５月以内**。**事業年度が令和６年４月１日～令和７年３月末日の場合**、**同年８月末日までに報告**。
- **ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用**。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

報告する経営情報等

情報項目	①人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報 等	②職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報 等	③収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳 等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。
※人的資本に関する事項（休暇取得状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組　等）について任意に記載することができるようにする。

グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用**。
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の**属性に応じてグルーピングして集計・分析**することで、**公平・公正な比較・検証を実施**。
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らか**にする。

（公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員１人当たりの平均給与／年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択**や、**保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討**等を支援していく。
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護**しつつ、**幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わる**ことを目指す。

①モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

②人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
 ※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
 ※会計基準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。
 ※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修研究費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

③職員配置状況

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
 ※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を付記。

保育士等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（２・３号関係）

研修による技能の習得により、キャリアアップができる仕組みを構築

キャリアアップ研修の創設（H29）

→以下の分野別に研修を体系化

【専門研修】
①乳児保育　②幼児教育
③障害児保育　④食育・アレルギー
⑤保健衛生・安全対策
⑥保護者支援・子育て支援
【マネジメント研修】
【保育実践研修】

※　研修の実施主体：都道府県等
※　研修修了の効力：全国で有効
※　研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効

＜標準規模の保育園（定員90人）の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人　合計17人

園長
＜平均勤続年数24年＞

主任保育士
＜平均勤続年数21年＞

副主任保育士（注1）

専門リーダー（注1）

月額4万円の処遇改善　※標準規模の園で5人
（園長・主任保育士を除く保育士等全体の**概ね1／3**）（注2）

【要件】
ア　経験年数概ね7年以上
イ　マネジメント＋3つ以上の分野の専門研修を修了
ウ　副主任保育士としての発令

【要件】
ア　経験年数概ね7年以上
イ　4つ以上の分野の専門研修を修了
ウ　専門リーダーとしての発令

職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善　※標準規模の園で3人
（園長・主任保育士を除く保育士等全体の**概ね1／5**）（注2）

【要件】
ア　経験年数概ね3年以上
イ　担当する職務分野（左記①～⑥）の研修を修了
ウ　修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー　等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等　＜平均勤続年数8年＞

（注1）　一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。
（注2）「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1／3、1／5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するものである。

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

○　保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。

○　保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定
（「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）（令和元年6月24日付一部改正））

実施主体

・　都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

※　都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。

※　研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修分野・対象者

【専門分野別研修】

①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

＜対象者＞

・　保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

【マネジメント研修】

＜対象者＞

・　各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

【保育実践研修】

＜対象者＞

・　保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

指定手続き

・　研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。

・　指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修時間

・　1分野15時間以上とする。

※園内研修を受講する場合は、1分野最大4時間の研修時間短縮

講師

・　指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

研修修了の評価

・　研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

・　都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。（修了証は全国で有効。）

・　都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 （主に0歳から3歳未満児向けの保育内容）	・　乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・乳児保育の意義 ・乳児保育の環境 ・乳児への適切な関わり ・乳児の発達に応じた保育内容 ・乳児保育の指導計画、記録及び評価
②幼児教育 （主に3歳以上児向けの保育内容）	・　幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・幼児教育の意義 ・幼児教育の環境 ・幼児の発達に応じた保育内容 ・幼児教育の指導計画、記録及び評価 ・小学校との接続
③障害児保育	・　障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・障害の理解 ・障害児保育の環境 ・障害児の発達の援助 ・家庭及び関係機関との連携 ・障害児保育の指導計画、記録及び評価

研修分野	ねらい	内容
④食育・アレルギー対応	・　食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 ・　アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 ・　他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・栄養に関する基礎知識 ・食育計画の作成と活用 ・アレルギー疾患の理解 ・保育所における食事の提供ガイドライン ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
⑤保健衛生・安全対策	・　保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・　安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・　他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・保健計画の作成と活用 ・事故防止及び健康安全管理 ・保育所における感染症対策ガイドライン ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
⑥保護者支援・子育て支援	・　保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・保護者支援・子育て支援の意義 ・保護者に対する相談援助 ・地域における子育て支援 ・虐待予防 ・関係機関との連携、地域資源の活用

研修分野	ねらい	内容
マネジメント	・　主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。	・マネジメントの理解 ・リーダーシップ ・組織目標の設定 ・人材育成 ・働きやすい環境づくり

研修分野	ねらい	内容
保育実践	・　子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。	・保育における環境構成 ・子どもとの関わり方 ・身体を使った遊び ・言葉・音楽を使った遊び ・物を使った遊び

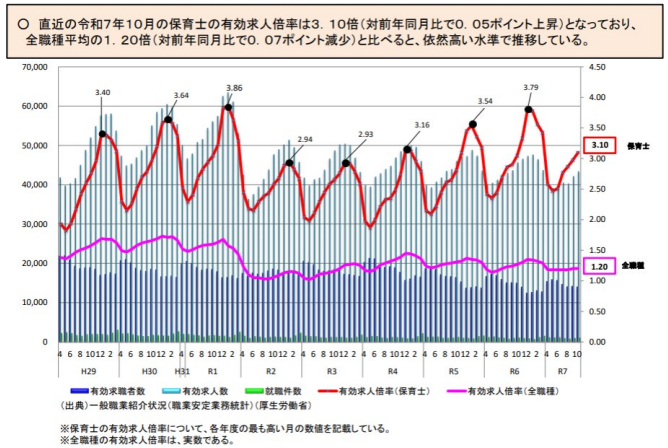
３－３．地域における人材確保の取組強化

3.(2) 保育人材の確保のための総合的な対策

現状・課題等

○待機児童は大幅に減少してきているが、保育士の有効求人倍率は2.42倍（令和６年４月）と全職種平均（1.18倍）と比べても高い水準となっている中で、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる
※令和７年10月実績：保育士の有効求人倍率3.10倍（全職種平均1.20倍）

保育士の有効求人倍率の推移（全国）



【職場環境の整備】
○保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられている。また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間が取れないといった意見がある

【新規資格取得支援】
○若年人口が減少していく中で、保育士養成課程を置く大学、短大、専門学校への入学者数が減少傾向にある。学生の保育職への就職率の維持・向上も課題

【離職者の再就職や職場復帰の支援】
○保育士の登録者数と就労者数に差がある中で、潜在保育士の再就職支援を進める必要

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進

✓対応のポイント

- □ テクノロジー活用、現場の体制やサポートの充実
- □ 養成校等の取組の強化
- □ 保育士・保育所支援センターの機能強化

【働きやすい職場環境づくり】
○保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進し、保育士がこどもと向き合う時間を確保
○巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートを充実
○休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進

【新規資格取得と就労の促進】
○指定保育士養成施設への修学支援や保育所への就職促進の取組への支援を進める
○保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援
○地域限定保育士制度の一般制度化【法律改正・R7.10～】
○課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図る
○保育士の登録に係るオンライン手続き化に取り組む

【離職者の再就職・職場復帰の促進】
○保育士・保育所支援センターの法制化を行い、保育士確保のための拠点として位置づけ、関係機関が連携協力して保育士の確保のための支援を行う体制整備を促進【法律改正・R7.10～】
○再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等）
○潜在保育士の段階的な職場復帰支援
○職業安定行政と連携して、求人・求職の適切な環境の整備を進める

○総合的な保育士確保対策を推進し、保育の提供体制を確保する
【保育人材の増加傾向の維持（令和８年度）】※令和６年度実績　67.5万人
【保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持（令和８年度）】※令和６年度実績　8.0年
【保育士・保育所支援センターへの登録者数の増加（令和８年度）】
※令和６年度実績　18,802人

保育人材の確保

○処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援、さらには保育の現場・職業の魅力発信に、関係機関が連携しつつ総合的に取り組む

新規資格取得支援

保育士資格取得を目指す者を増やす

○**保育士修学資金貸付の実施**
（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け（一定期間の就労で返済免除））
○**保育士の資格等取得を支援**（保育所等で働きながら養成校に通う方への授業料や試験合格を目指す方への教材費等の支援）
○**保育士養成施設の就職促進の取組への支援**【R７見直し】
○**地域限定保育士の法定化と活用促進**【R7.10改正法施行、R8予算】　等

就業継続支援

保育士が働きやすい職場環境を確保する

○**保育所等におけるＩＣＴ化の推進**
（４機能（①計画・記録、②保護者連絡、③登降園管理、④ｷｬｯｼｭﾚｽ決済）の導入支援、保育ICTラボの実施【R6・R7補正】等）
○**保育補助者の配置支援**（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）【R7見直し】
○**保育支援者の配置支援**（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
○**保育士宿舎借り上げ支援**【R7見直し】
○**保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援**【R7保護者対応支援の強化】　等

離職者の再就職支援

潜在保育士の保育所等への就職を進める
保育現場で活躍できる環境を整える

○**保育士・保育所支援センターによる支援の促進**
（潜在保育士の掘り起こし、マッチング支援、伴走支援等）【R7.10改正法施行、R8予算】
○**就職準備金貸付の実施**（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（一定期間の就労で返済免除））　等

保育の現場・職業の魅力発信

保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深める

○**魅力発信ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑの整備・発信**（ﾊﾛｰﾐﾗｲの保育士）

○**多様な関係者による検討・発信**
（保育人材確保懇談会、雑誌編集者懇談会等）

○**自治体の魅力発信の取組への支援**　等



保育士・保育所支援センターを基軸に関係機関が連携した地域の状況に応じた人材確保の取組を推進
職場環境の改善について、**改正労働施策総合推進法の施行（R8.10）を見据え、ハラスメント防止対策を推進**

<令和８年度の取組>
●保育士・保育所支援ｾﾝﾀｰの機能強化（潜在保育士の掘り起こしや伴走支援、関係機関と連携した取組等の強化、PDCAによる業務改善）
●地域限定保育士の活用促進（講習・研修等の支援）※令和８年度中に実施予定：三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県
●保育現場におけるハラスメント対策に係る調査研究を行うとともに、ガイドラインや研修資材等を開発　等

こどもまんなか
こども家庭庁

保育士・保育所支援センター

施行日：**令和７年10月１日**

制度の現状・背景

○　**保育人材の確保は恒常的な課題**であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、**保育人材確保策の強化を図る必要**がある。

○　保育人材確保の取組のうち、潜在保育士の再就職の促進のため、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「**保育士・保育所支援センター**」について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。

○　保育士・保育所支援センターの取組については、自治体間に相当程度のばらつきがあることが課題。（例えば、マッチング件数は、100件を超える自治体もある一方で、一桁の自治体もある状況。）

R7児福法改正の内容

○　**都道府県が**、以下の業務を行う拠点（**「保育士・保育所支援センター」）としての機能（※）を担う体制を整備**するものとする規定を設ける。　※指定都市・中核市は努力義務。

○　**保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力**に関する努力義務規定を設ける。

（※）保育士・保育所支援センターの機能

①　保育に関する**業務への関心を高めるための広報**

②　保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、**職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支**

③　保育所の設置者に対する、**保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助**

④　①～③のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務

予算事業における支援内容

［令和７年度交付決定額　4.9億円］

○潜在保育士に対する取組への支援

・　再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供のほか、保育士再就職支援コーディネーターや保育士キャリアアドバイザーを配置し、保育所等への見学同行等の伴走支援を行う。
・　また、潜在保育士の職場復帰のための研修や事業者や園長等に対する保育所等の雇用管理改善のための研修の実施。

R7年度配置数
・保育士再就職支援コーディネーター
　69 都道府県・指定都市・中核市
・保育士キャリアアドバイザー
　17 都道府県・指定都市

○人材バンク機能等への支援

・　保育所からの離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
・　また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。



事業の実績

○　全国で78か所設置　［ 内訳：都道府県47か所、指定都市・中核市31か所　（令和８年４月時点）］
○　保育士・保育所支援センターに登録された方で就職につながった件数　［ 令和５年度…4,597件　令和６年度…4,708件 ］



こどもまんなか こども家庭庁

保育士・保育所支援センター設置運営事業 見直し

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和８年度予算額　463億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

● 各地域における保育人材確保の実効性を高めるため、保育士・保育所支援センター（以下、「センター」という。）において、地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくＫＰＩ(重要業績評価指標) を設定し、取組の事業効果を評価し、見直し・改善・支援内容の充実を図り、センターを基軸として地域の保育人材の確保のために総合的に取り組む費用の一部を補助する。

事業の概要

● センターにおいて、次の業務を行う拠点としての機能を担う体制を整備し、関係機関と連携しながら、総合的に取り組む。

○ 保育に関する業務への関心を高めるための広報
○ 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援
○ 保育所の設置者に対する、保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助
○ 上記のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市　　【補助率】 国：１／２、都道府県・指定都市・中核市：１／２

【補助基準額】

○ 基本分：

	事業項目	取組の目的	必須とする取組	補助基準額
Ⅰ	保育の現場・職業の魅力発信	・保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深める	・保育の仕事や魅力の情報発信 ・センターの取組に関する広報　等	12,189千円 ※左記の１～５全てについて取り組む場合 ※やむを得ない事情により実施できない事業項目がある場合は、以下の金額を減額する Ⅰ～Ⅳ：各2,500千円 Ⅴ：2,000千円
Ⅱ	新規資格取得支援	・保育士資格取得を目指す者を増やす	・養成施設の学生を対象とした伴走的な就職支援 ・保育補助者等に対する試験受験の勧奨　等	
Ⅲ	潜在保育士等の就職支援	・潜在保育士等の保育所等への就職を進める ・保育現場で活躍できる環境を整える	・潜在保育士等を対象とした伴走的な就職支援　等	
Ⅳ	就業継続支援	・保育士が働きやすい職場環境を確保する	・保育士や保育所等を対象とした相談支援 ・職場環境改善等に係る周知・啓発　等	
Ⅴ	関係機関との連携	・Ⅰ～Ⅳについて関係機関と連携し、推進する	・関係機関との保育士確保に関する現状分析・対応策の検討 ・保育士確保に関する地域のネットワーク体制の構築　等	

※ Ⅱ～Ⅳについては、潜在保育士・養成施設の学生・現役保育士に対して、センターに登録してもらうよう積極的に勧奨することを前提として、取組を進めるものとする。
※ 取組に応じたアウトプットKPIの設定を必須とする。

○ 加算分： 基本分の業務に加え、センターの機能強化のため、以下の取組を実施する場合に加算（一部の取組については、令和９年度以降、段階的に基本分に統合予定）

		【補助基準額】
①	就職支援・就業継続支援を強化するために保育所等を訪問する人員を基本分とは別に配置（保育所等に対する巡回支援）	4,172千円
②	人事・労務管理等に関する専門性の高い資格を有する人材等(＊)を①とは別に配置 (＊)社会保険労務士、弁護士、キャリアコンサルタント、中小企業診断士等	6,120千円
	上記以外の専門性を有する人材等を①とは別に配置	1,152千円
③	小中高生を対象とした保育体験・職業体験、職業講話	385千円
④	保育士資格取得の勧奨・支援（資格取得説明会・講習会、保育補助者等に対する試験受験の対策講座）	421千円
⑤	保育所等の採用支援（採用力向上セミナー）	515千円
⑥	情報交換の機会創出（保育士交流会、保育士を目指す者と現役保育士との座談会）	468千円
⑦	潜在保育士の復職支援（復職前研修、求職セミナー）	515千円
⑧	保育士資格登録者名簿等を活用した潜在保育士の掘り起こし	3,835千円
⑨	放課後児童支援員等の人材確保	1,377千円

○ 実績による上乗せ： アウトカムKPIを設定したうえで事業を実施し、令和８年度末のアウトカムKPIの達成状況に応じて、基本分・加算分の合計補助基準額を1.2倍または1.4倍に引き上げる。
アウトカムKPI…新規登録者数、登録者のうち就職につながった件数

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

①介護職員の処遇改善

○ 介護人材の確保のため、これまでに累次の処遇改善を実施。
○ 令和6年度改定では、従来の3種類の加算の一本化や加算率の引上げを行った。
○ さらに、令和6年度補正予算による賃上げに向けた支援や、処遇改善加算の更なる取得促進に向けた取得要件の弾力化（R7.2申請受付分～）を実施。
○ 令和7年度補正予算により、人材流出を防ぐための緊急的対応として、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に向けた支援を実施。
○ 介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和9年度改定を待たずに、令和8年度改定において、以下の改正を実施。
・今回から、処遇改善加算の対象を介護従事者に拡大。
・生産性向上等に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分の創設
・処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等への処遇改善加算の新設。

②多様な人材の確保・育成

○ 介護福祉士修学資金貸付、実務者研修受講資金貸付、介護・障害福祉分野就職支援金貸付、再就職準備金貸付による支援
○ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
○ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
○ 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施

③離職防止 定着促進 生産性向上

○ 介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進
○ 令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進（介護報酬上の評価の新設等）
○ 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
○ 生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置
○ 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
○ オンライン研修の導入支援、週休3日制、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践する事業の実施

④介護職の魅力向上

○ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
○ 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

⑤外国人材の受入れ環境整備

○ 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）
○ 介護福祉士国家試験に向けた学習支援（多言語の学習教材の周知、国家試験対策講座の開催）
○ 海外13ヵ国、日本国内で「介護特定技能評価試験」等の実施
○ 海外向けオンラインセミナー等を通じた日本の介護についてのPR
○ 働きやすい職場環境の構築支援（国家資格の取得支援やメンタルヘルスのケアのための経費助成、eラーニングシステム等の支援ツールの導入費用の助成、介護の日本語学習支援、巡回訪問等）

福祉人材センターについて

事業の目的

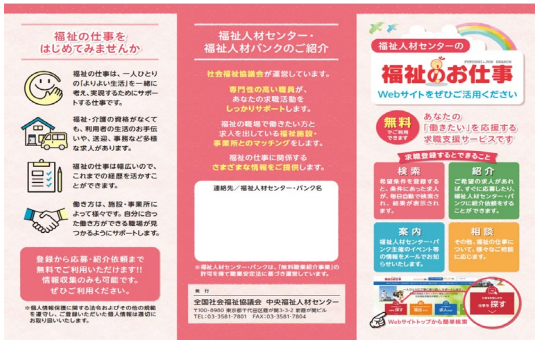
社会福祉法に基づき、中央福祉人材センター及び都道府県福祉人材センターを設置し、福祉分野への就労を希望する者への職業紹介や就職説明会等を実施することにより、社会福祉事業従事者の確保を推進するもの。

中央福祉人材センター

社会福祉法第99条の規定により全国に１個に限り指定

【実施主体】全国社会福祉協議会
【 予　算 】５２,９８０千円（令和８年度当初予算額）
【主な業務】（社会福祉法第100条）
・都道府県福祉人材センター業務に関する啓発活動（第１号）
・二以上の都道府県域における社会福祉事業等従事者確保に関する調査研究（第２号）
・都道府県福祉人材センター職員等に対する研修（第３号）
・社会福祉事業等従事者に対する研修（第４号）
・都道府県福祉人材センターの業務に関する連絡調整、指導（第５号）
・人材需給情報の収集、提供（第６号）　等

【パンフレット】



都道府県福祉人材センター

社会福祉法第93条の規定により都道府県ごとに１個に限り指定

【実施主体】都道府県（都道府県社会福祉協議会を指定）
・都道府県福祉人材センター（全国47ヶ所）
・福祉人材バンク（都道府県福祉人材センターの支所（全国27ヶ所））
【 予　算 】生活困窮者就労準備支援事業等補助金の内数
【主な業務】（社会福祉法第94条）
・社会福祉事業等に関する啓発活動（第１号）
・社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究（第２号）
・社会福祉事業等経営者に対する人材確保相談（第３号）
・社会福祉事業等従事者に対する研修（第４号）
・社会福祉事業等従事者の確保に関する連絡（第５号）
・社会福祉事業等に従事しようとする者への無料職業紹介（第６号）
（※「福祉のお仕事」HP参照）
・社会福祉事業等に従事しようとする者への就業促進に関する情報提供、相談その他の援助（第７号）　等

【「福祉のお仕事」HP】



介護人材の届出システムの概要（平成２９年４月１日稼働）

1　届出の概要

社会福祉事業等に従事している介護福祉士等（※１）が離職した場合（※２）などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県福祉人材センターへ届け出ることが努力義務となっている。

※１　介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)介護職員基礎研修、(旧)ホームヘルパー養成研修１級・２級課程の修了者も届け出ることが可能。

※２　令和９年４月１日より、離職した場合に限らず現任の介護福祉士等は届け出ることが努力義務となる。

2　届出のタイミング

①社会福祉事業等を実施する事業所を離職する（※）など以下の場合

（※　令和９年４月１日より、下記によらず現任の介護福祉士等は届け出ることが努力義務となる）

◆介護福祉士等が離職した場合

◆社会福祉事業等に従事しなくなった場合

◆介護福祉士の登録を受けた後など、社会福祉事業等に直ちに従事する見込みがない場合

②既に届け出た事項に変更が生じた場合

3　届出事項

◆氏名、生年月日及び住所

◆電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報

◆介護福祉士登録簿の登録番号及び登録年月日

◆就業に関する状況（現在、就業しているか否かなど）

※上記の他、任意事項として、離職理由（転職、進学、家族の介護等）、復職意向（「すぐ」、「いずれ」等）や希望条件（自由記載）など

4　届出の方法

◆届出は、パソコンやスマートフォンから届け出る方法を原則とする。※人材センターへの来所による届出も可。

http://www.fukushi-work.jp/todokede/（介護福祉士等の届出サイト「福祉のお仕事」）

5　届出の支援

①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。

◆社会福祉事業等を経営する者

◆介護福祉士の養成に係る学校及び養成施設の設置者

②「支援」とは、介護福祉士等に対して届出を出すように促すなどの支援。

（参考）
離職した介護福祉士等の届出状況
全国計　57,711人（令和8年3月末現在）

福祉人材センターによる介護人材の復職支援の強化

○　都道府県福祉人材センターによる介護人材の復職支援を強化するため、離職者情報の把握や効果的な復職支援を行うための届出システムを構築。
○　復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんと復職研修など、ニーズに応じたきめ細かな対応を実施。
○　地方公共団体やハローワーク等との連携強化による復職支援体制を強化。

福祉人材センター

○　届出情報に基づき、離職後も一定のつながりを確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチ。

○　個別にマイページを作成し、パソコンやスマートフォンにて支援情報を確認可能。

【支援の例】
- 社会福祉事業等の求人情報の提供
- 研修の開催案内
- 復職体験談等の参考となる情報提供
- 福祉に関するイベント案内
- その他、福祉に関する情報提供

届出データベース

連携

支援体制強化



ハローワークや自治体等と密接に連携



より身近な地域での支援体制を強化

離職者情報の把握・効果的な復職支援により、復職までの循環型支援を実施

社会福祉事業等に勤務する介護人材





離職時の届出



インターネットによる届出

届出

復職

離職

離職中の介護人材

※介護福祉士、介護職員初任者研修や介護実務者研修などの修了者



ニーズに応じた復職支援

- ✓ 子育て・介護中
- ✓ 求職中
- ✓ 資格取得後、直ちに就業しない　等

都道府県福祉人材センターにおける地域の実情を踏まえた効果的な事業の実施等の促進に向けた対応について(概要)

（令和６年４月４日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

趣旨等

・都道府県福祉人材センターは、平成４年以来、社会福祉法第94条に基づき、福祉の仕事に関する啓発活動、職員の確保に関する事業所への相談支援、無料職業紹介等、福祉人材確保に関する取組を幅広く行ってきた。

・福祉人材を巡る情勢も大きく変化し、職業紹介事業においては民間職業紹介事業者の参入が進み、地方公共団体など公的機関においても様々な事業が実施されている中、**各センターは、民間職業紹介事業者等が担いにくい事業の実績・事業手法を有している**。

・他方、各センターが効果的な事業を実施するためには、都道府県の対策の中で、**各センターが果たすべき役割を明確にしつつ、地域の各施策・関係諸機関と連携して取組を進めていく**ことが不可欠。

・このため、各センターが行う多様な事業・取組事例、その実情や強み、事業の的確な把握に資する指標等を示すとともに、地域の実情に応じた対策の中で、**各センターがその事業実績や強みを発揮できるよう、各センターと連携した対策を推進**するよう都道府県に依頼。

主な内容

１．福祉人材センターの事業と都道府県の福祉人材確保対策との連携・調整

都道府県福祉人材センターが果たすべき役割と機能については、中央福祉人材センターが策定した「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」において、
・３つの方向性（1. 社協らしさとセンターの強みの発揮、2. 関係者の連携・協働による取組の強化、3. 市町村域等での取組の強化）と、
・５つの主要課題（①すそ野拡大に向けた多様なアプローチ、②福祉施設・事業所に対する支援、③きめ細かなマッチングの強化と定着促進、④魅力発信と将来的な福祉人材の確保、⑤関係者の連携促進と取組の推進）
が示されている。今後、地域の対策の中で、どの課題に重点的にアプローチをし、その中で各センターが担う役割について明確にしていく必要があるため、各センターと都道府県で連携・調整を進める。

２．５つの主要課題に積極的に取り組めるよう取組事例を提示

３．事業運営に当たり国の補助金等の活用及びハローワークとの連携の促進

４．各センターの取組状況の定期的な確認等（※確認をする際には、数字だけでなく時間を割いて対応している状況等を丁寧に確認）

５．中央福祉人材センターによる各センターに関する連絡及び支援等を行うための積極的な連携

福祉人材センター・ハローワーク連携事業について

（令和７年12月18日一部改正 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

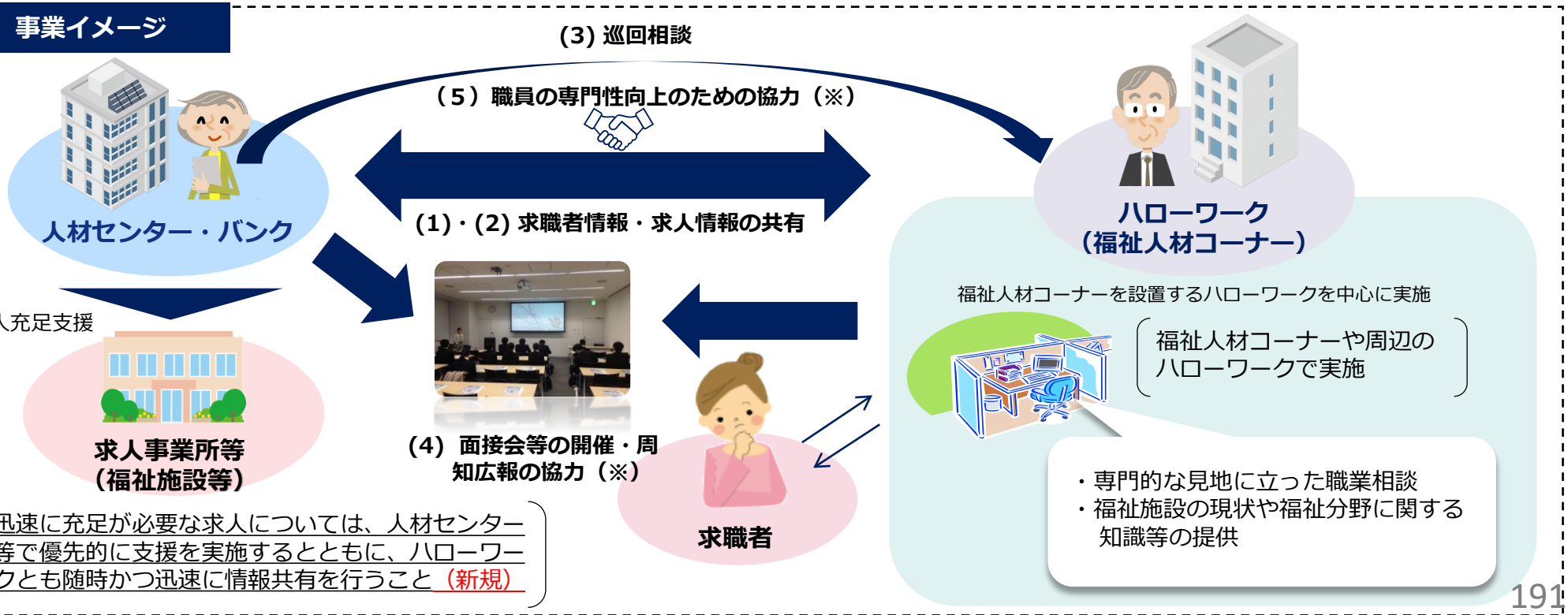
福祉人材センターとハローワークの両者の強みを活かした更なる連携を図ることにより、介護関係職種での就業を希望する者と福祉施設等とのマッチングを強化

【主な事業内容】

（１） 求職者情報の共有による求職者の適性やニーズに応じた就職支援
（２） 求人情報の共有による幅広い情報提供の実施
（３） ハローワークのスペースを活用した福祉人材センターによる巡回相談
（４） 面接会やセミナー等の開催及び周知広報の相互協力
（５） **福祉人材センター及びハローワーク職員の専門性向上のための協力（新規）**

※そのほか介護の仕事の魅力発信に資するツールの共有、求職者向けセミナー等の合同開催や福祉分野に係るセミナー等への講師派遣、離職等の届出をした介護福祉士等に対して、ハローワークの周知等、センターとハローワークの合同研修など（新規）

事業イメージ



迅速に充足が必要な求人については、人材センター等で優先的に支援を実施するとともに、ハローワークとも随時かつ迅速に情報共有を行うこと（新規）

2.（1） 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

介護の担い手となる世代の人口が減少する中、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられる体制を整備することが重要な課題となっています。

人材の確保・定着に加え、現場の業務負担を軽減し、働きやすい環境を整える取組を進めること、職員への投資の充実が求められています。また、地域ごとに人材状況や課題が異なることから、**関係者が情報を共有し、協働して解決に取り組む仕組みが必要**です。



見直し内容

① 福祉人材確保のための協議会の設置

公的機関や地域の事業者、養成施設などが集まり、地域の人材状況や課題を共有し、具体的な確保策を検討・実行する協議会の設置を都道府県の努力義務とします。

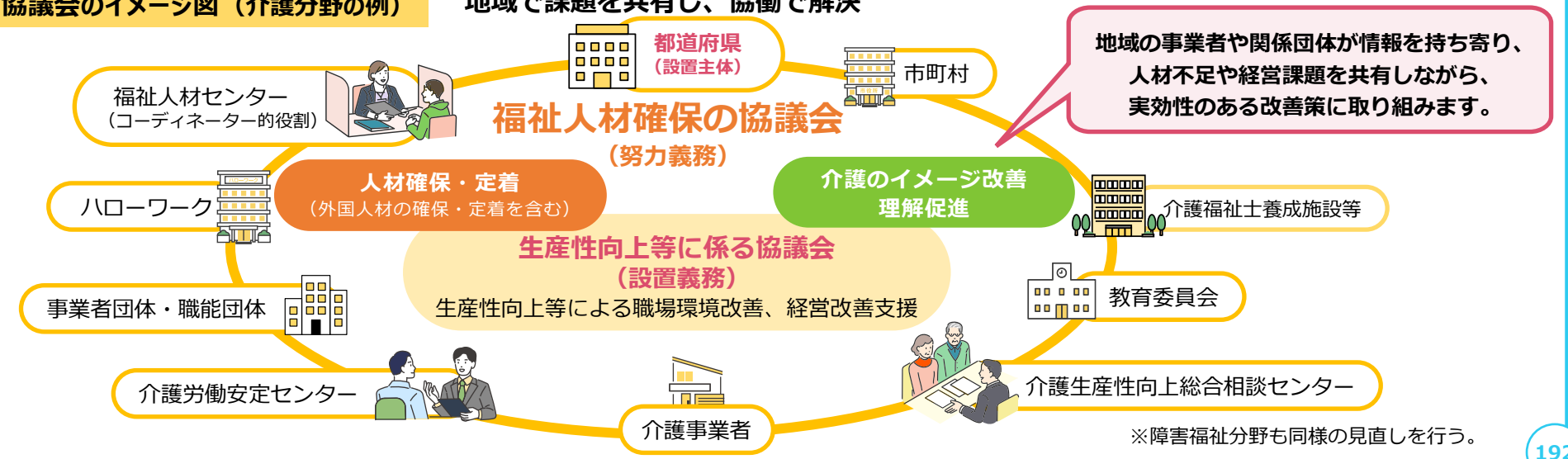
② 生産性向上等の取組の促進を図る協議会の設置（※１）

公的機関や事業者団体などが集まり、介護現場における生産性向上や経営改善に向けた課題（※２）を共有し、その解決に向けた施策を検討する協議会の設置を都道府県の義務とします。

（※１）障害福祉分野も同様の見直しを行う
（※２）見守り機器などの介護テクノロジーの活用、事業所間の協働化など

協議会のイメージ図（介護分野の例）

地域で課題を共有し、協働で解決



※障害福祉分野も同様の見直しを行う。

施行日：令和９年４月１日　※障害福祉分野については、法律の公布後３年以内に政令で定める日

雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）への対応について

医療・介護・保育分野に従事する労働者を採用する際の職業紹介事業者に支払う**手数料が高い・転職勧奨により早期離職**してしまうといった指摘等があり、厚生労働省では各種措置を講じている。

職業紹介事業

１．法令に違反する職業紹介事業者への厳正な対応

・求職者への**就職お祝い金禁止**（令和３年４月～（指針））・**就職後２年間の転職勧奨禁止**（平成30年１月～（指針））について、職業紹介事業の**許可条件に追加**（令和７年１月～）

※ 指導監督にもかかわらず、違反が継続・反復する場合は、許可取消の対象。

・職業紹介事業者の法令違反の疑いについて**「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口**を設置（令和５年２月～）

２．有料職業紹介事業の更なる透明化

・職業紹介事業者の**手数料実績（職種ごと・平均手数料率）の**「人材サービス総合サイト」での**公開義務化**（令和７年４月～）

３．優良な紹介事業者の選択円滑化

・適正な事業者を**認定し、公表。認定基準には６か月以内の離職に対する返戻金制度を設ける**ことを規定（令和６年４月～）。（認定制度は令和３年８月に創設）

※ 令和８年４月現在で**63社（うち医療46社、介護30社、保育20社）**

募集情報等提供事業

※求人サイト･求人情報誌など求人情報や求職者情報を、求人者、求職者等に提供するもの。職業紹介と異なり、雇用契約の成立をあっせんすることはしない。平成29年から法に位置づけ。令和4年から求職者の情報を収集する特定募集情報等提供事業者については届出制。

１．法令順守徹底のためのルールと施行の強化

・労働者の登録から就職・定着までの全ての過程における**金銭等の提供を原則禁止**（令和７年４月～）

２．雇用仲介事業の更なる見える化

・募集情報等提供事業者の**利用料金・違約金規約の明示義務化**（指針に、利用者に誤解が生じないよう、規約の内容を分かりやすく記載した書面や電子メールにより、正確・明瞭に提示するよう規定）（令和７年４月～）

※ 違約金規約の明示については、職業紹介事業者にも同様に求める

ハローワークにおける人材確保支援について

支援の概要

○　医療・介護・保育分野等の人材確保を強化するため、主要なハローワークに**「人材確保対策コーナー」**を設置
（全国１２４か所に設置し、専任のスタッフを配置）

<コーナーにおける支援内容>
・求人者に対し、窓口相談や事業所訪問を通じた求人充足のための求人条件の見直しや求人票の書き方の助言指導
・求職者に対し、担当者制（マンツーマン方式）によるきめ細かな職業相談・職業紹介
・業界団体、関係機関等と連携した業界の魅力発信・求職者の掘り起こし、ツアー型面接会や就職面接会などのマッチング機会の提供

支援実績（医療・介護・保育）

○　ハローワーク全体（３分野）では**約16.５万人**（令和７年度）

○　業界団体・自治体等と連携したセミナー、就職面接会、職場見学会等を延べ約9,300回開催（令和７年度）

取組事例（医療・介護・保育）



〔ツアー型面接会〕（看護）
看護師等を募集している病院での面接と施設見学をセットにし、ハローワーク職員が同行して実施

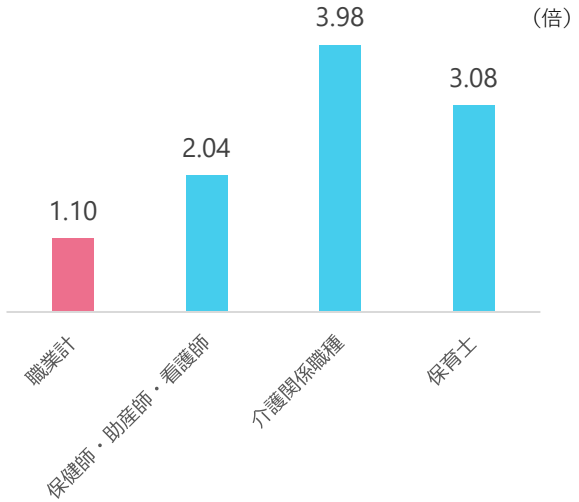


〔お仕事相談会〕（介護）
介護ロボットの展示・体験会と併せた就職相談会を県と連携して開催



〔保育セミナー〕（保育）
未経験・ブランクのある有資格者を対象に、保育施設の種類、保育所の一日の流れ等を説明するセミナーを開催

（参考）有効求人倍率（2025年度平均）



（※）職業安定業務統計（パートタイムを含む常用）、保育士は特別集計。

ハローワークによる医療・介護・保育分野の求人充足対策の取組強化

令和７年度の取組

課題 求人者（病院・施設）への働きかけの弱さ、ニーズの把握、ニーズに即した対応の弱さ

対応 医療・介護・保育分野について、それぞれ**集中取組期間（３ヶ月間）を設定**し、**人材確保対策コーナー（人確コーナー）設置ハローワーク**（119所→令和７年度補正予算により124か所に増設）**を中心**に、**ハローワーク幹部が地域の重点病院・施設を訪問（アウトリーチ）**し、求人を開拓するとともに、求人充足まで継続して支援する取組をスタート。

※事業所訪問により賃金引き上げ含め**求人条件の見直し**や**求人票の書き方のアドバイス**、事業所希望に応じた**ツアー型面接会や就職面接会の開催**、**求職者への求人情報提供・応募勧奨**　等を実施。

※事業所訪問時には、雇用仲介事業者利用の留意点も案内。

（事業所見学会の様子）





結果 ３分野合計で**4,620回訪問、45,216求人を開拓、充足数5,148人**

※保育分野は新卒応援ハローワーク等と連携した指定保育士養成施設への訪問によるハローワーク利用勧奨等も実施。193回訪問し101施設から支援の希望があった。

（取組事例）
- 所長が事業所を訪問し、求める介護職の人物像を聴取。求人情報の提供により訪問から５日後に１名紹介・採用。（鳥取県・グループホーム）
- 看護助手の求人を開拓。求人公開から直ちにハローワークをあげて求職者への情報提供・応募勧奨を行い、10日で１名採用。（静岡県・総合病院）
- 事業所訪問により求人条件見直しを提案・PRポイントを確認。SNSやDM送付等により求職者に情報提供し、職場見学会を経て２名採用。（香川県・保育所）

一定の成果が得られたため、ノウハウを横展開し抜本的強化

「令和８年度　医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」

１．アウトリーチによる求人充足支援の強化

- **医療機関・介護施設・保育所へのアウトリーチ支援による求人充足支援を、全ハローワーク（544所）の最重点事項として通年で実施。**
- **特定の分野を対象とした取組を全ハローワークの最重点事項とするのは初の試み。**
- **急募求人（配置基準を満たすため迅速な充足が必要な求人など）は、求職者への優先的な求人情報の提供など、早期の求人充足に向けて迅速に対応。**
- **賃金引き上げ含め求人条件の見直しや求人票の書き方のアドバイスを重点的に実施。** ※ アウトリーチ支援強化とあわせ、好事例の横展開、職員の育成の取組を継続して実施。

令和８年４月の実績（速報値）：３分野合計で　**3,288回訪問、13,305求人を開拓**

２．公的な無料職業紹介機関との連携強化

- ナースセンター等によるハローワークへの巡回相談の対象所や回数拡充、急募求人の情報を共有し双方で迅速な充足支援の実施　など

３．関係団体との連携強化

３分野訪問実績：５４０団体（令和８年３月31日時点）

- 労働局幹部が地域の関係団体を訪問、①上記取組の周知依頼、②充足支援が必要な事業所情報の収集、③雇用仲介事業者利用の留意点の説明や法令違反が疑われる事例の把握等を行う。（結果を踏まえ、ハローワークによる求人充足支援や労働局による相談対応・指導監督等を実施。）
- 本省も中央の関係団体を訪問、労働局・ハローワークの取組への協力を依頼し、インターネットサービスの改善意見を聴取し今後の改善に反映。

幼稚園教諭等の人材確保のための人材バンク創設・コンソーシアム構築事業

令和８年度予算額　0.7億円（新規）

文部科学省

背景・課題

○ **幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の人材**については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追い付いていない。**

○ **人材不足が各幼稚園の深刻な課題**となっている中、多くの園では**民間の有料職業紹介事業者に高額の紹介手数料を支払って**人材確保を図っており、園の経営を圧迫している。このような状況が**質の高い幼児教育を提供するうえで大きな制約**になっているという声もある。

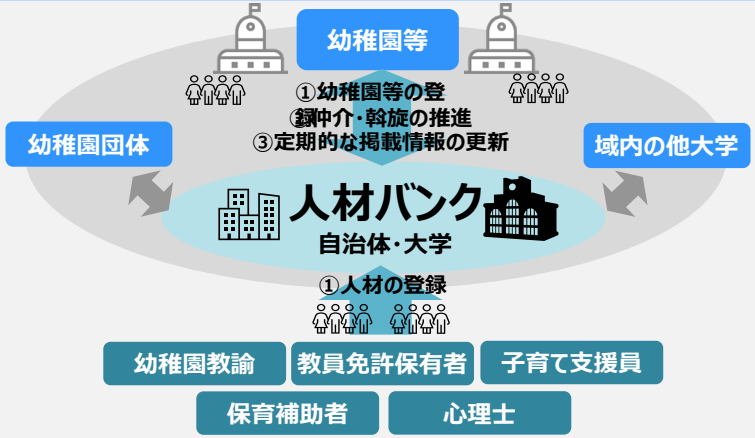
有効求人倍率の推移（年平均）

	H29	R6
全職種	1.35	1.14
幼稚園教諭	1.66	2.71
保育士	2.47	2.95

事業内容

①人材バンク創設事業

自治体や大学等が、幼稚園教諭等の人材確保のための**人材バンクを創設**
⇒**地域全体の公益性の高い人材確保ネットワークを構築**し、**幼稚園教諭の人材不足に対処**



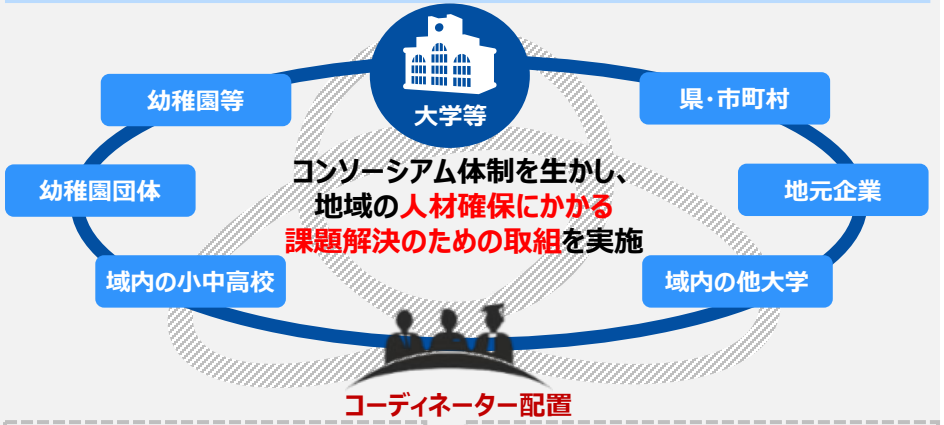
①幼稚園等・人材の登録
・幼稚園教諭・養成校卒業生
等に対して、人材バンクに登録するメリットを周知する等して、登録を促進。
・養成校や幼稚園団体等とも協働し、人材バンクへの積極的な登録を促す体制を構築

②仲介・斡旋（就職支援）の促進
・主に復職希望者を対象。
・個々のニーズにあった求人情報の掲載等により、入職時のミスマッチを防ぎ、定着率の向上に繋げる。
・追加的な取組みとして、人材バンクに登録された教員免許状保有者等に対して、アウトリーチ型の支援を実施することも想定。

③定期的な掲載情報の更新
・日頃からの各主体との密な連携により、定期的な掲載情報の更新や、登録者への周知が図られるような、効果的な取組を実施。

②コンソーシアム構築事業

自治体や大学等が主体となり、**地域における人材確保に向けた協議体制を構築**
⇒さらに、**地域の多様な主体による連携・協働の在り方を検討**し、その**成果を全国的に普及**



＜想定される課題の例＞
・養成校入学者数の減少
・養成課程を通じた希望者数の減少
・入職時のミスマッチによる早期離職
・幼稚園教諭や専門人材等の人材不足

＜課題解決のための取組＞
・外部人材の活用・人材交流
・教育実習の実施に関する統一マニュアル等の策定
・幼稚園等からの相談受入れ体制の整備
・広報活動等

事業開始年度	令和８年度～
委託先	自治体、大学等
事業規模	① 500万円　5団体 ② 600万円　5団体

（担当：初等中等教育局幼児教育課）

保育士資格について

○　保育士とは、児童福祉法第１８条の１８第１項に規定する保育士としての登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

○　保育士となる資格を取得するには、次の２通りの方法がある。

・都道府県知事の指定する保育士を養成する学校及びその他の施設（大学、短期大学、専修学校等）を所定の課程を履修した上で卒業。

①　入所（学）資格は、学校教育法に規定する高等学校を卒業した者等
②　資格取得のための必要単位数　→　６８単位
③　指定保育士養成施設長による指定保育士養成施設卒業証明書の交付
④　養成施設数　→　６６７ヶ所（令和７年４月現在）
　　資格取得者　→　２９，４３２人(令和６年度)

・各都道府県で行う保育士試験に合格。

①　受験資格→　学校教育法における大学（短期大学を含む）に２年以上在学して62単位以上修得した者、高等学校を卒業し児童福祉施設において２年以上の勤務で総勤務時間数が2,880時間以上児童の保護に従事した者及びそれ以外の者は５年以上の勤務で総勤務時間数が7,200時間以上児童の保護に従事した者等。
②　都道府県知事による保育士試験合格通知の交付
③　保育士試験の実施状況（令和７年度）
　　受験者申請者数　→　５４，８０７人
　　合格者数　→　１２，６１７人
　　うち全部免除者数　→　１，９９６人
　　※国家戦略特区域限定保育士試験を含む

こどもまんなか
こども家庭庁

地域限定保育士制度

施行日：**令和７年10月１日**

背景と現状

○　地域における保育人材確保のため、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる**「地域限定保育士制度」を創設**。

○　上記の制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間１回だったが、その後年間２回実施の取組みが広がり、**平成29年度以降は全ての都道府県において年間２回の試験を実施**。

○　保育人材の確保は全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体間に差がある。**特に不足するおそれが大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要**。

地域限定保育士制度の概要

○　国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、**特定の都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設**。

○　都道府県等が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、**保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類等を添付して、試験実施方法書により内閣総理大臣に申請**。認定を受けた都道府県等（以下「認定地方公共団体」という。）において地域限定保育士試験の実施が可能。

○　**地域限定保育士試験は、認定試験実施方法書の定めるところにより、筆記試験及び実技試験によって行い**、実技試験は筆記試験の全てに合格した者について行う。ただし、**認定地方公共団体の長が行う一定の要件（※）を満たす講習を修了した者に対しては実技試験の全部を免除できる**。
（※）講習の時間数は27時間以上であること、講習を実施するのに必要な講師及び受講者の評価を行う者（教育内容編制主任）を配置すること　等

○　筆記試験は、保育原理、教育原理、社会的養護、子ども家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論（以下「保育原理等の科目」という。）について行うこととするほか、地域の実情に応じ必要な科目（以下「独自の科目」という。）について筆記試験を行うことができる。なお、**独自の科目が保育原理等の科目と同等の内容を有するものと認められる場合は、認定試験実施方法書の定めるところにより同等の内容を有する保育原理等の科目に代わるものとして、当該独自の科目を行うことができる**。

○　一般社団法人や一般財団法人に限らず、**法人一般を指定試験機関として指定可能**。

○　地域限定保育士は、地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り業務を行うことができるが、**登録後３年を経過かつ、地域限定保育士として一定の勤務経験（１年（1,440時間））がある者**は、申請により、全国で働くことのできる通常の保育士登録が受けられる。

予算事業における支援内容（令和８年度予算）と事業実績

✓ **保育人材等就職・交流支援事業**
　令和８年度予算において、当該事業の補助メニューに「保育士・地域限定保育士を目指す者への知識・技術向上支援」を追加し計上。保育士・地域限定保育士を目指す者を対象に、保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習や研修、試験の広報等に必要な経費を補助。
【実施主体】都道府県、市町村　　【補助基準額】１自治体当たり5,263千円

✓ **認定地方公共団体（令和８年度中に実施）**
〇令和７年11月に認定：三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県
〇令和８年４月に認定：千葉県、神奈川県、兵庫県、鳥取県、鹿児島県、沖縄県



幼稚園教諭免許を含む教員免許制度について

1． 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

2． 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第３条第１項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

3．免許状の種類

それぞれ学校種別　（ 中学校・高等学校については教科別 ）

① 普通免許状
- 専修免許状（修士課程修了程度）
- 一種免許状（大学卒業程度）
- 二種免許状（短大卒業程度）

② 特別免許状

③ 臨時免許状
（有効期限３年）

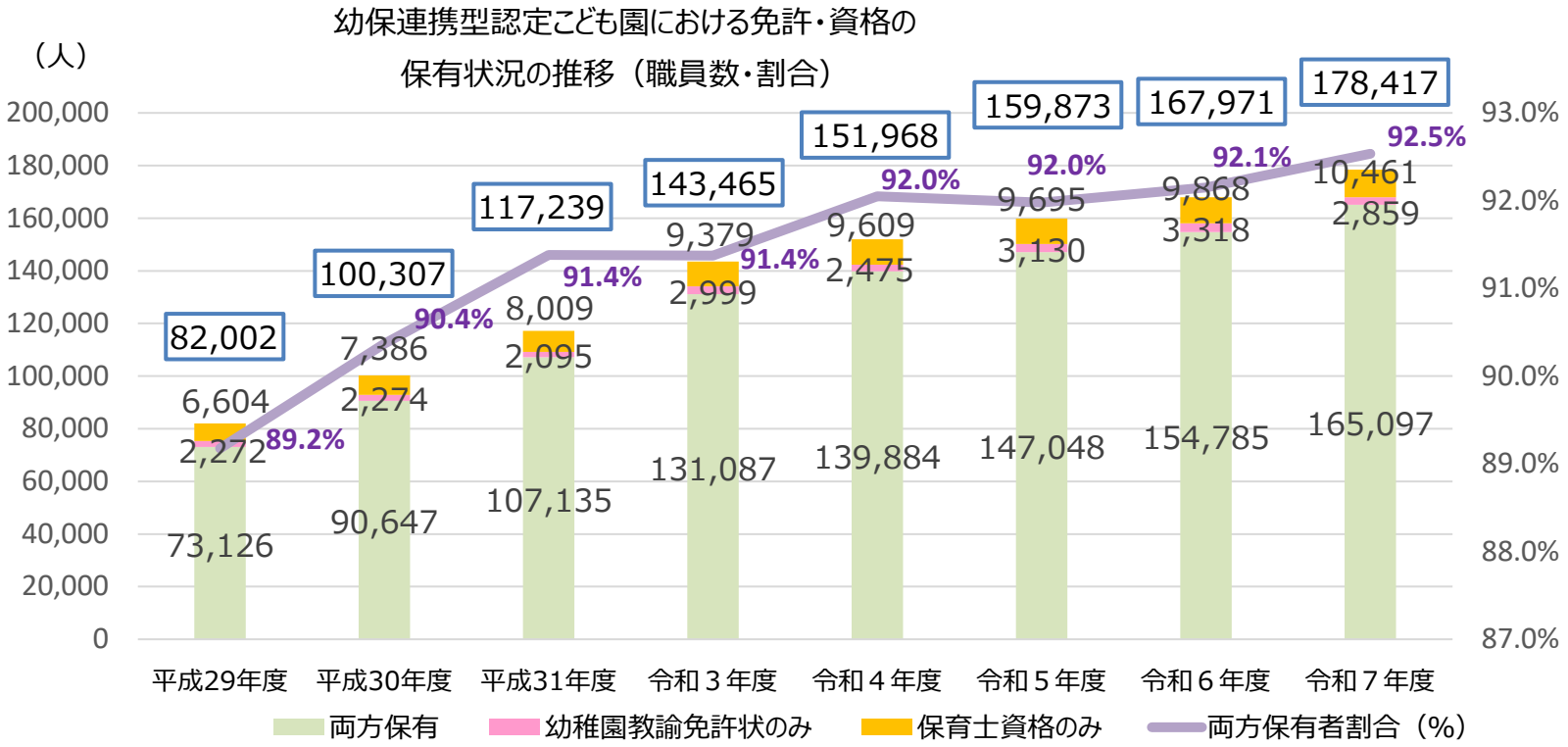
○ 授与権者：都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲
- ・普通免許状　：　全ての都道府県
- ・特別免許状
- ・臨時免許状

　} 授与を受けた都道府県内

（参考）幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。



※ 各年度４月１日現在
※令和２年度は調査を実施せず
（出典）こども家庭庁「認定こども園調査」
※令和５年度からはこども家庭庁成育局成育基盤企画課調べ

（参考）幼保連携型認定こども園の数

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和４年	令和5年	令和6年	令和7年
3,618	4,409	5,137	5,688	6,093	6,475	6,801	7,136	7,470

３－４．幅広い人材・テクノロジー活用

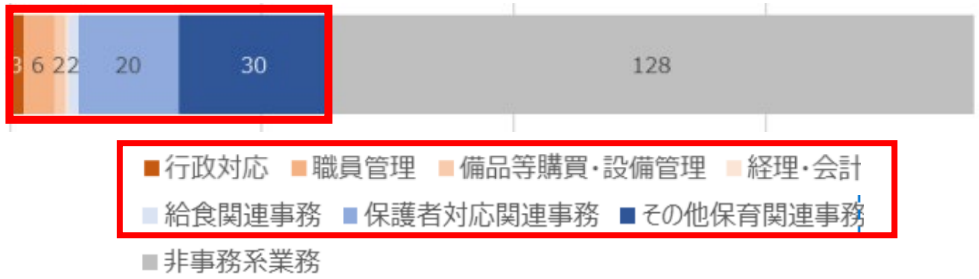
3.(4) 保育DXの推進による業務改善

現状・課題等

○保育現場におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等で多くの書類作成が必要、自治体により異なる書類の様式等による事務負担が課題。また、自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題

【保育士/保育教諭１人当たりの月間平均業務量（業務分類別）】

事務系業務　平均計63時間（業務時間全体の33%）



✓ 東京都内の保育事業者を対象とした調査（R2 調査）において、**保育士や保育教諭が事務系業務に割いている業務時間は**平均63h/月であり、**業務時間全体の33%**を占めている。

「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPES 制度概要」より抜粋

○保護者にとっては、必要な情報収集に手間と時間が掛かる、施設見学は開園時間中に電話で予約、申請書への手書きでの記入など、保活の手続に係る負担が大きいという課題が存在



保護者

保活に関し、大変だったこと・苦労したこと

役所相談	✓ 入所相談のために**妊娠中や子連れの状態で役所を訪問**しなければならなかったこと（341人/696人）
情報収集	✓ 手続や保育施設に関する情報について、「**情報が一元化されておらず**情報収集が大変」、「**訪問や電話をしないと情報を得られない**」といった意見
施設見学予約	✓ 保育施設**見学予約の手段がアナログな手段（電話や訪問のみ）**しかなかったこと（423人/696人）
入所申請	✓ 入所申請**書類を手書きで作成**する必要があること、入所申請書類が多かったこと（403人/696人）

一般社団法人 こどもDX推進協会「保活に関する保護者アンケート 結果」より抜粋

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備する

✓対応のポイント

- □ 全国的な基盤整備による現場の負担軽減
- □ 保育ICTのロールモデルとなる事例創出、横展開

【保育所等におけるICT環境整備】

○保育現場における保育ICT（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）や、こどもの安全対策に資する設備（午睡センサー・AI見守りカメラ）等の導入を推進する（保育ICT推進加算（仮称）【R8～】）

フェーズ１

【給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現】

○保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うための機能を有する全国的な基盤（保育業務施設管理プラットフォーム）を整備し、他システム（子ども・子育て支援システム、ここdeサーチ、保育ICTシステム）との連携を図りつつ、全国展開を進める【R8稼働】

フェーズ２

【保活ワンストップの実現】

○保活に関する一連の手続（手続／施設情報検索、見学予約、就労証明書発行等）のワンストップを実現するために、保護者・保育施設等・勤務先企業・自治体の間で必要な情報を受け渡しするための全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備し、他システムとの連携を図りつつ、全国展開を進める【R8稼働】

フェーズ２

【保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備】

○ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」を実施する【R6補正～】

フェーズ１⇒２への移行を支える取組

○全ての保育所等におけるICT環境の整備【保育所等におけるICT導入率：100%（令和７年度）】 ※令和６年度実績 99.0%

○４機能*の導入による生産性の向上【４機能いずれも導入している割合：20%以上（令和８年度）】

*①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③こどもの登降園管理等の業務、④実費徴収等のキャッシュレス決済

○保育業務ワンスオンリーによる業務効率化の実現【従来と比較した保育業務施設管理プラットフォームの満足度：70%以上（令和８年度）】

○負担のない保活の実現【利用者の保活に関する満足度70%以上、参加施設における施設見学予約のオンライン申請率：60%以上（令和８年度）】

こどもまんなか
こども家庭庁

保育業務施設管理プラットフォーム

現状の課題

・多くの書類作成や対面手続きによる事務負担が大きい
・自治体・保育施設間の情報共有が非効率的



保育業務施設管理プラットフォーム

「各種手続をオンライン化し、事務負担を軽減」

給付業務（申請・審査）や監査業務（書類提出・確認）の各種手続きを
オンライン化し、自治体・保育施設等の業務効率化を実現することを目的としています。

更なる業務負担軽減を目指します！

給付業務（申請・審査）



システム上で申請のフローが完結

保育施設等、市区町村、都道府県間で給付申請、審査がスムーズに。進捗状況確認も容易に。

監査業務（書類提出・確認）



オンライン提出・管理でコスト削減

事前提出書類等の提出・確認をオンライン化し、差戻・再提出やリマインドなどのやり取りのコストを大幅削減。

その他、データ入力・データ管理



クラウド上で情報を保存・管理

紙やメール等でやり取りしていた書類をシステム上で管理。一度入力した情報をシステム間で連携することで、再入力が不要に。

目指すところ

保育士がこどもと向き合う時間を確保
自治体担当者が保育の質の向上に関わる業務に注力



保育業務施設管理プラットフォームの主な機能
①給付業務のオンライン化

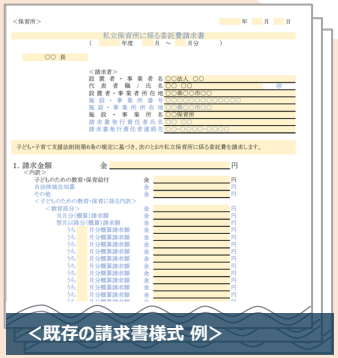
保育施設等、市区町村、都道府県間で給付申請、審査がスムーズに。進捗状況確認も容易に。

導入前

紙ベースによる非効率性
申請書類や報告書の作成、郵送、窓口提出に時間とコストがかかる。

情報の重複提出
同じ施設情報や給付費の請求情報を複数の申請で繰り返し記入。





保育業務施設管理プラットフォーム

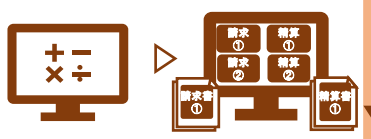


導入後

システム上で請求情報を管理
請求データをシステム上でまとめて管理。請求書も自動で作成可能。

データ再入力不要
一度入力した情報をシステム間で連携することで、再入力が不要。

令和8年度



施設型給付費の自動計算・審査に対応。請求・精算情報を履歴で管理帳票も自動で作成

最終的には・・

○施設等利用給付（法定代理受領）、延長保育事業、補足給付管理等に対応!!

○請求・精算にかかる業務を保育業務施設管理プラットフォーム上で完結して業務効率を削減!!

給付業務のオンライン化で”給付に係る申請手続きをオンラインでスムーズに”

今後の機能拡充イメージ（予定）

令和８年度
① 保育施設等と自治体間で施設型給付の請求・精算、審査機能
② 児童給付情報等の連絡機能

令和９年度
① 施設型給付の広域請求
② 延長保育事業の実績報告
③ 自治体独自システム連携（CSV）

令和１０年度以降
① 施設等利用給付、実費徴収にかかる補足給付
② 見える化Excelテンプレート出力機能
③ 集計確認機能

保育業務施設管理プラットフォームの主な機能
②監査書類のやりとりのオンライン化

事前提出書類等の提出・確認をオンライン化し、紙での出力・管理、差戻・再提出やリマインドなどのやり取りのコストを大幅削減。

導入前

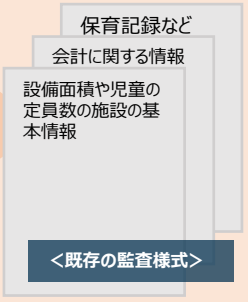
紙書類の提出・保管による事務負担
郵送や窓口提出に時間とコストがかかり、保管スペース、コストが発生。

記載ミスや紛失、再提出
手書きや複雑な様式による記載ミスで、様式不備で再提出が頻発。



保育業務施設管理プラットフォーム





導入後

監査フローをシステム化
差戻機能やTODOリストの通知により、メールや電話でのやり取りの時間を大幅削減。

システム上で監査情報を管理
申請書や実施通知をすべてオンライン化。紙での出力を大幅削減。自治体及び施設側がリアルタイムで確認可能。

令和8年度



提出書類や実施通知を電子化
システム内で監査書類を管理

最終的には・・

- 標準監査項目を実装した上で自治体が定める監査項目をシステム上に登録でき、監査情報・監査業務をまとめて管理!!
- 一度、給付側で入力・連携済みのデータは自動連携し、システム上で再入力不要に!!

監査書類の電子化で”紙からクラウドへ、監査業務をもっとスマートに”

今後の機能拡充イメージ（予定）

令和８年度
① 保育施設等と自治体間で監査実施計画や通知、監査書類のオンライン送付機能
② 監査実施計画や通知の一覧管理

令和９年度
① 監査調書の入力・申請機能／審査機能
② 監査の進捗状況や改善報告機能

令和１０年度以降
① 会計監査に係る機能の充実
② 認可外保育施設の指導監督
③ 統計機能

保活情報連携基盤

現状の課題

- 保活の手続（実施時期、情報収集、見学予約、窓口申請等）の正解が分からない。
- 施設への見学予約、就労証明書発行等にアナログな対応が多く、負担。

保活情報連携基盤

「保活に関する各種手続をワンストップ化し、負担を軽減」

保護者の「保活」に係る負担を軽減するため、保活に関する一連の手続（情報収集や見学予約、就労証明書の発行等）をオンライン・ワンストップで可能とすることを目的としています。

より便利で使いやすいシステムを目指します！

自治体の手続確認



保活に関わる手続情報を一元把握

居住自治体の手続書類や指数情報等を一元的に収集することが可能。
また、自治体の設定する「保活ToDo リスト」でやること・時期を把握し、進め方の正解が分かる。

施設情報収集・見学予約



情報収集・見学予約がシステム上で完結

施設情報収集・見学予約の一連の保活手続を、スマホから24時間いつでもオンラインで完結。
情報の収集・比較・検討や見学予約が簡単に。
保活がもっとスムーズに。

就労証明書の発行



システム上で楽々発行

自身と配偶者の就労証明書について、
システム上で発行依頼・受け取り・管理が可能となり、負担が軽減。

目指すところ

**保護者の「保活」に係る負担を軽減し、
子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減**



保活情報連携基盤の主な機能
①施設の情報収集・見学予約

保護者は、情報収集・見学予約・窓口申請等の一連の保活手続を、スマホからのワンストップ・オンラインで完結。
手間なく、スムーズな保活へ。※入所申請はマイナポータル「ぴったりサービス」等で実施。

導入前（保護者の負担）

① 情報が散在していて、収集が大変

・ウェブサイト、パンフレットなどの紙資料、Webフォームで資料請求など情報が散在
・施設情報の比較が難しく、園選びに苦労

② 園ごとに異なる見学予約方法

・訪問のみ、電話・メールのみ、Webフォームなどバラバラ
・受付時間が限られ、電話・訪問がしづらい
・園ごとに見学可能日が違い、日程調整も手間

③ 必要な手続きが複雑・多すぎる



保活情報連携基盤
保活ワンポータル



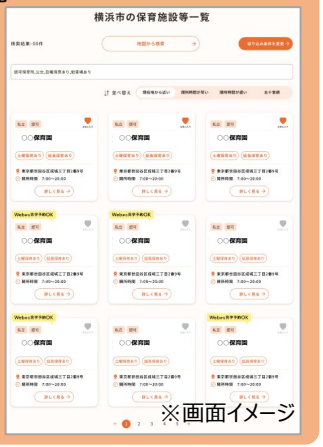
導入後（保護者のメリット）

① 情報の収集・比較・検討が簡単に

・必要な手続情報にアクセスしやすく
・チェックした園の情報を一覧表示
・見学の予定が組みやすく、効率よく園を回れる

②見学予約方法が統一され、簡単

・保活情報連携基盤から、複数園の見学予約を一元化
・見学予約枠をリアルタイムに確認
・電話不要、24時間予約可能



※画面イメージ

③ 保活全体をもっとスムーズに

・施設見学 → 就労証明書申請 → 発行まで、同じ基盤で管理
・手続きの抜け漏れを防ぎ、保育所等利用の準備がシンプルに



施設情報・見学予約を“ひとつの基盤”でまとめて管理!!

情報収集も予約も見やすく簡単！　保育園選び・手続がもっとスムーズに!!

保活情報連携基盤の主な機能
②就労証明書の発行

入所に必要な書類である就労証明書※を、保活情報連携基盤を通じて発行可能。
更に標準様式の活用を進める※ことで保護者・保護者勤務先・自治体の負担軽減に取り組みます。

※令和７年１月に実施した自治体悉皆調査において、83%の自治体が標準様式を活用しているとの回答

導入前（保護者の負担）

① 自治体ごとに異なる様式による負担

・書式が複雑で、記入ミスや不足により、保護者勤務先・自治体・保護者間で差し戻しや調整が発生
・保護者勤務先も自治体ごとに違うフォーマットで作成する必要があり、不明点は自治体に問い合わせる必要。

②手書き対応や紙での受け渡しが手間

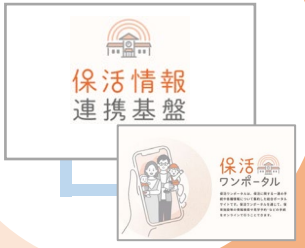
・手書き様式の場合、修正が大変
・紙での受け渡しが中心で、紛失リスク・保管の負担が大きい

③勤務先への発行依頼が手間

・紙や電子データのフォーマットを勤務先に郵送やメールで送るのが手間



保活情報連携基盤
保活ワンポータル



導入後（保護者のメリット）

① 標準様式による就労証明書の発行

・標準様式による就労証明書の発行を実装することにより、書類の確認が簡便になり、差し戻しや調整が減る

② 電子入力できるPDF形式

・システム上で、「保護者記載欄」の更新が可能に
・そのまま電子申請に添付or印刷が可能

③ 保活ワンポータルで手続きがスマートに

・保活ワンポータル（保護者向けサイト）上で、配偶者の就労証明書もあわせて、楽々発行依頼
・書類の受け取りや管理がデジタル化し紛失リスク軽減





※画面イメージ

今後、保護者・勤務先のメリット拡大に向け更なる機能改善を検討中

就労証明書の標準化で“紙からクラウドへ”

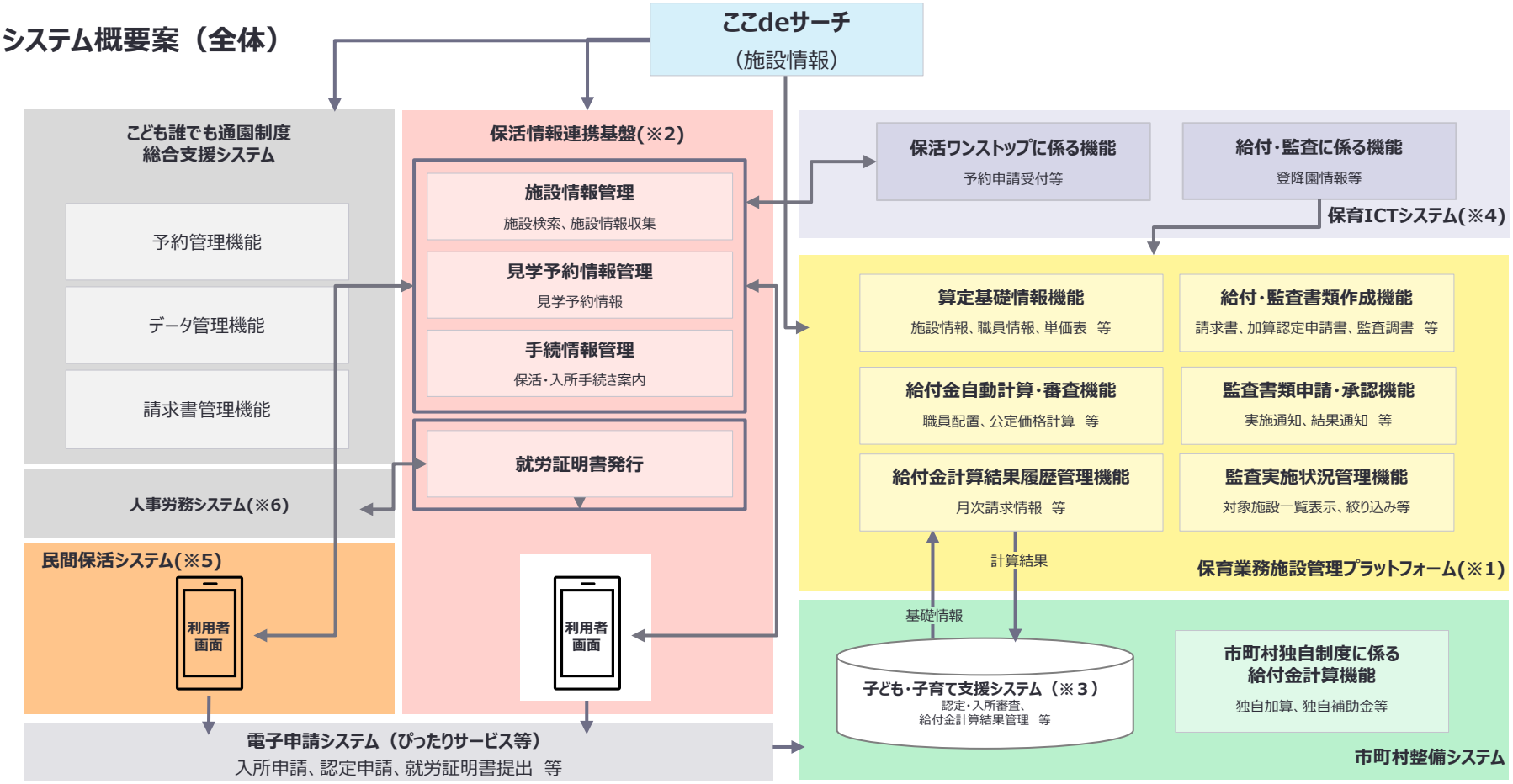
保育の手続き、申し込みが簡単・便利に！　保育利用手続きをよりスマートに!!

こどもまんなか
こども家庭庁

5.2.1. システム概要案（全体）

保育DXに係る、全体のシステム概要を整理しました。

システム概要案（全体）



(※1) 施設管理プラットフォームとは、給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現に向けて、保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うために国で整備する基盤のことを指す。
(※2) 保活情報連携基盤とは、保活に関する一連の手続（施設検索・見学予約・就労証明書の提出等）のオンライン・ワンストップを実現するために国で整備する基盤のことを指す。
(※3) 子ども・子育て支援システムとは、子どものための教育・保育給付認定等に係る事務を行うために、国が定める標準仕様書に基づき各自治体で整備する基幹業務システムのことを指す。
(※4) 保育ICTシステムとは、保育施設等で導入しているパソコンやタブレット端末を利用した保育業務支援システムを指す。
(※5) 民間保活システムとは、民間事業者が提供する、保活に関する手続を保護者が行うことを支援するためのシステムを指す。
(※6) 人事労務システムとは、各保護者の勤務先企業において導入している、保護者の雇用形態や勤労実績等の管理を行うためのシステムを指す。

こどもまんなか
こども家庭庁

保育ICTラボ事業

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和７年度補正予算　2億円

事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通した将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。
- 本事業を短期集中的に実施することにより得られた知見を、次年度以降の他の保育ICT関連事業の改善・向上につなげる。

事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、以下の３つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

①先端的な保育ICTのショーケース化
　一定の地域内にある先端的な保育ICTを実践している保育所等について、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に対する支援を行う。
※事例の発掘に当たっては、「保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究」とも連携を図る。
※他の保育ICTに係る事業で補助対象となっているシステム・機能に係る導入経費に関しては、本事業の補助対象外。
※実施団体の採択に当たっては、保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤とも連携して導入効果の最大化を図る取組を優先する。



②ICTに関する相談窓口・人材育成
　ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たっての伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。
※実施団体の採択に当たっては、複数自治体で連携してICT導入の体制整備を行う取組（複数自治体が参画する協議会（自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会）の設置等）を優先する。



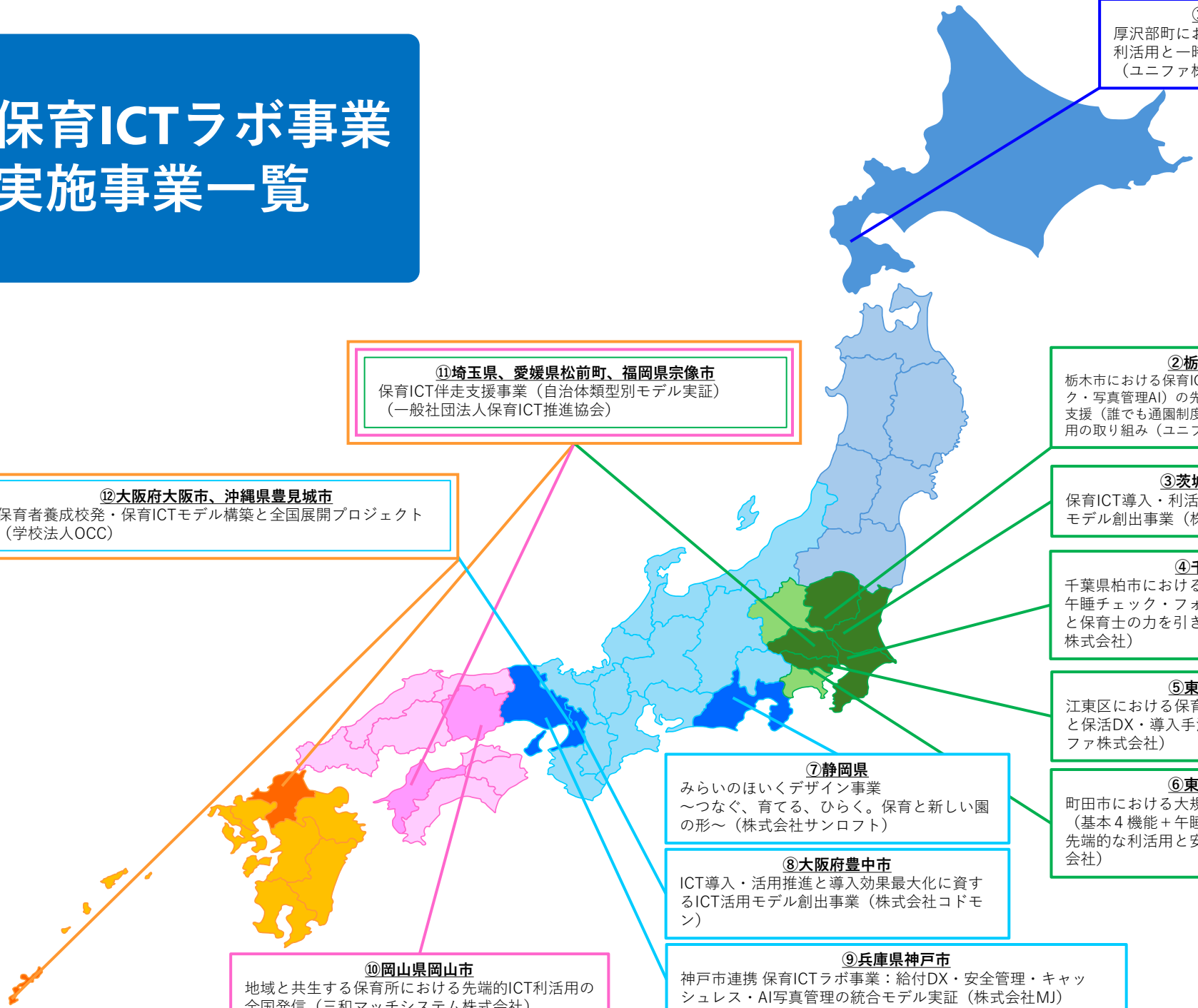
③ネットワーク形成・普及啓発
　包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費（自治体内における先端事例の横展開、全国的な先進自治体・施設間のネットワーク形成・情報交換等）に対する支援を行う。
※採択に当たっては、令和６年度補正予算を活用して実施した取組を基盤にしつつ、当該取組に参画していない自治体や保育施設等を含め、更に横展開していく取組を優先する。



実施主体等

【実施主体】保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定）　【補助率】定額
※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された実施団体（自治体と連携する事業者等）による事業の実施を管理。

保育ICTラボ事業
実施事業一覧



①北海道厚沢部町
厚沢部町における保育ICTやフォトAIの利活用と一時保育における活用の取組（ユニファ株式会社）

②栃木県栃木市
栃木市における保育ICT（基本４機能＋午睡チェック・写真管理AI）の先端的な利活用と地域子育て支援（誰でも通園制度・親子カフェ）における活用の取り組み（ユニファ株式会社）

③茨城県つくば市
保育ICT導入・利活用に向けた地域伴走支援モデル創出事業（株式会社コドモン）

④千葉県柏市
千葉県柏市における保育ICT（基本４機能＋午睡チェック・フォトAI）の先端的な利活用と保育士の力を引き出す取り組み（ユニファ株式会社）

⑤東京都江東区
江東区における保育ICT・フォトAIの利活用と保活DX・導入手法とチーム作り（ユニファ株式会社）

⑥東京都町田市
町田市における大規模保育園での保育ICT（基本４機能＋午睡チェック・フォトAI）の先端的な利活用と安全テック（ユニファ株式会社）

⑦静岡県
みらいのほいくデザイン事業
～つなぐ、育てる、ひらく。保育と新しい園の形～（株式会社サンロフト）

⑧大阪府豊中市
ICT導入・活用推進と導入効果最大化に資するICT活用モデル創出事業（株式会社コドモン）

⑨兵庫県神戸市
神戸市連携 保育ICTラボ事業：給付DX・安全管理・キャッシュレス・AI写真管理の統合モデル実証（株式会社MJ）

⑩岡山県岡山市
地域と共生する保育所における先端的ICT利活用の全国発信（三和マッチシステム株式会社）

⑪埼玉県、愛媛県松前町、福岡県宗像市
保育ICT伴走支援事業（自治体類型別モデル実証）
（一般社団法人保育ICT推進協会）

⑫大阪府大阪市、沖縄県豊見城市
保育者養成校発・保育ICTモデル構築と全国展開プロジェクト
（学校法人OCC）

令和８年度の保育ICTラボ事業について

○ **保育ICTラボ事業**については、**保育分野におけるICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出**とともに、**横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備**するとともに、**働きやすい職場環境づくりを通した将来の保育士を目指す若者への魅力発信**にも資することを目的とし、令和７年度から実施してきた。

○ 本事業を実施することにより得られた知見を、**令和９年度以降の他の保育ICT関連事業の改善・向上、新規施策の検討等**につなげる。

（※）次の取組①（（ア）と（イ）のいずれか又は両方）と取組②の両方を実施することが必要。

【取組①：自治体や保育所等と連携の上実施する（ア）（イ）の取組】

（ア）【先端的な保育ＩＣＴのショーケース化】

先端的な保育ICTを実践している保育所等において、ICTを用いた保育の実践に関する課題の分析や導入効果の検証等を行うとともに、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組

①保活情報連携基盤及び保育業務施設管理プラットフォームを活用した総合的な業務負担軽減事例の創出
② ICTを活用した効果的な安全の確保
③自治体における保育ICTデータの活用
④保育の実践を支える保育ICTの効果的な活用方法及び留意点
⑤保育ICTを活用した保育の体制の在り方
⑥その他

（イ）【ICTに関する相談窓口・人材育成】

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育所等においてICT推進の核となる人材の育成、ICT活用に当たっての外部人材による伴走支援を通じた人材育成に関する取組

【取組②：上記取組①と併せて実施する取組】

【ネットワーク形成・普及啓発】

保育ICTを効率的に活用している保育所等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発の取組として、取組①の事例の横展開等を行う。

保育士の勤務時間に関する取扱い

○　最低基準上の保育士定数は、**こどもを長時間にわたり保育できる常勤の保育士であることが原則**。
○　ただし、**一定の条件の下で、短時間勤務の保育士を定数にカウントすることができる**こととしているほか、**待機児童解消のため、短時間勤務の保育士の活用に関し更なる要件緩和を実施**している。

平成10年～

○　短時間勤務の保育士（1日6時間未満又は月20日未満勤務）について、次の①②をともに満たすことにより、定数にカウントすることを可能に。
　①　常勤保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。
　②　常勤保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

令和3年～

○　待機児童解消のため市町村(※)がやむを得ないと認める場合に限り、各組・各グループに1名以上配置することとしていた常勤保育士についても、1名の常勤保育士を2名の短時間勤務の保育士で代替することを可能に。

(※)令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断している市町村。

(※)令和6年には、育児・介護等と就労の両立を可能とする観点から、育児や介護等により労働時間を短縮して就労する保育士（勤務時間短縮保育士）であっても最低基準上の定数にカウントすることができる旨、周知を行った。

保育分野における教育・保育に関連するデータ利活用について

こどもまんなか実行計画（令和８年６月９日こども政策推進会議決定）

- 保育所等のＩＣＴ導入・活用の支援を一層進めつつ、保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の全国展開と機能拡充を図るとともに、**保育に関連するデータの実態把握や活用方法等について検討を行う**。

※該当部分について太字、下線にて強調

今後の対応方針

- 令和８年度に調査研究を実施し、こどもの教育・保育に関連するデータについて、**どこに**（施設・事業所、自治体等）、**なにが**（園児情報、給付情報等）、**どのような形で**（データ形式、匿名化の有無等）存在しているのか整理した上で、**データの集約化に当たっての課題やデータ利活用の可能性**（保育実践の改善、こどもにとって真に必要な支援に繋げること等）について検討する。

- 具体的には、
 ・先行する他分野（教育・医療・介護等）のデータ活用状況等の調査・分析
 ・保育分野（国内・国外）における先行事例の収集
 ・データの所在やその内容・形式・活用状況についての実態調査
 ・有識者や保育施設・自治体職員、保育ＩＣＴ事業者等を交えた今後の方向性に関する議論
 により、保育現場に存在するデータを明らかにした上で、課題分析や提言等を加えた報告書をとりまとめる予定。